

2006年度

十五年戦争期における文部省の修史事業と思想統制政策
いわゆる「皇国史観」の問題を中心として

千葉大学大学院
社会文化科学研究科

長谷川 亮一

凡例

- 年代表記は、太陰太陽暦を用いていた明治5年（1872）までは年号と西暦を併記し、以後は西暦のみを記した。ただし、引用文においてはこの限りではない。
- 引用文は、原則としてかなづかいは原文のままとし、漢字は新字体に直した。ただし、人名など一部の固有名詞では、旧字体をそのまま用いた場合もある。なお、「満洲」「満州」については「満洲」に統一した。
- 引用者註は〔…〕で括って示した。
- 特に断りのない限り、引用文中の傍点は原文のままであり、また下線は引用者によるものである。
- 敬称等は略した。
- 法令および帝国議会・国会の議事録については出典を略した。

目次

凡例	1
はじめに	6
第1章 戦後における「皇国史観」をめぐる議論の展開	8
1.1 今日における「皇国史観」の認識	8
1.2 敗戦直後における「皇国史観」批判の展開	9
1.3 1950年代における「皇国史観」についての認識	12
1.3.1 「実証主義史学」の「皇国史観」認識	12
1.3.2 平泉澄と「皇国史観」	13
1.4 1960年検定論争と「皇国史観の復活」キャンペーン	14
1.5 1980年代の皇国史観論	16
1.6 近年の議論傾向と本論文における検討課題	18
第2章 近代国体論の確立と変容	20
2.1 「天壤無窮の神勅」と近代国体論の成立	20
2.2 『大日本編年史』と久米事件	22
2.3 『国体論史』と大正期の国体論	24
2.4 天皇機関説事件＝国体明徴運動と「教学刷新」	25
2.4.1 教学刷新評議会と教学局	26
2.4.2 『国体の本義』	27
2.5 「皇国」理念の流布	29
2.5.1 「日本国皇帝」から「大日本帝国天皇」へ	29
2.5.2 「帝国」から「皇国」へ	30
2.6 「八紘一宇」の国策理念化	34
2.6.1 田中智学の「八紘一宇」論	35
2.6.2 国民精神総動員運動と「八紘一宇」の国策理念化	36
2.6.3 『臣民の道』	38
2.6.4 「八紘一宇」の意味をめぐる混乱と起源の忘却	39
2.6.5 「八紘一宇」への疑義	41
2.7 小括	41
第3章 「皇国史観」の提唱と流布	43
3.1 高等試験改革と国史の必須科目化	43
3.1.1 国史必須科目化の経緯	43
3.1.2 1942・43年度国史試験の状況	45
3.2 『国史概説』の編纂	47

3.2.1	編纂決定と編纂方針	47
3.2.2	臨時国史概説編纂部	48
3.2.3	編纂の経緯	48
3.2.4	完成と刊行	52
3.3	『大東亜史概説』の編纂	53
3.3.1	編纂決定と編纂方針	53
3.3.2	東亜史概説編纂部	54
3.3.3	編纂事業の進行と挫折	57
3.4	文部省による「皇国史観」の提唱	59
3.5	文部省の「皇国史観」認識	62
第4章	『国史概説』の歴史像	67
4.1	全体の構成と基本的特徴	67
4.2	『国史概説』の国体論	69
4.3	「八紘為宇」の理念	71
4.3.1	「日本」の範囲	72
4.3.2	「日本国民」の範囲	73
4.4	社会経済史的叙述の意義	74
第5章	『大東亜史概説』の歴史像	77
5.1	全体の構想	77
5.2	「大東亜」の範囲	80
5.3	「大東亜」と日本	82
5.3.1	「大東亜」の共通性	82
5.3.2	日本の独自性と使命	83
5.3.3	「日本」と「日本人」の範囲	84
5.4	「大東亜史」と「国史」のはざま	85
5.5	『大東亜史概説』と宮崎市定『アジヤ史概説 正篇』	86
第6章	国史編修事業と国史編修院	88
6.1	国史編修事業の閣議決定	88
6.1.1	閣議決定	88
6.1.2	教学局の計画	89
6.1.3	修史事業に対する反応	89
6.2	国史編修準備委員会における議論	92
6.2.1	平泉澄の反対意見	92
6.2.2	諮問と問題提起	94
6.2.3	編纂の目的	94
6.2.4	叙述対象期間をめぐる議論	95
6.2.5	答申	97
6.3	国史編修調査会	98
6.3.1	国史編修官	99
6.3.2	教学局側の認識	100
6.4	国史編修院と敗戦後の経過	100

6.4.1	国史編修院の設置と敗戦	100
6.4.2	山田孝雄院長の辞任と国史編修院の解体	103
おわりに		105
	戦後における文部省の国体論	106
	戦後における国体論の変容	108
	「歴史学の戦争責任」について	109
註		111
参考文献		128

表 目 次

3.1	1942-43 年度高等試験国史科目試験問題	45
3.2	1942-43 年度高等試験国史科目試験委員	45
3.3	臨時国史概説編纂部名簿	49
3.4	『国史概説』発行部数（1943 年 12 月現在）	52
3.5	東亜史概説編纂部名簿	55
3.6	古典編修部名簿	61
3.7	国民錬成所・教学錬成所における「皇国史観」に関する講義	62
4.1	『国史概説』の構成	68
4.2	『国史概説』の時代区分	74
5.1	大東亜史編纂要目	79
6.1	国史構成案（1943 年現在）	89
6.2	国史編修準備委員会・調査会名簿	93
6.3	国史編修院名簿	102

はじめに

本論文の課題は、十五年戦争期における「皇国史観」とはいったいどのようなものであったのか、ということ、同時代における具体的な言説に即して検討することである。

この「皇国史観」という言葉には、今日、様々なイメージがつきまとっている。

曰く——独善的、右翼的、国粹主義、排外主義、侵略主義、物語的、主観主義、主情主義、非科学的、神がかり的、神話を史実と見なす、考古学の軽視ないし無視、等々。戦前の歴史学・歴史教育は「皇国史観」に支配されていたとか、戦後歴史学は「皇国史観の克服」を課題として出発した、というのはよく言われるところであるし、歴史教育の分野において「皇国史観の復活」が問題とされることも決して少なくはない。

「皇国」は天皇の統治する国としての日本を指す言葉であるから、「皇国史観」とは日本の歴史を天皇を中心として観る歴史観だということになる。しかし、それでは「皇国史観」とは具体的に何を指すのか、と問われたとき、果たして明確な回答は与えられているだろうか。

史学史の文脈では、この言葉は普通、中世史家の平泉^{きよし}澄の歴史観を指すのに用いられる。また歴史教育史の分野では、一般に国定教科書の歴史観を指すことが多い。しかもそれだけでなく、一般にこの言葉が用いられる場合は、国学者や神道家などの歴史観を指したり、『神皇正統記』や『大日本史』の歴史観を指したり、あるいはただ漠然と天皇中心的、あるいは日本中心的な歴史観を指したりすることもある。要するに、何をもち「皇国史観」と呼ぶのかは、じつはかなり曖昧なのである。

たしかに、戦後の歴史学・歴史教育は、戦前・戦中の「皇国史観」に対する批判意識をその出発点においていた。しかしそこでの議論は、戦前・戦中の歴史書や歴史教科書がいかに非科学的でドグマティックなイデオロギーにすぎなかったかを示すだけにとどまり、それを学問的・科学的知見に即していかに語りなおすべきかは論じられても、なぜそのようなイデオロギーが成立したのか、という方向へ論じられることはほとんどなかった。このため、そもそも「皇国史観」という用語それ自体が、いつ、どのように成立したのか、というごく基本的な点すらほとんど不問に付されており、曖昧になっているのが現状である。

また、歴史学・歴史学者の対外侵略や戦争などへの関与についての議論は今日盛んになりつつあるが、そこでも「皇国史観」とは何であったのかが曖昧にされたまま、「皇国史観」に加担したことが問題にされるということが決して少なくはない。

確かに「皇国史観」それ自体は、とりたてて評価するには値しない代物であるかもしれない。だが、「日本史」という枠組みそれ自体の意味が問われ、また歴史を語ることそれ自体の意味が問われている今日、ある意味では「日本史」という枠組みの極致とも言える「皇国史観」の再検討を試みることは、決して意味の無い問いではないであろう。

さて、「皇国史観」という問題を考えるにあたって、ここでは十五年戦争期（1931–45年）における文部省、特にその中でも教育・学問および思想統制の役割を担った部局である教学局（1937–45年）の活動に着目する。なお、ここでは「統制」という言葉を幅広く捉え、国家にとって望ましくない思想の取り締まりという消極的側面だけではなく、「正しい」「望ましい」思想の喧伝という積極的側面まで含めて「統制」と見なす。文部省自身は軍（憲兵）や内務省（警察）とは異なり、危

険思想の取り締まりそのものを行っていたわけではないが、主として教学局を通じて、日本国内における学問・教育・思想を、それが国体論に基づくものとなるようコントロールしていた。

なぜこの時期の文部省に着目するかといえば、まず第一に、この時期の文部省は、多くの歴史学者を動員して『国史概説』などいくつかの国定歴史書を編纂しており、第二に、その歴史書の歴史観を示す国策標語として、文部省自身が「皇国史観」という語を提唱し喧伝していたからである。

「皇国史観」という題材は史学史・思想史・教育史など様々な側面からアプローチすることが可能であり、また問題の立て方も多岐にわたるが、ここでは特に、「皇国史観」においては「日本」をどのように自己認識し、それによって「日本」をどのような方向に持って行こうとしたのか、という点に着目して検討を行いたい。

以下、本論文の概要について述べる。

第1章「戦後における「皇国史観」をめぐる議論の展開」は、いわば本論に入る前の長い序論である。ここでは、「皇国史観」は戦後どのように論じられてきたのか、ということ、研究史の整理を兼ねて検討し、その上で何が問題とされ、何が問題とされなかったのかを明らかにする。

第2章「近代国体論の成立と変容」では、明治期に成立した近代国体論が1930年代にいかに変容し、1940年代における「皇国史観」の準備をなしたのかを、「天壤無窮の神勅」「教学刷新」「皇国」「八紘一宇」などのキーワードを通じて検討する。

第3章「「皇国史観」の提唱と流布」では、文部省がどのような過程を経て「皇国史観」なる歴史観を提唱したのかについて検討し、文部省自身がそれにどのような意味を込めていたのかを明らかにする。さらに第4章「『国史概説』の歴史像」、第5章「『大東亜史概説』の歴史像」では、その「皇国史観」に基づく歴史書として編纂された『国史概説』『大東亜史概説』というふたつの書物の内容を通じて、「皇国史観」の性格について検討を行う。

文部省では、1942年ごろから日本の「正史」を作成することを検討しはじめ、1943年より国策事業として本格的に着手する。第6章「国史編修事業と国史編修院」はこの修史事業を扱い、文部省がいかなる歴史を「正史」——国家機関によって編纂された歴史であり、「正統」なる歴史——として確立しようとしたのか、また、それに対して一般社会はどのように反応したのか、ということ、を明らかにする。

「皇国史観」という問題は、国家による歴史学・歴史教育統制の問題としても、歴史学の国策協力ないしは政治への加担の問題としても、多くの考えるべき重要な課題を提起しているといえよう。本論文ではそのすべてを論じることとはとうていできないが、まずは正確な事実関係の把握と追求から始めることにしたい。

なお、本論文に登場する人名については、煩瑣を顧みずなるべく生没年を明らかにすることとした。これは、どの時期に教育を受けたのか、ということが、それぞれの人物の歴史観に大きな影響を与えており、そのことがそれぞれの議論にも影響してくると考えられるからである。

第1章 戦後における「皇国史観」をめぐる議論の展開

1.1 今日における「皇国史観」の認識

まず最初に、「皇国史観」という語は今日ではどのように理解されているのか、という点を確認することから始めることにしよう。

「皇国史観」という語が辞典類に載るようになったのは、比較的最近、おおむね 1980 年代以降になってからのことである。たとえば、代表的な国語中辞典のひとつである岩波書店の『広辞苑』の場合、この語が記載されるようになるのは 1991 年刊行の第 4 版からである。また、日本最大の国語辞典である小学館の『日本国語大辞典』でも、初版（1972-76 年）にはこの語はなく、第 2 版（2000-02 年）で初めて記載されている。歴史事典類では、1974 年刊行の『角川日本史辞典』第 2 版にこの項が立てられている⁽¹⁾ものの、一般的な百科事典や歴史事典にこの項目が記載されるようになるのは、平凡社『大百科事典』（1984-85 年）以後のことである⁽²⁾。

このうち、『広辞苑』第 4 版と『日本国語大辞典』第 2 版の定義は、それぞれ以下のようになっている。

国家神道に基づき、日本歴史を万世一系の現人神である天皇が永遠に君臨する万邦無比の神国の歴史として描く歴史観。十五年戦争期に正統的歴史観として支配的地位を占め、国民の統合・動員に大きな役割を演じた。⁽³⁾

万世一系とする天皇による国家統治を日本歴史の特色とする考え方。古事記・日本書紀の神話を歴史的事実とする。日中戦争から太平洋戦争期の軍国主義教育の強力な後ろ盾となった。⁽⁴⁾

他の国語辞典などの定義もほぼ同趣旨であり、このあたりが「皇国史観」に対する今日の一般的な認識と見てよいであろう。すなわち「皇国史観」とは、日本の歴史を「万世一系」の天皇による統治の過程として見る、天皇中心主義的・日本一国的な歴史観、ということになる。

またこの語は、今日ではもっぱら批判的な意味で用いられている。天皇中心主義の立場から肯定的な意味で用いられることもないわけではないが、基本的には否定的なイメージの強い言葉だといつてよい。

しかしながら、それでは「皇国史観」とは具体的にいかなるものであったのか、ということになると、認識は途端に曖昧になってくる。

たとえば、近世の国学者の歴史観、さらには『大日本史』や『神皇正統記』、あるいは『古事記』『日本書紀』など、近代においていわゆる「国体論」の聖典扱いを受けてきた書物における歴史観までを全てひっくるめて「皇国史観」として捉えることも可能ではあるし、事実、そのような主張も存在する⁽⁵⁾。なお、「国体」ないし「国体論」を厳密に定義することは困難であるが、ここでは「国体」を「日本は天照大神のつくった神の国であり万世一系の天皇が統治する国であるという、日本国家の独特の成り立ち」を指す語、という一般的な理解で捉えることにする⁽⁶⁾。

とはいうものの、今日一般に「皇国史観」という際には、先に見た国語辞典の定義からもうかがえるように、大日本帝国が国民統合・動員のための「正史」として採用し、特に十五年戦争期に教育の場において広めた歴史観、という意味に限定して用いられることが多い。この場合、その主たる担い手は国家、特に文部省であり、その代表的な歴史書としては、『初等科国史』（1943年）に代表される初等教育用国定国史教科書や、『国体の本義』（1937年）・『臣民の道』（1941年）などの文部省編纂書籍が挙げられることになる。

ところがその一方で、史学史の上では、「皇国史観」とは、1935年から1945年まで東京帝国大学文学部国史学科教授であった平泉澄（1895-1984）とその門弟たちの歴史観を指す、する認識が広く流布している⁽⁷⁾。たとえば、多くの歴史事典類の「皇国史観」の項では、その代表的理論書として『国体の本義』などが挙げられる一方で、その代表的イデオログとしては平泉の名が挙げられている⁽⁸⁾。

便宜上、いま仮に、戦時中における文部省の歴史観を「文部省史観」、平泉澄とその学統の歴史観を「平泉史観」と呼ぶことにしよう。後者があくまで一部特定の歴史家による歴史観にすぎないのに対し、前者はいわば国定の歴史観であって、その社会的な意味づけは大きく異なるはずである。また、もし両者を同一視できるというのであれば、その相互影響関係を明らかにしなければならない。もとより、これは平泉の名を他の人間に置き換えても同じことである。だが実際には、このような問題点はほとんど意識されることなく、両者はともに「皇国史観」の名で呼ばれている。

また、いずれの意味でこの語を用いるにせよ、それがなぜ「皇国史観」と呼ばれるのか、ということとはほとんど意識されない。だが、「皇国史観」という言葉が使われている以上、当然、そこには何かしらの由来があるはずである。

そこで本章では、戦時下における「皇国史観」を論じる際の前提として、戦後、「皇国史観」なるものがどのように論じられてきたのか、その経緯を、先行研究の整理をかねて見てゆくこととしたい。そしてその上で、既存の「皇国史観」認識の何が問題なのか、という点を、あらためて明らかにしたい。

1.2 敗戦直後における「皇国史観」批判の展開

「皇国史観」という語が、今日用いられているような批判的な意味で用いられるようになったのは、戦後すぐからのことである。

1945年の敗戦直後より、歴史学界では新しい学会の組織や雑誌の創刊の動きが始まる。まず、1945年11月1日には京都で日本史研究会が創立され、1946年5月に機関誌『日本史研究』が創刊された。また、1946年1月12日には民主主義科学者協会（民科）が結成されており、その歴史部会の機関誌として『歴史評論』が1946年10月に創刊されている。1944年から活動を停止していた歴史学研究会（1932年12月創立）も、1945年11月10日・12月1日に「国史教育再検討座談会」を開催、さらに1946年1月27日に再建大会、3月10日に総会を開いて活動を再開、1946年6月に機関誌『歴史学研究』を復刊させている。この他にも、日本歴史社の『日本歴史』（1946年6月創刊、1949年3月より日本歴史学会の機関誌となる）などもこの時期に創刊されている。

これらの学会や雑誌に集った人々の思想は必ずしも一様であったわけではないが、そこにはほぼ共通して、戦時下の歴史学・歴史教育の状況に対する強い批判意識が見られた。そして、こうした一連の動きの中で、主として講座派マルクス主義の影響を受けた若手の歴史学者を中心として、いわゆる「戦後歴史学」が形成されてゆくことになる。

このうち日本史研究会は12月23日に第1回例会を開いているが、そこで行われた座談会にお

いて、同会創立委員の一人である藤谷俊雄（1912-95）は、戦時下の歴史教科書を批判して、以下のように述べている。

根本的にはこの日本の歴史を非常に神秘的に考へるやうな考へ方が、この戦争中には横行したことは、皆さんよく後承知の事だと思ふのであります。或は二千六百年説、或は八紘一字説まあかう言ふ風なものが非常に喧ましく取立てられまして、この小学校の教科書或は中等学校の教科書に盛られた。〔…〕此の所謂皇国史観が行はれてゐるだけでなしに、もつと極端な軍国主義史観或は進んで米英打倒史観と言ふやうなものがこの歴史教科書の基調であります。（⁹）

また、当時暁星中学校の教諭で、のちに歴史教育者協議会（歴教協、1949年7月設立）の委員長となる高橋嶺一（1913-85）は、『歴史評論』の1947年9月号で、暁星中の五年生たちが同年の一学期末に書いた、文部省著作中等学校教科書『日本の歴史』（1946年）についての批判的レポートを紹介しているが、その中には「我我はこの教科書を見る迄は“大日本は神国なり”の皇国史観とかいうものを信じさせられて来た」という文言が見られる（¹⁰）。

こうした記事からも明らかなように、「皇国史観」とは戦時中に肯定的な意味合いで用いられ、喧伝されていた言葉であり、それが戦後になって、戦時下の歴史学・歴史教育が軍国主義や対外侵略に加担したとして批判されるようになる中で、その歴史観を示す語として批判的な意味で用いられ始めたのである。

この時期に創刊された歴史雑誌では、こうした戦時下の歴史学・歴史教育の状況に対する厳しい批判が展開されていた。たとえば、『歴史学研究』復刊号（第122号）に掲載された井上清（1913-2001）の長文の「時評」では、「皇国史観」という言葉は用いられていないが、平泉澄・山田孝雄（1873-1958）・徳富蘇峰（1863-1957）・秋山謙藏（1903-78）・望月健夫（一憲、1914-）・西田直二郎（1886-1964）・板澤武雄（1895-1962）といった学者たちを名指して、「軍閥官僚の拡声器となつて、国体護持の強制のために、大日本皇国は神国なりと唱へ、皇国は世界を支配する——八紘一字——神命を持つと称し、ひたすら人民を天皇制軍閥・官僚の奴隷とし、侵略戦争にかりたてるために、科学の片鱗をも歴史学から取り去つた最も露骨な犯罪人ども」（¹¹）という激烈な批判の言葉を浴びせている。井上はまた、1945年12月1日付の『大学新聞』に掲載された、当時東大国史学科教授だった板澤武雄の

我々は学説を変へたことはない 資料から見て日本の歴史が聖徳太子以後に於て信憑すべきものであるといふことは、もうずっと前から講義しつゞけて来てゐる所だ、たゞ過去に於て同じ国史を研究するにしても国史を通して道を求めるといふ行き方と国史を通して実態を求めるといふ行き方と二つあつたことは事実だが、歴史学といふものはあくまでも実証的なもので観念論的な問題は吾々歴史学徒の任ではないとは、最初からはつきりしてゐる、（¹²）

という談話を取り上げ、既存の「実証主義」が「実は考証主義」であり、その無思想性が現状追認の論理となつてしまつてゐることを批判し、「民主主義の歴史が正しい科学的な歴史の道であることを明白にかゝげるべきである」と訴えている（¹³）。なお、同時期に石母田正（1912-86）も、「戦時中極端な国家主義を唱えて、歴史学を台無しに壊してしまつた学者が、今度は口を拭つて自分たちは本来実証主義的歴史学者だつたと言訳がましく弁解している」（¹⁴）ことを批判している。

たしかに、「皇国史観」を「唯物史観」と対置した上で、そのいずれも政治的な歴史観として排除し、自らは政治的に「中立」な「実証主義」の立場に立つ、とする議論も、当時から広く見られた。たとえば、『朝日評論』1947年3月号に掲載された、文部省著作国民学校教科書『くにのあゆみ』（1946年）についての座談会「『くにのあゆみ』の検討」では、幣原喜重郎内閣の安倍能成文相（在任1946年1月-5月）が『くにのあゆみ』の編纂方針について「いままでの皇国史観でもい

けないし、とって唯物史観に走ってもいけない」⁽¹⁵⁾と語っていたことが、出席者の一人である小池喜孝により紹介されている。また、1947年12月に創刊された『歴史』という雑誌の「編集後記」には、「僕らはかつて戦時中この国の歴史界、といふより言論思想界を支配していた「皇国史観」の継承者でないことはいふまでもない。のみならず唯物史観の徒でもない。何ら政治的意図はもっていない」⁽¹⁶⁾という記述がある。井上や石母田らマルクス主義歴史学者たちの批判は、こうした「実証主義史学」の非政治性・中立性の主張が、実際には現状追認による戦争協力の機能を果たしていたことや、戦争責任問題に対する遁辞、そして唯物史観排除のための論理として機能していることへの批判であった。

また、こうした一連の批判と並行して、1946年より公職・教職追放が始まった。京都帝国大学文学部教授の西田直二郎が1946年7月31日に教職追放を受けた⁽¹⁷⁾のを皮切りに、東京文理科大学教授の肥後和男（1899-1981。1946年9月公職追放）、東大文学部教授の板澤武雄（1948年1月教職追放）、元教授の中村孝也（1885-1970。1945年10月定年退官、1947年5月教職追放）、平泉澄（1945年8月辞任、1948年3月公職追放）、京大文学部助教授の中村直勝（1890-1976。1948年公職追放）などが次々と追放を受けている。このことは、結果として歴史学界全体の世代交代を促すことになった。

ただし、戦後すぐのこうした批判が——中世史家の鈴木良一（1909-）が、清水三男（1909-47）の戦時下の著作について、それが「奴隷の言葉」による抵抗として解釈できることを認めつつも、敢えて苦渋に満ちた言葉で批判したときの言葉を借りるとすれば——どこまで「私たちをふくんだ研究者の戦争責任の問題」⁽¹⁸⁾として——つまり、一部特定個人の問題や、あるいは「マルクス主義歴史学」や「戦後歴史学」などとは切り離された「皇国史観」や「実証主義史学」の問題としてではなく、「歴史学」という学問自体の問題として——捉えられていたのか、という疑問は残る。先述した井上清の「時評」は、労農派の論客であり、戦後すぐに各種の新聞・雑誌等で戦時下の歴史学・歴史教育に対する批判を展開していた土屋喬雄（1896-1988）について、その戦時中の著作『日本国防国家建設の史的考察』（1942年）を取り上げ、「戦争中に軍閥官僚財閥に阿諛して学問を歪めたものが、今急に民主主義的装ひで新しい歴史学を唱へんとしても、彼が過去の罪業を率直に自己批判して出直さない限りは、新しい歴史学を打ちたて得るものではない」⁽¹⁹⁾と批判している。しかし、1944年まで活動していた歴史学研究会やそのメンバー自身についても、全く同じ批判が降りかかってくる可能性があるにもかかわらず、それについての言及はない⁽²⁰⁾。

1957年9月に歴史学研究会編集委員会の発意により開かれた座談会では、1946年頃に「歴研の外側では石母田正氏が、歴史家が戦争中になった仕事について、個人的に名前をあげて問題にしていたり、委員会のなかでも鈴木正四氏が、歴研自体の戦争責任について、戦争中の編集後記を問題にしたりした動きがあったりしたが、それは一時の問題で、一般に歴史家の間で戦争責任の問題がつつこんで論議されるということは少なかった」ことが指摘されている⁽²¹⁾。この座談会の報告を取りまとめた荒井信一（1926-）は、後年の回想において、1946年前後においては戦後歴史学と官学アカデミズム（実証主義史学）とのあいだに大きな断絶が生じており、「戦争責任の追求——戦犯教授追放の動きは、それぞれの大学の学生運動としてはあったけれども、アカデミズム自体としては、みずから内部告発して自浄するダイナミズムは全くなかった。歴史学における戦争責任の追求が、全体としては主体的ひろがりをもちえなかった、戦争責任の問題が日本の近代史学史そのものにさかのぼって、点検されることはなかった」⁽²²⁾と指摘している。

いわゆる戦後歴史学が、戦前・戦時中の歴史学の状況に対する強い批判意識から出発していることは確かであるし、そのことはきちんと評価されなければならないであろう。また、戦後歴史学（の基軸となったマルクス主義史学）を、それが政治的であるという理由で「皇国史観」と安易に同列視することは問題であり、かえって「両者の歴史的個性を内在的に明らかにすることを不可能

と」することになる⁽²³⁾。とはいえ、批判の構図に問題があったことと、歴史学という学問それ自体の戦争責任の追求があいまいなままに終わってしまっていることは、やはり問題として指摘されなければならないであろう。

1.3 1950年代における「皇国史観」についての認識

1.3.1 「実証主義史学」の「皇国史観」認識

1950年代はじめ、朝鮮戦争の勃発を機に教職・公職追放の解除が進むと、被追放者は、平泉澄のようなごく一部の例外を除き、そのほとんどが大学に復帰することになる。その多くは、板澤武雄（1952年法政大学教授に就任）のように追放前とは別の大学に就職しているが、なかには肥後和男（1952年、東京文理科大学・東京教育大学教授に就任）のように元の大学に復帰しているケースもある。いずれにせよ、こういった追放解除の進行も、歴史学の戦争責任という問題の立て方を曖昧にする一因となったと考えられる。

戦後における東大国史学科の再建を担った坂本太郎（1901-87）は、1958年に書かれた史学史の概説書の中で、以下のように述べている。

もともと明治政府は、日本史の教育をもって国民教育の重要な要素とし、これに国体観念の確立、国民思想涵養の任務を負わせた。従ってその大目的にそう史実を強調し、それに反する史実をかくす傾きがあった。学者は、これを応用史学といい、純正史学と応用史学とはおのずから別であるとして、学的良心を納得させた。〔…〕満洲事変の前後から、政府は強圧的に学問・思想の統制にのり出した。文部省が国体の本義を出して、神話を歴史事実の如く解釈することを強要するようになって、歴史は神がかりしてしまった。学者の自由な研究は学問上でもさし控えねばならぬようになった。アカデミズムの多くの学者は、神秘的な皇国史観が日本人としての唯一の歴史観でなければならぬと高唱した。

第二次世界大戦の敗北によって、この勢いは一ぺんにくつがえった。皇国史観は姿を消し、古代史は神話から解放され、神武紀元は無視されることになった。この改革は連合国の占領政策として実施されたものであり、一般には大きな驚きを与えたが、専門史学者にはさほどの衝撃をいみしなかった。なぜならば学問的にはいずれも承認ずみのものばかりであり、いわゆる明治の応用史学、戦前戦中の皇国史観が是正されたに止まるからである。⁽²⁴⁾

ここには、戦時下の状況に対する、いわゆる「実証主義史学」の立場からの典型的理解が示されているといえよう。ここでは、まず近代における学問＝「純正史学」と教育＝「応用史学」の乖離が示された上で、「皇国史観」は「応用史学」の延長上に立ち、国家による政治的圧力によって造られたものであって、決して歴史学内部の問題ではない、という認識が示されている。「アカデミズムの多くの学者」が戦争に加担したことは認めつつも、それは戦争責任という問題としてよりも、もっぱら国家の圧力に屈した結果としてのみ捉えられているのである。

このような図式的理解は大局的には誤りとはいえない。また、国家による学問統制を強調する理解は、戦後歴史学の立場ともある程度まで共通している⁽²⁵⁾。ただしそれならば、「神秘的な皇国史観が日本人としての唯一の歴史観でなければならぬと高唱した」「アカデミズムの多くの学者」——そもそも、1935年に東大助教授となり、1945年に教授に昇進した坂本自身もその一人のはずであるが——の責任はどうなるのか、という疑問が生じる。

また、「歴史の神がかり」がすべて国家統制の結果であるとするのも、「学者の自由な研究」が完全に阻害されたとするのも明らかな行き過ぎである。家永三郎（1913-2002）は1965年の時点

で、戦時中の「アカデミズム史学」を、(1)「平泉澄によって代表されるファシズム史学」、(2)「実証主義の立場を堅持しながらも、序文やあとがきなどで、木に竹をついだように「米英撃滅」といった定型的文章を書きのせることにより時局に便乗した歴史家」、(3)「実証主義を堅持しつつ、完全に時局に対して沈黙を守り、あくまで便乗を回避しようとした歴史家」の三類型に分類した上で、「いずれにしてもファシズムに対して積極的な抵抗をあえてしなかったという点では五十歩百歩のちがいでしかありえなかった」としながらも、「あのような時代の中で五十歩と百歩とは重大な相違であったことも忘れてはならない」と留保をつけている⁽²⁶⁾。特に(3)についていえば、永原慶二(1922-2004)が指摘しているように、戦前・戦中期の実証主義史学は「伝統的な政治史中心の傾向に対し、テーマが多面化するとともに内容も飛躍的に高度化」していたのであり⁽²⁷⁾、少なくとも実証主義堅持という“逃げ道”は存在していたはずである⁽²⁸⁾。

1.3.2 平泉澄と「皇国史観」

なお、1950年代に入ると、平泉澄の名を「皇国史観」に結びつける言説も次第に見られるようになる⁽²⁹⁾。たとえば松島榮一(1917-2002)は、1952年に刊行された河出書房版『日本歴史講座』第1巻において、「平泉澄とその門流の皇国史観」という表現を、「この呼び名はふさわしいものではないが、他に適当なものがないのでこうしておく」という留保をつけて用いている⁽³⁰⁾。ただし、なぜ「ふさわしいものではない」のかは説明されていない。

もともと、「皇国史観」と平泉澄とを結びつける言説自体は戦時中に遡る。たとえば、『日本読書新聞』1943年9月25日付に掲載された「皇国史観を培ふ新刊書抄」という記事には、平泉澄の『建武中興の本義』『菊池勤皇史』『伝統』の三冊の名が挙げられている⁽³¹⁾。ただし、ここでは平泉の著作のほかに、保田與重郎・河野省三・清原貞雄・秋山謙藏・肥後和男・山田孝雄・平田俊春・齋藤瀏・中村直勝・岡不可止などの著作も挙げられており、平泉の著作はあくまで、多くの「皇国史観を培ふ新刊書」のうちの一冊という扱いにすぎない。言い換えれば、平泉は戦時中から「皇国史観」の歴史家の一人として扱われてはいたものの、「皇国史観の主唱者」とは見なされていなかったのである。戦後も、1950年代まではこのような傾向が続いている。

文芸評論家の龜井勝一郎(1907-66)は、いわゆる「昭和史論争」の発端となった論文「現代歴史家への疑問」(『文藝春秋』1956年3月号)の中で、「皇国史観と唯物史観」は「いづれも危機の産物」であり、「それぞれの意味で典型的人物、或は理想の人間像を設定してゐるところに危機の実体がよくあらはれてゐる」として、党派的判断による人物像の類型化という点では両者は共通している、と主張した⁽³²⁾。これに対し、『昭和史』の執筆者のひとりとして反論した遠山茂樹(1914-)は、龜井のいう「皇国史観とは、思うに平泉澄氏に代表されるような、水戸学的儒教的史観だけを指しているらしいが、それと同じく害毒をながしたものに、保田與重郎氏ら日本浪漫派の、いわば学史的皇国史観がある」⁽³³⁾と述べ、日本浪漫派系知識人のひとりであった龜井の責任を問うている。

また、和歌森太郎(1915-77)は1960年の時点において、「皇国史観」を「日本の歴史は、皇国精神、大和魂のはたらきだとみる傾き」「天皇の御稜威の消長が歴史の波瀾となっているとみる立場」と定義した上で、平泉澄の歴史観を西田直二郎・村岡典嗣らとともに「文化史観」としてこれと区別している⁽³⁴⁾。

1.4 1960年検定論争と「皇国史観の復活」キャンペーン

ここまで見てきたように、「皇国史観」という語それ自体は戦後早くから一貫して批判的に用いられており、ある程度の市民権を得た言葉であった。しかし、それが一般的に定着するのは、1961年度使用小学校教科書の検定をめぐる論争（1960年検定論争）以降のことである⁽³⁵⁾。一例を挙げれば、国会会議録においてこの語が用いられたのは、1959年以前においてはただ一度だけ⁽³⁶⁾だが、1960年からはほぼ毎年のように現れるようになっている。

1960年検定論争は、1950年代以後における教科書検定強化の流れの中で起こったものである。1955年に日本民主党による『うれうべき教科書の問題』キャンペーン（第1次教科書攻撃）が行われ、文部省はこれに押される形で教科書検定を強化し始める。翌1956年には、1957年度用中学・高校用社会科教科書の大量検定不合格問題（F項パージ）が引き起こされている。

1958年10月、小・中学校の学習指導要領が改訂された。この要領は初めて『官報』に告示されることになり、以後、文部省はこのことを根拠に、要領の法的拘束力を主張するようになる。そして1959年秋、この要領に基づく最初の教科書検定が1959年秋に行われた。ところがこの際に、「社会科の特に歴史の部分で、戦争中その日の天皇を中心とした皇国史観による干渉が行われている」⁽³⁷⁾ことが問題となったのである。そして、その中心人物と目されたのが、「かつての皇国史観の大御所、平泉澄門下の三羽鳥の一人」⁽³⁸⁾といわれた村尾次郎（1914-）であった。村尾は元東京帝国大学文学部国史研究室助手で、平泉澄を中心として組織されていた東大内の右翼学生団体「朱光会」の会員であり⁽³⁹⁾、1956年10月に教科用図書検定調査審議会が大幅に拡充され、文部省初等中等教育局教科書課に専任の教科書調査官が設置された際、その一人として就任している。この問題は当時、「F項パージ」になぞらえて、村尾のイニシャルをとって「M項パージ」とも呼ばれた。

これに対し、1960年2月頃から、日本出版労働組合協議会（出版労協。1958年3月結成、1975年7月に日本出版労働組合連合会（出版労連）に改組）や歴教協の「メンバーが“皇国史観”の問題を前面に出してキャンペーン」を行った⁽⁴⁰⁾。この「皇国史観の復活」キャンペーンは、教科書検定問題の社会的認知を高めるため、「平泉一派が出てきて皇国史観の検定をしているといえば、誰でも「それは大変」と直線的にうけとる」⁽⁴¹⁾ことを期待して行われたものであり、そのため一面では、教科書検定全体の問題をかえって見失ってしまう危険や、検定の問題点を、村尾次郎など特定の教科書調査官個人の思想的問題に帰してしまうような傾向も見られた。さらに、「皇国史観」という言葉自体が、あたかも「批判者が文部省にはるレッテルとして考え出した」⁽⁴²⁾かのような印象を植えつけることにもつながったのである。

たとえば1965年、家永教科書裁判の第1次訴訟が始まった直後の『朝日ジャーナル』10月24日号に掲載された「教科書調査官を調査する」という記事では、村尾次郎を「平泉澄氏の弟子」で「いわゆる「皇国史観」の持主と目されている」と紹介し、その上で「「皇国史観」というのは、戦後つくられた言葉らしいが、要するに、大化の改新とか、建武の中興とか、明治維新といったように、皇室と結びついたとき、日本の歴史が正しい姿になるという考え方だ」としている⁽⁴³⁾。

これに対し松島榮一は、同誌11月7日号に寄せた投書の中で、板澤武雄の『天壤無窮史観』（1943）に「題して天壤無窮史観といふ。これ予の信拠する皇国史観である」「皇國の史観は天壤無窮史観あるのみ」⁽⁴⁴⁾などといった用例が見られることを指摘した上で、「このように「皇国史観」は、戦中の史観の、すべてをさすような、広い意味に用いられていたのです。だから、わたしたちも、この「皇国史観」という言葉を用いて、戦前・戦中の、右派的な、主情主義・主観主義的な史観を、包括して今日「皇国史観」と呼んでいるわけです。平泉澄氏とその学統の方々の史観をも、またこれに含ませていることも、以上のように考えてくれば、誤りではないとおもいますし、むしろ「光

栄」とされるのではないかとさえ考えています」と述べている⁽⁴⁵⁾。

歴教協事務局専従であった佐藤伸雄(1930-)は、『歴史学研究』第309号(1966年2月)に載せた論説の中で、この松島の議論を踏まえた上で、「平泉澄氏とその学統の方々の史観をも」というのは遠慮したい方であって、「皇国史観」の中心は「平泉澄氏とその学統」そのものであり、平泉の学統を中心とする右翼史家が教育行政の中枢部や文部省の外郭団体的存在の中心メンバーとして、「皇国史観」をふりまいているのである⁽⁴⁶⁾と述べ、具体例として文部省の「三羽鳥」のほか平田俊春(1911-94。防衛大学教授=当時)・田中卓(1923-。皇學館大學教授・日本教師会会長=当時)らの名を挙げている。

この時期のこのような議論は、何よりも、教科書検定をはじめとする同時代の文部省による歴史教育政策を批判するための議論であり、その限りにおいては有効な議論ではあった。しかし同時に、戦時下における「皇国史観」については、平泉史観=「皇国史観」としたり、あるいは「右派的な、主情主義・主観主義的な史観」としたりするような程度の極めて漠然とした理解にとどまっており、その具体的な内容を史学史的ないし思想史的に検討しようとする方向へは議論は進まなかった。たとえば、「右派的」という漠然とした定義からは、津田左右吉(1873-1961)や和辻哲郎(1889-1960)などの象徴天皇制擁護論すら「皇国史観」に含み得るという解釈も可能になってしまう。また、さらに問題なのは、平泉澄ひとりが問題として取り上げられた結果として、歴史家の戦争責任を平泉澄一人に負わせ、「スケープ・ゴートをつくりあげることによって、他の責任を曖昧にする」という傾向が生じてしまったことである⁽⁴⁷⁾。

なお、東大国史学科の出身者たちの中には、村尾次郎や平田俊春らのように平泉の影響を強く受けた者がいる一方で、平泉に強い反感を抱く研究者たちも多くいた。平泉に卒論指導を受けた際、「百姓に歴史がありますか」「豚に歴史がありますか」という暴言を吐かれたという中村吉治(1905-86)のエピソードは有名であるが、それ以外にも北山茂夫(1909-84)・石井孝(1909-96)・豊田武(1910-80)・家永三郎・斎藤正一(1920-95)・永原慶二・色川大吉(1925-)など、回想の中で平泉の奇矯な言行と、それに対する反感を書き残している研究者は少なくない⁽⁴⁸⁾。平泉史観=「皇国史観」というイメージが戦後に定着したことには、このような反感も手伝っていたと考えられる。

ただし、1960年代後半になると、村尾次郎らの思想を単純に「皇国史観の復活」といつてしまっただけよいか、とする批判も浮上してくる。1967年、平田哲男(1939-)は、戦時下における「皇国史観」の典型的歴史書とした文部省〔編〕『国史概説』上・下(1943年)を取り上げて、村尾による日本通史『民族の生命の流れ』(1965年)と比較検討し、両者は性格的に異なり、後者(「現代的皇国史観」)が前者(平田は、板澤武雄の用語を用いて「天壤無窮史観」とする)の単純な「復活」とはいえないことを指摘した。すなわち、前者は国家による「命令」で、「政治的現実を所与性としてとらえ肯定する保守の論理と大衆を命令の需要者としてしかみない徹底した愚民観とが一貫して」おり、あらかじめ定められた「歴史を貫く不動の永遠性」を絶対価値とし、「個々の歴史的事象は一様にこの絶対価値から派出し、しかもことごとく絶対価値に帰一するものとしてのみ問題とされ」、「自らの歴史認識を、歴史の「事実」そのもの=実体として認知することを、暴力的に強要し」ていた。これに対し後者は自らの「決意」であり、「歴史における「事実」と「真実」とを機械的に区別したうえで、歴史を「事実」としてでなく「真実」として是認する歴史認識」を示しており、後者は「一種の変革の論理と大衆とともに祖国日本を守りぬくという非扇動の論理(必ずしも反扇動ではない)とが貫流している」。また、前者が「武家擅断の弊」としか見なしていない江戸時代に対して、後者はその中央集権的体制を高く評価しており、この点でE・O・ライシャワらの「近代化」論との親和性を持っている、とする⁽⁴⁹⁾。

これら一連の戦後歴史学からの議論に対し、平泉門下を自認する田中卓は、1968年に『神社新

報』紙上に発表した小論において、「みづから積極的に皇国史観に立つことを宣言」している。同論文の中で田中は、「平泉博士は学界に名高い論文「我が歴史観」以来、何々史観などといふことは、つひぞ唱へられたことがない」と指摘し、その上で、平泉の歴史観は正確には「皇国護持史観」と呼ぶべきである、と主張した⁽⁵⁰⁾。さらに田中は、その翌年に発表した論説において、戦時下における「皇国史観」の用例を検討したうえで、「「皇国史観」の語が一般に広く用いられるやうになつたのは、昭和十八年〔1943〕からではないかと思ふ」⁽⁵¹⁾とし、「戦前の皇国史観においても、二つの系統があり、その一は平泉博士に代表せられる“皇国護持史観”、その二は板沢〔武雄〕氏著『天壤無窮史観』、文部省編『国史概説』その他に代表せられる“皇国讚美史観”とでもいふべきもの」と論じている⁽⁵²⁾。その上で田中は、平田哲男のいう「天壤無窮史観」と「現代的皇国史観」の区別とは、もともと戦中の「皇国讚美史観」と「皇国護持史観」の区別に発しているとした。両者の区分基準として、田中は、たとえば秋山謙蔵の『日本歴史の内省』（1943年）や国定国史教科書『初等科国史』が、幕府を翼賛機関と見なしたり、和氣清麻呂の流罪を無視したりしていることを挙げ、これを平泉が「浅薄なる美化主義」と批判したことを挙げている⁽⁵³⁾。

田中の議論は、戦時下における「皇国史観」ないしは国体論の多様性を指摘し、また平泉の歴史観についての思想史の見通しを（平泉史観肯定の立場より）行ったものであり、その点では意義のあるものである。しかし、「皇国護持史観」と区別される形で残された「皇国讚美史観」は依然として漠然としたまま残されており、その実態の解明という方向へは議論は進んでいない。

1.5 1980年代の皇国史観論

文部省初等中等教育局教科書課では、1975年に村尾次郎が調査官を退官したのちも、同じく平泉門下の教科書調査官・時野谷滋（1924–2006。在任1973–85年）が主任調査官に昇任し、また、平泉門下ではないがその系統に近い所功（1941–）が調査官に就任（在任1975–81年）するなど、「日本史の教科書調査官は何らかの形で朱光会と関連がある」⁽⁵⁴⁾といわれる状況が続いていた。いっぽう、1979年から自民党を中心とする勢力の教科書批判（いわゆる第二次教科書攻撃）が始まるとともに、文部省の教科書検定が再び強化される。その結果、1982年には中国・韓国が日本の教科書検定を批判するという事態（1982年国際歴史教科書問題）が引き起こされることになる。

この1982年問題を受けて、中世史家の永原慶二は、その原因となった文部省の教科書検定の歴史観を検討するという目的のもとに、1983年に岩波ブックレットの一冊として『皇国史観』を刊行している⁽⁵⁵⁾。

まず永原は、「皇国史観とは誰々によって形成されてきたものなのかを問いなおすと、正確に答えることは存外むづかしい」としつつも、1935年に設置された文部大臣の諮問機関である「教学刷新評議会」（教刷評）に「平泉澄・山田孝雄・西晋一郎・紀平正美など」の「日本精神主義者」がメンバーとして参加したことを取り上げ、その上で平泉澄を「その代表的歴史家とすることは不当ではないだろう」としている。しかし永原は、その具体的な内容の分析にあたっては、「個々人の思想・歴史観に立ち入ることはやめて、もっともにつまった皇国史観「国史」像の典型として」『国体の本義』と『国史概説』を取り上げ、その上で、その特徴として、

1. 「国体」という特殊な価値を体現している国家に対する絶対的優越観ともいふべき思考
2. 民衆は忠孝一体の論理で、家 国 = 天皇に帰属することだけが価値とされ、それにそった事実以外はまったくかえりみられるに値しなかった

3. 自国中心主義と表裏一体の関係で、帝国主義的侵略や他民族支配、戦争などに対しては一貫してこれを肯定賛美している
4. 近代科学としての歴史学的認識とは異質のものであって、わりきって言えば、天皇制国家と日本帝国主義とを正当化するためのイデオロギーに他ならない

という4点を挙げている⁽⁵⁶⁾。

その上で永原は、その根源として戦前における教育と学問の分離状況と、「教学大旨」(1879年)以来の教育における「国民教化」路線を取り上げ、「皇国史観とは、一部の右翼的人々の歴史観と違って片づけられない」、「明治以来の教育(国民教化)政策・国定教科書を通じて基盤が形成され、天皇制国家儀礼=学校行事によって補完、浸透させられてきた存在」としている。そしてその上で、「皇国史観」と教科書検定の歴史観との共通点として、「自国の歴史、とりわけ国家や支配層の政策・行動などを極力あやまりないものとしてえがきだそうとする発想」「民衆ざらい」「教育と学問とは別だ」という論理、「天皇制国家儀礼の復活と密接なかかわりをもっている」といった点を挙げている⁽⁵⁷⁾。

この、同時代における文部省の歴史観を「皇国史観」と結びつけて批判する議論や、平泉を「皇国史観」の代名詞とする説自体は、1960年代以来の議論を踏襲している。

ただし、これを平泉澄論としてとらえた場合は問題がある。永原の問題関心は個々の歴史家の歴史観よりもむしろ歴史観の国家統制のほうにあるのであって、その意味では本題から外れることになるが、永原は平泉ら「日本精神主義者」の歴史観が文部省に取り込まれて国家公認の歴史観となったと主張している⁽⁵⁸⁾ため、基本的な問題点をいくつか指摘しておきたい。

そもそも、平泉は確かに教刷評の委員ではあったが、実際に答申案の作成を行った特別委員会には参加していない。つまり平泉は実際には教刷評の主要メンバーとは見なされていなかったのである⁽⁵⁹⁾。また、平泉は『国体の本義』『臣民の道』の編纂には関与していないし、思想局・教学局が刊行した「日本精神叢書」などの叢書の執筆にも参加していない。また、後述するように『国史概説』の編纂には関与してはいるが、直接の執筆者ではない。すなわち、若井敏明が指摘しているように、平泉と「文部省とのつながりはさほど密接なものではな」かったのである⁽⁶⁰⁾。戦時下の状況についていえば、平泉が陸軍に対してある程度影響力を持っていたことは確かであるが、文部省に対する影響力という点では、平泉よりもむしろ国民精神文化研究所員であった西田直二郎のほうがよく知られており、また一般的に知名度が高かったのは、大日本言論報国会理事であった秋山謙藏である⁽⁶¹⁾。

さらにいえば、また、国家=文部省が明治以来一貫して国民教育の場で「皇国史観」を形成させてきたのだとすれば、「皇国史観」とは一貫して国家=文部省のものであったということになり、「一部の右翼的人々」の一人である平泉のみを取り上げる必然性はないはずである。

翌1984年、思想史家の尾藤正英(1923-)は論文「皇国史観の成立」を発表している。尾藤は、「おそらくは戦争の時代も終りに近づいてからのことと推測されるが、公的に歴史教育ないし国民教育の責任者たる立場にある人々によって、この語〔「皇国史観」〕が積極的な意味で、いわば鼓吹さるべき歴史観を表現するものとして、用いられていたという事実」⁽⁶²⁾を指摘し、その上で「皇国史観」を、狭義の「実際の用例に即して、戦争の末期において唱えられた歴史観」と、広義の「戦前・戦中の歴史教育の基本をなしてきた歴史観を総称するもの」とに区分している。そして尾藤は、広義の「皇国史観」は「比較的に自然に、明治の中葉から昭和の初年にかけての長い時期にわたって、国民に受け入れられ、その心情に浸透していったもの」として、その成立を近世の歴史思想にまで遡り、広義の「皇国史観」は「実証主義と名分論との結合」の上に成り立っていたが、近代にいたって両者が分離したために狭義の「皇国史観」が成立した、と論じている⁽⁶³⁾。しかし、

尾藤の議論は基本的には近世史にとどまっておらず、近代の歴史思想が近世とどのように連続または断絶しているのかについての明確な説明はなされていない。

この時期の議論として、あとひとつ安良城盛昭（1927-93）の議論を挙げておく。安良城は、1985年に発表した小論の中で、「皇国史観」とは日本共産党の「32年テーゼ」において「天皇制」概念が出現し、それが「労働運動・農民運動・学生運動・革命運動に浸透してきた状況に対する体制的反応」だと簡単に述べ、その見地から、永原慶二や尾藤正英の「皇国史観」の成立過程を不詳とする謬見」を批判している⁽⁶⁴⁾。しかし、安良城はその論拠を特に示していない。

1.6 近年の議論傾向と本論文における検討課題

戦後における「皇国史観」についての議論は、戦前・戦中の歴史思想史上の問題としてよりも、むしろもっぱら同時代の国家による歴史教育の統制や、右翼による歴史教育への介入に対する批判として取り上げられてきたものであった。この傾向は基本的には今日においても続いている⁽⁶⁵⁾。

なお、1990年代以降になると、中世史家今谷明（1942-）の問題提起をきっかけとして平泉澄についての検討が進み、また史学史的な研究にも大きな進展が見られるようになる⁽⁶⁶⁾。しかしながら問題なのは、従来から存在していた「平泉澄一個人の言行を取り扱うといった方法で戦前歴史学の問題、皇国史観へと問い、批判を投げかける」⁽⁶⁷⁾という傾向が批判されるのではなくむしろ強化されてきており、平泉史観（のみ）が典型的「皇国史観」と見なされ⁽⁶⁸⁾、そのために平泉と同時代における他の歴史学者の動向が軽視されているだけでなく、戦時下における「皇国史観」や平泉史観の正確な位置付けすら等閑視されてしまっている、ということである⁽⁶⁹⁾。平泉以外の歴史学者の問題性についてはすでに阿部猛や永原慶二などの問題提起⁽⁷⁰⁾がなされているものの、その後の大きな研究の進展はない。また、このような史学思想史上の問題としての「皇国史観」をめぐる議論は、歴史教育上の、あるいは言論・思想統制上の問題としての「皇国史観」の問題とは別個に論じられてきており、両者がどのような相互関係にあったか、という点の検討は進んでいない。

なお、近年の注目すべき研究として、昆野伸幸の一連の研究が挙げられる⁽⁷¹⁾。昆野は、昭和初期において、変化の要素や国民の主体性を拒否する静態的な伝統的国体論と、国民の自覚的・積極的な国体護持を求める新しい国体論のせめぎあいがあったとし、前者に『国体の本義』や蓑田胸喜（1894-1946）ら原理日本社グループ、後者に平泉澄などを分類し、また『臣民の道』は『国体の本義』の単純な延長上にあるのではなく、伝統的国体論から新しい国体論への変化を反映したものだとしている。また、大川周明（1886-1957）についてはそのいずれとも異なる独自のファシズム的国体論を展開していたとしている。昆野の議論は、戦時下の具体的な言説に即した上で、「皇国史観」ないしは国体論の多様性を指摘し、その上でそれぞれのイデオロギーと社会的機能の検討を試みたものであり、今後の研究にとって重要な視点を示している。

いずれにせよ、今後の「皇国史観」研究にあたっては、「神がかり的」「非科学的」といった安易な先入観によって切り捨てたりするのではなく、日本史学史ないしは歴史思想史上に正確な位置付けを与える上で、具体的な言説に即した検討が必要であろう。

以上の議論を踏まえた上で、本論文における問題意識をあらためて示しておきたい。

まず本論文では、「皇国史観」の内容を、十五年戦争期における実際の具体的な用例に即して再検討する。確かに、戦時下の「皇国史観」は明治以来の国体論を前提として成立したものであり、そのことを無視することはできない。しかしながら、明治期におけるゆるやかな枠組みとしての国体論と、昭和期、治安維持法制定（1925年）以後における強固な束縛としての国体論を単純に同一視することはできないし、また、戦時下において「皇国史観」という用語が提唱され、喧伝されたということ自体に、やはり一定の意味を認めるべきだと考えられる。

第二に、本論文では、「皇国史観」を戦時下における大日本帝国の「正史」、ないしは正統的歴史観——すなわち、国家が「正統」なものとして定めた歴史観——の問題として捉えることとする。そもそも、「皇国史観」を積極的に主張したのが政府、ことに文部省当局者の側であったことについては、すでに尾藤正英・昆野伸幸らによる指摘があるが、これらはいずれも事実関係の指摘にのみとどまっており、その具体的内実にはまでは踏み込んでいない。しかし、戦時下の思想的状況を考える上で、国家が正統なる歴史観の確立を図っていたことの意味は大きいと考えるべきであろう。

まず次章では、戦時期における「皇国史観」提唱の経緯を考える上での前提として、明治以来の正統的歴史観としての国体論と、それが昭和期にいかに変容したかについての検討を行うこととする。

第2章 近代国体論の確立と変容

そもそも「日本」という国号は、もともと地名でもなければ民族名でもなく、7世紀後半、おそらく天武・持統朝（673–97）において、「天皇」の統治する王朝の呼称として対外的に名乗りだし始められ、武則天（則天武后）期の唐（武周、690–705）において国際的な承認を得たものと考えられている⁽⁷²⁾。その意味では「天皇」と「日本」は一体の存在であるということもできる。「日本」が天皇を抜きにしてなお存在し得るかどうかはともかくとして、少なくとも、日本の存在を抜きにした天皇というものはおよそ存在し得ないであろう。

しかしながら、天皇による日本の統治を根拠づける論理は、決して歴史的に一定した形で存在し続けてきたわけではなく、その時代状況に応じて絶えず変化し続けてきたものである。男系王朝が存続し、易姓革命がないことをもって「日本」の特異性とする「万世一系」のイデオロギーにしても、天皇制国家の成立期から主張されてきたものではない。皇位継承のシンボルとしての「三種の神器」にしても、その原型は古代に遡るにせよ、重視されるようになるのは南北朝期以降のことである。また、親政・不親政のいずれが天皇の正統なあり方かとする議論においても、明治維新前後には親政を、また近世や戦後の象徴天皇制確立期には不親政を、それぞれ正統なあり方とする説が優勢であった。天皇（制）は、様々な解釈の可能な、曖昧で融通無碍な性格を保ち続け、その都度に応じて様々な読み替え、読み直しがなされつつ、今日まで永らえてきたというべきである。

古代の天皇親政への「復古」を自己正当化のイデオロギーとして成立した近代天皇制国家は、天皇を、神話の時代より続く「万世一系」の超歴史的存在として位置付けた。そして、その裏づけとして、日本の「神話」「歴史」「伝統」などが、様々な形で再構成されて語られることになる⁽⁷³⁾。

2.1 「天壤無窮の神勅」と近代国体論の成立

近代天皇制国家において、「万世一系」の天皇による統治（「国体」）の究極的な根拠とされたのは、『日本書紀』（養老4年＝720年成立）の巻第二・神代下第九段に引用された第一の「一書」にある、いわゆる「天壤無窮の神勅」であった。これは、皇祖神である天照大神が、孫の瓊瓊杵尊を地上に遣わす（天孫降臨）にあたって授けたとされるもので、いま日本古典文学大系本『日本書紀』（岩波書店）より引用すれば以下の通りである。

葦原千五百秋之瑞穂国、是、吾子孫可王之地也。宜爾皇孫、就而治焉。行矣。宝祚之隆、当与天壤無窮者矣。（葦原の千五百秋の瑞穂の国は、是、我が子孫の王たるべき地なり。爾皇孫、就でまして治せ。行矣。宝祚の隆えまさむこと、当に天壤と窮り無けむ。）⁽⁷⁴⁾

すなわち「葦原千五百秋瑞穂国（日本）は、私（天照大神）の子孫（天皇）が君主たるべき国である。皇孫であるお前（瓊瓊杵尊）が行って治めなさい。わが子孫（天皇）の繁栄は天地とともに限りない（永遠に続く）であろう」——言いかえれば、日本は天照大神の子孫である天皇が永遠に統治する国である、という宣言である。

元来、この一文は『古事記』（序文によれば和銅5年=712年成立）には無く⁽⁷⁵⁾、また『日本書紀』においても「本文にさへ掲げられずわづかに参考のため列挙せられた一書中の一節をなすものに過ぎ」ず⁽⁷⁶⁾、そもそも古代国家の「正史」の一部としてすら認められていなかった。また、この一文に漢文的な潤色が著しいことは、賀茂真淵（1697-1769）・本居宣長（1730-1801）以来指摘され続けてきており、近代に入ってから、土田杏村（1891-1934）・津田左右吉・家永三郎らによって、中国思想の影響を受けて作られた文章であることが指摘されてきている⁽⁷⁷⁾。さらに言えば、天皇による統治が永久に続くという予言的な発想自体、古代の歴史思想としては異質である⁽⁷⁸⁾。

しかしながらこの一文は、その後、『日本書紀』（および『古事記』）に書かれた神話が、天皇支配の正統性を語る物語として一元的に再構成されてゆく過程で、その根拠を示すものとして次第に重視されてゆくことになる⁽⁷⁹⁾。特に、中世の伊勢神道や、その影響を受けた北畠親房の『神皇正統記』（延元4年=1339）⁽⁸⁰⁾においては、天皇による支配の永続性を示した予言として重視され、その後の神道思想に強い影響を与えてゆく。『大日本史』においても、この一文は「神武天皇紀」の中で特筆されており⁽⁸¹⁾、また国学においても「まことの道」の「根元大本」⁽⁸²⁾として重視された。そして、近代天皇制国家が成立するにあたっては、その正統性を示す究極の根拠として採用されるに至ったのである⁽⁸³⁾。

すなわち、大日本帝国憲法（1889年2月発布・90年11月施行）は、その第一条において「大日本帝国八万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と規定した。これについて、伊藤博文名義で刊行された憲法の準公定解説書『大日本帝国憲法義解』（1889年）は

恭テ按スルニ神祖開国以来時ニ盛衰アリト雖、世ニ治乱アリト雖、皇統一系宝祚ノ隆ハ天地ト与ニ窮ナシ本條首ニ立国ノ大義ヲ掲ケ我カ日本帝国ハ一系ノ皇統ト相依テ終始シ古今永遠ニ亘リ一アリテニナク常アリテ変ナキコトヲ示シ以テ君民ノ關係ヲ万世ニ昭ニス
統治ハ大位ニ居リ大権ヲ統ヘテ国土及臣民ヲ治ムルナリ古典ニ天祖ノ勅ヲ拳ケテ瑞穂ノ^ハ國^レ是
吾^カ子孫可^レ王之地宜爾皇孫就而治焉ト云ヘリ⁽⁸⁴⁾

と、「神勅」を根拠として「万世一系」の統治の正当化を行っている。また、憲法の「告文」には「皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ宝祚ヲ継承シ」とあり、さらに「教育ニ関スル勅語」（教育勅語、1890年10月発布）においても、臣民には「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼」することが求められていた。

また、このことから、日本の歴史の起点は、「神勅」の下された「天孫降臨」の時点とされ、また、以後の歴史の展開は、「神勅」の実現過程として解釈されることになった。そのため、歴史教育においては「天照大神」が最初に登場し、『古事記』および『日本書紀』を「神勅」を基軸として恣意的に再構築した「神話」が、歴史の起点として語られることになったのである。小学校教科書は教科書疑獄事件（1902-03）を直接のきっかけとして1903年に国定化されているが、その最初の日本歴史教科書となった『小学日本歴史』（一）（1903年10月刊、1904年4月使用開始）の書き出しは以下のようになっていた。

天照大神はわが天皇陛下の御先祖にてまします。その御徳、きはめて、高く、あたかも、太陽の天上にありて、世界を照すが如し。大神は、御孫瓊瓊杵尊に、この国をさづけたまひて、「皇位の盛なること、天地とともに、きはまりなかるべし。」と仰せたまひき。万世にうごくことなき、わが大日本帝国の基は、実に、ここに、さだまれるなり。⁽⁸⁵⁾

以後、国定第5期（『小学国史 尋常科用』上、1940年）までの歴史教科書は、すべて「天照大神」から語り出されることになる⁽⁸⁶⁾。

大日本帝国の正統的歴史観としての近代国体論は、このようにしていちおうの確立を見た。

この国体論は、会沢安（正志斎、1782–1863）らの後期水戸学や、本居宣長や平田篤胤（1776–1843）らの国学の影響を強く受けたものであるが、その直接の継承ではない。たとえば国学において重視された『古事記』の造化三神、あめのみなかぬしのかみ たかみむすひのかみ かみむすひのかみ天之御中主神・高御産巢日神・神産巢日神は、ここではほとんど役割を果たしていない。

また、この国体論は、少なくとも当初においては国民教育における大まかな枠組みを示すものにすぎず、そのため様々な解釈を生じさせることとなった。

さらに言えば、この国体論に基づく官撰史書は、国定国史教科書を除いては1930年代まで編纂されなかった。国定教科書にしても、これは通史というよりは、国体論上重要とされた人物を取り上げた紀伝体に近い構成である。それ以上の詳細に踏み込んだ官撰通史としては、明治初年より編纂の進められていた『大日本編年史』があるが、この編纂はかえって帝国憲法制定後に放棄されている。次節では、近代において歴史学が置かれた状況への考察を兼ねて、この『大日本編年史』について検討することとする。

2.2 『大日本編年史』と久米事件

「王政復古」の理念に基づいて成立した近代天皇制国家は、その成立直後から修史事業に着手した⁽⁸⁷⁾。古代律令国家の勅撰国史である「六国史」は、『日本書紀』に始まり、仁和3年（887）で叙述の終わる『日本三代実録』（延喜元年 = 901年成立）を最後に途絶えている⁽⁸⁸⁾。古代律令国家の「復古」という形で成立した近代天皇制国家は、その「復古」政策の一環として、この勅撰による修史事業を復活させようとしたのである。

この事業は、明治2年（1869）二月に太政官が昌平黌・開成所の2校に六国史を継承した正史の編修を指示し、この目的のため同年三月二〇日に「史料編輯国史校正局」が設置されたことに始まる。同年四月四日、三條實美を総裁に補任するために明治天皇が下した宸翰（いわゆる「明治天皇宸翰御沙汰書」、または「修史の詔」）は、この事業の事実上の開始宣言と見なされている。

修史八万世不朽ノ大典、祖宗ノ盛挙ナルニ、三代実録以後絶テ続ナキ八豈大闕典ニ非スヤ、今ヤ鎌倉已降武門専權ノ弊ヲ革除シ、政務ヲ振興セリ、故ニ史局ヲ開キ祖宗ノ芳躅ヲ継キ、大ニ文教ヲ天下ニ施サント欲シ、総裁ノ職ニ任ス、須ク速ニ君臣名分ノ誼ヲ正シ、華夷内外ノ辨ヲ明ニシ、以テ天下ノ綱常ヲ扶植セヨ⁽⁸⁹⁾

ここではまず、『日本三代実録』で途絶えた修史事業を、「王政復古」を機に復活させることが謳われており、さらに、この事業によってすみやかに君臣名分の筋道を正し、自国と外国の区別を明らかにし、それによって天下の綱常（三綱と五常。三綱は君臣・父子・夫婦の道、五常は仁・義・礼・智・信。すなわち、儒教において人の守り行うべき道義）を植え付けるべきであることが謳われている。すなわち、ここでは明確に儒教的な大義名分論に基づく史書の編纂が求められていた。

その後の経緯は複雑である⁽⁹⁰⁾が、まず1875年4月、『大日本史』を準正史扱いとし、その叙述の終わる明德4年（1393）以降、1874年までの歴史書を編纂することが取り決められた。しかしその後、1881年12月には対象期間が後醍醐天皇の即位した文保2年（1318年）から慶応3年（1867）までと変更され、あらためて漢文編年体の歴史書の編纂が行われることになった。また、編纂の主力を担ったのは、重野安繹（1827–1910）・久米邦武（1839–1931）・星野恒（1839–1917）ら漢学系の考証学者たちであった。

しかし、1885年12月に太政官制に代わり内閣制が導入されると、この事業は国家事業としては実質的に放棄され、1888年10月に帝国大学文科大学に移管された。これより先、1887年9月に

は文科大学に史学科が設置されており⁽⁹¹⁾、1889年6月には国史科が独立、同年11月には史学会が設立され、機関誌『史学会雑誌』(のち『史学雑誌』)が創刊されている。重野・久米らは、近代のいわゆる官学アカデミズム実証主義史学の形成にあたって重要な役割を果たすことになる。

この歴史書は『大日本編年史』と名づけられ、1890年には出版準備に入った。ところが、1891年に久米が『史学会雑誌』に発表した論文「神道は祭天の古俗」が、翌1892年1月に田口卯吉(鼎軒、1855-1905)の主催する『史海』誌に転載されると、これが神道家・国学者などからの一斉非難を浴び、同年3月、久米は帝国大学文科大学教授兼史誌編纂掛委員の職を追われることになる。いわゆる「久米事件」である。

もともと、『大日本編年史』が漢文で編纂されることについては根強い反対があった上に、重野・久米らは『太平記』の史料価値を否定し、また神武天皇即位紀元(皇紀)についても疑問視し、さらには大義名分論的な叙述を歴史から排除しようとしており、それゆえ神道家・国学者や一部天皇制国家官僚らの強い反発を招いていた。「日本のみは建国の初に天神の裔を日嗣の君と仰ぎてより、固く古俗を失はずして、其下に国をなした」と国体論を認めつつも、その究極的根拠とされていた記紀神話を批判的に論じ、「国体の神道に創りたればとて、いつ迄も其襖褌の裏にありて、祭政一致の国に棲息せんと希望する者」を批判した久米の「神道は祭天の古俗」⁽⁹²⁾は、国体論の存立基盤を揺るがすものとして集中攻撃を受けることになったのである。

さらに、この事件の余波を受けて、1893年4月10日には修史事業自体が中止に追い込まれ、『大日本編年史』はその完成を目前としながら、ついに公刊されることなく終わった。事業中止の理由は、公式には、史料を「咀嚼消化シテ一部ノ史書 大日本野史ナドノ如ク ヲ編述スルコトハ最早国家ノカヲ要セズ、[...]各自ノ好ム所ヲ各自ノ見識ニ由リテ著作セシムベキ」であり、また『大日本編年史』は漢文だが「国史ヲ修ムルニ国文ヲ以テセザルハ不可ナリ」とされた⁽⁹³⁾。ただしその後、この事業は編年体史料集の編纂へと切り替えられることになり、1895年4月に帝国大学史料編纂掛(1929年に史料編纂所と改称し現在に至る)が設置され、1901年2月より『大日本史料』の刊行が行われている。その一方、宮内省もしくは皇典講究所において新しい修史事業を行うとする案も出されたが、これはついに実現を見ずに終わった⁽⁹⁴⁾。これ以後、国家機関による修史事業自体がなくなるわけではない⁽⁹⁵⁾が、少なくとも「正史」という枠組みでの修史事業はいったん放棄されることになる。

またこれ以後、歴史研究においては、天皇や「国体」の起源について論じることは公然のタブーと化し、また——久野収(1910-99)の比喩⁽⁹⁶⁾を援用すれば——「顕教」としての「応用史学」=歴史教育と、「密教」としての「純正史学」=歴史研究との区別が確立されることになる。

さらに1911年、国定教科書が南北朝を並立して記していることが大逆事件(1910-11年)に絡んで政治問題化し(南北朝正閏問題)、第2次桂太郎内閣は国民教育においては南朝正統論を立てて政治決着を図る。皇位継承原理として血統よりも「三種の神器」の継承の方をより重視し、「万世一系」の立場より北朝5代の天皇の存在を否定したわけである。以後、国民教育と高等教育および学問研究は完全に区別されることになる。

この状況を端的に示しているのが、井上清が紹介している、1933年度東京帝国大学文学部国史学科新入生歓迎会において名誉教授の三上参次(1865-1939、1899-1926教授)が述べたという「諸君は大学を出て、教師になったとき、大学で学んだことをそのまま生徒に教えてはいけない。学問としての歴史と教育としての歴史とはちがうのである。たとえば皇紀が六百年ばかりのびているということは、学問上は定説である。しかしいままで二千六百年と教えているから、それをいま、そうでないなどといつてはならぬ」⁽⁹⁷⁾という発言であろう。

ちなみに、辛酉年(紀元前660年)を神武天皇即位の年とする『日本書紀』の記述は明らかに不合理であるにもかかわらず、『日本書紀』が絶対不可侵の聖典として位置づけられたために、否

定できないものとなってしまったのである⁽⁹⁸⁾。もっとも平泉澄のように、大学の講義という閉ざされた場においてではあるが、神武天皇即位の年代が讖緯説に基づく捏造であることを認めながらも、「従来口口に相伝へて紀年の必ずしも明瞭でなかつた古代の歴史が初めて文字に記して整理せらるゝ時に当り讖緯の説に重大なる影響を受けてそれがために書紀の紀年に幾多の矛盾を包蔵するに至つたのであつて、その責任は元来讖緯説にあり、我国の歴史が本来杜撰朦朧であつた訳ではないのである」と、讖緯説という“悪しき外来思想”に責任を押し付けた上で、「国史は実に無窮の過去に遡るのだから古代史の紀年を訂正することは国史を短縮するに非ず、却つて延長と云つてよい」と、「悠久」の歴史を持つ日本の優越性を説く向きも存在していた⁽⁹⁹⁾。

なお、三上は南北朝正閏問題においては南北朝並立論者として攻撃される立場にあつたが、思想的には国体論者であり、その立場より、国民教育としての歴史と学問としての歴史は分離されるべきだとする主張を説いていた。また、実証主義史家として大正・昭和期の官学アカデミズムをリードした一方で、熱烈な南朝正統論者であつた黒板勝美（1874-1946。1919-35 教授）や、東京帝国大学史料編纂所初代所長で、『皇室と日本精神』（1936 年）などの著作を持つ辻善之助（1877-1955。1926-38 教授）など、東大文学部国史学科の歴代教授は、その多くが国体論者ないしは天皇主義者としての傾向を色濃く持っていた。

2.3 『国体論史』と大正期の国体論

内務省神社局は 1921 年に『国体論史』を刊行した。この書物は、第一次世界大戦（1914-18 年）とりわけロシア革命（1917 年）のもたらした「思想界の動揺に際して、或は危険思想の防遏といひ、或は其の善導といふが如きこと盛んに識者の間に唱導せられ」という状況に際して、「我国体の由来を理解せしめ、且つは古来の学者が国体に関して如何なる解釈を知らしむると共に、国民思想の指導に当らんとするものゝために亦聊参考資料たらしめんとする」ものとして、清原貞雄（1885-1964）が編纂したものである⁽¹⁰⁰⁾。このことは、第一次世界大戦によってロシアやドイツ、オーストリア＝ハンガリーなどの君主制が相次いで倒れたことや、ロシア革命の影響を受けた左翼運動の台頭などに対する体制側の危機感があらわれたものである。

しかし、同書は古代から大正期当時までの国体に関する議論を各論併記した形をとっており、末尾に「餘論」としてまとめがつけられているほかは、決定的な解釈といえるものは特に打ち出されていない。同書からはむしろ、国体論の多様性と、「動揺し始めたる思想は今日猶其帰結点を発見せるにあらず、其何れに嚮ふやを見るは今後を待たざる可らず」（335 頁）という、同時期における国体論の混迷ぶりが浮かび上がってくる。

同書の「餘論」は家族国家論を基軸とし、天皇を中心とする単一民族論的見解をとっている。これに対する「我帝国が現在既に朝鮮、台湾、樺太を加へ、今後他民族をも加へて益々發展するに当りて支障を生ずべし」という批判については、

根幹となる所の我大和民族の国家を磐石の安きに置けば、發展と共に漸々附属し来る所の民族は、之に臨むに權威と恩恵を以てすれば可なり、若し新附の民族をも同一様の範型に容れ得べき立国根本義を求めんと欲せば必ずしも難きにあらざるべしと雖も、到底綜合家族の如く堅固なる能はざるは明なり。（379 頁）

とし、「国体」は基本的には内地の「大和民族」にのみ適用されるもの、とする見解をとっている。

神話は其国民の理想、精神として最も尊重すべし、只それ尊重すべきのみ、之を根拠とし我国体の尊嚴を説かんと欲するは危し、先入主として、之等の「国造り説」と相容れざる進化学上の智識を注入せられ居る国民は或は之を信ずる事を得ざるが故なり、（373 頁）

として「神話」を国体論の根拠とすることの危険性を指摘しており、また天壤無窮の神勅についても、

或は天孫降臨の神勅によりて我国体は定まるとするもの多し、然れど誤れり、神勅の有無に拘らず、我国家の社会的成因が吾万世一系の皇位を肯定し、其他を否認するものなり、神勅は只其事実を表明するものに過ぎず、我神代史は歴史と神話と相半するに似たり、或は神勅を以て、一の神話にして国民の理想を表明すれども歴史事実にはあらずと思考するものあり、然れども我国体論に於ては神勅が真事実なると、将神話なるとは根本問題にはあらず、神勅が史実なるにもせよ、神話即ち民族的歴史其の表明なるにもせよ、我社会的事実に変る事なく、我国体論に於ては動くことなきなり。(379頁)

として、神勅が「国体」を決定しているのではなく、「国体」は最初から不動であり、神勅はそのことを示しているにすぎない、という解釈をとっている。さらに、美濃部・上杉論争についても、上杉慎吉説は「冷かなる法理に依りて天皇を神聖視する事を規制せんとす、所謂鼻眞の引き倒し」(380頁)だと批判している。

ここではむしろ、天皇機関説が学界においても行政上においても通説となっていた状況を反映して、神話に基づく国体論を不合理として排し、国体と実際の行政とを切り離して捉える、機関説的な国体論が展開されているのである。

2.4 天皇機関説事件 = 国体明徴運動と「教学刷新」

1920年代前半におけるアナーキズムや共産主義運動の台頭に対して危機感を抱いた政府は、1925年に左翼運動弾圧を目的として治安維持法を制定する。この法律では実定法としてはじめて「国体」という語が導入され、「国体」の「変革」を目的とした結社が非合法化された。しかしながら、「国体」という、曖昧であり、当時定見の存在していなかった用語をここで用いたことは、「国体」それ自体のタブー化を促進させるとともに、その無制限な拡大解釈をもたらし、やがて、1920年代後半からの対外的・対内的危機の進行ともあいまって、「国体」をゆるやかな規範から強固な束縛へと変貌させてゆくことになる。

その上で大きなターニング・ポイントとなったのが、1935年に引き起こされた天皇機関説事件であった。それまで学界の通説であるとともに、高等試験を通じて事実上国家公認の学説と見なされていた天皇機関説を葬り去り、「合法無血のクーデター」⁽¹⁰¹⁾と評されたこの事件は、右翼・軍部・一部政党政治家などの様々な思惑がからんで引き起こされたものであったが、結果的には単なる研究者への弾圧や学説の否定にとどまらず、立憲君主制・政党制の形骸化⁽¹⁰²⁾と、そして「国体」観念の絶対化をもたらすことになった。すなわち、岡田啓介内閣が出すことに追い込まれた第1次国体明徴声明(1935年8月3日)では、「恭しく惟みるに、わが国体は、天孫降臨の際下し賜へる御神勅に依り明示せらるゝ所にして、万世一系の 天皇国を統治し給ひ、宝祚の隆は天地と与に窮なし」⁽¹⁰³⁾と謳われ、そして第2次国体明徴声明(1935年10月15日)では、天皇機関説の「芟除」にとどまらず、「政教其他百般の事項総て万邦無比なる我国体の本義を基とし其真髓を顕揚するを要す」⁽¹⁰⁴⁾とされた。すなわち、政治・教育・学問その他あらゆる分野が、「国体の本義」に基づくものとして再構築されなければならなくなったのである。

また、同じ1935年の12月には、大本教に対して大規模な弾圧(第2次大本教事件)が引き起こされ、宗教団体に対して治安維持法が初めて適用されることになった。この事件は、たとえ日本主義・天皇中心主義の立場に立つ宗教団体ではあっても、公的解釈とは異なる国体観ないしは神話体

系を持ったものは排除される状況となったことを示すものであった。さらに1936年2月には、人類の起源の地は日本であって、かつて日本の天皇は全世界を統治していたと主張する偽書『竹内文獻』を奉じていた「天津教」が不敬罪・詐欺罪等の容疑で検挙されている⁽¹⁰⁵⁾。

しかし、にもかかわらずこの1935年の時点では、「国体」についての公式見解を示すテキストは存在していなかった。

2.4.1 教学刷新評議会と教学局

1935年11月、文部省は文部大臣の諮問機関として「教学刷新評議会」(教刷評)を設置した⁽¹⁰⁶⁾。「教学」とは、字義通りには「教育」と「学問」とを指す語であるが、ここでは両者が一体不可分であることを含意しており、「教学刷新」とは、「国体原理に基づいて新たな「知」を教育の世界はもちろんのこと、学問の世界においても創出し再編しようとする大がかりな試みを意味していた」⁽¹⁰⁷⁾。

教刷評での議論をリードしたのは、幹事であった文部省思想局長の伊東延吉(1871-1944)だったとされている⁽¹⁰⁸⁾。

思想局の前身は、1928年10月に文部省専門学務局内に設置された学生課である。これは、学生や知識層の間で社会主義思想の影響が強まりつつあった状況に危機感を抱いた文部当局が、学生の「思想善導」を目的として設置したものであった。同課は1929年7月に学生部に昇格、さらに1934年6月に思想局に拡大し、学生のみならず学校・社会教育団体の思想対策機関となっている。思想局は、思想情報の収集・調査や教員の再教育、「日本精神叢書」などのパンフレット類の発行、「良書」の推薦など、思想・文化の統制および「善導」を目的とした様々な業務を担当しており、1932年9月に設置された国策思想研究機関である国民精神文化研究所(精研)⁽¹⁰⁹⁾とともに、文部行政における思想統制機関としての役割を担うことになる。もっとも、文部官僚の有光次郎が回想しているところによれば、思想局は「遠吠えみたいなもの」で、「実際の行政に反映するのには、専門学務局を通さなければ」ならない、という問題があったという⁽¹¹⁰⁾。内務省出身の革新官僚であり、「役人には、ちよつと類例のない思想家」⁽¹¹¹⁾と評された伊東は、1929年10月から学生部長、ついで思想局長の地位にあり、文部省における思想指導の中心的役割を担っていた。また、「日本教育学」を提唱した教育学者で台北帝国大学教授の近藤壽治(1885-1970)を文部省に招いたり、「科学する心」というスローガンを通して「日本精神」と自然科学との統合を試みた生理学者の橋田邦彦(1882-1945)に第一高等学校長(在任1937年4月-40年9月)への就任を求めたのも伊東であったという⁽¹¹²⁾。

教刷評は、1936年10月29日付で「教学刷新二関スル答申」を提出している⁽¹¹³⁾。なお、この答申案は、実質的には幹事であった伊東延吉思想局長がまとめたものといわれている⁽¹¹⁴⁾。この答申では、まずその冒頭で、日本の「国体」について

大日本帝国八万世一系ノ天皇天祖ノ神勅ヲ奉ジテ永遠ニコレヲ統治シ給フ。コレ我が万古不易ノ国体ナリ。而シテコノ大義ニ基キ一大家族国家トシテ億兆一心聖旨ヲ奉体シ克ク忠孝ノ美德ヲ發揮ス。コレ我が国体ノ精華トスルトコロニシテ又ソノ尊嚴ナル所以ナリ。

と定義した。すなわち、「天壤無窮の神勅」に基づく天皇による永遠の統治こそが「国体」とされたのである⁽¹¹⁵⁾。この定義文は、その後の『国体の本義』においてもほぼそのままの形で取り入れられている。そして「教学」については、

我が教学八源ヲ国体ニ発シ、日本精神ヲ以テ核心トナシ、コレヲ基トシテ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ発達ニ随ヒ、生々不息ノ発展ヲ遂ゲ皇運隆昌ノタメニ竭スヲソノ本義トス。

と、「国体」に基づき「日本精神」を核心としなければならないことを強調している。

また答申では、「教育界・学界ニ於ケル国体ノ本義ニ副ハザルモノノ是正ト排除トニ努ムルト共ニ、教学ト密接ナル関係ヲ有スル政治・経済・宗教・社会・家庭等ニ関シテ十分ニ考慮スルノ必要アリ」とされ、教育・学問の不可分性があらためて強調されるとともに、あらゆる教育・学問が「国体の本義」に沿ったものとするのが求められた。なお、「歴史科ノ教育ニツイテハ、単ナル史実ノ詮索、ソノ羅列的説明ヲ排シ、国史ヲ貫ク精神ヲ闡明シテ他ノ学科目トノ統一関係ヲ見出し、国民的自覚ノ喚起、信念ノ確立ヲ図ルコト」が求められている。

さらに答申は、「教学刷新ノ実ヲ挙グルタメニハ、一層教学ノ精神・内容ヲ重視シ、国体・日本精神ニ基ク教育的学問的創造ノタメニカヲ用ヒ、又コレヲ本トシテ十分ナル指導・監督ヲナスノ必要アリ」として、「我が国教学ノ根本精神ノ維持発展ヲ図リ、又教学ノ刷新振興竝ニ監督ニ関スル重要事項ヲ掌理セシメ、関係各方面トノ密接ナル連繫ノ下ニ事業ノ遂行ニ当ラシム」ための機関の設置を求めている。文部省ではこれを受けて、1937年7月に思想局を改組し、新たに「文部大臣ノ管理ニ屬シ国体ノ本義ニ基ク教学ノ刷新振興ニ関スル事務ヲ掌ル」機関として、「教学局」を文部省の外局として設置している⁽¹¹⁶⁾。なお、伊東延吉は1937年6月に文部次官に抜擢され、1938年12月までその地位にあった。また、伊東の実質の後任として初代教学局長官となったのは、菊池豊三郎（1892-1971、在任1937年7月-39年4月・40年1月-7月）である。なお、菊池は伊東と同じく内務官僚出身で、その忠実な後継者とされ⁽¹¹⁷⁾、のち、橋田邦彦文政（1940年7月-43年4月）下で文部次官（在任1940年7月-44年7月）をつとめている。有光次郎によれば、この人選は、大学と文部行政との摩擦に配慮できるように、文部行政に通じた人間を据えたものという⁽¹¹⁸⁾。ちなみに文部省はもともと内務省への従属性が強く、文部官僚の多くは内務省出身者が占めていたとされている⁽¹¹⁹⁾。

教学局は、思想局の業務を受け継いで「日本精神叢書」「国体の本義解説叢書」「教学叢書」など多くの書籍を刊行し、また、思想調査や教員の再教育など、文部行政下での思想統制において重要な役割りを果たすことになる。

その後、荒木貞夫文相（在任1939年1月-8月）・石黒英彦次官（在任1938年12月-39年9月）時代には内務省出身の小林光政（在任1939年4月-40年1月）が一時教学局長官をつとめるが、その後は菊池豊三郎が再び長官に復帰、ついで藤野恵（在任1940年8月-42年10月）が長官をつとめることになる。藤野のはのち、菊池の後を受けて文部次官（在任1944年7月-45年6月）をつとめている。このことから見ても、教学局は重要部局として位置づけられていることがわかる。

その後、教学局は1942年11月の行政改革により形式上内局に格下げされた。このとき局長には近藤壽治（在任1942年11月-45年6月）が就任している。さらに1943年11月には図書局（教科書編纂）と教化局（宗教行政、文化・社会教育を担当）を吸収合併し、学校以外の文化行政を広く担当する巨大部局となった。

2.4.2 『国体の本義』

この教刷評での議論と並行して、思想局では1936年に「国体ノ本義ニ関スル書冊編纂委員」を設置し、『国体の本義』の編纂を開始した⁽¹²⁰⁾。同書はもともと伊東延吉思想局長の発案とされ⁽¹²¹⁾、伊東や小川義章思想課長らが中心となって編纂を指導し、国民精神文化研究所員の志田延義（1906-）がそのほぼ全体を執筆したものであった⁽¹²²⁾。同書初版は1937年3月30日付で発行され（ただし実際の完成は4月中旬）、一般向けの普及版は5月31日付で発行されている。

この書物は、「天皇主権説、国民道德論、祭政一致論、天皇親政論などの教説を集約・総合し、近代天皇制の正統性の源泉を「記紀神話」における天孫降臨の神勅に一元化しようとした公的なテキ

スト」⁽¹²³⁾であり、その目的のために『古事記』や『日本書紀』をはじめ、歴代天皇の詔勅などを恣意的に引用して再構成した書物である。

同書は、「肇国」すなわち日本の歴史の始まりを「皇祖天照大神が神勅を皇孫瓊瓊杵ノ尊に授け給うて、豊葦原の瑞穂の国に降臨せしめ給うたとき」(9-10頁)と規定し、天皇を「皇祖皇宗と御一体であらせられ、永久に臣民・国土の生成発展の本源にましまし、限りなく尊く畏き御方である」「皇祖皇宗の御心のまに 我が国を統治し給ふ現御神であらせられる」(23頁)とした。

ところで当時、『古事記』や『日本書紀』の公式な校訂文は存在していなかった⁽¹²⁴⁾。そのため同書では、底本として本居宣長の『訂正古訓古事記』と飯田武郷の『日本書紀通釈』を用いており(凡例)、このため一部に校訂上の問題が生じている。すなわち、『国体の本義』所引の「天壤無窮の神勅」は

豊葦原の千五百秋の瑞穂の国は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。宝祚の隆えまさむこと、当に天壤と窮りなかるべし。⁽¹²⁵⁾

となっており、最初に原文にない「豊」の字が付け加えられているのである⁽¹²⁶⁾。編纂中、編纂委員の井上孚磨からは「御神勅の出典、訓み方等も問題」⁽¹²⁷⁾とする意見が出されているが、こうした意見は特に顧みられることなく終わっている。しかも、その後に刊行された国定教科書では、この『国体の本義』に引用された「神勅」がそのまま孫引きされ、その冒頭に掲げられることになった。

ちなみに、文部省思想局調査課が編纂にあたって作成した「『国体の本義』編纂参考書」の「国史・思想史・文化史・教育史」の項には、のちに筆禍事件により発禁処分(津田事件、1940年2月)となる津田左右吉の記紀研究4部作、『神代史の研究』『古事記及日本書紀の研究』『日本上代史研究』『上代日本の社会及び思想』が含まれている⁽¹²⁸⁾。これは、単に当時公刊されていた各種文献を網羅的に集めた結果とも考えられる⁽¹²⁹⁾が、少なくともこの時点では、文部省では津田の著作を「国体」に反するものとは見なししていなかったことになる。

また「臣民」については「天皇と臣民との関係は、一つの根源より生まれ、肇国以来一体となつて栄えて来たもの」であり、「我等は、生まれながらにして天皇に奉仕し、皇国の道を行ずるものであつて、我等臣民のかゝる本質を有することは、全く自然に出づるのである」(32-33頁)とし、皇室を「臣民の宗家」とする家族国家観を説いている。このことは「伊弉諾ノ尊・伊弉冉ノ尊二尊は自然と神々との祖神であり、天皇は二尊より生まれました皇祖の神裔であらせられる」(35-36頁)ことや、「我が国土は、語事によれば伊弉諾ノ尊・伊弉冉ノ尊二尊の生み給うたものであつて、我等と同胞の関係にあ」り、「国土は国民と生命を同じうし、我が国の道に育まれて益豊かに万物を養ひ、共に大君に仕へ奉る」(85頁)ことによって正当化される。言い換えれば、天皇と国土と臣民は一体であり、国土と臣民は固定的な存在であつて、臣民の臣民たる所以は先祖と歴史の共通性に求められることになる。これは教育勅語の論理ともほぼ同様なのだが、同時に教育勅語が抱えていた問題性、すなわち、共通する先祖や歴史を持たない外地の住民をどのように「臣民」としてと統合するのか、という問題⁽¹³⁰⁾については解答を与えられないことになる。

また日本文化の特徴として「和の精神」を強調して「個人主義」と対比させ、この「我が肇国の鴻業より出で、歴史生成の力であると共に、日常離るべからざる人倫の道である」とともに「萬物融合の上に成り立つ」「和の精神」こそが、「我が国の思想・学問が西洋諸国のそれと根本的に異なる所以」だと説いている(50-51頁)。なお、この「和の精神」の理解については、ヘーゲル哲学の研究者にして精研所員であり、『国体の本義』および『国史概説』の編纂にも参加している哲学者の紀平正美(1874-1949)の思想と一致することが指摘されている⁽¹³¹⁾。

ちなみに同書については、「欧米諸列国八固ヨリ支那ノ民衆ニ対シ我国文化ノ本質ヲ理解セシメ」、また欧米との「文化戦・思想戦」に打ち勝つとともに「我国ヲ以テ好戦国民ナリトスルノ誤解ヲ」解くため、「我国体ノ本義並ニ我国学問文化ノ大要ヲ外国文ヲ以テ叙述シ以テ欧米諸国並ニ支那ノ民衆ヲシテ我国ノ真ノ姿ヲ知ラシムル資料タラシメ」ることが計画されている。この目的に沿って1939年度より『国体の本義』のドイツ語への翻訳が、筧克彦・友枝高彦・久松潜一・辻善之助・藤沢親雄の五人を編纂委員として進められたが、結局、完成には至らなかった⁽¹³²⁾。

2.5 「皇国」理念の流布

2.5.1 「日本国皇帝」から「大日本帝国天皇」へ

国体明徴運動により、「日本」は自国とその国家元首（天皇）の呼称をも変化させることにもなった。政府は、1935年から36年にかけて、日本の対外向け呼称を「大日本帝国」に統一し、また、国家元首の称号についても、それまで対外向けに用いられてきた「皇帝」の呼称を排し、「天皇」に統一することを取り決めている⁽¹³³⁾。

明治初期の外交文書では、「日本国」「日本帝国」「大日本国」など様々な表記が用いられていたが、その後「日本国」(Japan)に統一されている。また元首の称号については、明治4年(1872)の日清修好条規締結の際、清側が「天皇」の表記に難色を示したことから、以後、外交文書においては「皇帝」(emperor)に統一され、大日本帝国憲法第1条において「天皇」の称号が規定された後もそれがそのまま継続された。しかしながらこれに対して、「日本」の外国語表記を「ニホン」ないし「ニッポン」(あるいは「ダイニホン」「ダイニッポン」等)に改めるべきである、とする請願が、1926年よりたびたび帝国議会に提出されることになる。また、「天皇」についても emperor 等と翻訳表記するのではなく、そのまま Tenno とローマ字表記すべきだとする主張も存在しており、さらに、少なくとも日本文においては「大日本帝国」「天皇」を用いるべきだとする主張も存在していた。しかし国号については、第一次若槻禮次郎内閣が1927年2月2日に「「ジャボン」又ハ「ジャパン」ナル語ヲ帝国ノ国号トシテ[...]使用スルモ何等帝国ノ不面目又ハ不見識ヲ表ハシ或ハ帝国ノ威信ヲ損スルモノト認ムルヲ得ズ」⁽¹³⁴⁾と、Japan, Japon 等の表記を許容することを閣議決定している。

ちなみに、ここでこの「日本」という国号の由来および意味が当然問題とされるわけであるが、これについて、1934年2月19日の帝国議会貴族院請願委員会第三分科会において国号問題が論じられた際、歴史学者として意見を求められた三上参次は、「ジャパン」を排して「ニホン」もしくは「ニッポン」のいずれかに統一すべきだという主張には賛意を表しつつ、「日本ト云フ言葉モ支那ト交際ノアリマシタ時ニ多分支那人ノ呼ンダ言葉ヲ日本ガ其僱用ヒタノデアラウト思ヒマス」「外交上即チ支那ニ対シテ日出処デアルトカ、或ハ日本ノ国デアルトカ、日ノ本ノ国デアルトカ云フノハ即チ日本ト云フコトノ用ヒラレタ元」と述べている。また岩村成充も、「日本」という国号はおそらく孝徳天皇(在位645-54)の頃に「当時我本国に於ては大八洲と自称したるものにして、日本とは西方支那に対する国際的名称たりしものなるべし」と推測している⁽¹³⁵⁾。もっとも、「ジャパン」を排そうとする側は、「日本」の由来にはあまり注意を払っていなかったようである。

1934年以降、帝国議会や枢密院において、国号・元首称号を、対外的にも憲法第1条の規定通り「大日本帝国」「天皇」を用いるべきだとする声が強まり出す。もっとも、大日本帝国憲法の第2章「臣民権利義務」では「日本臣民」という表記が用いられており、もともと憲法自体が「大日本帝国」「日本」双方の表記を許容しているのだが、そのことは無視された。当初、外務省では国際慣例上従来通りの表記が望ましいとしていたが、1935年6月に原嘉道枢密顧問官が枢密院審査委

員会において国号統一問題を取り上げたのをきっかけとして、同年7月に日本文および漢文の外交文書では国号の表記を「大日本帝国」(the Empire of Japan)に統一することに決定した。ついで、原が同年10月の審査委員会において元首称号統一問題を取り上げたことをきっかけとして、外務省は翌1936年2月、日本文および漢文の外交文書での元首の呼称を「天皇」に統一することを決定する。

なお、この呼称統一の件について、外務省では当初、「本問題ノ性質上特ニ慎重ナル取扱ヲ要スルノミナラス本件決定ヲ見ルニ至レル迄ノ枢密院トノ関係モアリ又国体明徴問題ノ喧シキ折柄ニモアリ特ニ之ヲ公表スルハ面白カラス」との理由で一般公表を見合わせていた。しかし、「天皇」への呼称統一の件が、宮内省の非公式談話として1936年4月18日付新聞各紙で報道されてしまったため、外務省では同日、国号統一の件とともに公表に踏み切っている⁽¹³⁶⁾。

この一連の決定をめぐるのは、「天皇」は諸外国の「皇帝」(当時の外交文書では、emperorだけでなくkingも「皇帝」と訳していた)とは異なる日本固有の存在であり、それゆえ国体明徴の立場からすれば「天皇」と呼ばなければならない、という判断が働いていた。とりわけ、「皇帝」のままでは、1934年3月に帝政に移行した満洲国の「皇帝」とも同列になってしまう、という配慮が働いていたことは想像に難くない。事実、外務省では、「我国ニ於テ「天皇」トスルコトニ決定スルニ当リテハ満洲国ニ於テ将来同一ノ呼称ヲ用フルコトナカルヘキ点」を確認している⁽¹³⁷⁾。

満洲国では日本の皇室制度がほぼ模倣されて導入されたが、その用語については「皇室に対して帝室が作られ、菊の紋章に対し帝政施行後日本式に蘭花が紋章とされ」、「宮城に対し帝宮、行幸に対し巡狩(のち巡幸)、御真影に対し御容(のち御影)、皇位に対し帝位、皇后に対し帝后といったように」周到的な使い分けがなされていた。山室信一は、この点について「皇帝と天皇の同一化というより差異化という志向」によるものとし、「日満一徳一心といいながら、皇帝はあくまで天皇の下位に立つ“アルホフンタイ兒皇帝”として位置づけられていた」と指摘している⁽¹³⁸⁾。天皇の絶対唯一性を確認すると同時に、他の国家元首、とりわけ「満洲帝国皇帝」に対する優越性を確保するためにも、「日本国皇帝」の称号を排し「天皇」の称号を対外的にも確立することが必要だったと考えられよう。

ただし、これらの呼称変更は日本文および漢文においてのみ問題とされ、他の外国語においては従来通りとされた。外務省はこの点について、「日本」カ「ニッポン」ナリヤ又ハ「ニホン」ナリヤノ先決問題」が未決着であるためとしている。そのため「天皇」についても外国語表記の変更はなされなかった⁽¹³⁹⁾。したがってこの問題は、結果的には国内向けの論理にとどまったというべきであろう。

2.5.2 「帝国」から「皇国」へ

ところが、こうして「大日本帝国」が対外向け呼称としての地位を確立したのと並行して、国内では「帝国」に代わり「皇国」の表記が盛んに用いられるようになる⁽¹⁴⁰⁾。

「皇国」とは、天皇の統治する国としての日本を意味する語である。この語は国学の影響を受けて広まり、幕末から明治初期にかけては「日本」の異称として広く一般的に用いられていた。しかし、その後は次第に「帝国」に取って代わられるようになり、大日本帝国憲法制定前後には完全に「帝国」に取って代わられるに至った。もとより、日本海海戦(1905年5月)において連合艦隊の旗艦「三笠」が掲げたZ信号旗が「皇国の興廢此の一戦にあり、各員一層奮励努力せよ」という意味だとされていたように、「皇国」という語が全くすたれていたわけではないし、筧克彦(1872-1961)のように、日本の特異性を主張する立場から「皇国行政法」「皇国憲法」「皇国精神」

などの表記を用いる立場も存在し続けていた。しかし、法令をはじめとする公的文書の中で「皇国」が用いられることはほとんどなかった。

ところが、1930年代に入るところから「皇国」の語が盛んに用いられ始める。とりわけ早くから「皇国」を用いていたのが陸軍省であった。たとえば、1933年3月27日、国際連盟脱退にあたって荒木貞夫陸相（在任1931年12月-1934年1月）が垂れた訓示には、その書き出しでこそ「大日本帝国」という表記が用いられているものの、「今や拳国皇国道義ノ意識ニ甦生シ」「皇国ノ自主愈 茲ニ確定シ」「内ニ皇国ノ面目ヲ發揮シ」などといったように、「皇国」が盛んに用いられている⁽¹⁴¹⁾。なお荒木は「皇道」「皇軍」「皇謨」「皇威」「皇猷」など、他にも「皇」の字を冠した熟語を多用したことで知られている⁽¹⁴²⁾。

また陸軍省は、『日露戦後二十八年 皇国は太平洋時代の軸心に立つ』『国際輿論を通して観る皇国日本の立場』（ともに1934年3月発行）⁽¹⁴³⁾といったパンフレットで「皇国」を盛んに用いている。「陸軍パンフレット事件」で悪名高い『国防の本義と其強化の提唱』（1934年10月発行）⁽¹⁴⁴⁾においても、日本の自称としてはもっぱら「皇国」が用いられている。

同時期には民間右翼などにおいても、「帝国」を排除し「皇国」を使用すべきだとする主張が強く唱えられた。たとえば大本教の聖師・出口主仁三郎（おに さぶろう 1871-1948）は、自らの主宰する右翼団体「昭和神聖会」の機関誌『神聖』誌の1934年11月号において、日本には「天皇はあつても皇帝はいない」のであり、天皇は「外国の皇帝や王や、その他の主権者とは根柢から尊卑の区別が違ふ」とし、さらに「帝国議会」は「皇国議会でなければならず」「帝国憲法は皇国憲法でなければならない」と主張している⁽¹⁴⁵⁾。

天皇機関説事件発生直前の1935年2月7日、衆議院に対して「皇国国体号確立ニ関スル請願」が提出された。この請願は

我国八万世一系ノ皇統ヲ戴キ其ノ国ヲ建ツル宇内ノ万邦ト趣ヲ異ニシ一ニ神威ニ依リ之ヲ他ノ皇帝又ハ王ヲ戴ク諸邦ト比スヘキニ非ズ依テ之等諸邦ト區別シ以テ国本ヲ堅クシ拜外卑内ノ陋習ヲ打破シ我ガ国体ノ実ヲ明カナラシムル為政府ハ速ニ皇国国体号ヲ確立シ呼フニ「帝国」ヲ以テセス「皇国」ヲ以テシ且教科書等ニ見ハレタル「帝国」ノ文字ヲ「皇国」ト改称セラレタシ⁽¹⁴⁶⁾

というものであった。請願者の四宮憲章（法政大学・二松学舎教授）は漢学者で、「皇国主義」を唱える「皇明会」を1919年に創立した人物である。

四宮の主張によれば、「帝国」とは「エンパイア」(empire)の訳語であり、秦帝国やローマ帝国に見られるように、侵略・征服によって成立した君主国に対する称号である。それに対し、日本は「人為の建立」ではなく「惟神の自然」によって成立した国であって、他の帝国とはその性格を異にする。そして四宮は以下のように主張する。「今にして、其の名を正すにあらずんば、万世一系の皇統は、或は革命易姓の帝王に混ぜられ、皇威光被の楽土は、遂に亦征服侵略の汚名を蒙らん」⁽¹⁴⁷⁾。つまり、「国体明徴」の立場よりすれば、「天皇」が諸外国の「皇帝」と同列・対等であってはならないと同様に、その天皇の君臨する「皇国」もまた他の「帝国」と同列・対等であってはならない、ということである。なお、それでは「皇国」は外国語ではどう訳すべきなのか（あるいはそのままKokoku等と表記すべきなのか）という疑問が当然生じるところであるが、四宮はその点には特に言及していない。

この請願は同年2月18日の第67回帝国議会衆議院請願委員会第一分科会で取り上げられている（ちなみにこの日は、天皇機関説事件の発端となった貴族院本会議における菊池武夫の演説が行われた日でもある）。このとき、政府委員の樋貝詮三法制局参事官は、この請願について「色々ナ点ニ支障ガアリ」、特に大日本帝国憲法第1条の「大日本 帝国 八万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」まで

直すことになると憲法改正の必要があるが、これは「陛下ノ外ニハ発案ノ機能ヲ何人モ有ツテ居リマセヌノデアリマス、之ニ対スル請願ハ請願ニ於テ禁止シテ居ル」と答弁している。国号・元称号統一問題では国体論者側の有力な根拠とされた憲法が、ここではいささか皮肉なことに、大きな障壁として機能していたことになる⁽¹⁴⁸⁾。結局、この請願は、波及する範囲が大きいと請願委員会での議論にはそぐわないとして採択は見送られ、参考として政府に送付するにとどまった。

しかしながらその後、「皇国」の語は政策文書においても散見されるようになる。1936年12月26日に閣議決定された「総動員警備計画暫定綱領」では、「外地ノ警備ニ付一般ニ顧慮スベキ事項」とのひとつとして「皇国 依拠ノ觀念ヲ民心ニ遍ネカラムル如ク啓蒙強化ヲ行フ」が掲げられていた⁽¹⁴⁹⁾。もっとも、同綱領の中では「帝国政府」「帝国官公署」「帝国官報」等の表記も用いられており、実際の日本政府を指す箇所では「帝国」が用いられ、国体概念と関連する箇所においては「皇国」が用いられる、という傾向がうかがえる。

さらに1937年をはじめ、「教学刷新」の動きの中で、「皇国」の理念は文部行政に導入されることになる。教刷評答申においてははまだ「皇国」の語は用いられていないが、その後、1937年3月27日に一斉に改正された中学校・高等女学校・師範学校・実業学校（新設）の教授要目では、いずれも修身について述べた箇所の前文で「皇国ノ臣民タルノ自覚」が謳われており、また、「国民道徳ノ要領」の項目のひとつに「皇国」が掲げられた⁽¹⁵⁰⁾。法令、とりわけ教育関係の法令において「皇国」（および「皇国臣民」）が用いられたのは、おそらくこれが最初と思われる。また同年刊行の『国体の本義』においても、草案の段階からすでに「皇国臣民ノ自覚」を明確にすることが謳われており⁽¹⁵¹⁾、本文においても、「結語」において「今や我等皇国臣民は、現下の諸問題に対して如何なる覚悟と態度とをもつべきであらうか。惟ふに、先づ努むべきは、国体の本義に基づいて諸問題の起因をなす外来文化を醇化し、新日本文化を創造するの事業である」⁽¹⁵²⁾と述べられている。1938年12月8日の教育審議会第10回総会において採決された「国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件答申」においても、義務教育の「内容ニ刷新ヲ加へ、皇国ノ道ノ修練ヲ旨トシテ国民ヲ錬成」することが謳われており、1941年3月1日公布（4月1日施行）の国民学校令（勅令第148号）では「国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ為スヲ以テ目的トス」と規定されている。この「皇国ノ道」という概念を作り出したのは、先述したように思想局長として教刷評の議論をリードし、また国民学校制度の実質的な創出者でもあった伊東延吉だといわれている⁽¹⁵³⁾。

また、1937年10月には、朝鮮総督府が「皇国臣民ノ誓詞」を發布し、これに基づいた「皇民化政策」を本格的に開始することになる。この「皇国臣民」という言葉は、1937年7月、日中戦争勃発直前に朝鮮総督府学務局長心得に就任した塩原時三郎が持ち込んだものとされている。当時、この「皇国臣民」の言葉はまだ珍しく、「相当有識者中にさへ疑問があり、帝国憲法には日本臣民とあるのに、何の故にわざわざ「皇国」としたのかなどといふものもあつたという⁽¹⁵⁴⁾。なお、「皇国」概念は朝鮮総督府が先行して導入し、その後内地に波及したとする説⁽¹⁵⁵⁾もあるが、実際には朝鮮・内地ともにほぼ同時並行的に導入されている。

1938年3月3日には、衆議院に対して「大日本皇国ノ称呼普及ニ関スル請願」が提出された⁽¹⁵⁶⁾。この請願は

大日本国ハ 天祖ノ御神勅ニ基キ 神武天皇即位以来三千年ノ久シキニ亘リ万世一系ノ 天祚ヲ踐マセラルル 天皇ノ統治シ給フ世界無比ノ国家ナルヲ以テ政府ニ於テハ此事実ヲ明徴ニスルタメ今後 大日本皇国ノ称呼ヲ普及スルニ努メ以テ 天壤無窮ノ 皇運ト共ニ万代不易ナラシメラレ度 皇国ニ生ヲ享ケタル生等満腔ノ赤誠ヲ捧ゲ謹ミテ請願ス

というもので、宮城県の上勝衛なる人物が、田中光顯・水野錬太郎・徳富猪一郎（蘇峰）・田中

とまゑのすけ 巴之助(智学)・竹下勇・四王天延孝・山田孝雄・小笠原長生などといった錚々たる面々の署名を集めて提出したものである。

この請願は1938年3月17日の第73回帝国議会衆議院請願委員会で審査された。紹介者の守屋榮夫議員は、この請願について、「天壤無窮ノ国家」という「事実ヲ明ニスル上ニ於テ、皇国称呼ヲ使用スルコトガ最も適当デアル」とする立場より、「現行法令ノ許ス範囲内ニ於テ、出来得ル限り皇国ノ称呼ノ普及徹底ヲ図リタイ」という趣旨だと説明している。これに対して政府委員の森山鋭一法制局参事官は、一般的に「大日本皇国」という表記を用いることは構わないが、憲法上「大日本帝国」と規定されており、「公ニ使フ称呼トシテハ大日本帝国ト云フコトヲ既ニ決メテ居ルノデアリマスカラ、別ニ大日本皇国ト云フ称呼ヲ用ヒヨト云フコトハ、政府トシテハ、少シ困ルノデアリマス」と答弁している。これに対して守屋は、この請願は「皇国」を「今後一般ニ普及サスヤウニシテ戴キタイ」というものであって、改憲を求めるものではないと反論した。これに坂東幸太郎が「其主旨ダケハ採択シテ差支ナイト思ヒマス」と同調し、その後はさしたる議論もなく採択に至っている。

政府はこの請願を、3月25日に衆議院で議決された「我が国号ノ称呼統一ニ関スル建議」、および頭山満らの提出した「我が国名略呼統一ノ請願」(いずれも「ジャパン」等の外国語呼称を排し、国号を統一すべきだとする主旨)とともに審査した。そして、12月23日の閣議決定において

国号ヲ尊重シ其ノ称呼ノ統一ヲ図ラントスル本建議及請願ノ趣旨ニハ其ノ根本ニ於テハ異論ナキモ(…)大日本帝国ノ国号ハ大日本帝国憲法ニ明示セラレ政府ハ條約等ニ於テ正式ニ我が国ヲ称呼スルトキハ此ノ国号ヲ使用スルコトニ決定実行シツツアリ今特ニ「大日本皇国」ノ称呼ノ普及ニ努ムルハ多大ノ考慮ヲ要スルト共ニ他面凡ク場合ニ大日本帝国ノ国号ヲ使用スルコトニ統一スルモ従来ノ慣行其ノ他ノ関係ヨリ俄ニ其ノ実行困難ト認メラレ(…)仍篤ト考究スルコト⁽¹⁵⁷⁾

とし、問題の解決を事実上先送りしている。

以後、「皇国」は閣議決定をはじめとする公的文書においても多用されるようになるが、完全に「帝国」と置き換わってしまうことはなかった。これは、1935年の外務省による「大日本帝国」への呼称統一との関係もさることながら、先に見たように、欽定憲法であり「不磨の大典」とされた大日本帝国憲法の存在が、大きな障壁としての役割を果たしていたことによると考えられる。たとえば、同じ閣議決定の中で「帝国」と「皇国」が混在している事例として、1939年4月28日付閣議決定「時局認識徹底方策」では、「我が皇国の興廃は一に懸つて事変処理の如何に存する」というスローガンが掲げられる一方で「興亜大業の意義と帝国の使命」といった項目が見られる⁽¹⁵⁸⁾し、1941年1月14日付閣議決定「興亜諸団体ノ指導理念統一ニ関スル件」では、その第1項に「肇国ノ精神ニ反シ皇国ノ国家主権ヲ晦冥ナラシムル虞レアルカ如キ国家連合理論ノ展開乃至之ニ基ク国際形態ノ樹立ヲ促進セントスル運動ハ之ヲ撲滅スル如ク指導ス」とある一方で、第2項に「帝国内ニ於ケル大東亜新秩序建設ニ関スル啓蒙的思想運動」という記述がある⁽¹⁵⁹⁾。はっきりとした基準は不明瞭であるが、国体論的な文脈では「皇国」、また、実際の日本政府と関係する箇所や、対外関係についての文脈などでは「帝国」が用いられる傾向があったようである。

このように少なからず不徹底な面があったとはいえ、「皇国」は、1930年代後半から40年代前半にかけて、絶対唯一無二の「国体」を持つ「万邦無比」の国家としての日本を示す称号および理念として定着することとなった。それは、朝鮮・台湾などの「外地」を含めた「日本」の国民統合のためのイデオロギーとしての役割を果たすことになる。

しかしながらこの「皇国」理念は、それだけではその及ぶ範囲はなお「大日本帝国」の内側にとどまっており、外部への拡大を正当化する力を欠いていた。ところが、戦争の進展にともない、

「国体」理念を「日本」の外部にまで拡大する必要が生じる。そのために導入されたのが「八紘一宇」の理念であった。

2.6 「八紘一宇」の国策理念化

1930年代における対外侵略の進展にともない、それを自己正当化するために、日本の「国体」を、無限に拡大しうる擬似普遍的な観念として解釈する観点が急速に浮上することになる。そして、この「国体」の拡大を正当化しうる論理として持ち出されたのが、「八紘一宇」の理念であった。

法制史家の牧健二（1892–1989）は、1940年の著作『日本国体の理論』において、「国体を以て原理とする歴史観」を「国体史観」と定義し、これには二つの観方があるとした。すなわち、「国体史観が日本に於て許される以上、外国に於ては諸国民がそれぞれの国柄に応じた歴史観を有することを許さねばならぬとする観方」と、「日本国家の原理は実にその根柢に於て日本限りのものではなくて、世界的な原理を含んだものであるから、世界史の発展も結局日本の国体史観の原理に随順すべきものであり、其の点では日本の国体原理が世界の指導原理となると云ふ観方」である⁽¹⁶⁰⁾。つまり、「国体」原理の及ぶ範囲を（その時点での）「日本」の範囲のみにとどめるのか、それとも、「国体」原理を普遍的なものと見なし、その及ぶ範囲を無限に拡大し得るものと見なすのか、という違いである。

もとより「国体」は天皇と不可分であり、そして天皇は「日本」の歴史と切り離すことのできない存在であるのみならず、生身の人間として、かつ「日本」の君主として存在し続けている以上、たとえ、教育勅語が「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」と「国体」の普遍性をいくらか主張したとしても、それが真の意味で普遍的な存在になることはありえない。したがって「国体」の普遍性を主張する議論は、そのまま全世界を「日本」化するという議論となる。福間良明が指摘しているように、「日本」の固定的な純粋性は、「異質な民族」を一切包含しない空間を想定し、そこに閉じこもるか、あるいはそれを「日本」の枠を超えた世界すべてに普遍化させ、世界のすべてを「日本」と規定するか、そのいずれかでしか語り得ない⁽¹⁶¹⁾。

明治以来の「日本」の範囲の拡大において、台湾（1895年）や朝鮮（1910年）などの新たに獲得された領土とその住民に対して「国体」原理をどの程度まで適用できるのか、ということはひとつの大きな問題であった⁽¹⁶²⁾。現実問題として、共通する歴史を持たない集団に国体論をそのまま適用することは困難であったからである。以後の日本の民族政策は、同化主義と分離主義との間を揺れ動き続けることになる。しかし、1920年代までは、あくまでこの問題は「大日本帝国」の範囲内にとどまっていた。

ところが、1930年代の中国への侵略においては、形式的には日本の領土拡大という方法ではなく、「親日」傀儡政権の樹立という方法がとられることになった。第一次世界大戦以後の「侵略戦争」違法化の流れとナショナリズムの全世界的な昂揚の中で、しかも一連の侵略を「自衛」として正当化した以上、領土拡大の正当化は困難であったからである。そこで、形式的には相手国の独立を認めつつも、日本による実質的な支配を正当化するための理念が求められることになる。しかもその一方、国内的には「国体」観念が絶対の国是として位置づけられるに至ったことで、国内的に「国体」観念を維持しつつ、対外侵略・異民族支配を自己正当化するための理念が必要となった。かくして、「八紘一宇」の理念が持ち出されることになったのである。

2.6.1 田中智学の「八紘一字」論

よく知られているように、「八紘一字」とは、そもそも『日本書紀』巻第三・神武天皇即位前紀己未年三月丁卯条の「^{のりごと}令」(いわゆる「橿原奠都の詔」)にある

上則答乾靈授国之徳、下則弘皇孫養正之心。然後、兼六合以開都、掩八紘而為宇、不亦可乎。
(^{かみ}上は^{あまつかみ}乾^{くに}靈^{さづ}の^{くに}国^を授^けたま^ひし^み徳^に答^へ、^{しも}下^は皇^{すめみま}孫^{ただしきみち}の^{やしな}正^を養^ひたま^ひし^み心^を弘^めむ。然^{しかう}して^く後^に、^く六^の合^のを^か兼^めて^か都^を開^き、^{あめのした}八^{おほ}紘^{いへ}を^{またよ}掩^ひて^{またよ}宇^にに^せむ^{こと}、亦^{またよ}可^{から}ず^や。)
(163)

という文言を典拠とした、日蓮宗系の在家仏教運動者・田中巴之助(智学、1861-1939)の造語である⁽¹⁶⁴⁾。なお、「八紘」(八荒)とは「国の八方の遠い果て」「国のすみずみ」、転じて「天下」「全世界」を意味する⁽¹⁶⁵⁾。

智学は、1904年の著作『世界統一の天業』において、インドの伝承においては「転輪聖王といふものが、この世界を統一する王種」だとされていることを述べたのち、「日本国の祖先は太古印度地方より日本の地に王統を垂れたものだといふことは、種々の方面から立証し得ることゝなつて居る」と述べ、「日本国の王統〔天皇〕が此神統であつて、世界統一の天命を負つて居る」と主張し、日本が「日蓮主義」に基づいて世界を道義的に統一することによってこそ世界に永久の平和がもたらされる、と述べている⁽¹⁶⁶⁾。すなわち智学によれば、日本建国の目的は世界の「道義的統一」にあるのであつて、そのことは神武天皇の「天業を恢弘し、天下に光宅せん」「天に答へ正を養ひ、然る後ち六合を兼ねて都を開き、八紘を掩つて宇と為さん」などの詔勅に示されている⁽¹⁶⁷⁾。この統一は帝国主義や軍国主義による「侵略的統一」とは異なる、高潔なる道義の上に基ついた統一である。ただし智学は、「正義を護持する為めには大に干戈を要するのである、これ即ち神武である」として、軍事力の行使自体は否定していない⁽¹⁶⁸⁾。この著作の時点ではまだ「八紘一字」という成句は用いられていないが、のちに智学は、「神武天皇の世界統一は「八紘一字」といふことゝ、「六合一都」といふことと言ひ現された」⁽¹⁶⁹⁾というように、「八紘一字」を世界統一の理念を示した標語として喧伝してゆくことになる。

ただし、天皇による世界の統一という発想自体は智学の独創ではなく、近世の平田国学の流れにおいてすでに見られるものである。たとえば平田篤胤は、世界各地のあらゆる神話や伝承はすべて日本の古伝の訛伝だとする汎神道主義を展開し、そのことから日本の絶対的優越性を主張するとともに、将来においては全世界の国々が「皇国」日本にひれ伏すであろうことを説いている⁽¹⁷⁰⁾。また、篤胤の影響を強く受けた佐藤信淵(1769-1850)は、『混同秘策』(文政6年=1823年)において、「皇大御国〔日本〕八大地ノ最初二成レル国ニシテ世界万国ノ根本」であるから、「全世界ヲ悉ク群衆ト為スベク、万国ノ君長皆臣僕ト為スベシ」⁽¹⁷¹⁾として、世界征服のための詳細な計画を展開している。この思想は中国に対する対抗意識と欧米諸国のアジア進出に対する危機感を背景にしているわけであるが、これをさらに遡れば、「まことの道は、天地の間にわたりて、何れの国までも、同じくたゞ一すぢなり。然るに此道、ひとり皇国にのみ正しく伝はりて、外国にはみな、上古より既にその伝来を失へり」(『玉くしげ』、寛政2年=1790年刊行)と「皇国の道」の普遍性を説いた本居宣長に行き着くことになる⁽¹⁷²⁾。智学の独創性は、このような思想を『日本書紀』の神武天皇紀、特に橿原奠都の詔と結びつけ、「八紘一字」という熟語を作ったことに求められる。

そもそも橿原奠都の詔は、『日本書紀』本来の文脈においては単に橿原の地に都を築くという宣言にすぎないし、その中の「掩八紘而為宇」にしても、智学以前には特に「世界統一」を意味するものとは解されていなかった。たとえば、いわゆる「和協の詔勅」(1893年2月10日)の冒頭には、「古者皇祖国ヲ肇ムルノ初二当リ六合ヲ兼ネ八紘ヲ掩フノ詔アリ」と橿原奠都の詔が引用され

ている⁽¹⁷³⁾。しかしこれは、文脈からも、また詔勅の性格からしても、日本国内における「和協」を求めするために引用されたものであって、決して世界統一を意味するものとして引用されたものではないと考えられる⁽¹⁷⁴⁾。

2.6.2 国民精神総動員運動と「八紘一宇」の国策理念化

さて、神武天皇の詔勅をその典拠とするとはいえ、そもそもは民間の一宗教思想家である智学の造語にすぎなかったこの語は、1930年代に日本の対外侵略が進展してゆく過程で、それを自己正当化するための国策理念として浮上し、さかんに喧伝されてゆくことになる。ただし、その過程では、この語が智学の造語であることや、その仏教的・日蓮主義的な含意は無視ないし忘却され、この語は、檀原莫都の詔とのみ結び付けられて、「肇国」以来の日本の国是として語られてゆく。

たとえば、1935年9月に満洲事変勃発4周年を期して陸軍省が発行したあるパンフレットには、「王道楽土の建設を理想として生誕した満洲国に対する我が国策の基調は、權益獲得の霸道主義を排し、八紘一宇の皇道精神に置くべきは論を俟たぬ所である」「我が肇国の理想は実に皇道に基く世界一宇化であり、四海同胞共存共栄の道義的精神の顕現である」「日満一体化は実に我が皇国の大理想たる世界一宇化の精神に発し、又之に範をとり順天安民、五族協和を以て建国の本義としてある満洲国建国の国是に基くものである」⁽¹⁷⁵⁾といった文言が見られる。

実態としては日本の傀儡政権にすぎなかったとはいえ、「満洲国」は形式上独立国の形をとっており、日本の軍事行動は領土拡大を目的とした帝国主義的な侵略ではないとされていた。したがって、「満洲国」における日本の軍事行動と支配を正当化するためにも、また「満洲国」において、「皇国」「皇道」といった、本来は天皇の支配する範囲＝日本国内にしか及び得ない国体論的な論理を持ち込むためにも、その適用範囲を拡大し得る論理の導入が必要であった。そのために、国体論の適用範囲を無限に拡大し得る「八紘一宇」の論理が持ち込まれたのである。

また、2・26事件（1936年）の「蹶起趣意書」の冒頭にも、「謹んで惟るに我が神洲たる所以は万世一系たる 天皇陛下御統帥の下に拳国一体生成化育を遂げ遂に八紘一宇を完うするの国体に存す」⁽¹⁷⁶⁾という文言がある。さらに1937年3月19日には、第70回帝国議会貴族院予算委員会において、二荒芳徳委員が林銑十郎内閣の佐藤尚武外相に対し、「我国ノ建国以来持ッテ居ル所ノ八紘一宇ノ大政策、八紘ヲ掩フテ宇ト為ス、此ノ四海同胞ノ大精神ト、歴代ノ御詔勅ニ拝セラレル所ノ平和ヲ求ムルニ汲々タル所ノ我が大民族ノ理想ト云フモノハ果シテ如何ナル方法ニ依リ、如何ニ徹底シテ世界各国ニ御知ラセニナッテ居ルカ」と質問している。

しかしながら、1937年刊行の『国体の本義』においては、いまだ「八紘一宇」は重要な国是とは位置づけられていない⁽¹⁷⁷⁾。確かに、同書には檀原莫都の詔についての言及が2ヶ所に見られる（23頁、67頁）し、また「我が国の和の精神が世界に拡充せられ、夫々の民族・国家が各 その分を守り、その特性を発揮する時、真の世界の平和とその進歩発展とが実現せられるであらう」（59頁）という、「八紘一宇」論と受け取れる記述もある。とはいえ、同書における「肇国の精神」は、「天壤無窮の神勅」に基づく天皇の統治を指しており、その拡大（「八紘一宇」）までは含んでいない。また先述したように、同書では天皇・国土・臣民の一体性と固定性が説かれているが、このことは「国体」の無限拡大を正当化する「八紘一宇」の論理とは異質である。また、国定国史教科書においても、国定第5期教科書（『小学国史 尋常科用』1940年）までは檀原莫都の詔についての言及は見られない。

ところが、1937年7月の日中戦争の勃発に伴い、同年8月より国民動員のための官製国民運動として「国民精神総動員運動」（精動）が開始されると、政府はその中で「八紘一宇」を国策理念として喧伝するようになる。

まず、1937年10月より、『国民精神総動員資料』と題した一連の国民教育用パンフレットが、内閣・内務省・文部省より共同発行されている。その第二輯として刊行された、「内閣情報部」名義による『何故の支那事変』（1937年10月12日発行）では、その冒頭で

『八紘^{あめのした}を掩^{おほ}ひて宇^{いへ}と為^せむ』、全世界凡ゆる民族、凡ゆる国家をして各々其の処を得しめ、相倚^{たす}り相扶^{たす}けて万邦協和^{ひと}齊しく平和な生存を享有せしむることは、広大無辺なる御歴代の 大御心の存するところで、又実に国史を一貫^{かは}して渝らぬ我が国是である。（178）

と、「八紘一宇」の精神が「肇国の国是」であることを述べた上で、「南京政府」が「世界平和の敵」コミンテルンの策謀に乗せられて排日運動を展開していることを非難し、「支那事変」は「領土的野心を満たし物質的慾望を達せんとする如き」ものではなく、

宜しく宇宙の大道と天地の公道の大乗の見地に立ち、八紘一宇、万邦協和の我が二千六百年伝統の国是に則り、我等の理想を以て世界を光被するの一大信念を以て、支那の蒙を啓いて日支永遠の提携を招来せねばならぬ。同時に此の肇国の国是、日本民族の大理想を世界に闡明して、之を各民族各国民に滲透せしめ、以て世界平和に一段の進展を為さしめねばならぬ。（18頁）

と説いている。

また、第四輯として刊行された「文部省」名義による『八紘一宇の精神 日本精神の発揚』（1937年11月10日発行）では、「八紘一宇」は以下のように説明されている。

「八紘」は「八荒」ともいひ、前者は八方の隅、後者は八方の遠い涯といふ字義であつて、共に「世界の涯」とか「天の下」とかといふ意味である。「一宇」は「一家」といふ字義で、全体として統一と秩序とを有する親和的共同体といふ意味である。従つて「八紘一宇」とは、皇化にまつろはぬ一切の禍を払ひ、日本は勿論のこと、各国家・各民族をして夫々その処を得、その志を伸さしめ、かくして各国家・各民族は自立自存しつゝも、相倚^{たす}り相扶^{たす}けて、全体として轟然たる一家をなし、以て生成発展してやまないといふ意味に外ならない。それは外国の霸道主義の国家に見られる如く、他国を領有しようとする侵略的思想とは、霄壤^{せうじやう}の差をなすものであつて、禍を除き、道を布き、弥々高く益々広く向上発展する我が国の進路を示すと同時に、各国家・各民族をして道義的・平和的世界を実現せしめる創造の道を示したものである。この道は、実に肇国以来、一系連綿たる天皇の天津日嗣の大御業であり、又我々臣民が一身を捧げて皇運を扶翼し奉る窮極の目標である。（179）

同書によれば、日本は「我が天壤無窮の国体が、正に全世界を光被すべき秋に際会して居」り、「流転の世界に不易の道を知らしめ、漂へる国家・民族に不動の依拠を与へて、国家・民族を基体とする一大家族世界を肇造する使命と実力とを有するのは、世界広しと雖も我が日本を措いては他に絶対ない」（3頁）。すなわち、日本の「国体」が無限に拡大し、全世界を覆い尽くすことによつてこそ「真の世界平和」を実現される、とされている。また「支那事変」については、「非道義的唯物思想と「コミンテルン」の赤化工作との傀儡になつて国民生活を犠牲にし、東洋平和を攪乱する国民党政府及びその軍隊の非行と謬見とを抜い清め」、「支那をして光輝ある東洋の精神に帰らしめ、東洋的地盤より生成する真の歴史・文化を創成せしむることこそ、実に皇国の世界文化史的使命にして且は「八紘一宇」の現代的使命である」と説かれている（15頁）。

ここに至つて、「八紘一宇」は明確に国策理念としての位置付けを与えられたことになる。また、ここでは「世界統一」という思想は示されておらず、「八紘一宇」とは「全世界凡ゆる民族、凡ゆる国家をして各々其の処を得しめ」ることであり、各国家・各民族の「自立自存」を認めつつも、

その全体を「天壤無窮の国体」による「皇化」が覆いつくすことにより、世界を「一家」とする意味だとされている。とはいうものの、その中心にいるのは天皇であり、その天皇は日本と不可分の存在なのだから、実態としては日本が指導国家として他の諸国・諸民族を指導していく、ということになる。この思想は、どちらかといえば華夷思想に類似している⁽¹⁸⁰⁾。

内閣情報部が1937年9月25日から10月20日にかけて公募し、11月2日に発表した『愛国行進曲』の一等当選歌詞（森川幸雄）では、「往け八紘を宇となし／四海の人を導きて／正しき平和うち建てむ／理想は花と咲き薫る」⁽¹⁸¹⁾と謡われている。また、1938年2月26日には、内閣情報部国民精神総動員部会において「八紘一宇ノ聖旨宣明ニ関スル件」が決定され、同年4月3日の神武天皇祭にあたって「我国是タル八紘一宇ノ御精神ニ対スル国民ノ理解ヲ愈 深カラシムルコト」が取り決められた⁽¹⁸²⁾。さらに同年4月28日の閣議決定「昭和十三年度ニ於ル国民精神総動員実施ノ基本方針」においても、「八紘一宇ノ大理想ノ下ニ帝国所期ノ目的達成ニ邁進セシムルコト」が謳われている。ここに至り、「八紘一宇」は閣議決定レベルでの国策標語としての位置を確立したことになる⁽¹⁸³⁾。

1939年9月にヨーロッパにおいて第2次世界大戦が勃発し、1940年5月にオランダ、ついで6月にフランスがドイツに降伏するに及び、この戦争がドイツの勝利によって終結すると判断した日本側では、東南アジアにおけるイギリス・フランス・オランダ各国の植民地を確保するため、「大東亜共栄圏」構想を立ち上げることになる⁽¹⁸⁴⁾。1940年7月22日に発足した第2次近衛文麿内閣は、7月26日に「基本国策要綱」を閣議決定した。この「根本方針」においては、

皇国ノ国是ハ八紘一宇トスル肇国ノ大精神ニ基キ世界平和ノ確立ヲ招来スルコトヲ以テ根本トシ先ツ皇国ヲ核心トシ日滿支ノ強固ナル結合ヲ根幹トスル大東亜ノ新秩序ヲ建設スルニ在リ⁽¹⁸⁵⁾

と謳われている。ここに至り、「八紘一宇」は「肇国の精神」にして「皇国の国是」という位置付けを得、さらに、新たに提唱された「大東亜新秩序」（大東亜共栄圏）とも結び付けられたことになる。ちなみに、これに先立つ7月24日の初閣議では、「大日本帝国」の「帝国」は訳語で不可ん、これは須く「皇国」と改むべし」という「用語の新体制？案」が出されたという⁽¹⁸⁶⁾。

さらに同年9月27日、日独伊三国同盟条約の締結を受けて下された詔書では、

大義ヲ八紘ニ宣揚シ坤輿ヲ一宇タラシムルハ実ニ皇祖皇宗ノ大訓ニシテ朕ガ夙夜眷々措カザル所ナリ〔…〕

惟フニ万邦ヲシテ各 其ノ所ヲ得シメ兆民ヲシテ悉ク其ノ堵ニ安ンゼシムルハ曠古ノ大業ニシテ前途甚ダ遼遠ナリ爾臣民益 国体ノ觀念ヲ明徴ニシ深ク謀リ遠ク慮リ協心戮力非常ノ時局ヲ克服シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼セヨ⁽¹⁸⁷⁾

として、詔書にまで「八紘一宇」が用いられるに至ったのである。また、この年11月25日には宮崎市において「八紘之基柱」（通称「八紘一宇の塔」）が完成し、秩父宮雍仁親王の真筆による「八紘一宇」の文字が内部に収められた⁽¹⁸⁸⁾。

2.6.3 『臣民の道』

1941年7月、教学局は『臣民の道』を刊行する。同書は『国体の本義』の実践篇として、1940年秋より教学局において、志水義障教学官（1888-1954）を中心として編纂が進められたものである⁽¹⁸⁹⁾。同書では、編纂段階より「八紘一宇の大思想」を盛り込むことが掲げられていた。

『国体の本義』には満洲事変についての具体的な言及が見られないのに対し、『臣民の道』は、日中戦争の勃発から「大東亜共栄圏」の提唱に至るまでの状況を受けて、世界の旧秩序の崩壊と新秩序の建設を説いている。まず同書では、「近世史」を「欧洲に於ける統一国家の形成と、これらに於ける植民地獲得のための争覇戦との展開」(3頁)として捉え、この「西洋文明の基調をなした思想は、個人主義・自由主義・唯物主義等」であったが、「この思想は弱肉強食の正当視、享乐的欲望の際限なき助長、高度物質生活の追及となり、植民地獲得及び貿易競争を愈々刺戟し、これが因となり果となつて世界を修羅道に陥れ、〔第一次〕世界大戦といふ自壊作用となつて現れた」(7頁)とする。ここに旧世界秩序は崩壊し、新秩序の建設が必要とされる。そして、日本の役割は、この新秩序を「道義」に基づいて建設することだとされている。そして、その「世界の新秩序建設の基本理念」をなすのは「八紘を掩ひて宇となす我が肇国の精神」である(19頁)⁽¹⁹⁰⁾。

「明治三十七八年戦役」(日露戦争)における日本の勝利は、「亜細亞諸国の覚醒を促し、独立運動の気運を喚起することとなり、そのことは日本国内において「東亜の安定を確保することが日本の使命であり、東亜諸地方を解放することは、懸かつて日本の努力にある」という認識を生むこととなった(8頁)。しかるに「支那の民族運動」は「欧米諸国並びにコミンテルンの画策に乗ぜられ」て抗日運動を引き起こし、これが原因となって「満洲事変」「支那事変」が引き起こされることになった(14-15頁)。したがって「支那事変」は「我が国による道義的世界建設の途上に於ける一段階」であり、「蒋介石政権の打倒を以つて終はるべきものではな」く、その最終的な目標は「支那を誤らしめた東亜に於ける欧米勢力の禍根を芟除し、大東亜共栄圏の一環としての新しき支那の建設に協力し、東亜並びに世界が道義的に一つに結ばれる」(19-20頁)ことだとされている。

また同書は「皇国臣民」については、

皇国臣民は、畏くも皇室を宗家と仰いで、一国一家の生活を営んでゐる。もとより我が国には古来他民族の皇化を慕つて来たり仕へるものがあつたが、これ等外来民族も御稜威の下に皆齊しく臣民たるの恵沢に浴し、時移るに従ひ、精神的にも血統的にも全く一体となつて、臣民たるの分を竭くし来たつた。聖徳無辺、万物を包容同位して至らざるなく、一国一家の実は愈々拳がり、君民一体の光輝ある国家は天壤と共に窮まりなく栄えて来た。(41頁)

と、「皇国臣民」を基軸としつつも、それと「他民族」の混血を認め、それが「皇化」により一体となった、とする混合民族論的な理解を示している。これは、朝鮮半島や台湾などの諸民族についても「臣民」化の回路を設定することによって「皇国」内部における異民族支配を正当化するとともに、その「国体」の外部への拡大をも正当化するものである⁽¹⁹¹⁾。

なお昆野伸幸は、『国体の本義』と『臣民の道』の内容的差異について、前者は臣民の主体性を否定する「自然的「国民」観」の立場に立つのに対し、後者は皇国臣民としての積極的自覚を求める「意志的「国民」観」の立場に立っている、と指摘している⁽¹⁹²⁾。異民族の積極的な同化・臣民化という理念自体は、『臣民の道』の中には明確な形では現れていないが、「意志的「国民」観」自体には臣民の範囲を拡大しようとする理念が含まれていると考えられる。

2.6.4 「八紘一宇」の意味をめぐる混乱と起源の忘却

しかしながら、このようにして「八紘一宇」が盛んに喧伝され、急速に国策標語としての地位を確立してゆく中で、そもそもそれが正確にはどのような意味なのか、という点については混乱が生じていた。

1938年12月8日の教育審議会第10回総会において、「国民学校、師範学校及幼稚園二関スル件」の答申案が審議された際、その中にある「義務教育ヲ八年トナシ、其ノ内容ニ刷新ヲ加工、皇

国ノ道ノ修練ヲ旨トシテ国民ヲ錬成シ、国民精神ノ昂揚、知能ノ啓培、体位ノ向上ヲ図リ、産業並ニ国防ノ根基ヲ培養シ、以テ内ニ国力ヲ充実シ外ニ八紘一宇ノ肇国精神ヲ顕現スベキ次代ノ大国民ヲ育成センコトヲ期セリ⁽¹⁹³⁾というくだりに対し、委員の三上參次から、「八紘一宇」は近頃「色々な文書ニ出テ来ル」が、「本多利明トカ云フ風ナ人ノ如ク宇内混同策ナドニ用ヒテアル文字、即チ世界統一、我が国ハ世界ノ中心デアッテ、世界ニ君臨スルモノデアルト云フ風ナ意味ニ解釈シテ居ル者モア」り、「侵略」と「誤解」される恐れがあるので削除すべきではないか、という意見が出されている⁽¹⁹⁴⁾。また、同じく委員の山田孝雄も、この語句は文字通りには「宇宙ガ日本国全部ニナル」という意味だとしか解せない、と主張している⁽¹⁹⁵⁾。これに対して、答申案作成にあたった特別委員会の田所美治委員長は、「八紘一宇」とは世界統一や侵略を意味するものではなく、「皇国ノ道」であり、「徳」すなわち「ヴァーチャー」(virtue)の意味であり、教育勅語の精神を「天下ニ顕現シテ行ク」ことだと主張した⁽¹⁹⁶⁾。もっとも、教育勅語は「臣民」に対して「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼」することを求めたものであり、これを国外に広めるということは、とりもなおさず諸外国の国民に対して天皇への臣従を求めることを意味することになってしまうのであるが、そのことへの配慮はなされていない。なお、答申案自体はそのまま無修正で可決されている。

1939-40年の第75回帝国議会では、「八紘一宇」を外国語ではどう表記するのが俎上に取り上げられた⁽¹⁹⁷⁾。最終的に、1940年2月27日の貴族院予算委員会において、有田八郎外相は、「八紘一宇ト申シマスコトハ、其ノ深遠ナル御精神並ニ意味カラ申シマシテ、之ヲ外国語ニ訳スルト云フコトハ避ケテ居ル」と述べ、さらに他の「日本ノ特有ナ国体ニ関連シテ生ジテ居リマスル言葉」についても、「原則トシテ之ヲ外国語ニ翻訳致サナイト云フコトニ致シテ居ル」と答弁している⁽¹⁹⁸⁾。このことは結局、「八紘一宇」がほとんど意味不明の語句にすぎず、日本国内でしか通用し得ないことを自ら暴露してしまっているといえよう。

なお、2月13日の衆議院予算委員会での議論では、北吟吉が「八紘一宇」は田中智学の造語であることを正しく指摘しているにもかかわらず、松浦鎮次郎文相は「是ハ決シテ近頃新作ツタト云フ文字デハナク、深い意味ヲ持ツタ昔カラアル言葉デアリマス」と回答している⁽¹⁹⁹⁾。つまり、「八紘一宇」が国是化するにあたって、この語が智学の造語であることは意図的に無視ないし忘却されることになったのである。

また、1941年2月13日の第76回帝国議会貴族院予算委員会第三分科会において、二荒芳徳委員は「近頃八紘一宇ト云フ字ガモウ殆ド無條件デ使ハレテ居ルノデアリマスガ、八紘一宇ト云フ字ハ神武天皇ノ御詔勅ニハナイノデアリマシテ、八紘為宇ト云フ字ガアルノデアリマス」と発言し、「何時ノ間ニカ八紘一宇ト云フ語呂ノ良イ用語ガ慣用サレテ居ル」ことに疑義を表明している⁽²⁰⁰⁾。もっとも、「八紘為宇」も原文通りの表現ではないし、そもそもこの4年前に「八紘一宇ノ大政策」を予算委員会の場に持ち込んだのは二荒自身のはずなのだが、それはともかくとして、橋田邦彦文相は「八紘一宇ト云フ言葉ガ用ヒ出サレタノハ相当古クデハナイカト存ジマスガ、ハッキリシタコトハ申上ゲラレマセヌ」と断った上で、「神武天皇ハ八紘為宇ト為スト仰セラレタ根本ノ御立場ノ中ニ、矢張り八紘一宇デアルカラト云フ御心持ガアツタト拝察サレルト云フ意味カラ、八紘一宇ト云フ言葉ヲ用ヒ始メタト解釈シテ居ル」と回答している。

これ以降、政府文書においては次第に「八紘一宇」に代わって「八紘為宇」が用いられはじめることになり、また言論界においても同様の動きが生じている。この動きに反感を抱いた、智学の三男である里見岸雄(1897-1974)は、その背景には「八紘一宇」が「仏教家たる田中智学の造語ださうだ、何とか他に言ひ方がないものだらうか、などという反感」があるのではないかと推測している⁽²⁰¹⁾。

「大東亜戦争」(アジア太平洋戦争)勃発後の1942年7月に教学局が編纂・発行したパンフレット『大東亜戦争とわれら』においても「八紘為宇」の表記が用いられており、この語は「皇祖の大

御心を体して、その御精神をいよ お弘めになり、あまねく天皇の御稜威^{みりつ}が行きわたり、天下が天皇を中心としたてまつる一家のやうな楽しい姿になるやうに、といふ思し召し」だと説明されている⁽²⁰²⁾。

2.6.5 「八紘一宇」への疑義

「支那事変」(日中戦争)の戦争目的は「暴支膺懲」「東亜新秩序建設」「大東亜共栄圏建設」と二転三転し、「大東亜共栄圏建設」はさらに「大東亜戦争」(アジア太平洋戦争)へとつながっていくことになるのであるが、「八紘一宇」はその意味的な曖昧さにもかかわらず一貫してこれらを正当化する理念として呈示されていた。これは、この理念が絶対の聖典である『日本書紀』に記された、しかも初代天皇である神武天皇の言葉に基づくものとされていたことから、少なくとも国体明徴運動後の日本国内においては否定することが極めて困難であったため喧伝しやすく、また、意味的な曖昧さはかえって自由に再解釈し得るものとして好都合であったためと考えられる。しかし、その曖昧さ、意味不明さは、対外宣伝用のイデオロギーとしては限界を持っていた⁽²⁰³⁾。

1941年9月30日に海軍省調査課が開いた思想懇談会では、国策標語としての「八紘一宇」が取り上げられて検討されているが、出席者からは「日本の国策は他の国の動きに実際に左右されてみて本当の国策の確立がないから内容がどんなものでも入る様な言葉を造つて来た」「スローガンとされるのはすべて漢語である。漢語の一つの特徴は はつきりした内容はなくとも言葉があるとそのとこに何らかの内容が生れて来ると思はせることである」(谷川徹三)「内実に入らせない為に神武天皇の御言葉をとつたと云へる。批評を許さないために御言葉をとつて来たと云へる」(藤田嗣雄)⁽²⁰⁴⁾などといったように、この語が実際には内容空疎なスローガンでしかないことを痛烈につく声があがっている。しかしながら、それでもなおこの語は一貫して国策理念とされ続けたのである。

2.7 小括

話が錯綜してきたので整理しておく、まず1935年から1937年ごろにかけ、日本国内において、「天壤無窮の神勅」に基づく「国体」が神聖不可侵の存在として位置づけられるようになるとともに、その中心たる「天皇」をいただく国家である日本は、「万邦無比」の「皇国」とされるようになる。これは、日本は他の「帝国」(とりわけ満洲帝国)とは絶対的に異なる存在である、という自己認識を示していた。

この認識は、それだけでは「日本」の範囲内にとどまるものでしかなかったが、1937年以後の日中戦争の拡大とともに、その「国体」を「日本」の外部へと無限に拡大し、諸国家・諸民族の自立を認めつつ、その上に天皇が立つ、という「八紘一宇」の理念が国是として導入されることになる。これは、日本が帝国主義的な領土拡大を形の上で否定しながら、なおかつ対外侵略を正当化するために導入した理念であった。

以後、日本の歴史は、このような「天壤無窮の神勅」に基づく天皇の永久の支配、という「国体」が「八紘一宇」の理念に従って無限に拡大していく、という「肇国の精神」の実現過程とされることになり、この「肇国の精神」を「体得」するためには日本の歴史を学ぶことが必要だとされるようになった。このため、国民教育のみならず高等教育や各種採用試験などにおいても、「国史」は極めて重要な科目として位置づけられることになる。しかし、この時点では、その「肇国の精神」に基づく公定的テキストとしての歴史書はいまだ存在していなかった。このため、教学局では

1941 年以後、そのような公的テキストを次々と編纂していくことになる。次章ではその過程を追うことにしよう。

第3章 「皇国史観」の提唱と流布

1930年代半ばに「国体明徴」が叫ばれる中で、「国体」観念を確立するための科目として最も重視されることになったのが「国史」であった。

たとえば1934年9月には、官公立高等商業高等学校において「入学試験二際シテ八試験科目中ニ「国史」ヲ加フルコト」が取り決められ、翌1935年度入学試験より実際に国史が導入されている。また同時期に、官立高校においても入試科目として国史を課すことが増えるようになる⁽²⁰⁵⁾。さらに、国史の導入は官吏任用試験にも及んだ。すなわち、奏任官以上の官吏任用資格試験であった高等試験（通称「高等文官試験」「高文」）においても、1942年度試験より国史が導入されたのである。

ところが、この時点では『国体の本義』『臣民の道』こそすでに公刊されていたものの、これらの書物に示された「国体」観念に基づき、かつ、試験に用いることのできるような知識層向けの日本通史は存在していなかった。さらに日中戦争の拡大、「大東亜共栄圏」の提唱、「大東亜戦争」（アジア太平洋戦争）の勃発といった過程の中で、これら一連の事態を「肇国の精神」に基づくものとして自己正当化する必要が生じていた。このため、文部省はいくつかの知識層向け歴史書を編纂し、その歴史観として「皇国史観」なるものを提唱することになる。

3.1 高等試験改革と国史の必須科目化

3.1.1 国史必須科目化の経緯

もともと、高文が1887年に「文官高等試験」として導入されたとき、必須科目とされたのは憲法・刑法・民法・行政法・経済学・国際法の6科目であり、国史や国文学などの基礎教養科目は選択科目にさえ含まれていなかった。この点は、当時、官吏任用試験においてギリシア・ローマ古典や哲学・歴史などの一般教養を重視していたイギリスなどとは際立った違いを見せている⁽²⁰⁶⁾。

その後、これは「法科偏重」「帝大法科万能主義」などといった批判を生むことになり、1929年に高等試験令が全面改正された際、「国史」は「論理学」や「国文及漢文」などの他の基礎教養科目とともに高文の選択科目に加えられた。試験委員を担当したのは、東京帝国大学の黒板勝美（1937年度以降は辻善之助）と京都帝国大学の西田直二郎であった。とはいうものの、国史を選択科目として選んだ者は決して多くはなかったようである。たとえば、1929年から1941年までの行政科口述試験では、ほとんどの受験者が法学関係科目を選択しており、国史が選択されたのはわずか10回、全体の1%以下にとどまっている⁽²⁰⁷⁾。また辻善之助は、「国史の受験者はその数が非常に少数であって、各科を通じて百人内外位のものであつたと思ふ」と述べている。ちなみに辻によれば、受験者の成績は「比較的国史に自信を持つて居る者のみが発験された為でもあらうか、大変上出来なものも無かつた代りに、ひどく悪いものも見当らなかつたやうである」という⁽²⁰⁸⁾。

だが、天皇機関説事件によって高文から天皇機関説が排除されると、一部の国体論者からは国史を必須科目とするような要求があがるようになった。教刷評においては平泉澄や牧健二などが国史の必須科目化を主張しており⁽²⁰⁹⁾、評議会の答申では、高文などの任用試験については「精神的修

養・人物識見如何ヲ以テ主眼トシ、学校ノ種別ソノ程度ニ拘泥シ、又専門的知識ノ優劣如何ヲノミ標準トスルガ如キ弊ヲ除クニ努ムベシ」とされ、また、特に高文については「ソノ学科目ノ編成ニツキ検討ヲ加フルノ必要アリ」とされた。

1937年6月に成立した第1次近衛文相内閣は、その政策のひとつとして官吏制度改革を掲げており、高文改革はその重要な柱の一つとされていた。この政策に基づいて1938年1月末に法制局が示した高等試験令改革試案では、「各科とも必須科目に国史を加ふること」が含まれていた⁽²¹⁰⁾。ただし、この案については他の点も含めて多くの反対があり、その後の改革案では国史の必須科目化はいったん取り消されている。高文改革自体も内閣の更迭などもあってしばらく棚上げにされていたが、第2次近衛内閣発足後の1940年9月13日になって案が取りまとめられ、枢密院審査委員会において審査が行われることとなった。この改革案の重要な点は、それまで行政・外交・司法の3科に分かれていたものを、外交科を行政科に統合し行政・司法の2科に改めたことと、試験科目を大幅に変更したことである。とりわけ、国史は行政・司法両科ともに、筆記試験および口述試験において必須科目とされた⁽²¹¹⁾。なお、このとき他に必須科目とされたのは、行政科筆記試験では憲法・行政法・経済学、口述試験では行政法（または国際公法）・経済学、司法科筆記試験では憲法・民法・刑法、口述試験では民法・刑法であった。この案で国史がいかに重視されていたかは、口述試験では憲法や外国語などを差し置いて必須科目とされていたことからもうかがえる。

近衛文相首相は、1940年10月8日の審査委員会で、国史必須化の理由を以下のように説明している。

国史の習得は我ら儼なる国体，醇美なる国俗に対する正確なる認識を深め，我国肇国の由来と国体の尊貴及国運進展の様相を明徴ならしめ，以て国民をして皇国民たるの信念と使命とに徹せしめる上に必要欠くべからざるものでありまして，之を必須科目に加へますことに依り，高等文官としての適材を選ぶ上に益々遺憾なきを期することが出来ると信ずるのであります。
(212)

要するに、将来の官吏候補者たる受験者の国体観念の審査が目的とされていたのであり、したがってこれは基礎教養科目というよりもむしろ思想審査のための科目だったと言うべきであろう。言いかえれば、「専門性ではなく、国家の正統イデオロギーを受容しているかどうか」が問われることになったのである⁽²¹³⁾。

審査委員会においては、まず、口述試験では憲法が必須科目とされていないこととのアンバランスが指摘されたが、村瀬直養法制局長官と森山鋭一法制局参事官は、受験者の負担軽減のためと「憲法ニオケル要点ノ一ナル国体観念ニ付テハ之ノ国史ニ於テ」審査するため、憲法は口述試験に入れないとした⁽²¹⁴⁾。

また、南弘委員は、「政府ガ国史ヲ高等試験ノ必須科目ニ加ヘタル趣旨ヨリスレバ我国ノ指導的地位ニ立ツ者ハ尽ク之ガ高度ノ習得ヲ必要トスルニ現在ノ教育制度ニ於テハ必ずシモ其ノ施設全カラザル」点を指摘している。これに対し橋田邦彦文相は、「歴史ハ現ニ高等学校ニ於テハ文理科ヲ通ジ之ヲ課シ近ク高等専門学校ニ於テモ之ガ教授ヲ為サシメントスルモ大学ニ於テハ文科又ハ法文科系統ヲ除キ国史ノ講座ヲ置クコトナシ」と現状を説明し、大学については「将来国史ニ関スル特別講演ヲ行ヒ学生ヲシテ聴講セシメントヲ企図スル」としている。しかし橋田は、国史は「受験者ガ如何ナル歴史眼即チ如何ナル日本的人生観乃至社会観ヲ有スルカラ試験セントスルモノ」であるから、その程度については「高等学校等ニ於テ教授ヲ受クベキ国史ヲ以テ足ル」とした⁽²¹⁵⁾。

表 3.1: 1942-43 年度高等試験国史科目試験問題⁽²¹⁶⁾

年度	行政科	司法科
1942	国体の淵源 幕末維新に於ける我国と米英との関係	氏族制度と古代の文化 憲法制定の由来
1943	大宝律令に現はれたる外国文化摂取の態度 明治維新と復古の精神	貞永式目と武士の生活 江戸時代学問に現はれたる国家思想

表 3.2: 1942-43 年度高等試験国史科目試験委員

科目	試験委員 (50 音順)	
行政科	近藤壽治	文部省教学官 教学局長
	長沼賢海	九州帝国大学教授
	中村孝也	東京帝国大学教授
	西田直二郎	京都帝国大学教授
	平泉澄	東京帝国大学教授
	古田良一	東北帝国大学教授
司法科	板澤武雄	東京帝国大学助教授 教授
	栗田元次	広島文理科大学教授
	竹岡勝也	九州帝国大学教授
	中村孝也	東京帝国大学教授
	西田直二郎	京都帝国大学教授
	松本彦次郎	東京文理科大学教授

3.1.2 1942・43 年度国史試験の状況

高等試験令は最終的に 1941 年 1 月 4 日付 (公布 6 日、施行 1942 年 1 月 1 日) の勅令第 1 号によってほぼ原案通り改正され、これにより国史は必須科目となった。ただし、高文自体が学徒出陣の開始に伴い 1943 年 11 月に休止となり、その後、1946 年 4 月に復活した際には国史は必須科目から再び外された (その後、1948 年より国家公務員試験に移行) ため、結果的には国史が必須科目として実施されたのは 1942・43 年度の 2 回だけとなった。

なお、両年度の国史科目の試験問題を表 3.1、また試験委員を表 3.2 に示す。わずか 2 年間・8 題のみとはいえ、「国体の淵源」「明治維新と復古の精神」のように国体観念を問う問題や、「幕末維新に於ける我国と米英との関係」「大宝律令に現はれたる外国文化摂取の態度」のように、国外との関係を重視した問題が多く出されていたことをうかがうことができる。

1942 年度行政科筆記試験を受けた東京のある受験生は、国史の試験問題が示された瞬間のことを「ハアーツ嘆息が其処、此処から洩れる」「餘りにも時局向な出題、それでゐて一向書けさうにあるまい問題だからだ」と回想しており、「試験場を出ると、誰も難問だつたことを認めてゐた」という⁽²¹⁷⁾。この受験生は、受験者が苦戦した点として、「伊弉諾、伊弉冉二神の名神世七代、瓊瓊杵尊を仮名で書いたという人もあつた、恐らくこの問題は国体の本義を読んでなかつた人は相当苦しんだ事と思つた」「岩倉大使が欧米巡遊したのは條約改正が主たる目的なることを書かねばな

らぬが、これに触れない人が相当あつたやうに見受けられた」といった点を挙げている。

また、口述試験は試験委員 2 名・受験生 1 名による面接形式で行われているが、当時の受験雑誌に書かれた受験回想記を見ると、時代は古代から現代まで、また分野としては法制史・社会経済史・文化史など幅広い分野からの設問がなされていたことがうかがえる。

なお、ひとつ特徴的な問題の出し方として、国体論にかかわる誘導的な設問をした上で、受験者に国体精神について教え諭すというパターンが存在していた。たとえば、1942 年度行政科試験を受けたある受験生は、平泉澄が神武東征について出題し、神武天皇が饒速日命を助命したことを「ここが神武天皇の御偉いところです。よく記憶しておいて下さい」と述べたり、「今上陛下〔昭和天皇〕が神武天皇の天業恢弘の御理想に基いて政治をされてゐる証拠がありますか」という設問をしたりしたと回想している⁽²¹⁸⁾。

また、同じく行政科試験を受けた別の受験生は、教学局指導部長の近藤壽治が「〔天壤無窮の〕御神勅と〔三種の〕神器とがその後の時代に何か法律制度となつて表はされてゐませんか?」と質問し、それぞれ大日本帝国憲法第 1 条と皇室典範第 10 条（「天皇崩スルトキ八皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」）を挙げさせた上で、「現代我々は憲法及び〔皇室〕典範に基いて生活してゐるのですがその憲法典範は即ち御神勅と神器とによつて表示された建国の姿と少しも変つてゐないのです」と述べ、さらに

如何なる時代でも臣下が私心を以て政治に干与した時代は必ず我が国力の振はない時なので、之から官吏となつて国家の為に尽さうとして居る諸君はヨツク此の事を考へて貰はなければならない。決して私心を以て政治に与つてはならない。国史を学べさういふ事が一目瞭然にわかるのです。之が、今年此の高等試験に国史といふ科目が新に加へられた所以なのです。

と教え諭したという⁽²¹⁹⁾。

結局のところこれは、「国体観念」に沿った歴史、というよりもむしろ「国体観念」にとって都合の良いように歪曲された歴史知識をもとに、天皇の忠良なる官吏を育成する、という意図のもとに行われた試験だった、ということになる。このため受験者は、いかにも国体観念に沿つたような、無難な解答を強いられることになる。竹内洋が指摘しているように、「国家の正統性イデオロギーを受容しているかどうか」は、「内面化とはちがつて同調の有無」であり、内面化の有無にかかわらず、建前上は国体論的な言説を要求されることになったのである⁽²²⁰⁾。

ちなみに、1942 年度試験の際の状況については、当時の受験雑誌に「国史の成績が猛烈に悪かつたので何点か引き上げたことは某委員の直談である」「筆記に通つた人で口述試験で神武天皇の御東征を全然説明出来なかつた人が居たとは、これが某委員の直話である」⁽²²¹⁾、「試験後某試験委員にお聞きしたところに因れば、本年度司法科の筆試「我が氏族制度云々」の問題に之は源頼朝の定めたる制度にして云々、の珍答案があり、行政科口試にすら神武天皇の御聖蹟が全然答へられなかつた受験者もあつたとか。之等は極端な一例に過ぎぬでせうけれども、筆試に零点の人もかなりあつた由」「某試験委員は口試に就いて「一般に受験者で山をかけてゐる者多く、比較的やさしい問に答へ得ずして反つて難問と思はれるものに詳細なことまで知つてゐる者がかなりあつた。概して神代、古代、現代史は勉強不足の者多く、受験者がいかに国史の知識浅く関心が薄いかと言ふ事と、同時に今後益々教育徹底の緊急事なるを痛感した。受験者をして山かけ勉強の不可なる所以を感づかせる如く出題したい。」旨語られました」⁽²²²⁾といった証言が載せられている。

3.2 『国史概説』の編纂

ところが、この国史必須化の時点で、高文受験用の参考書という「目的に適ふ国史の教科書、参考書」は「乏しく、特に昭和十四〔1939〕年度に上巻を刊行した「師範国史」の外には、標準的な教科書、参考書と考ふべきものが、編纂せられてゐな」かった⁽²²³⁾。したがって当局としても、高文の国史問題に対する“模範解答”たる標準的な歴史書を編纂する必要に迫られていた。それは、『国体の本義』および『臣民の道』において示された国体論に基づき、かつ、高文に適切な程度に高度な内容を盛り込んだものでなければならなかった。この目的のため、教学局では日本通史『国史概説』の編纂を開始することになる⁽²²⁴⁾。

なお、同書の草稿および関連史料は、国立教育政策研究所教育研究情報センター教育図書館（以下「国立教育政策研究所」と略記）所蔵『志水義暉文庫』^{よしあき}（以下『志水文庫』と略記）、および東京大学史料編纂所所蔵『龍 肅 関連史料』^{りょうすむ}（以下『龍史料』と略記）に収められている。

3.2.1 編纂決定と編纂方針

『国史概説』の編纂事業は、1941年度文部省所管追加予算の決定をもって開始された。1941年2月12日、第76回帝国議会衆議院予算委員会において、橋田邦彦文相は「国民ヲシテ皇国民タルノ信念ト、使命トヲ一層自覚セシメマスル為メ、国史ヲ編纂セント致シマス」と述べている⁽²²⁵⁾。2月14日付『朝日新聞』は、この事業について「役人に限らず各職域の指導者階級、知識階級に対してこの際正しい国史の知識を与へ、同時に我が国情に即した正しい歴史観を敷衍させるため」のものであり、「（一）国体の観念を明かにし（二）国民精神の由来を説き（三）外国文化も吸収同化しつゝ発達した我国文化の特殊性を解明」することが狙いである、と報じている⁽²²⁶⁾。

4月1日付の文部省訓令第14号によって教学局内に「臨時国史概説編纂部」が設置され、編纂部長には近藤壽治教学局指導部長が就任した。

その後、教学局では編纂を担当する学者を選定し、嘱託を委嘱している。たとえば、5月1日には東京帝国大学教授の板澤武雄が編纂嘱託を、神宮皇学館大学長の山田孝雄が調査嘱託をそれぞれ委嘱されている。そして、5月10日午前9時より編纂準備会が開催され、続いて12日午前10時より開かれた文相官邸での打合せ会で編纂方針と執筆者に関する協議が行われ、編纂要項が決定・発表された。この段階では「ただに専門家のみでなく哲学、法律学等各方面の権威を網羅し文化、政治、経済の全般にわたる国史概説を編纂する」という方針が打ち出されていた。すなわち、単なる政治史に止まらず、文化史・社会経済史的などの視点をも取り込んだ総合的歴史叙述とすることが当初より想定されていたのである。また、この書は「我が国体観念を明確にし外来文化を摂取同化しつゝ卓越せる発展を示した特異性を解明するもの」と位置付けられていた⁽²²⁷⁾。

編纂要項⁽²²⁸⁾によれば、まず、編纂趣旨は

我国肇国ノ由来ト国体ノ精華及国運進展ノ様相ヲ明徴ナラシメ以テ国民ヲシテ皇国民タルノ信念ト使命ノ自覚ニ資スル

とされ、また、編纂方針としては以下の三点が定められていた。

1. 肇国ノ由来ヲ明カニシ国体ノ本義ヲ闡明シ国史ヲ一貫スル国民精神ノ神髓ヲ把握セシムルコト
2. 我が国文化ノ進展ノ状態ヲ詳カニシ其ノ根拠及意義ヲ明カニシ以テ我が国ノ世界ニ於ケル歴史的使命ヲ明確ナラシムルコト

3. 歴史的諸事象ヲ総合シツツ各時代ノ特色ヲ明カニシ以テ国運進展ノ様相ヲ闡明シ現代トノ関連ヲ明確ナラシムルコト

これを言い換えると、まず第1点は、「国体の本義」に基づき国史を貫く「国民精神」を歴史に沿って明らかにすることであり、第2点は、「大東亜共栄圏の建設」という「世界史的使命」を明らかにすることであり、そして第3点は、各時代ごとの特色を明らかにするとともに過去と現在との関係を明らかにすることである。そして、以上により日本国民に「皇国民」としての自覚を持たせる、というのがその編纂目的であった。また、編纂方法は、

斯界ノ権威者ヲ調査囑託ニ委嘱シ資料及内容ノ調査検討ヲ行ハシメルト共ニ別ニ編纂囑託ヲ委嘱シテ執筆及原稿ノ整理ヲ行ハセ且調査囑託・編纂囑託及ビ文部省関係官ヨリ成ル編纂会議ニ於テ重要事項ヲ審議セシム

すなわち、「斯界ノ権威者」からなる調査囑託が用意した史料・内容を基に、編纂囑託が実際の執筆・原稿整理を行い、その上で編纂会議を開いて重要事項について審議する、とされていた。また、当初予定されていた分量はA5判で800頁程度であり、内容程度は「高等専門諸学校卒業程度ノ教養アルモノニ理解シ得ラルベキモノ」とされていた。つまり、読者対象はあくまでも高等教育を受けた知識人層に限定されていたことになる。

3.2.2 臨時国史概説編纂部

「臨時国史概説編纂部」(表3.3)の構成を見ると、まず、実際の執筆に当たった編纂囑託としては、板澤武雄⁽²³⁰⁾・魚澄惣五郎⁽²³¹⁾・大塚武松⁽²³²⁾・高橋俊乘⁽²³³⁾・竹岡勝也⁽²³⁴⁾・時野谷勝⁽²³⁵⁾・肥後和男⁽²³⁶⁾・福尾猛市郎⁽²³⁷⁾・藤岡藏六⁽²³⁸⁾の9名(50音順)が委嘱されている。執筆分担は、肥後が「上世前」、竹岡が「上世後」、魚澄が「中世」、板澤が「近世」、大塚が「最近世」、高橋と福尾が「全般」となっていたようであるが、時野谷と藤岡については不明である⁽²³⁹⁾。年齢的には1878年生まれの大塚から1911年生まれの時野谷まで多少のばらつきがあるが、9名中6名までが1889-1899年生まれ、つまり当時40-50歳前後であり、比較的中堅の研究者から構成されていたことになる。

また、調査囑託の候補者は、当初、「歴史」から辻善之助・平泉澄・龍肅・西田直二郎・古田良一・長沼賢海・松本彦次郎・栗田元次・藤井甚太郎の9名、「哲学」から紀平正美・和辻哲郎・田邊元、「国文」から久松潜一・山田孝雄、「神道」から宮地直一・河野省三、「法律」から石井良助、「経済」から本庄榮次郎、「仏教」から宇井伯壽、「美術」から藤懸静也、その他として法制局参事官の森山鋭一と東京文理大学長の河原春作、それに安岡正篤の名前が挙げられていた⁽²⁴⁰⁾。ただし、このうち石井良助は実際には囑託となっていない。実際の調査囑託ではこれに中村孝也が加わっており、さらに東洋史の矢野仁一や池内宏なども参加している。いずれにせよ、広く日本史に関係する諸分野から、当時のその分野の大家といえる人々を集めていることがうかがえる。ただし、考古学者は全く参加していない。

3.2.3 編纂の経緯

『国史概説』の全体構想案となる執筆要綱は、「調査囑託各位ノ御意見ヲ参酌シ」た上で1941年6月19日に決定・公表された⁽²⁴¹⁾。

表 3.3: 臨時国史概説編纂部名簿⁽²²⁹⁾

役職	人名	肩書	生年	没年	典拠				専門
					A	B	C	D	
部長	近藤 壽治	文部省教学官 1942.11.1 教学局長	1885	1970	-	-			
主事	小川 義章	文部省教学官	1891	1969	-	-			
"	志水 義暉	文部省教学官 (-1943.4.1)	1888	1954	-	-			
調査囑託	森山 鋭一	法制局参事官 1941.10.18 長官	1894	1956					
"	藤井 甚太郎	文部省維新史料編纂官	1883	1958					明治維新史
"	辻 善之助	東京帝国大学名誉教授	1881	1955					日本文化史、日本仏教史
"	池内 宏	東京帝国大学名誉教授	1878	1952	-				朝鮮史、満洲史
"	穂積 重遠	東京帝国大学教授・男爵	1883	1951					民法学、家族法学
"	宇井 伯壽	東京帝国大学教授	1882	1963					インド哲学、仏教学
"	和辻 哲郎	東京帝国大学教授	1889	1960					哲学
"	久松 潜一	東京帝国大学教授	1894	1976					国文学、上代～近世国学
"	宮地 直一	東京帝国大学教授	1886	1949					神道学、神道史
"	中村 孝也	東京帝国大学教授	1885	1970					日本中世・近世史
"	平泉 澄	東京帝国大学教授	1895	1984					日本中世史
"	龍 肅	東京帝国大学史料編纂所長	1890	1964					平安・鎌倉期皇室・政治史
"	矢野 仁一	京都帝国大学名誉教授	1872	1970	-				中国近代史
"	田邊 元	京都帝国大学教授	1885	1962					哲学
"	西田 直二郎	京都帝国大学教授	1886	1958					日本文化史
"	牧 健二	京都帝国大学教授	1892	1989	-				日本法制史
"	古田 良一	東北帝国大学教授	1893	1967					日本近世史、海運史
"	長沼 賢海	九州帝国大学教授	1883	1980					日本宗教史、海事史
"	河原 春作	東京文理科大学長	1890	1971					文部官僚
"	松本 彦次郎	東京文理科大学教授	1880	1957					鎌倉仏教史
"	栗田 元次	広島文理科大学教授	1890	1955					日本近世史
"	山田 孝雄	神宮皇學館大学長	1875	1958					国語学、国文学、日本史
"	紀平 正美	国民精神文化研究所員	1874	1949					哲学
"	本庄 榮治郎	京都帝国大学教授 1942.7 大阪商科大学長	1888	1973					日本経済史
"	藤懸 静也	(肩書なし)	1881	1958					日本美術史
"	矢代 幸雄	美術研究所長	1890	1975	-				美術史(日本・東洋・ヨーロッパ)
"	河野 省三	(肩書なし)	1882	1963					国学、神道学
"	安岡 正篤	(肩書なし)	1898	1983					陽明学
編纂囑託	板澤 武雄	東京帝国大学助教授 1942.5.9 教授	1895	1962					日蘭交渉史
"	竹岡 勝也	九州帝国大学教授	1893	1958					日本思想史(国学・神道)
"	肥後 和男	東京文理科大学助教授	1899	1981	-				日本古代史、民俗学
"	魚澄 惣五郎	大阪府女子専門学校教授	1889	1959					日本中世史
"	大塚 武松	前維新史料編纂官	1878	1946					日本近現代史
"	高橋 俊乘	京都帝国大学講師	1892	1948					日本教育史
"	福尾 猛市郎	関西大学講師	1908	1990					日本近世史
"	時野谷 勝	維新史料編纂官	1911	1994					日本近現代史
"	藤岡 藏六	(肩書なし)	1891	1949		-			哲学

役職	人名	肩書	生年	没年	典拠				専門
					A	B	C	D	
編纂会議員	森山 鋭一	調査囑託	*	*	-	-			
"	辻 善之助	調査囑託	*	*	-	-			
"	和辻 哲郎	調査囑託	*	*	-	-			
"	西田 直二郎	調査囑託	*	*	-	-			
"	河原 春作	調査囑託	*	*	-	-			
"	松本 彦次郎	調査囑託	*	*	-	-			
"	紀平 正美	調査囑託	*	*	-	-			
"	大塚 武松	編纂囑託	*	*	-	-			
"	藤野 惠	1942.11.7 文部省総務局長	1894	1949	-	-			
"	永井 浩	1942.11.1 文部省専門教育局長			-	-			
"	松尾 長造	文部省図書局長	1891	1963	-	-			
"	阿原 謙藏	1942.11.1 文部省教化局長			-	-			
"	堀池 英一	文部省教学局部長			-	-			
"	有光 次郎	文部書記官（秘書課長）	1903	1995	-	-			
"	清水 虎雄	文部書記官（文書課長）			-	-			
"	柴沼 直	文部書記官（会計課長）	1903	1973	-	-			
"	原 元助	文部省教学官 （教学局企画課長）			-	-			
"	中村 一良	文部省図書監修官	1906	1976	-	-			文化史
"	森下 眞男	文部省図書監修官			-	-			
"	小沼 洋夫	文部省教学官	1907	1966	-	-			
編纂助手	鏡山 猛	（肩書なし）			-	-	-		
"	藤陵 薫	（肩書なし）			-	-	-		
"	新田谷 透子	（肩書なし）			-	-	-		
書記	吉田 鐵助	教学局属			-	-	-		
"	望月 健夫	教学局事務囑託	1914		-	-	-		
"	富海 敏夫	文部属			-	-			
"	坂井 誠一	文部省教学局事務囑託			-	-			

その後、「編纂嘱託は数次会合して編纂の要目其の他執筆上の細目に就き協議して原案を作製し、文部大臣を初め、関係官及び調査嘱託・編纂嘱託の全体協議会を開催し」て「原案に就き審議し、其の決定に基づいて執筆が進められた」。当初は1941年度のうちに公刊される予定で編纂が進められており、これはおそらく、1942年度高文本試験の実施までに間に合わせようとしたものと思われる。ところが、編纂嘱託に決定されていた肥後和男が1941年7月14日に召集され、満洲に派遣されたために「執筆不可能となり、更に其の他の執筆者中にも種々の事情のため執筆意の如くならず、予定は著しく遅延し」、草案がようやく完成したのは1942年3月であった⁽²⁴²⁾。

この間、1941年12月8日のマレー半島上陸作戦と真珠湾攻撃によりアジア太平洋戦争が勃発、12月12日、内閣情報局は、この戦争を「大東亜新秩序建設を目的とする戦争」という意味で「大東亜戦争」と命名すると発表している⁽²⁴³⁾。

さて、草案の完成を待って、1942年3月17日、三大編纂方針の一般公表が行われた。このときの新聞報道を見ると、この『国史概説』は、「神代から大東亜戦勃発の今日に至るまで一貫し、あくまでも日本的に見直すと同時に厳正にその時代の息吹を生か」して編纂されるものであり⁽²⁴⁴⁾、あるいは「わが肇国の由来と国体の精華、国運進展の様相を明かにする点に主眼をおき国民を皇国民たるの信念と皇国の歴史的使命に自覚させるやう」編纂されるものとされていた⁽²⁴⁵⁾。また、「従来の執政者の名をとつた足利時代とか政治の中心地の地名をとつた鎌倉時代などの時代分に拘泥しないのを始め大改革が行はれてある」「藤原時代、鎌倉時代といふやうな時の為政者の名前、政治の中心地であつた土地の名前などを便宜上つけてみた従来の構成法も大改革されてある」などとされ、時代区分名称の大改革が行われることも示唆されていた⁽²⁴⁶⁾。そして、印刷・刊行は1942年度内に行われることとなっており⁽²⁴⁷⁾、また「完成のうへは枢軸国の国語に訳し、広く世界に発表する」⁽²⁴⁸⁾ことも計画されていた。

なお、肥後は1942年4月に召集を解除され帰国し、7月25日に編纂嘱託を委嘱されている。また時野谷勝が編纂嘱託を委嘱されたのは1942年1月31日である。

同書の現存する草稿には、手書き謄写刷のもの、「第一回訂正原稿」と印されたタイプ謄写刷のもの二種類がある。内容を検討すると、後者は刊本の文章とほぼ同じものであることから、前者の原稿がいったん完成されたのち、手が加えられて後者の原稿となり、さらにこれが多少の変更を加えられて刊行されたものと見られる。ここでは前者を「初期稿」、後者を「訂正稿」と呼ぶことにする。初期稿は1941年秋頃から1942年春頃にかけて作成され、訂正稿は1942年夏頃から1943年春頃にかけて製作されたものと見られる⁽²⁴⁹⁾。おそらく、3月17日までに完成した草案とは、この初期稿であろう。

この初期稿は、「各調査嘱託の閲覧に供し、その意見を参酌して之を整理する」⁽²⁵⁰⁾ことになり、各調査嘱託に送付され、閲覧の上、意見を草稿に記入するかあるいは別紙に書いて送り返すように求められた。これは後で訂正稿についても行われている⁽²⁵¹⁾。

初期稿の中には、この意見の参酌・整理の様子が伺えるものが残されている。その一例を挙げると、奈良時代に関する章で「平城京の郡制は長安の都に倣ひ、適宜の修正を加へたもの」という文章について、欄外に

長安ノ上ニ「唐ノ」ヲ入レタシ（紀平、高橋、山田、魚澄）

支那長安トイワズバ日本ガ属国ノ如クキコユ（山田）

という書き込みがあり、本文が「平城京は唐の長安の制を斟酌し、我が国独自の工風を加へたもの」と加筆訂正されている⁽²⁵²⁾。紀平正美と山田孝雄は調査嘱託、高橋俊乗と魚澄惣五郎は編纂嘱託であり、おそらく各人の意見を志水義暲がとりまとめた上で、原稿に手を加えたものではないか

表 3.4: 『国史概説』発行部数 (1943 年 12 月現在) ⁽²⁵⁷⁾

版	部数	対象
初版	25000	大学、高等専門学校、官庁、図書館、高文受験者用
増刷	50000	各府県中等学校、国民学校、思想対策研究会、皇国史観講習会用、その他
普及版	200000	一般用、大学高等学校教科参考用

と推定される。なお、この部分は、実際の刊本ではさらに「平城京は唐の長安(西安)の都制を斟酌し、これに我が独自の工夫を加えて営まれたもの」(上巻 p.127)と変更されている⁽²⁵³⁾。

また、『国史概説』関係の名簿を見ると、1942 年度より編纂部の中に新たに「編纂会議員」という役職が設けられている。おそらく、原稿の審議にあたって主力となったのは、この編纂会議と見られる。この編纂会議には、調査囑託から森山鋭一・辻善之助・和辻哲郎・西田直二郎・河原春作・松本彦次郎・紀平正美が、編纂囑託から大塚武松が参加しており、また有光次郎・小沼洋夫・中村一良・藤野恵などの文部官僚も加わっている。

その後、1942 年 10 月 28 日までによく上巻分原稿の整理が終了し、同日、第三回国史概説編纂協議会が文相官邸で開催され、1942 年末までに印刷刊行されることが決まった⁽²⁵⁴⁾。しかし、実際の完成はさらに遅れることになる。

3.2.4 完成と刊行

『国史概説』上巻(初版)の奥付を見ると、1943 年 1 月 18 日印刷・同 20 日発行、定価 3 円となっている。しかし、実際に同書が完成したのは 2 月 2 日であった⁽²⁵⁵⁾。また同書は完成後、ただちに天皇・皇后・皇太后をはじめ各宮家・王家に献上されている。

なお、初版 25000 部については「高文関係大学の学生に優先配給の方法」がとられており、1 月 9 日の時点で約 5200~5300 部(うち東京帝国大学関係者 1383 部)が予約されていた。残部については一般に販売されるが、「独学の高文受験志望者に対しては内閣印刷局を通じて希望者に配布するはず」であった⁽²⁵⁶⁾。また、上巻については、その後、一部語句を修正した増刷版(1943 年 7 月 15 日修正発行)と、ソフトカバーの普及版(1943 年 8 月 20 日印刷・同 25 日発行、定価 2 円)が発行されている。それぞれの発行部数は表 3.4 の通りである。このうち中等学校・国民学校については教員を対象としたものであったと見られる。

なお、このうち「思想対策研究会」とは、「思想戦」に打ち勝ち「思想国防の完璧を期する」ために「国民組織の全部門に於ける国体・日本精神の透徹具現」を実現することを目的とする「思想国防体制」における「地方思想国防網」として、「地方の実情に即し国体・日本精神の透徹具現の方策其の他思想指導に関する具体的対策を樹立し之が実施徹底に努むること」を目的に、1933 年に教学局の管轄のもとに道府県単位に設置されたものである。設置当初は「思想問題研究会」という呼称であったが、1939 年 7 月に改称している。会長には地方長官、副会長には学務部長が当り、評議員として「警察部長・特高課長・警察署長・裁判所長・思想検事・保護観察所補導官・連隊区司令官・海軍人事部長・憲兵(分)隊長等」「大学高等専門学校の教職員・中学校長・青年学校長・小学校長・各種教化団体代表者等」それに「学者・実家等」が委嘱され、各学校をはじめ青年団・婦人会など国民各層への思想指導の役割を担っていた⁽²⁵⁸⁾。また「皇国史観講習会」については未詳であるが、あるいは後述する「皇国史観錬成会」のことではないかと思われる。

ちなみに近藤壽治は、1943年9月21日に開かれた文部省・大阪府共催の教学講習会における講演の中で、「今日国史概説の読者は教員より外部の人が多く、東京では約三十五万位の読者の申込みがあります」と述べている⁽²⁵⁹⁾。

いっぽう、下巻の発行はかなり遅れた。奥付では1943年3月28日印刷・同31日発行、定価3円となっているが、実際の文中には日華同盟条約（1943年10月30日）や大東亜会議（同年11月5～6日）などについての言及があり（下巻553頁）、実際の刊行は1944年6月頃にまでずれこんだようである⁽²⁶⁰⁾。また、この他に索引（発行年月日不記載）も存在する⁽²⁶¹⁾。分量は、菊判（1頁あたり36文字14行）で上巻480頁・下巻554頁（本文のみ、目次・図版・年表等を除く）となった。

また同書は、1943年12月の時点で「英語、支那語、マライ語、日本ローマ字等」への翻訳が許可されている。⁽²⁶²⁾「支那語」「マライ語」は明らかに「大東亜共栄圏」を対象としたものであり、「英語」にしても別に英米向けの宣伝というわけではなく、「大東亜共栄圏」諸国の英語を解する住民向けのものと考えられるべきであろう。またローマ字も「大東亜共栄圏」における日本語教育に配慮したものと思われる。さきに見たように、編纂段階では「枢軸国」を対象とした翻訳計画が存在したようであるが、ここではそれに代わり「大東亜共栄圏」の諸民族を対象とした翻訳計画となっている。

ちなみに、高文についていえば、1942年度の本試験にはついに間に合わず、上巻の刊行が1943年度本試験にようやくぎりぎり間に合ったのであり、このため当時の受験雑誌の質疑応答欄では「万一手出来ないとしても国史の準備に支障はないでしょう」⁽²⁶³⁾などと書かれる始末であった。先述したように、高文自体も1943年度試験を最後に停止されており、その意味では、『国史概説』はついにその本来の意義を十分には発揮し得なかったことになる。

本書は、敗戦後、『国体の本義』『臣民の道』および『大東亜戦争とわれら』など他の教学局編纂図書とともに、1945年10月5日付で教科用図書としての使用停止および絶版・廃棄処分がとられている⁽²⁶⁴⁾。なお、本書の理念および内容については、第4章で検討する。

3.3 『大東亜史概説』の編纂

「大東亜戦争」勃発直後に、文部省は『国史概説』の姉妹篇として、「大東亜」の通史である『大東亜史概説』の編纂事業を開始している⁽²⁶⁵⁾。ただし同書は、完成する前に敗戦を迎えており、結局、公刊されることなく終わった。

3.3.1 編纂決定と編纂方針

『大東亜史概説』の編纂事業は、1942年1月12日の臨時閣議で2ヶ年継続事業として追加予算が決定されたことをもって開始された⁽²⁶⁶⁾。『帝国大学新聞』は、同書について「従来総合的な大東亜史なるものなく、東亜の歴史が全て西洋中心の植民地獲得運動史としてのみ記述されて東亜自体の歴史を有しなかつたのに鑑み、東亜を主体として西洋諸国が悪辣なる策略を以て東亜諸民族を侵略、迫害した跡を検討、かくて大東亜新秩序建設の必然性を解明せんとするもの」と報じている⁽²⁶⁷⁾。また1月31日、第79回帝国議会衆議院予算委員会第一分科会において、橋田文相は、1942年度文部省所管追加予算について触れた中で「東亜諸国ニ於ケル歴史ヲ明確ニシ以テ東亜新秩序建設ニ資セシメマスルガ為メ、新タニ東亜史ノ編纂ヲナサント致シマス」と述べている。

5月26日、文部大臣裁定によって教学局内に「東亜史概説編纂部」が設置された⁽²⁶⁸⁾。

その後、教学局では編纂を担当する学者を決定し、嘱託を委嘱している。たとえば鈴木俊は6月、宮崎市定と山本達郎は7月7日にそれぞれ編纂嘱託を委嘱されている⁽²⁶⁹⁾。そして21日10時より文相官邸で第一回全体会議が開かれ、編纂要項・要目が決定された⁽²⁷⁰⁾。

編纂要項⁽²⁷¹⁾を見ると、まず編纂の趣旨は、

大東亜戦争ノ意義ニ鑑ミ日本世界観ニ基ク大東亜一体観ノ立場ヨリ大東亜ノ歴史ト其ノ意義トヲ明カニシ、ソノ文化ノ特質ト諸民族隆替ノ様相トヲ探ネ特ニ我が国トノ関係及欧米諸国ノアジア経略ノ実情ヲ明確ニシ以テ我が国民ノ自覚トアジア諸民族ノ奮起トヲ促シ大東亜新秩序建設ニ資センガ為大東亜史ヲ編纂セントス

というものであり、編纂方針として

1. 日本世界観ニ基ク大東亜一体観ノ立場ヨリ大東亜ノ歴史及文化ノ特質ヲ闡明シ我が国ノ大東亜ニ於ケル歴史的使命ヲ明確ナラシムルコト
2. アジア諸民族相互ノ関係ヲ明カナラシムルト共ニ欧米各国ノ東方経略ノ様相ヲ詳カニシ我が国ノ大東亜ニ於ケル地位ヲ闡明スルコト
3. 大東亜新秩序建設ノ世界史的意義ヲ明瞭ナラシムルコト

の三点が定められていた。要するに、「大東亜」の歴史を「日本世界観ニ基ク大東亜一体観」に基づいて記述し、日本と「大東亜」諸国との関係、欧米諸国のアジア侵略の過程を明確にし、もって「大東亜新秩序建設ノ世界史的意義」を明らかにする、というものである。また編纂方法は、

1. 編纂嘱託若干名ヲ委嘱シソノ中ヨリ各期ノ編纂主任ヲ定ム
2. 編纂主任ハ要目ヲ作成シ、編纂嘱託ト共ニ執筆ヲ担当シ且ツ原稿ノ整理ニ当ル但シ部分的ニ他ノ適当ナル者ヲシテ執筆セシム
3. 調査嘱託約三十名ヲ委嘱ス調査嘱託ハ要目並ニ原稿ノ審議ヲナス
4. 本書ハ二ヶ年ヲ以テ完成ス初年度ニ於イテハ原稿作成ヲ完了シ次年度之ヲ整理シ刊行ス

となっていた。

つまり、基本的には編纂嘱託が全体の構成の構成、原稿の整理と執筆を行い、また調査嘱託がその原稿を審議する、という形式をとっており、また、嘱託以外の外部に原稿の一部の執筆を依頼することも許されていた。

また、内容程度は「中等学校卒業以上ノ教養アルモノニ理解シ得ラルルモノ」、体裁は菊版で1000頁内外とされた。『国史概説』が「高等専門諸学校卒業程度」となっているのに比べるとその程度を少し落としており、より広い読者層を想定していることがわかる。これは「日本全国民は勿論、共栄圏内各地の知識階級にも読ませる為」であった⁽²⁷²⁾。また宮崎市定によれば、「完成の暁には、広くアジアの各国語に翻訳」する計画であったという⁽²⁷³⁾。

3.3.2 東亜史概説編纂部

以後の編纂は、『国史概説』と同じく近藤壽治編纂部長のもとで、編纂主事の志水義暉・藤野靖両教学官の指導の下、編纂嘱託に任命された安部健夫⁽²⁷⁵⁾・鈴木俊⁽²⁷⁶⁾・宮崎市定⁽²⁷⁷⁾・山本達郎⁽²⁷⁸⁾の4人が中心となって行われることになる⁽²⁷⁹⁾。編纂嘱託の4人は、最も年上の宮崎市定でも1901年生まれで、だいたい1900年代生まれ、30-40代の比較的若手の研究者であった。

表 3.5: 東亜史概説編纂部名簿⁽²⁷⁴⁾

役職	人名	肩書	生年	没年	典拠					専門
					A	B	C	D	E	
部長	近藤 壽治	文部省教学官 1942.11.1 教学局長 (-1945.6.13)	1885	1970						
主事	志水 義暲	文部省教学官 (-1943.4.1)	1888	1954				-	-	
"	藤野 靖	文部省教学官			-	-	-			
調査囑託	池内 宏	東京帝国大学名誉教授	1878	1952						朝鮮史、満洲史
"	原田 淑人	東京帝国大学教授	1885	1974						考古学 (東洋)
"	和田 清	東京帝国大学教授	1890	1963						中国史、東方アジア史
"	羽田 亨	京都帝国大学総長	1882	1955						内陸アジア史学、言語学
"	矢野 仁一	京都帝国大学名誉教授	1872	1970						中国近代史
"	那波 利貞	京都帝国大学教授	1890	1970						中国史
"	宇野 圓空	東京帝国大学教授	1885	1949						宗教学、宗教民族学
"	高坂 正顯	京都帝国大学教授	1900	1969						哲学
"	梅原 未治	京都帝国大学教授	1893	1987						考古学 (日本・東洋)
"	有高 巖	東京文科大学教授	1884	1968						東洋史
"	加藤 繁	慶應義塾大学講師	1880	1946						中国社会経済史
"	岩井 大慧	東洋文庫主事	1891	1971						東洋史
"	石田 幹之助	大正大学教授	1891	1974						中国史、イラン史、中国研究史
"	岡崎 文夫	東北帝国大学教授	1888	1950						魏晉南北朝史
"	橋本 進吉	東京帝国大学教授	1882	1945						国語学
"	武内 義雄	東北帝国大学教授	1886	1956						中国史
"	宇井 伯壽	東京帝国大学教授	1882	1963						インド哲学、仏教学
"	常盤 大定	(肩書なし)	1870	1945						中国仏教学
"	辻 善之助	東京帝国大学名誉教授	1881	1955						日本文化史、日本仏教史
"	今井 登志喜	東京帝国大学教授	1886	1950						西洋都市史
"	高田 保馬	京都帝国大学教授	1883	1972						社会学、経済学
"	小牧 實繁	京都帝国大学教授	1898	1990						人文地理学
"	遠藤 柳作	貴族院議員	1886	1963						
"	矢代 幸雄	(肩書なし)	1890	1975						美術史 (日本・東洋・ヨーロッパ)
"	伊東 忠太	東京帝国大学名誉教授	1867	1954						建築家、日本・東洋建築史
"	田邊 尚雄	東京帝国大学講師	1883	1984						音楽学 (東洋音楽研究)
"	桑木 或雄	(肩書なし)	1878	1945						物理学・科学史
"	伊東 延吉	国民精神文化研究所長 1943.11.1 教学錬成所長 (-1944.2.7)	1891	1944				-		
"	東畑 精一	東京帝国大学教授	1899	1981						農業経済学、農政
"	大藏 公望	貴族院議員	1882	1968						
"	仁井田 陞	東京帝国大学教授	1904	1966						中国法制史
"	橋本 増吉	慶應義塾大学教授	1880	1956						古代日中関係史、古代暦法史
"	清水 泰次	早稲田大学教授	1890	1960						東洋史
"	志水 義暲	1943.4.1 栃木師範学校長	1888	1954	-	-	-			

役職	人名	肩書	生年	没年	典拠					専門
					A	B	C	D	E	
編纂嘱託	鈴木 俊	(肩書なし)	1904	1975						唐代社会経済史
"	山本 達郎	東京帝国大学助教授	1910							東南アジア、インド、 南海交通史
"	安部 健夫	京都帝国大学助教授	1903	1959						元・清代中国史
"	宮崎 市定	京都帝国大学助教授	1901	1995						東洋史
"	市古 宙三	(肩書なし)	1913		-	-	-			中国近代史
"	高橋 泰郎	(肩書なし)			-	-	-			
"	松崎 壽和	(肩書なし)	1913	1986	-	-	-			考古学
編纂会議員	羽田 亨	調査嘱託	*	*						
"	和田 清	調査嘱託	*	*						
"	藤野 恵	文部省総務局長	1894	1949	-					
"	永井 浩	1942.11.7 文部省専門教育 局長 (-44.7.27)								
"	阿原 謙藏	文部省宗教局長 1942.10.30 教化局長 1943.11.1 国民教育局長					-		-	
"	松尾 長造	文部省図書局長	1891	1963				-	-	
"	堀池 英一	文部省教学局部長						-	-	
"	中根 秀雄	教学局書記官					-	-	-	
"	小川 義章	文部省教学官	1891	1969						
"	藤野 靖	文部省教学官						-	-	
"	長屋 喜一	文部省教学官							-	
"	原 元助	文部省教学官			-					
"	小沼 洋夫	文部省教学官	1907	1966						
"	丸山 國雄	文部省図書監修官	1905	1980						
編纂助手	荒木 敏一	(肩書なし)			-	-	-		-	
"	泉 康順	(肩書なし)			-	-	-		-	
書記	吉田 鐵助	(肩書なし)				-	-	-	-	
"	富海 敏夫	文部属			-				-	
"	松崎 壽和	文部省雇	*	*				-	-	(編纂嘱託)

『大東亜史概説』の編纂要目(表5.1)では、全体は前篇前期・後期・後篇前期・後期に4分されている。この4つに区切られた各期の編纂責任を編纂嘱託の4人が請け負い、そして鈴木俊が編纂主任として4人の取りまとめ役を担っていた⁽²⁸⁰⁾。各々の執筆分担については、宮崎市定が前篇前期を担当していた⁽²⁸¹⁾ことのほかは不明である。なお、編纂作業を実質的に指導していたのは羽田亨と池内宏の二人であったという⁽²⁸²⁾。

一方、調査嘱託には、東京帝国大学東洋史学科からは和田清・仁井田^{のぼる}陸^{みほ}両教授と池内宏名誉教授、京都帝国大学史学科東洋史学講座からは羽田亨教授(京大総長)と那波利貞教授、矢野仁一名誉教授など、当時の東洋史の大家が広く集められている。また、大部分が日本史関係者の範囲で占められていた臨時国史概説編纂部に比べると、建築家・建築史家の伊東忠太、考古学の梅原未治・原田淑人、国語学の橋本進吉、人文地理学の小牧實繁、科学史の桑木^{あや}彥雄、西洋史の今井登志喜、経済学の高田保馬、音楽史の田辺尚雄など、幅広い人材を揃えていることもわかる⁽²⁸³⁾。また奈須恵子は、この調査嘱託について、東方文化研究所・東方文化学院・東洋文庫・東京大学東洋文化研究所・京都大学人文科学研究所・東亜研究所などの「既設の「東亜」関連研究機関」に参与していた人物が多数を占めており、「意識的に既設の「東亜」関連研究機関の関係者を参加させたと考えられる」ことを指摘している⁽²⁸⁴⁾。

また、臨時国史概説編纂部と同様、東亜史概説編纂部にも編纂会議が設置されていた。ただし編纂嘱託は会議に参加しておらず、調査嘱託でも参加しているのは羽田亨と和田清だけであり、他は小川義章や小沼洋夫などの文部官僚で占められていた。この点は、文部省側の拘束力が臨時国史概説編纂部に比べより強いものであったことを示していると思われる。

3.3.3 編纂事業の進行と挫折

宮崎市定によれば、実際の編纂作業は、編纂嘱託の4人が立てたプランをもとに、各項目ごとに外部の専門家に執筆を依頼し、そうして出来上がった手書きの第一次草稿をもとに、編纂嘱託の4人が分担してリライトし、タイプ謄写版の原稿を作る、という形で進められたという。外部の専門家として宮崎は辻直一郎と江上波夫の名前を挙げている⁽²⁸⁵⁾が、実際には他にも多くの学者が参加していたことは想像に難くない。もっとも宮崎は「集った原稿の多くは決して我々が期待したようなものではなく、「殆どどの部分は苦心して新しく書き下さなければならなかった」と回想している⁽²⁸⁶⁾。こうして作成された原稿に対し調査嘱託が意見を加え、さらに手を加えることになっていた。

ただし、調査嘱託がどの程度まで編纂に関与していたかははっきりしない。たとえば大藏公望の場合、その日記を見ると、1942年7月23日に近藤壽治の来訪を受けて『大東亜史概説』の調査嘱託に就任することを承諾している⁽²⁸⁷⁾が、その後の日記には関連する記事は見当たらない。

また、1943年4月には、編纂部の書記として作業に関与していた松崎壽和が新たに編纂嘱託として参加⁽²⁸⁸⁾、市古宙三も「鈴木俊さんから文部省に来ないかといわれ」編纂嘱託に参加しており⁽²⁸⁹⁾、この他に高橋泰郎⁽²⁹⁰⁾もこの年参加している。

その後、作業は順調に進み、1943年12月の時点では

執筆者四十九名(内五名本局関係者)ヲ以テ夫々担当部分ヲ決定シ昭和十八年五月末迄二草稿ノ執筆ヲ終了セリ 爾来編纂嘱託四名ニヨツテ整理ヲ行ヒ昭和十八年十二月末二前篇ノ整理ヲ完了セルニヨリ引キツツキ局内審議ヲ行ヒコレト並行シテ本書ニ附スベキ図版・地図ノ蒐集整理ヲ完了シ昭和十九年二月印刷二廻付スル見込ナリ 尚後篇ノ整理ヲ目下進行中ニテ昭和十九年度中二八索引・年表ノ作成ヲ了リ出版スル運ビナリ⁽²⁹¹⁾

という状況になっていた。なお、本書は編纂開始時には1943年度内に完成する予定であったが、その後編纂期間は1年延長されている。

ところが、1944年6月13日、鈴木俊が「教育科学研究会事件」に連座して治安維持法違反容疑で検挙される、という事件が起こる。これは、「教育科学研究会」(1937年4月創立、1941年5月解体)の元メンバーが、岩波書店の『教育』誌を「拠点として、プロレタリア教育の理論的指導をなすと共に、其の読者を組織化して、プロレタリア教育の実践を企図しつつありし容疑濃厚となりたる」⁽²⁹²⁾として、警視庁が法政大学教授の城戸幡太郎をはじめとする関係者を一斉検挙した事件であった。もっとも鈴木自身の回想によれば、「取り調べの刑事はそれ〔教育科学研究会〕には殆んど触れず、多く歴研に関することを調べた」という。なお、鈴木は歴研の創設メンバーの一人であり、1939年3月より1943年12月まで同会幹事長であった。鈴木は「恐らくこれは、私を通して歴研弾圧の材料をえようとしたものと考えざるをえない」と述べている⁽²⁹³⁾。鈴木は8月には東亜史概説編纂嘱託を含め一切の公職を去り、翌1945年2月まで中野警察署に拘留されることになる⁽²⁹⁴⁾。また、歴研は1944年8月に会としての活動を停止し、機関誌『歴史学研究』も第121号(1944年5・6月合併号、実際には同年12月刊)をもって休刊している。

この事件は、『大東亜史概説』の編纂作業に決定的な打撃を与えたようである。全体を取りまとめる役割であった鈴木がいなくなったために編纂自体がストップしたばかりでなく、市古宙三と松崎壽和はこの事件を機に辞任している⁽²⁹⁵⁾。なお、宮崎市定はなぜか回想の中では編纂嘱託の増員にも鈴木への逮捕にも触れていないが、編纂嘱託や調査嘱託たちが「文部省側の意図する皇国史観の導入を防止」しようとしたため、宮崎たちが作成した草稿は「文部省側のお気に召さず、われわれを解任したあと、別に人をつれてきて書き直させることになった。その後どうなったか知らないが、出版を見るに至らずして敗戦となったことは事実である」と回想している⁽²⁹⁶⁾。また1945年初頭には、調査嘱託だった池内宏が日本の敗戦を公言したとして憲兵隊に一時拘留されるという事件も起きている。

他の編纂嘱託の進退はどうなったのか、また、実際にその後誰かが新たに編纂嘱託に任命されたかどうかは詳らかでない⁽²⁹⁷⁾。ただし、1945年度文部省追加予算にも「東亜史編纂費の追加」が計上されており、編纂事業自体は継続されていたと見られる⁽²⁹⁸⁾。

宮崎市定は、敗戦直後に「文部省からは、先の大東亜史関係の資料は適当に処分してほしい、との内示を受けた」と回想している。宮崎によれば「本省では書類を全部焼却したそうである」ともいう⁽²⁹⁹⁾。ただし、市古宙三は「処分するようにという内示は知らなかった」と述べている⁽³⁰⁰⁾。「戦時中のこととは言え、あんまりおかしな本を造ろうとしていたのではな」く、「後世の物笑いになるような代物では絶対ない」と考えていた宮崎は、自らが執筆し完成していた前篇前期第1章～第3章の原稿を元に、『アジア史概説 正篇』と題した書物を1947年12月25日付で人文書林より刊行している⁽³⁰¹⁾。宮崎によれば「私は出版書店に、戦争中にできたプリントのままを原稿として渡した。それ以後の手は殆んど加わっていない」⁽³⁰²⁾という。なお山本達郎は、これは「関係者の了解を得ないで出版されてしまったので、鈴木さんがそれに抗議した」と述べている。また、山本の担当部分についても「あとの部分も出したいと本屋が言ってきたけれども、私は断りました」という⁽³⁰³⁾。

なお、初版『アジア史概説 正篇』にはこの間の事情について触れた箇所は全く無いが、「巻頭謝辞」として

本書の成立に対して機縁を与へられ、又は貴重なる資料を提供せられたる

羽田亨、池内宏、和田清、那波利貞、近藤壽治、藤野靖、安部健夫、鈴木俊、山本達郎、江上波夫、三品彰英、足利惇氏、辻直四郎、濱口重國、小林元、杉本直治郎、内田吟風、塚本善

隆、内藤雋輔の諸氏に、甚深なる謝意を表する。

という記述がある。

その後、宮崎は1948年に同書の後篇（第4～7章）として『アジア史概説 続篇』を刊行しているが、これは『大東亜史概説』とは直接無関係の書き下ろしとされる⁽³⁰⁴⁾。両書はその後1973年に第8章を付け加えて『アジア史概説』（学生社）として一冊にまとめられ、1987年に中公文庫、また1993年には『宮崎市定全集 第18巻 アジア史』（岩波書店）に収録されている。再刊に際して漢字やかなづかいなどは改められているものの、内容的には初版からの重大な変更は特になされていない。

『大東亜史概説』の構想および内容については、第5章で検討する。

3.4 文部省による「皇国史観」の提唱

1942年夏ごろから、文部省では、この『国史概説』『大東亜史概説』など一連の歴史書の歴史観を示す語として、「皇国史観」という語を積極的に用いるようになる。

先述したように、「皇国」という語は1930年代後半に日本の異称として定着するようになった。また、「皇国史観」という語それ自体は1940年ごろから散発的に用いられはじめたようである⁽³⁰⁵⁾。例えば、先に挙げた牧健二の『日本国体の理論』（1940年3月刊）には、「国体を以て原理とする歴史観を称して、此处には国体史観となづけよう。〔…〕而して日本の国家に関する特殊具体的な歴史観であると云ふ点に於ては、之を日本国体史観又は皇国史観と云つてもよいのである」という記述がある⁽³⁰⁶⁾。また文部省図書監修官の中村一良^{いちろう}（1906-76）が1941年11月に発表した論文の中に、「本居宣長、平田篤胤等国学者の皇国史観」⁽³⁰⁷⁾というくだりがある。しかし、この語が一般的に流布するのは、文部省がこの語を一種の国策標語として喧伝するようになってからである。

1942年6月22日に開かれた高等師範学校長・高等学校長・専門学校長・実業専門学校長会議において、橋田文相は以下のような訓示を行っている。

皇国青年学徒ヲシテ克ク其ノ真面目ヲ行往坐伏ノ裡ニ發揮セシムルコトガ思想戦ニ応ズル対策トシテ極メテ大切ナコトト考ヘルノデアリマス。而シテコレニ向ツテハ我邦ノ歴史ト伝統トノ生命デアル所以ヲヨク識得シ、吾々ノ日本人トシテノ生命ノ根源ハ茲ニアルコトヲ体得シテ確固タル皇国史観ニ徹シ進ンデ八国体ノ本義肇国ノ精神ニ則ル日本世界観ヲ克ク把握体得スルコトガ必要デアリマス。従来往々所謂客観的妥当性ヲ重ンズルノ餘リ傍観的ニノミ日本ヲ観又世界ヲ観乃至英米の世界観ニ墮シテ居ルモノガ尠クナカツタノデアリマスガ肇国ノ理想ヲ顕現シナケレバナラナイ今日、吾人ハ自観の立場ニ立ツテ皇国日本ヲ立脚地トシテ世界ヲ観又把握シナケレバ外来ノ思想ニ対シ正シキ批判ヲ下シ又世界ヲ思想的ニ指導スルコトハ出来ナイノデアリマス。而シテ其ノ根源ハ皇国ノ歴史的使命ノ透徹セル識得ヲ根基トスル皇国史観デアリマスガ、コレニ向ツテ昨年度カラ国史概説ノ編纂ニ着手シテ居リマシテ近ク完成ノ見込デアリマス。更ニ本年度ニ於テハ大東亜史ノ編纂ヲ計画シテ既ニ進捗シツツアルノデアリマス。各位ハ叙上ノ意ヲヨク体セラレテ学校教育ノ全分野ニ亘リ学徒ヲシテ皇国史観ト日本世界観トノ把握体得ニ向ツテ隨時隨處ニ薰育指導サレンコトヲ望ンデ已マナイノデアリマス。⁽³⁰⁸⁾

すなわち、ここで橋田は、国民が「思想戦」に打ち勝ち「世界ヲ思想的ニ指導スル」ためには、「国体ノ本義肇国ノ精神ニ則ル日本世界観」、そしてその根源である「皇国史観」の「把握体得」が必要であると、その目的を達成するため、文部省では『国史概説』『大東亜史概説』の編纂を行っている、と述べているのである。

橋田は、同年9月26日の大政翼賛会第三回中央協力会議の場における演説の中でも、以下のよう
な発言を行っている。

大東亜戦争が肇国の理想に淵源するものでありますことは申すまでもありませぬ。随つて国
体の本義を明かにし、肇国の精神を国民生活の全領域に於て体顕せしむることが、今次征戦
の目的を達成する為に根源的に要請されるのであります。これがためには国体の本義に徹し、
皇国臣民としての生命の根源は我国歴史と伝統とにあることを体得して、確固たる皇国史観
を、更に進んで国体の本義、肇国の精神に則る世界観、即ち日本世界観を把握体得することが
必要なのであります。これが為め文教の問題と致しまして学問、思想の根源を明かにし国体の
本義に基く日本諸学の樹立、振興を図る為、益々これが助長の方策を講ずることが取上げられ
て居るものであります。また文部省に於きましてはこの趣旨に基きまして国史概説、大東亜史
の編纂に着手し、着々事業の進捗を見つうありますが、更に今後御歴代詔勅の衍義を謹解し奉
り、古事記、日本書記その他古典についてその衍義を編纂し、更に昌んなる大御代を象徴すべ
き大規模なる国史編纂を画策しまして、皇国の歴史的使命の透徹せる識得の根基を明かにした
いと思ふのであります。(309)

趣旨はさきの訓示とほぼ同様であるが、ここでは先の二書に加え、新たに詔勅および古典の「衍
義」(解説書)の編纂、および「大規模なる国史」の編纂の計画が加わっている。

このうち「衍義」については、翌1943年5月に教学局内に「古典編修部」(表3.6)が設置され
ているが、特に何の成果も出さずに終わっている⁽³¹⁰⁾。また、「大規模なる国史」とは、先述した
明治期の修史事業を復活させ、六国史を継承する「正史」を編修しようとする計画であった。

1943年2月に『国史概説』上巻が公刊された際、新聞は同書のことを「皇国史観に基く初の権
威ある日本通史」⁽³¹²⁾と報じている。このころから、「皇国史観」という表現が一般にも用いられ
るようになりはじめる。

さらに橋田は、1943年2月9日の第81回帝国議会衆議院予算委員会第二分科会でも、文部省所
管予算の説明の中で「日本世界観及び皇国史観ノ闡明昂扬施設ト致シマシテ、歴代詔勅ノ謹輯ヲナ
シ、古典及び家二関スル研究調査ヲ行」い、また「学校教員二対スル皇国史観ノ講習施設等ヲ講ジ
る予定である、と述べている。「歴代詔勅ノ謹輯」および「古典」の「研究調査」は先の「衍義」と
同一であり、「家二関スル研究調査」とはおそらく『家の本義』の編纂を指すものと思われる。『家
の本義』は1940年より教学局において編纂が開始されたが、未刊に終わった書物である⁽³¹³⁾。

また、「皇国史観ノ講習施設」にあたるものとしては、1943年度より各都道府県の教学錬成所で
行われた「皇国史観錬成会」がある。これは、従来行われていた「教学錬成会」「教学講習会」に
加え、「中等学校国民科担任教員三、四十名ヲ簡抜五日間以上二互リ合宿錬成ヲ実施セシメ純正ナル
皇国史観ノ確立ト体認トニ依リ国体ノ本義日本精神ノ真義ニ徹シ皇国ノ世界史的使命ニ挺身セ
シムルノ目的ヲ以テ実施」されたもので、1943年11月までに岡山県を除く46都道府県で計1778
名が錬成を受けている⁽³¹⁴⁾。

さらに、国民錬成所(1942年1月設置)における教員の錬成会では、近藤壽治教学局長が「皇
国史観」と題する講義をしばしば行っている。その後、国民錬成所は1943年11月に精研と合併し
教学錬成所となっているが、そこで開かれた錬成会においても、板澤武雄東大教授がやはり「皇
国史観」と題する講義を行っている(表3.7)。

また1943年8月27日、先述した「大規模なる国史」編修のため、「国史編修準備委員会」を設
置することが閣議決定された。この際、岡部長景文相はただちにこのことを昭和天皇に奏上し、そ
の後に発表された「文部大臣謹話」の中で以下のように述べている。

表 3.6: 古典編修部名簿³¹¹⁾

役職	人名	生年	没年	専門
部長	近藤 壽治	1885	1970	文部省教学局長
主事	小沼 洋夫	1907	1966	文部省教学官
調査囑託	藤井 甚太郎	1883	1958	明治維新史
"	高楠 順次郎	1866	1945	仏教学
"	笈 克彦	1872	1961	公法学・神道学
"	吉田 熊次	1874	1964	教育学
"	辻 善之助	1877	1955	日本仏教史
"	橋本 進吉	1882	1945	国語学
"	久松 潜一	1894	1976	国文学、上代～近世国学
"	中村 孝也	1885	1970	日本中世・近世史
"	宮地 直一	1886	1949	神道史
"	平泉 澄	1895	1984	日本中世史
"	坂本 太郎	1901	1987	日本古代史
"	龍 肅	1890	1964	平安・鎌倉期皇室・政治史
"	西田 直二郎	1886	1958	日本文化史
"	澤瀉 久孝	1890	1968	国文学
"	村岡 典嗣	1884	1946	日本思想史
"	高木 市之助	1888	1974	国文学
"	諸橋 轍次	1883	1982	漢文学
"	松本 彦次郎	1880	1957	鎌倉仏教史
"	肥後 和男	1899	1981	日本古代史、民俗学
"	山田 孝雄	1875	1958	国語学、国文学、日本史
"	倉野 憲司	1902	1991	国文学
"	紀平 正美	1874	1949	哲学
"	加藤 虎之亮	1879	1958	漢文学
"	河野 省三	1882	1963	神道史・国学
"	武田 祐吉	1886	1958	国文学
"	安岡 正篤	1898	1983	陽明学
締修囑託	次田 潤	1884	1966	国文学
"	丸山 二郎	1899	1972	日本古代史
"	森末 義彰	1904	1977	中世芸能史
"	福尾 猛市郎	1908	1990	日本近世史
"	小島 小五郎	1904	1989	長崎県史
書記	富海 敏夫			
"	久我 元			

表 3.7: 国民錬成所・教学錬成所における「皇国史観」に関する講義⁽³¹⁵⁾

講義題目	講師	錬成会	期間	備考
皇国史観	近藤壽治	視学錬成会	1943年6月15-21日	
皇国史観	近藤壽治	中学校長錬成会	1943年7月6-12日	
皇国史観	近藤壽治	師範学校附属国民学校主事錬成会	1943年7月17-30日	
皇国史観	近藤壽治	師範学校男子部長錬成会	1943年10月8-14日	
皇国史観二ツイテ	近藤壽治	師範学校女子部長錬成会	1943年10月16-22日	
皇国史観	板澤武雄	第二回中等教員錬成	1944年5月7日より約3ヶ月間	板澤の講義は5月25日

大東亜戦争下国体ノ本義ニ徹シ肇国ノ大精神ヲ国民生活ノ全領域ニ於テ顕現セシメマスコトハ今次征戦ノ目的達成上最モ根本的ナル要請デアリ之ガ為ニ八肇国ノ大精神ノ具体的顕現タル我が国歴史ノ迹ヲ詳カニシテ以テ皇国ノ歴史的使命ノ識得ニ資スルコトガ刻下ノ急務デアリマス。茲ニ於テ政府八国家事業トシテ正史ヲ編修シ現代施策ノ鑑トナシ 皇国史観ノ徹底ニ資スルト共ニ永ク後昆ニ伝ヘテ国運隆昌ノ基礎ニ培ハントスルモノデアリマス。⁽³¹⁶⁾

翌28日付の新聞各紙はこのニュースを一面で大々的に報じており、またその後も、新聞・雑誌等のメディアは、繰り返しこの事業計画について報じている。そして、その中で岡部の「皇国史観ノ徹底」という発言も繰り返し取り上げられ、「皇国史観」の語が一般化するきっかけを作ることになった⁽³¹⁷⁾。もっとも、本事業はその準備中に敗戦を迎えており、何の成果も残さずに終わっている。なお、本事業については第6章で詳しく触れる。

すなわち「皇国史観」とは、戦時下において政府、ことに文部省が喧伝して広めた、一種の国策標語なのである。

なお、この時期にはこの「皇国史観」に限らず、「皇国」をつけた国策標語が氾濫している。その代表的なものとしては、厚生省が産業報国運動の中で提唱した「皇国勤労観」や、農林省の主導した「皇国農村確立運動」などが挙げられる。前者については、「生産増強勤労緊急対策要綱」(1943年1月20日閣議決定)⁽³¹⁸⁾では「皇国本来ノ勤労観」の「確立」、また「緊急国民勤労動員方策要綱」(1944年1月19日閣議決定)⁽³¹⁹⁾では「皇国勤労観ノ徹底」が謳われている。また後者については、1941年12月17日に、農林省が農地審議会に対して「皇国農村確立ノ為農地対策上採ルベキ方策如何」を諮問しており⁽³²⁰⁾、1942年11月12日には、「皇国農業及農民ノ維持培養基地トシテ真ニ相応ハシキ皇国農村」の確立を謳い、「標準農村」の確立や自作農の育成を目指した「皇国農村確立促進二関スル件」⁽³²¹⁾が閣議決定されている。

3.5 文部省の「皇国史観」認識

『国史概説』編纂囑託らの戦時下の言動を見ると、たとえば板澤武雄は『天壤無窮史観』において、「実に天壤無窮はわが国民信念であり、皇国の真姿である。皇国と外国との歴史の相違はここに存す」とし、「天壤無窮の国民信念」と「国史学的理解」とは矛盾しないものである、と主張している⁽³²²⁾。また肥後和男は1943年の論文「皇国史観」において、「天壤無窮の神勅こそは皇国史観の本源であり、皇国史観をいふ時これに一語も加へ奉ることも実は不要なのであつて、我々は常にこれを最上絶対の鏡と仰ぎ奉り、それへの奉仕に欠くところなきかを反省することがある

だけなのである」と述べている⁽³²³⁾。すなわち、「天壤無窮の神勅」の絶対の尊重こそが「皇国史観」の本源である、という主張が展開されていた。

それでは教学局自身は、「皇国史観」をいかなるものとして把握していたのだろうか。

そのことについて検討するための材料として、ここでは、教学官で『国史概説』編纂会議員であった小沼洋夫(1907-66)の論文「皇国史観の確立と『国史概説』」⁽³²⁴⁾と、近藤壽治教学局長の講演録『皇国史観』を取り上げる。前者は1943年5月10日発行の『文部時報』789号に掲載されたもので、教学局による『国史概説』および「皇国史観」の準公式解説と見なし得るものである。また後者は先にも少し触れたが、1943年9月21日に開かれた文部省・大阪府共催の教学講習会における講演で、1944年12月に大阪府思想指導委員会よりパンフレットとして発行されている。

まず小沼洋夫によれば、「大東亜戦争」とは「近世の西洋的世界秩序を打破して、八紘為宇の宏謨に則る正しき世界新秩序を建設せんとする」ものであり、「我が国家理想を以て世界史を転換せしめんとするものであつて、いはば世界をして日本の世界たらしめようとする」戦いにほかならない。従って、「大東亜の諸民族は勿論世界の各国民各民族の凡てが我が肇国の精神や八紘為宇の宏謨について曇りなき理解を持ち、道義国家の真姿を皇国に仰ぐに至るまで、思想的文化的闘ひが遂行されねばならぬ」。

つまり、「大東亜戦争」とは単なる軍事的な戦いとどまるものではなく、「西洋的世界観」と「日本の世界観」との闘争である。そしてその勝利ためには、「一に自らの世界観に対してそれが絶対唯一の妥当性を有するものであるとの強き確信に徹する以外にはない」。また、各民族・国家ごとの世界観と歴史観とは互いに「相互連関の一体性」を持つものであるから、「世界観は即ち歴史観に外ならない」。

ところで「西洋的世界観」とは、理性主義にせよ宗教的世界観にせよ唯物論にせよ民族主義にせよ、根本的に「人間本位の世界観」であり、概括すれば「個人主義・自由主義」的なものである。従って、ヨーロッパの歴史が示しているように、「西洋的世界観に立つ限り、対立闘争の歴史が歴史の真姿として把握せられるのであるから、世界に大和を現成することは夢に止まる」。

これに対し「日本の世界観」とは、日本の「古代史」(神話)が伝える「我が国土と国民とは等しく神の生み給うたものであつて、国民は神々を祭り天地自然と一体となり祖孫相率ゐて天皇に随順帰一し奉る、ここに人生の本姿を觀ずる国民的信念及び実践」である。そして日本は、この理念に従った「君臣一体の家族国家」であり、かつ、歴代天皇による「皇化」が周囲にあまねく広がってゆくことによって「八紘為宇の皇謨の顕現」がなされてゆく、という歴史を歩んできた。また、この世界観は一面では「世界史展開の根源的はたらきをば、人為を超えた最も自然的なる生のはたらきに認め」という思想であり、それに従って「あらゆる事物をば、一円融合相和の中に神武と慈愛をもつて生かしてゆかんとする、剛毅にして包容力豊かな国家生活の伝統が生じたのであり、最も自然的なる親子の関係を根基とする人倫的秩序の道徳が長養せられて、家即国・国即家の道義国家が護持」されてきた。従って、この世界観こそが「世界に大和を将来し得る唯一の根拠」となるのである。

これを端的にまとめると、「西洋的世界観」が個人主義的・闘争的なものに対し、「日本の世界観」は全体主義的・平和的ということになる。このような対置は、直接には『国体の本義』における「西洋」の「個人主義」と日本の「和の精神」の対置を踏襲したものである。したがって、世界を平和に導くためには、全世界を「日本の世界観」で覆わなければならない、ということになり、ここに「大東亜戦争」は世界平和のための戦いとして肯定化されるのである。

その上で小沼は「皇国史観」を以下のように定義付ける。

我々が日本世界観に徹する道は、皇国史の事実を通じてその歴史的全体を貫流する皇国発展の

生命原理を体得する以外にはないのであつて、この原理に基づいて従来我が国並びに世界の歴史を断ずると共に、その歴史的創造に寄与せんとする思想信念を以て「皇国史観」といふのである。

なお、「我が国並びに世界の歴史」とあるように、適用範囲を特に日本国内に限っていないことに注意しておきたい。

また、小沼は同時期の別の論文において、「興垂の実践に於いて今日最も必要だと思はれることは、皇国世界観が如実に示されてある我が国史を現地の人々に教へることである」「皇国民的なものの考へ方見方を人々に教へる道は実は皇国の歴史事実をありのまま教へることなのである」とも主張している⁽³²⁵⁾。

小沼は続けて以下のように述べる。

一面かかる史観の発する所以は、人生や歴史の事実に世界生成の理を見出してゆくといふ、世界をいはば事理一体なるものとして現実具体に於いて把握せんとする態度に基づくものである。この意味に於いて皇国史観は、西洋の世界観に従ひ知的抽象に於いて見出したる理論的原理によつて世界を創造せんとし、かかる人為創造が世界史の現実であると考へる近代的史観とは著しく異なるものである。それ故西洋の思惟に於いては、現実の歴史認識の以前に理論的理解としての史観が存在するのであるが、皇国史観に至る道は、これとは反対に、具体的歴史事実の真姿に接することによつてのみ得られるのであつて、そこに日本世界観即皇国史観としての国民的信念が確立する。これまで述べたやうな日本世界観に関する叙述が単なる主観的理論に基づくものでないためにも、皇国史の真生命が蔽はれてゐない現実具体の「歴史」が与へられなければならない。

すなわち、「皇国史観」とは、何らかの理論に従つて歴史を認識・叙述していく、という意味での歴史観ではなく、逆に、具体的史実に接することによつてのみ得られる歴史観である。従つて「皇国史観」を確立するためには「現実具体の「歴史」」が与えられる必要があり、そのために編纂されたのが『国史概説』である、と小沼は述べる。

しかし、そもそも歴史観と歴史叙述は一体不可分のものである。歴史を何らかの「物語」=歴史叙述として語るためには、その前提となる史実を取捨選択するための歴史観が必要となる。また、いかなる歴史観も史実に基づいていなければならない。はじめから結論が存在しており、その結論に従つて史実を無視したり歪曲したりするような「歴史観」は、確かに「歴史の観方」という意味では「歴史観」と呼べるかもしれないが、結局のところは虚偽のイデオロギーにすぎない。歴史観とは、いわば史実と理論との絶えざる対話によって成立していくものである。

したがって、「具体的歴史事実の真姿に接することによつてのみ得られる」歴史観などというものはありません。その前提となる「具体的歴史事実」自体が、様々な史実の中からある歴史観に基づいて取捨選択され、叙述されたものでしかありませんからである。小沼は別の論文で、

具体的に言へば悠遠なる肇国の事実と精神が神代史のまま示され、皇室の御威徳が如何なる時代にも厳然と在はしました史実を克明に明にし、国体を命にかけて護持し八紘為宇の宏謨の実現に挺身した私達の祖先の遺風や忠烈の士の事蹟を丹念に述べ、この輝かしい国体に発した国民文化の伝統の基礎たる神祇崇敬の事実を明らかにすることを根本とした歴史がありのまゝの我が国史である。⁽³²⁶⁾

と書いているが、これは決して「ありのまゝ」などではない、ある歴史観に基づいた歴史の再解釈の結果にすぎない。

しかも小沼は、「真に歴史的なるものを明らかにせんとする歴史叙述にあつては、その事実の現象的なる姿態が如何に大きいものであつても、それが歴史的主体性を欠いた単に人間行動の因果関係的契機に発したものである場合は、これを歴史的には大して意義を持たないものとして無視することがあり得るのである」と述べて、「実証的歴史」や「唯物史観」などを「歴史の主体性を自覚せぬ」「真の歴史ではない」とする。しかし、ある史実が「歴史的主体性」を欠いた人間行動によるものか否かは、その史実が「皇国発展の生命原理」に関わっているか否か、という点にゆだねられている。従ってこのことは、史実を「皇国発展の生命原理」を基準に恣意的に取舍選択できる、ということの意味する。

つまり、ここで小沼が述べていることは、裏を返せば、「皇国史観」とは、自らの合理的根拠や理論といえるものを何ら持たず、あらかじめ定められた「皇国発展の生命原理」という基準に従って恣意的に選択された史実をもとに、恣意的に描かれた歴史叙述に触れることによって「体得」される「歴史観」である、ということになる。そこで「体得」されるものとは、「皇国発展の生命原理」そのものでしかない。

もともと、「日本的世界観」の根基とされる「皇国発展の生命原理」なるものは、神話、というよりも国体論に基づく神話の恣意的解釈以外に何ら合理的根拠を持たない、「単なる主観的理論」にすぎないものである。それが「皇国史創造の根基をなして」きており、皇国史にその原理が現れている、と主張したところで、その「皇国史」なるものは、実際にはその「生命原理」にしたがって描かれたものなのだから、これは単なる循環論法にすぎない。その意味で、「皇国史観」とは永原慶二が述べるように「論者の特定の視点や価値基準にふれないものは捨象され、特定の部分だけが強調される」「主観的で科学的認識とは無縁の」「歴史観」であった⁽³²⁷⁾。

また、この「皇国史観」は、「決して新しき歴史とか新奇なる歴史ではな」く、「我々が真の皇国史と考へそれによつて日本世界観に徹する道と与へられてある古典的歴史書たる古事記・日本書紀・神皇正統記・大日本史の如き」と全く同じ精神によるものである、とされる⁽³²⁸⁾。もとより、このような主張を額面通りには受け取ることはできない。実際には『古事記』『日本書紀』『神皇正統記』と近世国体論との間には「一面の共通性はあるとしても、全体としては顕著な異質性が見出される」⁽³²⁹⁾し、先述したように近代国体論は近世国体論をそのまま継承したものではない。この点では、「皇国史観」は桂島宣弘の「正確には昭和初年に後期水戸学・幕末国学などに託されながら主張された歴史観というべきである」⁽³³⁰⁾という理解がおおむね妥当といえる。

いっぽう、近藤壽治の講演の話題は多岐にわたっており、講演であることもあって本筋をなかなかつかみがたいが、まず「教育の使命」は「中等学校、国民学校令に示されまするやうに、皇国の道の実践、皇国民の練成」すなわち「皇国民を作るといふこと」だとされる。「皇国民の練成といふのは、皇国に対する信念といふものが根柢」であるが、その「信念」はただ信ずることだけでなく、客観的にも正当化されるものでなければならない。したがって「我々の信念は歴史的の信念に依らなければならぬ」(10-11頁)。その上で近藤は、「明日の戦力の増強は過去の肇国精神と一環不可分だといふことが認識されなければ相成らぬと思ふ。これが必要だと思ふそれが、即ち皇国の歴史観といふことであります」と述べ、「観」とは「深くそれを見て、それを実践するといふ意味」であり、「皇国史観、皇国歴史は自分で作つて行くことで将来作りつゝあるもの」であり、「日本歴史といふものは無限に作られる無窮性といふものが歴史の根本性格である」としている(12-13頁)。なお、歴史観は民族・国家・人種によって異なるものである、として歴史観の相対性を認めているようであるが、「真理は永遠でなければならぬ」のだから「我が国の国家程真理はない」とし、仏教やキリスト教の終末論的歴史観を「間違つて居る」と否定している(14頁)。

その上で近藤は、「肇国」の重要性を盛んに強調している。『初等科国史』についても、「何処に力点を置かれているかといふことを無視して」「彼処の歌を取つたのはどういふ訳であるか、此処の

文句を取つたのはどういふことかといふことをガチャガチャ言つている」⁽³³¹⁾のに反論して、「神皇一体」「多くの部分を神代史に使つて居る」ことが主眼だと主張している(23-24頁)。

それでは、この『皇国史観』に基づく標準的な日本通史とされた『国史概説』、および標準的な「大東亜」の通史とされた『大東亜史概説』では、どのような歴史像が展開されたのか。そして、「皇国史観ノ徹底」が謳われた国史編修事業では、いかなる歴史像が展開されようとしたのか。次章以下では、その具体的内容を取り上げて検討することにする。

第4章 『国史概説』の歴史像

『国史概説』については、戦後すぐに土屋喬雄が「根本において全く国民学校の国史教科書と同様であつて、神話・伝承の無批判的信仰を以て始まり、神がかり的・独善自大的・国粹主義的・排外主義的理念に貫かれてゐる」⁽³³²⁾と評して以来、一般には『初等科国史』などと同類の非科学的・独善的な「皇国史観」の典型的な歴史書と見なされてきた。だが、従来の評価は、そのほとんどが「非科学的」「神がかり的」といった既存の「皇国史観」のイメージに合うような部分のみを抜き出して、「皇国史観」の非科学性や独善性などについての簡単な論評を加える、といった程度の議論にとどまっている。

確かに、同書の歴史叙述は「神話」上の「天地開闢」から始まっているし、明らかに天皇中心の視点で書かれており、大義名分論的価値判断も随所に見出すことができる。たとえば小沼洋夫は、同書の特徴として

如何なる時代にも厳然と在しました皇室の御威徳についてはこれを詳細に述べ、祭政教一致の本姿が不変に顕現せられた神祇崇敬についての事実を一貫して明らかにすることに努めたのである。又国体に随順帰依することによつて、よく皇運を扶翼し奉り以て時代に依じて飛躍的国運の進展に大いなる力を致した国民の活動、特に先覚偉人・忠臣烈士の業績を明らかにする点も亦特に大なる努力の払はれたところである。このことによつてのみ皇国史の一貫不動の生命原理が真に一貫不動のものとして示され、歴史的主体性が明らかにされるのである。⁽³³³⁾

という点を挙げているし、新聞報道でも「武家政治なども痛烈にその越権を明かにし、鎌倉時代武家政治の越権の章を設けて“元弘の変において北條高時が後醍醐天皇の聖慮にそむき奉つたごときは皇恩に忝れて不臣無道極まる重罪を犯せるものといふべきである”と喝破してゐる」⁽³³⁴⁾といった点に着目が集まっていた。しかしその一方で、「皇国史観」の特徴としてしばしば指摘される、社会経済史的要因の軽視や人物史中心の物語的歴史叙述などといった性格⁽³³⁵⁾を同書に見出すことはできない。社会経済史学の取り込まれ方については後述するが、たとえば、第5期国定国史教科書まではそれぞれ一章を割かれてきた人物は、同書では必ずしも大きくは扱われてはいない。「仁徳天皇の御仁政」に関する記述は6行にとどまっており(上巻42頁)、和気清麻呂に関する記述も、「僧侶と政治」「平安遷都」として述べられているものの、ごく簡単な内容にとどまっている(上巻133頁、166頁)。菊池武光などは独立した小節すら立てられておらず(上巻382頁)、平重盛に至っては、後白河院政の停止に関連して名前が挙げられている(上巻215頁)にすぎない。すなわち、同書は『初等科国史』などとは一線を画しているのである。

4.1 全体の構成と基本的特徴

まず同書では、時代区分法として上世・中世・近世・最近世の四区分と、「奈良時代」「鎌倉時代」等の小区分が併用され、その時代区分に基づいた章立てが行われている(表4.1)⁽³³⁶⁾。なお、時代区分の根拠については、「国史は[...]古今を通じて一貫せる国体の顕現であるが故に、諸外国

表 4.1: 『国史概説』の構成

上巻	第三章 室町時代
緒論	第一節 室町幕府の政治
第一編 上世	第二節 経済生活及び社会状態
概観	第三節 对外関係
第一章 肇国	第四節 室町時代の文化
第一節 肇国の宏遠	第五節 群雄の割拠
第二節 神武天皇の天業恢弘	第六節 皇室と国民
第二章 皇威の発展	
第一節 神祇の崇敬	下巻
第二節 内治の振興	第三篇 近世
第三節 半島諸国の帰服	概観
第四節 氏族制度	第一章 安土桃山時代
第五節 文化の黎明と発達	第一節 海内の統一
第三章 飛鳥時代と大化改新	第二節 海外経略の雄図
第一節 聖徳太子の摂政	第三節 安土桃山時代の文化
第二節 外交の刷新	第二章 江戸時代（上）
第三節 大化改新	第一節 朝廷の御事蹟
第四節 律令の制定	第二節 江戸幕府の成立
第五節 飛鳥時代の文化	第三節 对外関係
第四章 奈良時代	第四節 幕政の推移と諸藩の治
第一節 平城京の建設	第五節 社会状態及び経済生活
第二節 国運の隆昌	第六節 江戸時代の文化
第三節 海外との交通	第三章 江戸時代（下）
第四節 奈良時代の文化	第一節 尊皇思想の発達
第五章 平安時代	第二節 内外情勢の緊迫
第一節 平安遷都	第三節 国論の動向
第二節 政治の変遷	第四節 朝威の更張
第三節 海外との関係	第四篇 最近世
第四節 社会状態及び経済生活	概観
第五節 武門の興起	第一章 明治時代
第六節 平安時代の文化	第一節 明治天皇と維新の大業
第二編 中世	第二節 新政の進展
概観	第三節 国民皆兵の制度
第一章 鎌倉時代	第四節 帝国憲法の制定
第一節 朝廷と武家政治	第五節 教育に関する勅語の渙発
第二節 鎌倉幕府の政治	第六節 国威の宣揚
第三節 元寇・国家意識の昂揚	第七節 経済・産業の発展
第四節 武士社会・武士道及び経済状態	第八節 明治時代の文化
第五節 鎌倉時代の文化	第二章 大正時代
第二章 建武中興と吉野時代	第一節 第一次欧洲大戦
第一節 建武中興とその精神	第二節 国内情勢
第二節 吉野時代	第三章 現代の情勢

に於けるが如き国家の興亡・隆替による時代区分を立て得ない。併しながら我が国は、国体を基幹として特殊なる諸様相を現しつゝ具体的に生成発展するのであり、国史はかゝる様相の推移を示すものである」とした上で、「政治的事件は社会的・文化的環境に負ふ所が尠くないが、逆に政治的事件が社会及び文化の方向を決定する意味は特に大である」ことから「政治的変遷による方法」を採用した(上巻 11-12 頁)とされている。また叙述対象期間は、先述したように「天地開闢」より 1943 年 11 月の大東亜会議までである。

同書の基本的な構成は、各時代ごとにまずその時代の概観が記され、その後に天皇・皇室史、政治史、対外関係史、社会経済史、文化・精神史がそれぞれ叙述される、というものである。各々の項目の割合は時代によっても異なるが、天皇史を含めた政治史が全体のおよそ 3~4 割程度を占め、対外関係史が 2 割、社会経済史が 1 割、文化史が 2~3 割程度となっている。ただし、「肇国」・「建武中興と吉野時代」・「江戸時代(下)」(幕末)の 3 章のみは政治史と精神的叙述のみで構成されている。また、各時代の叙述は必ず天皇・皇室史から始まっており、文化史の叙述も必ず神祇史から始められており、いかなる時代にあっても天皇が国史の中心にある、ということが強調されている。このような書き方は、「歴史的諸事象ヲ総合シツツ各時代ノ特色ヲ明カニシ以テ国運進展ノ様相ヲ闡明」する、という編纂方針の第三項に基づくものであった。また、このことから単純な編年体などではなく、細かい時代区分が必要になったものと考えられる。なお、政治の中心地の地名をとった時代区分が採用された理由は明らかではないが、「古武家時代」⁽³³⁷⁾のような政治体制を基準とした呼称や、「足利時代」などの為政者の名前を基準とした呼称では、時代による政治体制の変化が強調され、「肇国の精神」の一貫性をそこなう恐れがあることによると考えられる。

このように、同書の大きな特徴としては、特に政治史や文化史などに偏ることなく、日本史の諸分野を網羅した総合的な歴史叙述となっており、なおかつあくまで天皇が歴史の中心として位置づけられている、ということが挙げられる。

4.2 『国史概説』の国体論

『国史概説』の書き出しは

大日本帝国は万世一系の天皇が皇祖天照大神の神勅のまにまに、永遠にこれを統治あらせられる。これ我が万古不易の国体である。而してこの大義に基づき、一大家族国家として億兆一心聖旨を奉体して、克く忠孝の美德を發揮する。これ即ち我が国体の精華である。(上巻 1 頁)

というものである。この一文は「『国体の本義』の起首の文言を承けてこれを祖述し」たものであり⁽³³⁸⁾、同書が『国体の本義』に基づいた歴史叙述であることを示している。さらに同書は続けて、

国史は各時代に於いて常に推移変遷の諸相を呈するにも拘らず、それらを一貫して、肇国の精神を顕現してゐる。国史の神髄はこの精神によつて貫ぬかれたる大なる生命であり、国史の成跡は、国体を核心とする国家発展の姿である。かくの如くして、宏遠なる太古に肇まり、不易の国体を中心として撓むことなき生命を創造発展せしめつゝある国家は世界広しと雖も独り我が国あるのみである。(上巻 1 頁)

と、「国体」の特異性を強調している。

この「肇国の精神」を明らかにするため、同書は「天地開闢・修理固成」以来の「神代の伝承」から書き出されている。この部分はあくまで「神話」ではあるが、「単に古代人の自然観・人生観等を反映する物語たるのに過ぎない」他国の神話とは「その本質を異に」し、「国体の真義を示し、

且つ永遠に国史を貫ぬいて生成発展する国家生命の源泉である」(上巻 20 頁)とされている。なお、巻末の年表は神武天皇の即位(「紀元一年」= 660 B.C.)より始まっており、それ以降は完全に歴史時代として扱われている。ちなみに同書の年代表記は、年号(年号制定より前は天皇の即位年次)と神武天皇即位紀元(皇紀)を併用しており、皇紀についての疑問は全く示されていない⁽³³⁹⁾。また、考古学に関しては文化史の項で扱われているが、貝塚を「海幸・山幸の物語」と結びつけたり、「縄文式土器」が「世界に多くその比を見ないもの」としたりするなど(上巻 62-63 頁)、「神話」と結びつけたり、日本の特異性を強調するような記述が随所に見られる。

そして、「肇国の精神」の一貫性を強く主張する一方で、同書は、皇位継承争いや断絶の危機、皇位篡奪の危機など、「国体」の危機については慎重に言及を避けている。

たとえば、同書には壬申の乱に関する記述がない⁽³⁴⁰⁾。正確に言えば、初期稿には壬申の乱に関する記述があったにもかかわらず、刊本ではその記述が削除されている⁽³⁴¹⁾。また保元の乱は「藤原氏一族の内部に於ける勢力の対立」(上巻 211 頁)によって起きたものとされ、皇室内の対立は一切言及されない。さらに、崇峻天皇の暗殺については蘇我馬子の「不臣」(上巻 75 頁)と抽象的に記すだけにとどめており、足利義満への尊号贈与と問題についても、初期稿にはその記述があった⁽³⁴²⁾にもかかわらず、刊本ではそのくだけは削除され、義満の「僭上の振舞」(上巻 402 頁)について簡単に記すだけにとどめている。つまり、皇位継承争いは隠蔽されているし、また臣下の「不臣」行為についても、その具体的な内容についてはなるべく隠蔽しようとしているのである。

小沼洋夫は、「皇国史観」は「知的抽象に於いて見出したる理論的原理」ではなく、「具体的歴史事実の真姿に接することによつてのみ得られる」のであって、それゆえ「皇国史の真生命が蔽はれてゐない真実具体の「歴史」が与へられなければならない」とす。そして、「真に歴史的なるものを明らかにせんとする歴史叙述にあつては、その事実の現象的なる姿態が如何に大きいものであつても、それが歴史的主体性を欠いた単に人間行動の因果關係的契機に発したものである場合は、これを歴史的には大して意義を持たないものとして無視することがあり得る」として、「実証的歴史」や「唯物史観」などを「歴史の主体性を自覚せぬ」と批判している⁽³⁴³⁾。だが、このことはそのまま裏を返せば、「皇国史観」は自らの理論といえるものを持たず、恣意的に取捨選択した史実を並べることでしか自己を正当化し得ない「歴史観」にすぎない、ということになる。平田哲男はこの点について、「自らの歴史認識を、歴史の「事実」そのもの=実体として認知することを、暴力的に強要し、それゆえに「あたかも肇国の時代から予定されていたかのごときよそおいをとることでなおかつ現実を歴史的に正当化しえない事実、そこでは「事実」の名にあたいしないものとして厳しく排斥されねばならぬ」⁽³⁴⁴⁾、と指摘している。

しかも、このような姑息な処理を行っても、なお、武家政権という形で天皇不親政の期間が長期にわたって存在したという史実を無視するわけにはいかない、という問題が残った。すでに『国体の本義』において、幕府は「我が国体に反する政治の変態」⁽³⁴⁵⁾と断ぜられている。しかし、長期間にわたって「国体に反する」状態が続いていたことを認めることは、「天壤無窮の神勅に基づく天皇の統治」という建て前に抵触し、「神勅」自体の正当性を揺るがしかねないことになる。

そこで同書は、「朝廷はその御委任の政治たる限りに於いて武家による幕府政治を認められた」(上巻 247 頁)とし、幕府を委任統治機関ないし「翼賛」機関と位置づけることによって、「神勅」との整合性を図ろうとする。したがって、鎌倉幕府が「無道にも朝威を懼れない行為も多く、国体に悖ること甚だし」⁽³⁴⁶⁾であったり(上巻 263 頁)、あるいは江戸幕府が「動もすれば翼賛の道を忘れて専恣に陥り、上は朝廷に対し奉つて不遜の罪を犯し」たり(下巻 61 頁)するようなことがあったとしても、幕府それ自体は「国体」に反しないものであった、ということになる。

このような幕府についての認識は、当時の支配層にとっては、国体明徴問題以前からの標準的な見解であった。たとえば辻善之助は、1930 年 12 月 18 日に横須賀鎮守府で行われた講演において、

「武家政治といふものは固より変態政治である」としながらも、これは「政治の形式」の変動にすぎず、「根本主義たる国体の精神といふもの、即ち皇室中心主義といふものは依然として従来のみならず、変りはない」と述べている⁽³⁴⁶⁾。

だが、このような捉え方については、一部の国体論者から不満の声が上がるようになった。

日本浪漫派系の歌人でもあったドイツ文学者の房内幸成（1907-86）は、同書刊行直後に『文藝春秋』に掲載された文章⁽³⁴⁷⁾の中で、「天皇紀が国史の中心である」とすることのみが「唯一の正しい皇国史観である」と主張し、その立場より『国史概説』を「明に幕府中心史観を持してゐる」「国史に対しては傍観的態度をとり、冷静そのものである」と批判している。例えば、「承久の変」のくだりに「後鳥羽上皇の遠大なる御計画は惜しくも挫折することとなつた」（上巻 286 頁）とあるが、この書き方は「朝敵に対する怒りもなければ民心の乱れを嘆くこともないような「傍観的態度」であり「冷静そのもの」である、と房内はいう。同書は、後鳥羽・土御門・順徳三上皇の流刑は「国史上空前絶後の大異変であつて、北條氏の僭上無道はこゝに極まれるといふべきである」（上巻 287 頁）と、大義名分論的立場から明確な判断を下しているのだが、房内にとってはそれでも不満の残るものであったようである。

また、直接『国史概説』には言及していないものの、平泉澄もほぼ同時期に「江戸時代の政治をそのままに是認して、是れ亦翼賛政治の一体型なりとする」のは「浅薄なる美化主義」であり、維新の「志士が、勤王の故を以て御贈位の恩典に浴したのであるか、その意味も分らなくなり、第一に明治維新の大業そのものの意義が没却せられて了ふであらう」と述べている⁽³⁴⁸⁾。

だが、このように大義名分論の立場から幕府を否定しようとすることは、先に述べたように「神勅」自体の価値を揺るがすことにつながりかねない。それに、「国体」に反する政治体制が存在し得ることを認め、しかも体制変革を求める「勤皇の忠臣」を称揚する、このような国体論は、為政者側が期待するような国民統合・国民動員のイデオロギーとしてよりも、むしろ体制批判・体制変革のイデオロギーとして機能し得る可能性を持つ。したがって教学局としては、このような国体論を採用することはできなかったであろう。

ここからは、当時、国体論について、互いに矛盾する見解が少なくとも二つが存在していたことがわかる。確かに、「万世一系の天皇による永久の統治」こそが正しい皇国の「国体」である、という一点については意見の相違はない。しかし、そこからどのような歴史を叙述すべきか、ということになると、かなりの意見の差異が存在していたのである。

また、このことは、文部省が「皇国史観」の確立にあたって、国体論者の歴史観を単純にそのまま取り入れたのではなく、あくまで体制にとって都合のよい歴史観を創出しようとしたことを示している。

4.3 「八紘為宇」の理念

それでは、この「国体」の適用される範囲はどこまでなのか。

たとえば平泉澄は、坪井正五郎や白鳥庫吉が「日本人」の系統を研究しながらも「日本人は独特のものである」という見解に達したことを挙げて、「益々以て国体の尊厳なる所以が明かにせられた」とする排外主義的な主張を展開していた⁽³⁴⁹⁾。平泉によれば、「一国の文化が之と全然異なる他の有力な文化と接触する時は必ずその統一連関に破綻を生ずるものであり、その統一に破綻を生じたる時、一国の文明は重大なる危機に遭遇する」⁽³⁵⁰⁾。すなわち、「日本」にとって他者は基本的には危険な存在であり、日本の純粋性こそが重要だとされているのである。したがって平泉には「八紘為宇」論的視点は希薄であった。昆野伸幸が指摘しているように、「異民族の日本人を排

除し、また「世界史」を否定した平泉の一国歴史学は、多民族帝国日本の支配イデオロギーとは本来なりえないものだった⁽³⁵¹⁾。もとより、多民族帝国を維持しつつさらに対外侵略を自己正当化する必要からは、このような議論とは異なる国体論を採用する必要があった。

その一方、辻善之助は、先述した講演の冒頭において「日本は世界の文明の集合地」であることを強調し、「世界のあらゆる文明は東から西から二千年の間に、日本に入つて来て、日本は東西文明の中心となり、世界文明の貯蔵場となつた」と述べている。そして、「外国文化を採り、これを咀嚼し、これを消化するといふことがわが国文化の一つの特長」であって、このことは「我が民族の素質が優秀であること」「包容力の大きなること」を示していると論じ、さらには「外来民族を取入れてこれを同化し、これを融合すること」「大和民族の特長」として取り上げている⁽³⁵²⁾。このように、外来文化・外来民族を——あくまで「国体」に融和する形で——積極的に取り込んできたことこそが日本の優越性だと主張する議論こそが、『国史概説』の採用した国体論であった。

4.3.1 「日本」の範囲

まず、日本の国土の範囲について、同書は「国土の中樞が大八洲であることは古来変るところがないが、皇威は既に古代より大陸の一部及び四囲の島々に輝き、それらの民も皇化に浴してみた」（上巻 5 頁）と述べる。なお「大八洲」は「本州を始め、淡路・四国・九州・隠岐・佐渡・豊後・対馬その他の島々」（上巻 22 頁）とされている。また「大陸の一部」とは朝鮮半島、「四囲の島々」とは北海道・小笠原諸島・沖縄などを指していると考えられる。

ちなみに北海道は、田沼意次が「ロシアの南下に備へて蝦夷地即ち北海道の開拓を企て」た（下巻 128 頁）というくだりではじめて登場し、以後、近世史まで含めて一貫して「北海道」の呼称が用いられている⁽³⁵³⁾。また小笠原諸島は「もとより我が領土」（下巻 337 頁）とされており、発見の経緯には全く触れられていない。

また沖縄については、飛鳥時代に南西諸島の住民が来朝したことを記して「本来南島は本土と人種・文化を同じくするもの」（上巻 142 頁）と述べ、原則的には同一民族扱いをしている。また、室町時代の対外関係の節で、「八幡船」とともに「琉球民の活動」を取り上げ、

琉球の民は暹羅を始め、東印度諸島及び印度等に活躍して貿易に従事した。即ちそれら南方諸国の特産物たる蘇木・胡椒等を齎して明及び高麗と通商し、中継貿易による利を収めた。而して琉球貿易の背後には南九州に雄視せる島津氏があり、薩摩の商船は盛んに琉球に往復して南海の物資を我が本土に将来し、諸国との貿易に従事するものも尠くなかつた。（上巻 429 頁）

と記している。すなわち、琉球王国の存在は隠蔽されており、その交易活動はあたかも島津氏の勢力下で琉球の住民が自主的に行つたかのように描かれているのである。もっとも、隠蔽は徹底しておらず、廃藩置県の項に

〔廃藩置県と同時に〕政府は従来島津氏の所領であつた琉球を鹿児島県に編入した。〔明治〕五年〔1872〕琉球国王尚泰は慶賀使を送つて王政復古を賀したので、特に勅して尚泰を琉球藩王に封じ、華族に列して藩屏の任を全うすべきことを諭さしめられたが、後に政府は琉球藩を内務省の管轄に移し、〔明治〕十二年〔1879〕四月に至り藩を廃して沖縄県を置いた。（下巻 322 頁）

という記述が見られる⁽³⁵⁴⁾。

いっぽう朝鮮半島については、韓国併合のくだりにおいて

欽明天皇の御代、我が国が任那府を撤退し、天智天皇の御代、我が属国百済が滅亡してより久しきものがあつたが、こゝに全半島はまた本然の姿に復して皇土と化するに至つたのである。

(下巻 429 頁)

と記述されていることから明らかなように、いわゆる「日鮮同祖論」に基づき、本来は日本の一部であったとする立場をとっている。たとえば、古代においては、『日本書紀』の記述のほか考古学的知見や『魏志』の記述を根拠として、「我が国と朝鮮半島との間には、悠遠なる太古より密接な関係があつた」(上巻 43 頁)とし、その後、崇神朝に至り「任那」が帰服してその後「日本府」が設けられ、神功皇后が征韓によって新羅・高句麗・百済が帰服したものの、その後離反し、また「任那」も欽明天皇 23 年(562 年)に新羅に滅ぼされ「半島に於ける我が拠点が失はれた」(上巻 48-49 頁)とする。しかしながら琉球とは異なり、併合以前の朝鮮史に関する記述は日本史の一部とは見なされておらず、原則的に対外交渉史の箇所でのみ扱われている。このことは、現実問題として歴史的には「日本」の範囲の一部と見なすことが困難であったからと考えられるが、いっぽうでは「日本」の範囲は天皇によって規定されるものであるから、天皇の支配範囲を外れたものは「日本」の外側と解された、と考えることもできよう。

なお、台湾については、自国外の土地であったものが日清戦争によって「新たに我が領土に帰した」(下巻 397 頁)とされている。

4.3.2 「日本国民」の範囲

さらに「日本国民」については、

我が国民はもと皇別・神別の民として既に太古よりこの国土に安住し、以て四方に発展しつゝあつた。それと共に、この固有の日本人のみならず、この国土に居住せる蝦夷もその数多く、その他皇化の下には早くも諸蕃の民が包含されてゐた。即ち大陸との交渉が頻繁となつてより、三韓や支那の帰化人が天皇の聖徳を仰ぎ、我が平和な国土を憧憬して集团的に多数移住し來つた。然るにそれらの生活は早く我が社会制度や風習に同化し、固有の民の間に混って渾然たる日本国民となつたのである。かくて天皇に歸一し奉る精神、万民の親和融合の思想は単に観念的な問題ではなく、日本国民の成立の上に現実に生かされてゐる。(上巻 5 頁)

と述べている。すなわち、まず「日本人」と「日本国民」とを区別した上で、「日本国民」は『新撰姓氏録』にいう「皇別・神別」=「固有の日本人」と「諸蕃」=「帰化人」、それに「蝦夷」などより構成されている、とする。ここでは、『臣民の道』において示された混成民族論的な理解がさらに詳細にされている。そして、日本の国土と国民の範囲は天皇に規定されており、「皇化」によって無制限に拡大可能である、としているのである。これは「八紘為宇」の理念を歴史的に正当化し、それによって対外侵略・異民族支配を正当化しようとするものであった。

もっとも、実際の叙述内容は完全な日本一國史であり、社会経済史や文化史などでも地域差についてはほとんど配慮はなされておらず、基本的には日本は「肇国」以来一体の島国であるかのような扱いを受けている。

また、同書によれば、日本文化は「国民能力の優秀性と外来文化との交渉によつて不断に向上発展してきた」。「外来文化」は「そのまゝの形では移植せられず、我が国はこれを国体に合致し、国民の性情に適應するものに醇化し、渾然たる日本文化たらしめて生活の中に生かして來た」。そして、「我が国は固有の文化内容に加ふるに、全アジアの諸文化の精粹を保存し、近時は欧米の科学

表 4.2: 『国史概説』の時代区分⁽³⁵⁶⁾

大区分	小区分	期間(西暦)
上世	肇国	
	皇威の発展	~ 592
	飛鳥時代と大化改新	592 ~ 710
	奈良時代	710 ~ 794
中世	平安時代	794 ~ 1185
	鎌倉時代	1185 ~ 1333
	建武中興と吉野時代	1333 ~ 1392
近世	室町時代	1392 ~ 1568
	安土桃山時代	1568 ~ 1600
	江戸時代	1600 ~ 1867
最近世	明治時代	1867 ~ 1912
	大正時代	1912 ~ 1926
	現代	1926 ~

文化をも広く摂取した。今やかゝる日本文化は国民精神を通じて不断に昂められ、真の世界文化に生々発展しつゝあるのである」(上巻 10-11 頁)とされている。

ここでは、日本文化が外来文化から強い影響を受けてきたことを認めつつ、むしろ外来文化を「国体」に合わせ日本化しているがゆえに優れている、とすることによって、異文化の取り込みが合理化されている。さらに、その日本文化を「真の世界文化」、すなわち普遍的な存在として位置づけ、「欧米」に取って代わり得るものとして提示し、それによって「八紘為宇」の理念に基づく全世界の日本化を主張している。

すなわち同書においては、「日本」は「肇国」以来一体の国であるとしながらも、その民族的・文化的混成性を認めつつ、むしろそのことが日本の優越性を示すものとされているのである。

4.4 社会経済史的叙述の意義

ところで、先述したように、同書には多量の社会経済史的・文化史的叙述が含まれており、同時代の歴史教科書などと比較して際立った特徴をなしている。

同書のこのような性格について、土屋喬雄は戦後早くに「神がかり的な政治・戦争中心の立場による叙述に、あたかも木に竹をついだように、文化現象、経済現象の記述をつぎ合せた体裁をなしているにすぎない」⁽³⁵⁵⁾と批判している。しかし実際には、同書は社会経済的要因が歴史にある程度影響を与えていることを認めている。

このことは、同書が採用している時代区分(表 4.2)からうかがうことができる。たとえば、中世と近世とを分かつ根拠は、「複雑なる土地領有関係」が克服されて「整備せる封建制度」が成立し、それとともに「士・農・工・商等」の身分秩序が成立した(下巻 1-2 頁)ことに求められている。そもそも、上世(古代)・中世・近世という時代区分自体、もともとヨーロッパ史における ancient, medieval (Middle Ages), modern の三時代区分法を、20 世紀初頭に福田徳三・中田薫・内田銀藏・原勝郎らが社会経済・法制・文化史等の見地より日本に適用したものである⁽³⁵⁷⁾。また「大化

改新」と「建武中興」という国体論的に重視される事件は、いずれも時代区分の上では重要な節目とは見なされていない。したがって、このような時代区分を採用したこと自体、同書が社会経済的要因を重視していることを示している。

なお、『国史概説』に先行する文章ではあるが、文部省図書監修官の中村一良は、「上代・中世・近世・最近世」や「上古・中古・近古・近世・最近世」のような時代区分法について、「西洋における歴史の時代の模倣となし、之を退けようとする論者もないではないが、すでに古くから我が国にこれに類した時代区分の観念が存するのであり、その時代の内容が日本的に充たされるならば、華夷内外の辨が立つ」として、「用ひて差支なからう」として弁護している⁽³⁵⁸⁾。

また永原慶二は、同書を「民衆への言及は極端に限定的であり、特に「民衆の集団行動やそれを支持する思想はほとんど無視するという手法がえらばれて」いる、と批判している⁽³⁵⁹⁾。しかし、例えば「労働運動や小作争議」の記述がないというのは事実誤認で、第一次世界大戦後の不況下で「農村に於いては小作争議、都市に於いては労働争議が頻発」したことは明記されている。むしろここで注意すべきなのは、これは欧米思想が「殆ど無批判に我が国に取り入れられ」た結果だとされていることと、「国民精神作興に関する詔書」により、国民は「聖慮の程に感激し、上下一体と」なるとされ、多少の社会不安はあろうとも、最終的には天皇のもとに国民が一体となることが国民本来の姿である、とされていることである（下巻 517-519 頁）。

このように、同書では民衆の存在は軽視されているわけではなく、むしろ随所で天皇や国家にとって都合の良い民衆像が強調されている。例えば、国民が深い「敬神の念」を抱いていたということは、文化史の項で通時代的に繰り返し強調されているし、また、庶民の海外進出については、鎌倉時代には「庶民にして澆刺たる進取的精神に促されて宋に渡航するもの多く」（上巻 329 頁）、また元寇に勝利して以後「国民は支那大陸との交通・貿易に関し、自主的進取的な精神を著しく展開し」（上巻 306 頁）、さらに室町時代には「支那・朝鮮・南洋方面等の沿岸に航して交易に従ひ、また時に勇猛当るべからざる勢を以て、抵抗者を蹴散らし、所在に威名を轟かした。彼地ではこれを倭寇といひ、船を八幡船と称して大いに恐れ、私に貿易することを許さず、これを撃攘せんとしたが、何れもその効果は挙がらなかつた」（上巻 426-427 頁）としたりするなど高く評価されている。つまり、民衆は完全な受け身の存在なのではなく、「国体」に反しない限りにおいては積極的に動くべき存在とされているのである。

それにしても、このように大量の社会経済史的叙述が含まれることになったのはなぜなのか。

当時の歴史学界では、決して平泉澄のような国体論的歴史観のみがはびこっていたわけではなく、「実証研究が大きく変容し、伝統的な政治史中心の傾向に対し、テーマが多面化するとともに内容も飛躍的に高度化」していた⁽³⁶⁰⁾。すなわち、戦時体制への突入にもかかわらず、高度な学問的水準は維持され、発展し続けていたのである。教学局は、このような学問的発達を無視するのではなく、むしろ「国体」に抵触しない限りにおいて積極的に取り込もうとしていた、と考えるべきであろう。また、磯田一雄が指摘したように、総力戦を勝ち抜くためには「国体」観念を称揚するだけでなく、「冷厳な産業・経済の実態をみすえ」る必要があった⁽³⁶¹⁾ということも考えに入れる必要がある。

しかし、いずれにせよこのことは、「国体」に抵触しない限りにおいては、実証主義や社会経済史なども十分に許容されるし、「皇国史観」とも決して矛盾するものではなかった、ということの意味する。丸山眞男が喝破したように、「国体」は「無限的な抱擁性」を持っており、「否定面においては——つまりひとたび反國體と断ぜられた内外の敵に対しては——きわめて明確峻烈な権力体として作用するが、積極面は茫洋とした厚い雲層に幾重にもつつまれ、容易にその核心を露わさない」⁽³⁶²⁾。したがって、「反国体」とされた唯物史観や天皇機関説、あるいは津田左右吉の学説などは排除されても、「国体」に反しない限りにおいては十分な学術水準が維持し得たのである。

この点で、「皇国史観」は「国体」に抵触しない限りにおいては極めて曖昧かつ融通無碍な性格を持っていたといえよう。

そしてまたこれは、歴史学の立場よりすれば、その学術的成果が容易に「皇国史観」に取り込まれてしまっていた、ということでもある。しばしば言われるような、「実証主義」を維持し続けたことが、それだけで「皇国史観」に対する何らかの抵抗になり得ていた、というような認識⁽³⁶³⁾は的外れであって、「国体」に抵触しない限り、それは特に抵抗とはなり得ていなかったのである。

『国史概説』の社会経済史的叙述について、北山茂夫は、社会経済史学が「国体史観とさしたる矛盾もなく同居しえたところに、わが国の社会経済史なるものの、ブルジョア自由主義的歴史学としての不徹底があらわにされている」⁽³⁶⁴⁾と批判している。『国史概説』には、高度な学問的水準を維持し続けてはいたものの、天皇・「国体」との対決を回避し続けてきたがゆえに「皇国史観」に簡単に取り込まれてしまった、という近代日本の歴史学の問題が、端的な形で現れているといえよう。

第5章 『大東亜史概説』の歴史像

『大東亜史概説』はついに完成を見ることなく終わった書物であるが、編纂当事者たちの回想⁽³⁶⁵⁾では、戦時下にもかかわらず高度な学術水準を維持した書物であり、伝統的な中国史中心の「東洋史」の枠組みを乗り越えた、戦後の研究につながるものとして高く評価されている。

同書については、現在、「序論 大東亜史の構想」と「前編前期第一章 アジア諸文化の発生とその特質」のタイプ謄写版草稿が残されており、およその構想を知ることができる⁽³⁶⁶⁾。草稿自体には「第一回整理済」などの印が押されているだけで、各草稿の執筆者について特定できるだけの材料は残されていないものの、作成時期については1945年4月以前と推定することができる⁽³⁶⁷⁾。だとすれば、先述したように鈴木俊の検挙によって編纂部が重大な打撃を受けた後ということになる。

この草稿については、奈須恵子の歴史教育史的な先行研究がある⁽³⁶⁸⁾。奈須は「『大東亜史』構想が、従来の教育や研究における『東洋史』に替わるもの、即ちアジアを対象とする歴史の新しいモデルづくりをめざすもの、という前提の上でつくられていったという点」と、「1942年に教学局が白紙状態から始めたというよりも、1930年代に入る頃から顕著になっていた『東洋史』の研究や教育の中での再編動向に位置づくものであるという点」に着目して分析を行い、「序論」に見られる特徴として、(1)風土的類型論によって諸民族・文化の性格を説明している点、(2)民族に対する序列意識が見られる点、(3)民族の交渉によって歴史を叙述しようとしている点、の3つを挙げ、その上で、同書は「確かに戦後につながる“新しさ”をもっていた」が、結局のところその内容は、「『大東亜』に含まれる地域とその人々を序列化し、そこでの支配 被支配関係を“正当化”する、“学問的”でもっともらしい方法」により「侵略と支配の意図の巧妙な覆い隠し」を行った書物である、と批判している。

ここではこの草稿や編纂当事者の証言などをもとに、同書が「日本」や、日本とアジアとの関係をどのように語ろうとしたのかという点を中心として、その内容を検討していくことにしたい。

5.1 全体の構想

大日本雄弁会講談社発行の『現代』誌は、『大東亜史概説』編纂事業の発表を受け、1942年9月号において「大東亜史の創建」と題した特集記事を組んでいる。特にその中でも重要なのが、「之を機会に新しい正しい歴史観の上に立つた大東亜史の創建といふ問題について、十分御意見を伺うために鈴木俊と松崎壽和を呼んで開かれた座談会『大東亜史の編纂』であった。なお、他の出席者は小林元（陸軍教授）・松田壽男（京城帝国大学助教授）・三島一（明治大学教授）の三名である⁽³⁶⁹⁾。鈴木は同時期に他の雑誌でも『大東亜史概説』についての広報記事を執筆している⁽³⁷⁰⁾が、特にこの座談会では編纂の事情を詳しく語っている。

鈴木によれば、当初、教学局は「大体従来の教授要目を基礎にして、古代、中世、近世、最近世と分つて概説的な大東亜史を作る」というプランを考えていたという。しかし、その「従来の教授要目」とは東洋史——実質的には中国史——の時代区分であって「大東亜全般に通用しない」。「そ

ここで、種々考へ京大の高坂〔正顯〕教授からも一案が出て、それを基礎として京大の羽田〔亨〕総長や宮崎〔市定〕、安部〔健夫〕両助教授、或は東大の池内〔宏〕博士や和田〔清〕教授とも話して、大まかなプランを立てた。こうして、

大体ヨーロッパの勢力がアジアに強く及んで来た以前と以後とに分けて前篇後篇とし、前篇に於てはアジアの民族が独自に発展し来り、それが次第に交渉を生じて来る過程を前期とし、その諸民族が特に互ひに対立活躍して、それがヨーロッパに迄波及するところを後期としたのです。その波及が馳てヨーロッパ人をしてアジアを侵略せしむる一の契機となつて来る、それが前篇の後期です。後篇の後期は、それに対して日本を中心とするアジアの自覚が次第に起つて参り、日本が積極的に東亜新秩序の建設に乗出して来る⁽³⁷¹⁾

という構想が出来上がったという。この構想は現在残されている「編纂要目」(表 5.1)からもうかがうことができる。

ところが、宮崎市定の回想では経緯が多少異なっている。当初の教学局案を編纂部の議論によって大幅に変更した、という点は同じだが、その当初案は

大東亜史なるものは、いわゆる大東亜共栄圏の歴史で、その範囲は従って印度以東であり、いわばアジア大陸の東半分をば、日本を扇の要のように中心におき、皇国文化が西へ光被して行く歴史を書いてほしい、といった風のものであった。それが書けぬなら、それは未だに西欧思想に毒されているからに外ならない!⁽³⁷²⁾

あるいは

大東亜史の内容は、世界で最も古い歴史をもつ日本の文化が、朝鮮、支那からアジア各地へ伝わって行く歴史でなければならず、その光被する範囲は、ビルマ以東ということであった。⁽³⁷³⁾

という奇怪なものであったという。

そこで〔編纂囑託の〕四人でいろいろ相談した結果、日本の文明が大陸を感化したというような歴史は、歴史学の常識に外れるから造れない。またビルマ以東に範囲を限るという歴史的な理由は見出せない。併しアジア全体を見廻して、最古の文明は先ず西アジアに発祥し、それが次第に東へ移り、最後の終着点である日本において最高度の文化を築きあげたという風になら、書けぬでもない、というような答申をした。これに対して当局から、大東亜の範囲を拡げるならばいくら拡げても構わぬ、とすぐ同意されたのも可笑しかったが、我々が日本文化光被説を逆の方向に切り換えて、文明東流論に改めたのが、意外にやすやすと通過したのは些か拍子抜けの気味であった。⁽³⁷⁴⁾

というのが、宮崎の回想による経緯である。

ちなみに当時、『竹内文献』などの偽書や「ムー大陸」説⁽³⁷⁵⁾などに基づいて、日本文化は世界最古の歴史を持ち、かつては全世界を支配していた、と主張する一派が存在していた。その中には、国民精神文化研究所法政料研究囑託・大政翼賛会中央訓練所調査部長であった藤澤親雄(1893-1962)のような有力な言論人もいた⁽³⁷⁶⁾。この種の思想は当時「文部省内二相当勢力ヲ持」っていたとする指摘もある⁽³⁷⁷⁾。もっとも、この一派については、記紀と矛盾した偽書を奉じているという批判も強く、彼らは1943年に第一公論社発行の総合誌『公論』などに拠った日本浪漫派系の論客たちによって攻撃を受け、事実上の沈黙に追い込まれている⁽³⁷⁸⁾。宮崎のいうところの「日本文化光被

表 5.1: 大東亜史編纂要目

序説 大東亜史の理念	第二節	ポルトガル・イスパニアの植民地獲得
前編 アジア諸民族の文化の形成とその推移	第三節	オランダの東方経略
前期 アジア諸文化の成立とその発展	第四節	ムガル王朝と印度に於ける列国の抗争
第一章 アジア諸文化の発生とその特質	第五節	印度・マレー・ビルマに於けるイギリスの経略
第一節 アジア諸文化の黎明	第二章	ヨーロッパ諸国のアジア経略(一)
(1) 考古学上より観たるアジア	第一節	清朝の盛衰と太平天国の乱
(2) アジア諸民族の開国説話	第二節	阿片戦役とイギリスの制覇
第二節 古代ペルシヤ及びその傍近諸国の文化	第三節	ロシアの東方経略
第三節 古代印度とその文化	第四節	印度支那に於けるフランスの植民地獲得
第四節 古代支那とその文化	第五節	泰国の形勢と英・仏との関係
(1) 支那社会の発展	第三章	アジア諸文化のヨーロッパへの影響
(2) 支那文化の成立	第一節	イスラム文化と中世ヨーロッパ
第五節 古代日本とその比隣	第二節	支那思想のヨーロッパへの影響
第二章 アジア諸民族の相互的干渉	第三節	日本・支那美術のヨーロッパへの影響
第一節 ペルシヤの情勢とサラセンの亜欧経略	第四章	アジア民族へのヨーロッパ文化受容の諸相
第二節 印度及び印度支那諸民族の盛衰	第一節	回教圏とヨーロッパ文化
第三節 北方諸民族の活動と支那への影響	第二節	支那社会とヨーロッパ文化
第四節 支那民族の更張とその隆昌	第三節	日本文化の近世的展開
第五節 日本の大陸登場とその活躍	後期	アジア諸民族の自覚と大東亜新秩序の展開
第三章 アジア諸文化の交流とその展開	第一章	アジアに於ける欧米諸国の利権闘争
第一節 海陸通商の発展と大東亜循環交通の形成	第一節	日本の躍進と日清戦役
第二節 波斯文化の東方への波及	第二節	三国干渉と列強の利権獲得運動
第三節 印度文化の流伝	第二章	アジア諸民族自覚の機運
第四節 支那文化の更生とその伝播	第一節	アジア諸民族自覚の胎動
第五節 日本文化の展開	第二節	支那に於ける覚醒の機運と義和団
後期 アジア諸民族の活躍とその推移	第三節	日露戦役とその世界的意義
第一章 アジア諸民族の国家的対立	第四節	支那民族革命運動の発展
第一節 支那文化の浸透による諸民族の覚醒	第三章	第一次欧州大戦期の日本とアジア諸民族
第二節 支那民族と同辺諸民族との抗争	第一節	第一次欧州大戦に於ける日本の地位
第三節 満洲民族の進出と支那民族の後退	第二節	支那政情の混乱と列強の策動
第四節 トルコ民族の西南移動	第三節	アジア諸民族独立運動の台頭
第二章 蒙古民族の消長とアジアの情勢	第四章	太平洋問題と米・英侵迫の激化
第一節 蒙古民族の勃興とその亜欧経略	第一節	ハワイ・フィリッピン問題とアメリカの太平洋進出
第二節 支那民族の再起とその推移	第二節	オーストラリア問題と東亜に対する米英の圧迫
第三節 チムール王朝とオスマン・トルコ	第三節	米・英の連繫と日本
第四節 日本民族の活躍と東亜の政局	第五章	大東亜新秩序の展開と大東亜戦争
第三章 アジア諸文化の躍進	第一節	満州国の建設と支那の欧米依存
第一節 支那に於ける新文化の成立	第二節	支那事変と対日包圍陣の結成
第二節 アジア諸民族独自文化の形成	第三節	大東亜戦争と大東亜共栄圏の確立
第三節 東西交通の拡大	結語	大東亜に於ける日本の指導的地位
第四節 イスラム文化の変遷		
後編 アジア諸民族の世界史的展開		
前期 ヨーロッパ勢力の東漸とその影響		
第一章 ヨーロッパ諸国のアジア経略(一)		
第一節 南方諸国の形勢		

説」は、その範囲をインド(ないしビルマ)以東に限るという点ではこれら荒唐無稽な「偽史」信奉者とは一線を画しているものの、その発想の類似性は否定できない。

教学局が果たして本当に「日本文化光被説」の構想を持っていたかどうかは史料的に確認できないが、仮に宮崎の回想が正確だとしても、教学局はどこまで本気でそのような構想を立てていたのだろうか。

確かに「日本文化光被説」に従えば、日本の「悠久の過去」を強調し、かつ、日本文化の影響を受けていた「大東亜」を日本が支配することを正当化することができる。だが、『国史概説』では日本文化が世界最古などという主張は特になされておらず、むしろ、日本文化は外来文化の影響を深く受けていることを認め、むしろ、それゆえにこそ優れた世界文化となるべきである、という主張がなされている。そしてこれは「文明東流論」と一致するのである。従って、この構想が「やすやすと通過した」のはさほど「意外」とするにあたらぬ。

ともかく、この「文明東流論」が採用されたため、全アジアを叙述範囲とする必要が生じ、そして日本はアジア全域の優れた文化を集約した国とされることになる。

ただし、この「文明東流論」は「日本文化光被説」のベクトルを逆転させたにすぎず、その思想的根幹は共通しているともいえる。たとえば、日本文化の起源を西アジア方面に求める議論としては、日本をユダヤ人の子孫とする日本=ユダヤ(日猶)同祖論⁽³⁷⁹⁾や、日本文化の起源を「スメル」(シュメール)に求めようとする「スメラ学塾」派⁽³⁸⁰⁾などが当時存在していた⁽³⁸¹⁾。もとより、これら荒唐無稽な主張と『大東亜史概説』の議論を安易に同一視することは出来ないが、それでも思想的類似性を否定することはできない。

5.2 「大東亜」の範囲

「大東亜史」として取り扱う地域の範囲については、松崎壽和によれば「文部省の会議で相当問題になった」という。そもそも、松崎も述べているように、「大東亜」という言葉自体、「分つておるやうで分らない」「分らないやうで、また分つて居る」「実に漠然として居て、之をはつきりさせることは出来ぬ」極めて曖昧な概念であった⁽³⁸²⁾。

もともと、1938年11月3日の政府声明(第2次近衛声明)で「東亜新秩序」が唱えられたとき、この「東亜」とは「日滿支三国」のことであり、地理的には今日でいう「東アジア」とほぼ一致する概念であった。しかし、1940年7月26日の「基本国策要綱」で構想された「大東亜新秩序」では意味が少し変わってくる。この要綱では「日滿支ヲ一環トシ大東亜ヲ包容スル皇国ノ自給自足經濟政策ノ確立」が掲げられており、少なくとも「大東亜」は「東亜」よりも広い範囲を示すことになる。さらに、1941年12月12日の情報局発表によれば、「大東亜戦争」とは「大東亜新秩序建設を目的とする戦争なることを意味するものにして、戦争地域を大東亜のみに限定する意味に非ず」⁽³⁸³⁾とされていた。要するに、「大東亜戦争」によって「大東亜」という地域に「大東亜新秩序」あるいは「大東亜共栄圏」を建設するのではなく、逆に「大東亜戦争」によって「大東亜新秩序」あるいは「大東亜共栄圏」が建設された地域がすなわち「大東亜」である、ということになる。つまり「大東亜」とは、現実の「大東亜戦争」の進展に従っていくらでも変化しうる概念なのである。

実際に座談会では「日本軍がアメリカへ上陸した場合アメリカも大東亜史に入れるのか」といふ話を聞くことがあるが、大東亜戦争とにらみ合せれば、今後大いに発展性がある訳です(松崎壽和)「日本との連関ある地域は何処でも広く包容するといふ態度が欲しいと思ふ。それでないと、カリフォルニア砲撃などは説けないことになる(松田壽男)などといった、「大東亜」が「大東亜戦争」の都合によって創出された概念であり、戦争の展開によって範囲の変化するものであることを露骨に認める発言さえ出ている⁽³⁸⁴⁾。

この点について草稿では、その叙述範囲を

それ〔大東亜史〕は正しく新たなる東亜復興を使命とする日本の世界〔観に基く世界〕史の性格を堅持すべきものなるが故に、その研究の範囲は現に東亜共栄の意識が起り、将来それが促進実現せらるべき諸地域を包括すべく、従つてアジア全土は勿論、ハワイ・オーストラリア附近の太平洋水域の如きも亦悉くその内に入るべきものである。⁽³⁸⁵⁾

と規定している。また鈴木俊は、「大東亜史」を「大東亜共栄圏史の略称であり、その取扱ふ地域は、特定のある一部を限定したものではなく、我が国威の進展と共に拡大する大東亜共栄圏及びそれと密接な関係ある地域を含むもの」⁽³⁸⁶⁾と説明している。つまり『大東亜史概説』は「大東亜」という地域の歴史ではなく、日本を中核とした「大東亜共栄圏」が将来的に建設されるであろう範囲についての歴史とされているのである。そして具体的には、「文明東流論」の構想に基づいてアジア全域が含まれることになり、一方、現実の「大東亜戦争」の要請に従ってオセアニアまでが含まれる、ということになる。しかも、欧米諸国のアジア侵略の過程についても詳述するのだから、ほぼ事実上の世界史ということになる。

しかし、そこまで融通を利かせるのであれば、「アジア」という範囲にこだわる必要は果たしてあるのか。座談会で松田壽男が指摘しているように、「アジア、ヨーロッパといふ分け方は、ヨーロッパ人のもの」であって、「それをとつて我々がアジア　といふのはをかしい」⁽³⁸⁷⁾。座談会でも、むしろ議論は「結局大東亜史は世界史だ」(小林元)という方向へと向かっている⁽³⁸⁸⁾。

1940年3月になされた国民精神文化研究所の官制改正では、「日本世界史ノ編纂」を担当する所員が増設されている。これは、「近世的世界史ハ欧羅巴ヲ中心トセルモノナリ」として、ヨーロッパ史学が「普遍的科学的世界史」を装っていることを批判し、また東亜新秩序形成の動きの中で、「上古二於テ、古事記日本書紀二見ルガ如キ、偉大ナル世界史編修ノ事業」を行った日本において、「日本史ハ再ビ自己ノ普遍的ニシテ創造的ナル歴史的主体ト其ノ体系トヲ復活シ、発展シ新ナル自己ノ世界史的把握ヲナスハ喫緊ノ要」という観点から「日本世界史」を編纂しようとするものであった⁽³⁸⁹⁾。また、教学局の中でも志田延義などは、

日本語普及の目的を兼ね、日本の国体、日本精神を理解し、道義的世界観を確立し、日本の大東亜共栄圏建設に参する心構へを養ふために、日本文を以てする皇国世界史読本並びに文化史読本を編纂し提供せねばならぬ。皇国世界史は日本を主体とする世界史的判断を与へ、アジアの一なる所以を明かにし、近世西欧勢力就中英米勢力のアジア侵略の真相を知らしめ、道義秩序建設の方向を把握せしめるものである。⁽³⁹⁰⁾

と、「皇国世界史」の編纂を提案している。「大東亜戦争」が世界観の戦いであるとすれば、むしろ書かれるべきは「大東亜史」ではなく「皇国世界史」のはずではないか。

この点について鈴木俊は、「大東亜史」とは、理念としては「日本を中心とし、アジアを主体としての世界史」であり「実に大東亜史即世界史の観念を以て企図されたもの」であるが、「今直ちに大東亜史即世界史の具体的実現は不可能」なため、地域を限ったとしている⁽³⁹¹⁾。

日本の歴史学の国史・西洋史・東洋史の三本立ての構造には、当時多くの批判が集まっていた。座談会においても、ほとんどの発言者がこの伝統的な国史・ヨーロッパ中心の西洋史・中国中心の東洋史の三本立ての構造を強く批判しており、「日本の世界観」に基づく新しい歴史学の建設を主張している。しかしそうは言いながら、結局のところ編纂関係者の大部分は東洋史学者で占められていたし、すでに確立していた東洋史の枠組みを急に作り変えるのは困難であった、ということであろう。

5.3 「大東亜」と日本

5.3.1 「大東亜」の共通性

『大東亜史概説』草稿の序論は、以下のような書き出しで始まっている。

大東亜史は、東亜諸民族の自覚への歴史であるが、同時に大東亜共栄圏への歴史であるともいへる。抑も大東亜の諸民族は、極めて古くから、夫々の風土に於いて、特異の社会を構成し、独自の国家を樹立し、優秀なる文化を発展せしめたのである。⁽³⁹²⁾

そして、「大東亜史は、単にかくの如きそれぞれの風土に於ける、或はまた個々の民族の形成した特殊な社会・国家乃至文化の併存の歴史ではない。それ等の社会・国家・文化は、各々独自の発展を遂げつつ、一面また相互に緊密に接触し、或は対立し、或は融合して次第に一つの東亜を形成し、共同の使命を自覚し、そこに自らヨーロッパと異なる特別の歴史的世界を展開したのである」として、「大東亜」の諸国・諸民族には共通する性格があるとする。

ヨーロッパが個人主義・自由主義の社会であるのに対し、アジアにおいては「家族・郷党・国家・教団等が主であり」、ここから「絶対者に帰一せんとする政治的・道徳的理念」が発達した⁽³⁹³⁾。すなわち、「大東亜の諸文化を貫く共通性は、絶対者に対する帰依の感情である」。仏教の解脱思想や慈悲、儒教の徳目や仁、イスラームの預言者への絶対服従や神の慈愛といったものは、すべて「絶対者に対する帰依」の思想であり、「東亜芸術の精神的地盤をなし、東亜精神の極致を示すもの」である。「これは欧米の文化が物に傾いた文化であるのに対して、東亜の文化が魂に徹した文化であると言はれる所以でもある」⁽³⁹⁴⁾。世界三大宗教である仏教・キリスト教・イスラームをはじめ、多くの宗教がアジアから発しているのは、故無きことではない。

ここにおいて同書は、明らかに岡倉覚三（天心、1862-1913）の『東邦の理想』(*The Ideals of East with Special Reference to the Art of Japan*, 1903.) 冒頭の有名な一句を意識しながら⁽³⁹⁵⁾、「東亜は一なり」と謳っている。

蓋し真の東亜的世界は、現世に於いても未来に於いても、最高神聖なるものに帰一すると共に、その最高神聖なるものが、個々に対して限りなき愛護を垂れて、諸民族・諸国家が悉く一心同体となるところに始めて成立するのである。換言すれば、政治的道徳的形態としては一国一民族一家の如くであり、更に東亜世界一家となると共に、宗教的型態に於いても、神と人との間柄が親子の如くでなければならぬ。⁽³⁹⁶⁾

そして、この理念をアジア諸国の中でも最も自覚し顕現してきたのは日本であった。日本の「国体の精華」とは、「大君にすべてを捧げ奉る絶対奉公の態度」である。

ここに仏教、儒教などが矛盾することなく、我が国の文化の中に摂取され得る本質的な共通性がある。儒教は我が国の政治を体系化し、道徳を整備する上に貢献し、仏教は日本人の信仰生活を深化する上に寄与した。[...] 儒教と仏教とを無視しては、日本の歴史の豊饒さが減るのである。⁽³⁹⁷⁾

『国史概説』同様、いやそれ以上に日本文化が混合文化であることを認め、かつ、それゆえにこそ日本文化が世界を光被すべき文化とされるのである。その上で日本の「八紘為宇」の精神は、以下のように説明されている。

わが国は、神勅に基く万世一系の皇室を中心に、八紘為宇なる肇国の大理想を、着々その歴史を通じて実現拡充して来た。上古に於ける帰化人の愛撫や朝鮮半島の経営などは、そのよき実

例である。特に明治維新以後、日本の国力が進展すると共に、皇化は次第に対岸の半島より大陸にのび、更に広く全東亜諸民族に覚醒の気運を促し、以て大東亜戦争に及んだ。是に於いて肇国の大理想は、応々大東亜共栄圏建設といふ現実的使命を帯びるに至り、東亜十億の民衆は遂にこの共同の理想に向つて団結邁進することゝなつた。されば大東亜史はかかる意味に於いて、大東亜諸民族の自覚への歴史であるが同時に大東亜共栄への歴史であり、それはまた実に八紘為宇の大精神顕現の歴史であるといふことが出来るのである。(398)

また、風土的類型論においても、日本民族は「乾燥地帯と湿潤地帯」、あるいは「大陸と海洋」の「二つの原理を綜合しつつ、独自の民族構成をなす」(399)とされているし、言語においても、

我が日本語はアルタイ語と類似するも、また古代国語が総べて母音で終つてゐる点で南方語群と一脈相通するやうである。要するに日本語は特別の存在ではあるが、諸種の要素を含んで居り、将来は東亜共栄圏の代表語たるべきものである。(400)

として、アジア諸言語の集積たるがゆえの優越性を主張している。

5.3.2 日本の独自性と使命

一方、日本は単なる「大東亜」の集積ではなく、その上にさらに独自のものを持っているものとされる。

日本の独自性を比類なく具現してゐるのは日本の国体である。まづ日本に於いては、国家と民族とは別箇のものではない。普通に民族が国家を建設するといふ。[...]併し日本については、その表現は適切ではない。日本に於いては民族が国家に先行するのではない。日本に於いては、民族あつての国家でなく、国家あつての民族である。日本国家が日本民族を可能にするのである。(401)

「民族が国家を建設する」というのは近代国民国家の論理にほかならないが、ここでは「八紘為宇」の精神を説明づけるためにその論理が否定されてしまい、「万世一系」の「天皇を根源とし奉る国家」=「日本」が「日本民族」を規定する、という論理が展開されているのである。その根拠は「肇国の事実」である。同書はアジア諸民族の建国神話を詳細に紹介しているが、日本については「日本神話は、日本民族の祖神が天上にいます神で、これより天降つて同生の国土・民族を統治し給ふといふところに第一の特色がある」と規定され、「日本の祖神は、国土・国民と共生」であり、「八紘為宇・大礼一致といふ家族的國家の民族精神が、最も純粹に神話に表現されてゐる」と説明されている。実際には『古事記』『日本書紀』のいずれにも人間の誕生についての記述はなく、これをもって日本神話の特異性を主張するのは無理があるのだが、さらに同書は続けて

勿論日本神話の中には、先住民との交渉を暗示する出雲神話、国譲りの神話などもある。併しこの神話も、それは二民族の葛藤としてではなく、国譲り或は国引として伝えられ、而も共同の祖神から出て、先後してこの国土に来たものと説かれてゐる。これ即ち家族的同化力をもつ日本の国民性を示すと共に、皇祖皇宗の統治が、各々そのところを得て、一家の如く睦み合ふを念とされたことを示してゐる。(402)

と説明している。ここでは、日本神話が、ある程度まで史実の反映を含んだ「神話」であることがはっきり述べられており、かつ、その神話が「家族的同化力」という日本の国民性を象徴するものとして説明されている。

そして、「大東亜」における日本文化の特異性は、

仏教が日本に於いては特に大乘的となり、日本文化は、単に現世否定的でなく、あくまで現世肯定的な面がある。而も支那文化と比較すれば、その儀礼的性格に対し、日本文化は天真爛漫たる素朴さがある。情緒があり、内面性がある。(403)

と説明される。なお、この「素朴さ」の記述は、宮崎市定が1940年の著作『東洋に於ける素朴主義の民族と文明主義の社会』において、日本を「満洲人、蒙古人」などととも「素朴主義」と位置付け、中国の「文明主義」と対比させるとともに、日本の「素朴主義」が近代科学を取り込むことのできる「発展性を有し」、「文明社会と素朴主義とを如何にして調和せしむべきかの鍵を握」っている、と主張していることを連想させる(404)。

そしてその上で「日本の使命」については、

従来、大東亜の諸文化は、印度も支那もその精髄を失はずして日本の中に集積され、日本に於いて醗酵され、培養された。その限り日本はアジアを代表する。但しそれは従来内包的になされることが多かつた。併し現在それは外延的にもなされなければならぬ。日本に集中するだけでなく、より多く日本から東亜に向つて、更に世界に向つて発展されねばならぬ。大東亜共栄圏の建設はさし当つての任務である。特にこのことはヨーロッパ文明との対決に於いて日本に課せられた使命である。即ち単に物の文化体系でなく、魂の文化体系が創造されなければならないのである。大東亜共栄圏を完成し、絶対者に面した魂の文化体系を構成する。そこに日本の使命があるのである。(405)

とされている。

岡倉天心はかつて、「史上有名なる亜細亜文化の富を順次にその秘蔵の参考品によつて研究することは独り日本に於てのみ之を能くするのである」と論じ、「日本は亜細亜文明の博物館である」と主張した(406)。ここではそのような思想が敷衍され、日本はアジアの集約点であるとともに、ヨーロッパ文明に取って代わるべき新たな文化の出発点とされているのである。

5.3.3 「日本」と「日本人」の範囲

同書では、「日本はアジア大陸の東面海上に長く南西より北東に延びた列島で、千島の北端から台湾の南端まで蜿蜒一千餘里に亘る」とされている(407)。つまり、ここでは「大八洲」だけでなく北海道・千島列島や沖縄、さらに台湾までも含めて「日本」と見なしていることになる。また、「日本民族」については、この一節に続けて

こゝには太古から大和族を中心として北方にはアイヌ族、南方には高砂族など種々の民族が住んでいたが、更に大陸より満洲族・支那族・朝鮮族等が帰化し南方各地から来り投じたものもあつて、今日では何れも完全な日本民族となつてゐる。

と説明している。すなわち、ここでは「大和族」と「日本民族」が区別されており、「日本民族」は「大和族」を中核としつつ、周辺の様々な異民族をも取り込み同化することによって成立した混成民族だとされているのである。

そして「日本は神国で、古伝によれば、その建国〔天孫降臨を指す〕以前、久しきにわたつて天神の知るしめず時代が続いたといふ」とされ、さらに「我が国の国体が万邦に比類なき所以は、その肇国が天照大神の神託に初まり、神武天皇御即位の後、次々の列聖が相承けて万世一系の皇位を踏み給ひ、先聖の御遺訓を実現し給ひつつ、後聖に対して新しき御任務を授け給ふ点に存する」と説明されている。また、

瓊瓊杵尊は日向高千穂峰に降臨して国土を治めさせ給うた。その後次第に日本の文化が向上したが、各地の古墳から出土する勾玉・刀剣等の多くは、恐らくこの時代の文化的産物と考へられ、また是等の進歩した工芸品と共に、土器・石器の類も使用されたと思はれる。此の時代の土器には縄紋式と弥生式の二種類がある。

という記述からもうかがえるように、考古学と神話とが結び付けられることにより、あたかも神話が史実の一部であるかのような叙述が展開されている。なお「縄紋式土器」は「東日本を中心として全国に及び」「北アジアに拡がった骨格器文化との間に類似が認められ」、「弥生式土器」は「西日本を中心として全国に普及し」「大陸中部に於ける磨石斧文化と関係を有するものと想像される」として、海外文化との交流が古くから存在していたものとして描いている⁽⁴⁰⁸⁾。

また、朝鮮は台湾などとは異なり、古代においては「日本」の一部ではなく「比鄰」の一国であったとされてはいるものの、

こゝ〔朝鮮半島〕には、古くは南方に韓族、東北に穢・貊族、北端に満洲族の一部が居住してゐたが、歴史時代に入るとこれ等の諸族は次第に統一されて朝鮮民族となり、更に近年日本民族の中に包容せられた。日本内地人と朝鮮半島人とは、世界の諸民族の中で最も血縁深く、また文化的に見ても古来極めて交渉深く、言語の上でも両者の構造は頗る近いから、両者の合同は歴史的必然の結果であるといつても過言ではない。⁽⁴⁰⁹⁾

とされる。ここでは日鮮同祖論と、朝鮮と「満洲」との結びつきを強調する「満鮮史」とが組み合わされ、日本内地・朝鮮半島・「満洲」の一体性が強調されているのである。

要するに、「日本」は「大東亜」の諸民族・諸文化の集約点であり、しかも、それを「万邦無比」なる「天壤無窮」の「国体」という「肇国の精神」によって統合したがゆえに優越性を持っているのであって、それゆえ「日本」は「大東亜共栄圏」建設、さらには新世界秩序の構築という使命を有し、また日本文化は新たな世界文化の根幹となる、とされているのである。

なお、日中関係のくだけりでは

支那史書〔『後漢書』東夷伝〕の記すところによれば、垂仁天皇の御代、北九州の豪族と考へられる倭奴国王〔『後漢書』では「倭奴国」〕の使者と称する者が、後漢の都洛陽に達して光武帝と会見してゐる。そしてこれを傍証する如く、我が筑前志賀島から「漢倭奴国王」の金印が発見されてゐる。その他日本の古墳から多数の漢鏡が出土するのは、当時の日本と楽浪郡或は支那との交通の事実を物語るものである。⁽⁴¹⁰⁾

という記述が見られる。「倭奴国」の朝貢は、『後漢書』によれば建武中元2年（西暦57年）であり、この年は『国史概説』巻末年表にしたがえば垂仁天皇86年ということになる。つまり、ここでも皇紀をそのまま史実として扱っていることがわかる。

5.4 「大東亜史」と「国史」のはざま

ところで、『大東亜史概説』は結局未完に終わったわけであるが、もし編纂作業が順調に続いていたとしたら、果たしてこの草稿のような形で刊行され得ていたであろうか。また、実際に刊行されたとして、どのような評価を得ていたであろうか。

そのことを考える際に興味深いやりとりが、『現代』誌の座談会の中に見られる⁽⁴¹¹⁾。

『大東亜史概説』の編纂要目では、各章の末尾毎に日本に関する記述を置いて、「大東亜」諸国と日本との関連を述べる、という構成になっていた。だが、これに対して小林元は座談会で「一体

日本といふ国はアジアの諸民族中、後れて発展して来たといふことになるのですか」と疑念を呈している。小林によれば、「少くとも国民の理念としては、日本は悠久の昔からあると我我信じてあるし、日本人である以上またそれだけの自覚を持たなければならぬ」のである。これに対し鈴木俊は、「日本的世界観の下に各節を置き、その最後に日本の項を埋めるんです。後の方に日本を持つて来たのは、日本が一番遅れてをつたといふ意味ではない」と説明している。

また、古代史における「日本の比隣」について、鈴木が「古代に於ける日本の交渉範囲は主として朝鮮、支那方面で、小さいですよ」と説明したところ、松田壽男は「古代の世界は小さいかも知れぬが、日本には形で計れない大きなものが、悠久の昔からある」、小林は「古代にしても日本は既に大きな発展をなすべき芽を持つて居つた」と揚げ足をとるような攻撃をしている。さらに、「芽を持つて居つても歴史的事実としては小さかつたともいへる」と冷静に反論する鈴木に対して、小林は「記録に残るのは椿事だ。〔…〕椿事がないからといって、悠久の昔大陸と関係がなかつたとか、日本は小さいものであつたといふことは言へないと思ふ」とさらに畳み掛けている。

小林は最後の方では「国体といふものが護られてきたその根本は、日本書紀、古事記に於て表はされて居る。それは更に悠久の昔より御神勅で伝えられて居る。これを体認して大東亜史を書いては学問的でない、科学的ではないと言ふならば、それは日本人の姿をした精神的外国人だ」などと言いつけている。ちなみに小林は日本における中東研究の先駆者として知られているが、当時は陸軍教授として「われわれが修史家として皇国の民として呼吸する以上、われわれは「史学報国」の赤誠を吐露しなければならない」⁽⁴¹²⁾などとする「史学報国」論を展開していた。この辺りのやりとりからは、日本史を「大東亜」の中に位置づけるにあたっての困難をうかがうことができる。日本史を日本史として叙述する際には、神話に基づく悠久の過去から語りだし、「肇国」以来の偉大な国家として描くことが可能であるし、事実『国史概説』はそのような叙述となっている。だが、客観的に日本をアジアの中に位置付けようとするれば、日本が元来アジアの東の果ての小国であり、しかも隣国である中国に比べれば遅れて発展してきたという客観的事実に触れなければならなくなる。しかも、『大東亜史概説』の構想では、日本を全アジアの優れた文化の集約点として描き出そうとしているが、これは「日本の遅れ」と見なされ、攻撃される恐れがあったということになる。

また鈴木俊は、

一、二を除いて古来官選の歴史で良いものが出たといふことは餘り聞かない。だからといって、文部省が之をやらないよりはやるに越したことはない。特に日本的世界観といつても、何十人の人が書くとなれば、各の懐く考へが違つて来るから可なりばらばらなものになると思ふ。本当をいへば誰か一人で真面目に熱情を以て書いてくれれば一番立派なものが出るが、さてさうなると何時出来るかわからぬ。

と、弱音めいた、しかも自らが担当している事業自体に疑問を投げかけるような発言をしている。もし「日本的世界観」あるいは「日本の歴史観」——つまり「皇国史観」——なるものが真に確立されているのであれば、決して「ばらばらなもの」にはならないであろう。

座談会で三島一は「歴史を書く、そのことが戦争だ」、小林元は「戦争として大東亜史が編纂されなければならぬ」と発言している。『大東亜史概説』は「西洋的世界観」に勝つための「思想戦」の道具と見なされていた。しかし、その「思想戦」に勝つための、日本のみならず世界の歴史を見るための「日本的世界観」なるものは、決して明確には把握されていなかったのである。

5.5 『大東亜史概説』と宮崎市定『アジア史概説 正篇』

本章の最後に、『大東亜史概説』と宮崎市定『アジア史概説』との関係について検討をしておく。

先述したように、『アジア史概説 正篇』は『大東亜史概説』の草稿を基にしたとされている。宮崎は「私は出版書店に、戦争中にできたプリントのままを原稿として渡した。それ以後の手は殆んど加わっていない」⁽⁴¹³⁾と回想しており、これに従うならば『アジア史概説 正篇』は『大東亜史概説』と全く同じものであるということになる。

礪波護は、中公文庫版『アジア史概説』の「解説」で、この書物を「言論統制が嚴重を極めたとされる戦時中に、政府文部省の直接監督のもとにありつつ、『大東亜史概説』用に執筆された第三章までの部分が、皇国史観のごとき神がかり的なものではない「良心的な概説であったことに、驚嘆を禁じえない」と高く評価している⁽⁴¹⁴⁾。確かに『アジア史概説』それ自体には、国体論的な、あるいは時局的な記述は特に見られない。その限りでは同書は「良心的」であり、むしろある意味では言論統制に対する抵抗の産物であるようにさえ見える。

だが、同書と『大東亜史概説』の要目や草稿とを比較してみると、話はそう単純ではないことがわかる。

まず、『アジア史概説』には「序論」の部分が含まれておらず、代わりに宮崎が書き下ろしたと思われる「緒論」が含まれている⁽⁴¹⁵⁾。さらに、日本（と朝鮮半島）について書かれた各章最後の一節も全く含まれていない。つまり、『大東亜史概説』の全体の構想を述べた部分と、最も「皇国史観」的な部分がともに落とされているのである。おそらく、これは刊行の際、意図的に削除されたものと考えらるべきであろう。なお、現存草稿と『アジア史概説』の文章は必ずしも一致しているわけではないが、ところどころ酷似した記述も見られる⁽⁴¹⁶⁾。おそらく現存草稿は、宮崎の作成した草稿をさらに修正したものではないかと推測される。

また、『アジア史概説』が、一貫して「交通史観ないし交渉史観とよぶべき歴史の見方」⁽⁴¹⁷⁾によって描かれていることは、つとに指摘されているところである。特に、第三章「アジア諸文化の交流とその展開」においては、日本は「海陸二大幹線の世界的交通路」（シルクロードの「海の道」と「オアシスの道」を指す）の東端であり、「世界交通史上に於いて重要な地位を占めた」とされる⁽⁴¹⁸⁾。たとえば正倉院御物などは、ペルシア文化やインド文化の影響が東へと流れ、日本へと伝わった現れであるとされている。

だが、これは『大東亜史概説』における「文明東流論」の理念そのものでもある。そして「皇国史観」は、これまで述べてきたように、決して「文明東流論」とは矛盾するものではなかった。

それに、『国史概説』についても述べたように、たとえ「皇国史観」の歴史書としても、天皇や「国体」に抵触しない限りは実証主義を維持することが可能であるし、むしろ、そうであることが求められるのである。ましてや、直接天皇や「国体」に抵触する危険のはじめから少ない東洋史においては、はじめから十分に実証主義を維持することが可能だったはずである。

第6章 国史編修事業と国史編修院

先述したように、橋田邦彦文相は、1943年9月の大政翼賛会第3回中央協力会議における演説の中で、「昌んなる大御代を象徴すべき大規模なる国史編纂」に触れている。この事業は、明治天皇宸翰御沙汰書の精神に立ち返り、明治の修史事業を「復活」させ、六国史を継承する「正史」を編纂しようとしたものであった⁽⁴¹⁹⁾。もっとも、この事業は何の具体的成果も残しておらず、今日ではその存在自体がほとんど忘却されてしまっている。

6.1 国史編修事業の閣議決定

文部省は、1942年夏ごろから明治の勅撰正史編修事業の「復活」を検討しはじめる⁽⁴²⁰⁾。この計画が一般公表されたのは、管見の限りでは、先述の大政翼賛会中央協力会議における橋田文相演説が最初のものである。当初は翌1943年春より事業本体に着手する予定だったようであるが、その後、1943年内は準備のみに止めることとなり⁽⁴²¹⁾、1943年度文部省所管予算中に「国史編修準備費」が計上されて実施検討に移された⁽⁴²²⁾。なお、この間に「編纂」から「編修」に呼び方が変わっているが、これは「編纂」「編輯」が「文書をあみあつめる」意で「史書ニツイテイヘバ史料ヲ蒐集シテ之ヲ一書ニ編ミ、又ハ史料ニ重点ヲ置キ一書ヲ編ム時ニ使用スル例」が多いのに対し、「編修」は「文書をあみととのへる」意で「一貫シタ精神・理念ヲ織込ニテ書物ヲ編著スル語感ヲ有スルモノ」である、という理由によるものである⁽⁴²³⁾。以後、文部省ではこの事業のことを一貫して「国史編修」と呼んでおり、本稿でもこれに従うこととする。ここからは、編年体史料集である史料編纂所の『大日本史料』とは一線を画し、一貫した歴史観（「皇国史観」）に基づいた歴史書を作ろうとする意図が読み取れる。ただし、同時代のジャーナリズムでは呼称は一定しておらず、「国史」「日本正史」「皇国正史」などといった様々な呼び方がなされていた。

6.1.1 閣議決定

1943年4月の内閣改造で橋田邦彦が内閣を去った後、新たに文相となった岡部長景^{ながかげ}（1884-1970）は、同年8月16日、「我が国ノ世界的使命ニ鑑ミ肇国ノ大精神ノ具体的顕現タル国史ノ成迹ヲ詳ニシ以テ政教ノ基クトコロヲ瞭カナラシムルハ現下喫緊ノ要務ナルヲ以テ国家事業トシテ正史ヲ編修セントスルニ依リ之ガ準備ノ為委員会ヲ設置スル」ための閣議開催を請求した⁽⁴²⁴⁾。8月26日に法制局の答申が出され、これを受けた8月27日の閣議で、翌1944年度より15ヶ年の歳月をかけて修史事業を行うこと、そして、その準備のために文相の諮問機関として「国史編修準備委員会」を設置することが決定された。ここに、国史編修事業は本格的に動き出したのである。

岡部は、同日16時半に参内して昭和天皇にこの件を奏上し、その後「正史編修計画に関する文部大臣談話」と「文部大臣謹話」を公表した⁽⁴²⁵⁾。このとき天皇がどのような反応を示したかは明らかではないが、「謹話」によれば「我が国正史ノ編修ニ関シ 大御心ヲ垂レサセ給フコトノ一入深キ」様子であり、岡部は「種々有難イ御下問マデ賜ハ」ったという。

表 6.1: 国史構成案 (1943 年現在)⁽⁴²⁶⁾

時代区分	本文 (菊判)	図録 (菊判)
上世	500 頁 × 2 冊	200 頁 × 1 冊
中世	700 頁 × 2 冊	300 頁 × 1 冊
近世	800 頁 × 2 冊	300 頁 × 1 冊
最近世	700 頁 × 3 冊	300 頁 × 1 冊

「皇国史観ノ徹底」を謳った「謹話」については先に紹介した。「談話」の中で岡部は、この事業の性格について、明治の修史事業が「幾度か官制の变ります間に正史編纂の事は杜絶の状態となり、明治天皇の聖旨の存する所は未だに実現されない状態であります」と述べ、この事業が「断絶せる六国史の後をつぎ以て明治天皇の聖旨に应へ奉る」ものである、とし、この事業が六国史の継承であるとともに明治の修史事業の継承であることを強調している。なお、ここでいう「明治天皇の聖旨」とは、明治天皇宸翰御沙汰書のことを指す。特に、その中の「速二君臣名分ノ誼ヲ正シ、華夷内外ノ弁ヲ明ニシ、以テ天下ノ綱常ヲ扶植セヨ」という文言は、この修史事業の基本理念を示すものとして度々強調されることになる。

しかし、先に見たように、明治の修史事業は決して「幾度か官制の变ります間に」立ち消えになっただけではなく、深刻なイデオロギー対立の結果、久米事件という形で中絶に追い込まれたのであり、しかも事業の一部は『大日本史料』という形で継続している。岡部の発言はこの経緯を一切無視し、事実上修史事業を一から——つまり、明治天皇宸翰御沙汰書の段階から——やり直す、というものであった。

6.1.2 教学局の計画

国史編修準備委員会設置にあたって教学局が作成した案⁽⁴²⁷⁾によれば、この事業により作成される歴史書は、時代区分としては上世・中世・近世・最近世の4時代区分が採用され、規模は本文9冊・図録4冊とされた(表6.1)。そして、まず1943年度中に編修準備を完了させ、1944年度以降「国史編修部」を設置し、これを庶務課と編修課の二課に分け、編修課には20名の国史編修官と40名の国史編修官補を置くことになっていた。また、国史編修官には「各時代毎二相当数ノ専門史家ヲ配置ス」る予定であった。さらに「重要事項ニ関スル審議」のため、「斯界ノ権威」50名からなる「国史編修委員会」を勅令によって設置し、また「特種の資料蒐集及調査」のために調査囑託20名を置くことになっていた。

また、その後は1944・45年度の2年間で「基本的資料ノ蒐集竝ニ基礎的調査」を行い、1946年度から1958年度までの間、上世第1冊より始めて順次1年1冊ずつ定本を作成し、1947年度から1958年度にかけて、前年度に完成した定本を1冊ずつ(最終年度は2冊)印刷発行する、というもので、最終的には1944年度から1958年度までの15ヶ年をかけて完成させる、という計画となっていた。

6.1.3 修史事業に対する反応

先述したように、8月28日付の新聞各紙はこの閣議決定のニュースを一面トップで大々的に報じており、また、その後も多くの新聞や雑誌がこの事業のことを再三にわたって大きく取り上げて

いる。たとえば、関連する特集記事を組んだ新聞・雑誌だけでも、

- 『日本讀書新聞』第268号(1943年9月25日付)「特輯・正史編修と皇国史観」⁽⁴²⁸⁾
- 『知性』第6巻第11号(1943年11月)「特輯・皇国史の体認」⁽⁴²⁹⁾
- 『読書人』第3巻第11号(1943年11月)「特輯・史観を正す」⁽⁴³⁰⁾
- 『文化日本』第8巻第1号(1944年1月)「特輯・皇国史観の確立」⁽⁴³¹⁾

などが挙げられる。そして、この一連の報道の中で、岡部「謹話」中の「皇国史観ノ徹底」という言葉に着目が集まった。この「皇国史観」という言葉は、国史編修事業の根本理念を示すものとしてジャーナリズムに繰り返し取り上げられ、そして一般に広まっていったのである。

しかしながら、そこで実現されるべき「皇国史観」とは具体的にいかなるものなのか、という点になると、実際のところ論者によってかなりのブレが生じている。岡部「謹話」は、「皇国史観」のほか「国体ノ本義」「肇国ノ大精神」といった抽象的なキーワードを挙げているだけで、それらが具体的にいかなるものなのかについては説明をしていない。そのためもあり、この修史事業をめぐっては、文部省の意図を超えた様々な意味づけがなされることになった。

たとえば、『朝日新聞』8月29日付のコラム欄「神風賦」では、「これを機会に国民挙つて国史に対する燃犀の知識を持つことだ」とした上で、「すくなくとも、親房の『神皇正統記』白石の『読史余論』山陽の『日本外史』明治以降のものとしては田口鼎軒の『日本開化小史』の如き読み易いものを一読するのは日本臣民の義務とも謂ふべきである」と書いている。しかし、儒学者の新井白石や頼山陽、あるいは文明史家の鼎軒田口卯吉などの歴史観は、平泉澄などの国体論的な歴史家からは批判の対象とされていた。特に『読史余論』については、後述するように教学局では「幕府政治ヲ背景トスル史観ニ立脚スル」ものとして低い評価を与えている。国体論の聖典扱いを受けていた『神皇正統記』ですら、源頼朝を高く評価するなどといったその「不敬」性はたびたび問題となっていたのである⁽⁴³²⁾。

また、ジャーナリズムの論調はおおむね礼賛調であったが、中には国体論的な立場より危惧の念を示すものも見られた。たとえば、『読書人』誌の特集「史観を正す」は、主として日本浪漫派系の執筆者たちが国体論的な立場から当時の主だった歴史学者たちに批難を浴びせ、彼等がこの修史事業に関与することを危惧する、といった性格のものである。ちなみにこの雑誌は東京堂から発行されていた新刊書籍の紹介誌であったが、『公論』とともに戦時下における右翼言論の総本山的な役割を果たしており、この時期には京都学派に対する攻撃を盛んに行っていた⁽⁴³³⁾。

まず、日本浪漫派の中心人物であった保田與重郎(1910-81)は、「皇国史観」といふことも、各民族諸国家の史観に対抗する意味の「皇国史観」でなくして、絶対唯一のわが国史の道に生きる志といふ意と考へられるし、かく考へねばならぬ」と主張し、さらに、『読売報知』紙に掲載された中村孝也の談話記事⁽⁴³⁴⁾の中に「撰関及び武家へ政権運用を御委任になつた時代」という文言があるのを取り上げて、「かゝる語を聞けば、恐らく承久建武以降の忠臣は泣くであろう。御一新を翼賛し奉つた志士や、明治天皇の功臣たちも泣くであろう」と批判している⁽⁴³⁵⁾。また房内幸成は、「鎌倉幕府より明治維新に至る七百年の国史を、吾妻鏡、徳川実記等を一等史料として幕府中心に見たり、新井白石の幕府史観を祖述したり、さては道の継承といふことも知らず、歴史即発展とのみ考へる西洋史観や西来の文化主義の史観をおのれの学の生命とするやうな学者が、もし仮に正史の撰修に与るといふことになるならば、まことにゆゑしき一大事とならう」と述べている⁽⁴³⁶⁾し、森本忠も、『維新史』(維新史料編纂会〔編〕、1939-41年)や『初等科国史』を取り上げて、前者は「維新は尊皇攘夷論によつて推進されながら恰もその克服によつて将来されたかの如き感を

与へる」、後者は「欧洲人が東洋後進国の名所旧蹟、例へばアンコールワットなどを見るやうな目で、日本の旧蹟の由緒を一通り説いてあるに過ぎない」と批判し、さらに専門的な歴史家の著作には「我々国民が日本の歴史によつて教へられた史観、養はれた信念に抵触する所が多いばかりか、それから逸脱して却つてそれを嘲笑する如き異説が中々に多い」と攻撃している⁽⁴³⁷⁾。

彼らはいずれも文部省とアカデミズムの歴史家に不信を抱き、歴史研究の成果よりも自らの奉じるファナティックな国体観念の方を優先すべきだと主張しているわけである。もっとも、彼らの議論においては、「大東亜共栄圏」や「八紘一宇」などの概念はほとんど登場せず、もっぱら天皇と勤王の忠臣の扱いのみが重視されている。

また、いささか異色の反応として、満洲国の大連にあった「興亜技術同志会」の会員である山崎長七なる人物が、1943年10月7日付で発行した、『大日本帝国神代史の研究資料』なる謄写版のパンフレットがある⁽⁴³⁸⁾。同書は、「〔国史編修事業の〕快挙に拠りて 天照大神の大慈悲心と御豊範、素戔鳴尊の御鴻業及高天原の位置等従来以上に明確とならば、当然の結実として之等の御事蹟は直ちに学問学理の対象となり、後者の恒久性に千鈞の重みを付加するに至るべし」との立場より、ム一大陸説や『竹内文献』『物部文献』『契丹古伝』などの偽書ないしは来歴の不確実な歴史書に基づき、「北東亜民族の日本始原族が世界人類中最古にして天御中主以降の諸神を代表せらるゝ天照大神が世界人類の始祖であらせられ」る、等々と主張する奇怪な書物である⁽⁴³⁹⁾。

いっぽう、諷刺作家の生方敏郎^{うぶかたとしろう}(1882-1969)は、個人誌『古人今人』でこの事業に触れ、「政府のやる仕事だから金と材料が豊富だらうから、書く方の学者に見識と熱がありさへすれば好い物が出来やう」と述べながらも、「国史は史料だけ出版する程度でも十分」(すでに『大日本史料』が刊行されているのだから不必要なはずである)と冷やかな見方を示した上で、それよりもむしろ国語辞典を編纂すべきであると主張している⁽⁴⁴⁰⁾。

また、直接国史編修事業に触れたものではないが、リベラリズムの立場から「皇国史観」という語の積極的な読み替えを試みた例として、清沢洌(1890-1945)による『東洋経済新報』誌1944年2月5日号の社論「大東亜各地日本人の品位を高めよ」⁽⁴⁴¹⁾が挙げられる。清沢はまず、岡部文相が「全国の教学課長視学官等の督学の位置にあるものを集めた席上」の「訓話」において、

「今日、大東亜各地より日本人の教養の足らざることに対する非難を往々耳にするのである。斯の如きは単に大東亜建設上極めて遺憾なるのみならず、日本自体の重大問題である。これ教育上看過すべからざるところと考へる故、諸君は叙上の意を克く体せられ、学校教育の全分野に互り、皇国史観と日本世界観とを把握体得し、真に日本的にして和衷協同事に当るべき国民の育成に一層の御指導を望む」

と発言したことを紹介し、さらに「大東亜各地に赴く者は、まづ原則的に「皇国史観」の認識ある者を以てし、更に望ましからざる利潤追求者の殺到を防ぐために渡航者を或程度まで制限した」と記している。その上で清沢は以下のように述べている。

もし皇国史観と日本世界観といふものが、一部に見る如く唯我独尊であつて、他の思想と立場とは一切受け入れず、極めて狭量のものであるかの如く考へるならば、それは国内の民心をすらも把握することは出来ない。況んや他民族をやである。

記者は岡田〔正しくは岡部〕文相が確信を以て主張しつゝある皇国史観が、左様な狭量なるものと信ずるを得ない。大東亜〔共同〕宣言の「万邦との交誼を篤うし、人種の差別を撤廃し、普く文化を交流」することの基底をなすところの皇国思想は、真におほらかであるをその本質とする。同じ宣言中の「相互に其の伝統を尊重し、各民族の創造性を伸暢する」ためには、自己の信念に忠実である如く、他民族のそれに対しても同情と尊敬を持つ必要がある。岡田文相が説いてこゝに到らなかつたのは惜しむべきであつた。

〔…〕

自国の伝統を真に尊び、それに正しい自信をもち、その伸展を計ることに忠実であればあるほど、その態度は自ら他国民の伝統と世界の思潮に対する謙譲な態度及び真剣な探求的態度となり、独善と狭量は全く姿をなくし、他国民にも自然と深い感銘を与へ、尊敬を受けるに至るものなることを、為政者は国民に深く理解せしめねばならない。

すなわち、ここで清沢は、具体的に何を意味しているのかははっきりしない「皇国史観」というスローガンを、「大東亜共同宣言」を引き合いに出しつつ、「大東亜」諸国文化の相互理解・相互尊重を目指すものとして解釈し直し、そのことによって、日本文化の把握と喧伝をもって事足れりとする日本側の「独善と狭量」を批判しているのである。

6.2 国史編修準備委員会における議論

国史編修準備委員会（表 6.2）は、1943 年 10 月 1 日付（2 日公布）の勅令第 751 号「国史編修準備委員会官制」によって設置された。設置目的は「文部大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応ジテ国史編修ノ準備ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス」というものであり、会長には文相が就任し、委員には内閣書記官長（星野直樹）と法制局長官（森山鋭一）、各省庁の次官級官僚と東京・京都両帝大の総長（内田祥三・羽田亨）、貴族・衆議両院の副議長（佐佐木行忠・内ヶ崎作三郎）、枢密顧問官（竹越與三郎）、それに学識経験者として西田直二郎・山田孝雄・中村孝也・平泉澄・龍肅・矢野仁一・辻善之助・安岡正篤が指名されている。

6.2.1 平泉澄の反対意見

ところで、このうち平泉澄は、じつはこの事業に対して最も強硬な反対意見を展開していた。平泉の回想によれば、8 月 28 日の新聞報道を見た平泉は「愕然として驚き、いかに対処すべきか、苦慮し」、8 月 31 日午後には原元助教学局企画課長が平泉宅を訪れ、平泉に準備委員会委員として協力するよう依頼してきた際にも「即座に、此の計画の本質的に無謀であり、且つ頗る時宜に適せざる点を指摘し」、さらに「課長では話にならないので、翌々日（9 月 2 日）の朝、私は文部大臣を私邸にたづねて鄙見を申入れたが、是れも結局物別れになつて了つた」という⁽⁴⁴³⁾。さらに平泉は、9 月 8 日、東條首相に宛てて「正史編修愚見」と題された意見書を執筆し、翌 9 日に首相官邸を訪れて秘書官に手渡している⁽⁴⁴⁴⁾。

平泉の反対意見は以下の 4 点からなっていた。

第一、「六国史を軽んずるの嫌あり」。文部省案では「肇国以来の正史を書き改むる予定」であるというが、それでは勅撰正史である六国史をも書き換えることになってしまう。

第二、「期限短きに過ぐべし」。『大日本史』が実に足掛け 250 年もかけて編纂されたことを考えると、15 年では短すぎ、「皇国正史としては編纂の態度軽率の甚だしきもの」である。

第三、「史官果してその人ありや 疑あり」。「正史」編修の担当者は「学問識見及び文章の兼備を要する」のみならず、「国体の根本に徹し古今の史実に通じ読んで」いる必要があるが、そのような歴史家は、現状では「殆んど見当ら」ない。「即ち或は南北兩朝の対立を主張し、或は足利高氏を礼讃し、或は北条泰時・井伊直弼を弁護し、大義の存するところを知らず、正邪の別るるところに暗し」。

第四、「不急の事業 戦力をそぐ嫌なきか」。「大東亜戦争」に国力を集中すべき状況である以上、「不急の事業はよろしく時を待つべき」である。

表 6.2: 国史編修準備委員会・調査会名簿⁽⁴⁴²⁾

人名	肩書	国史編修準備委員会			国史編修調査会	
		役職	就任	解任	役職	就任
岡部 長景	文部大臣・子爵	会長	1943.10.2		-	-
二宮 治重	文部大臣	-	-	-	会長	1944.11.21
星野 直樹	内閣書記官長	委員	1943.10.2		-	-
田中 武雄	内閣書記官長	-	-	-	委員	1944.12.15
森山 鋭一	法制局長官	委員	1943.10.2		-	-
三浦 一雄	法制局長官	-	-	-	委員	1944.12.15
安倍 源基	企画院次長	委員	1943.10.2	1943.11.1	-	-
村田 五郎	情報局次長	委員	1943.10.2		-	-
三好 重夫	情報局次長	-	-	-	委員	1944.12.15
植場 鐵三	総合計画局長官	-	-	-	委員	1944.12.15
白根 松介	宮内次官・男爵	委員	1943.10.2		委員	1944.12.15
松本 俊一	外務次官	委員	1943.10.2		-	-
澤田 廉三	外務次官	-	-	-	委員	1944.12.15
唐澤 俊樹	内務次官	委員	1943.10.2		-	-
山崎 巖	内務次官	-	-	-	委員	1944.12.15
飯沼 一省	神祇院副総裁	委員	1943.10.2		委員	1944.12.15
谷口 恒二	大蔵次官	委員	1943.10.2		-	-
松隈 秀雄	大蔵次官	-	-	-	委員	1944.12.15
富永 恭次	陸軍次官	委員	1943.10.2		-	-
柴山 兼四郎	陸軍次官	-	-	-	委員	1944.12.15
澤本 頼雄	海軍次官	委員	1943.10.2		-	-
大西 新藏	海軍中将	-	-	-	委員	1944.12.15
菊池 豊三郎	文部次官	委員	1943.10.2		-	-
藤野 惠	文部次官	-	-	-	委員	1944.12.15
内田 祥三	東京帝国大学総長	委員	1943.10.2		委員	1944.12.15
羽田 亨	京都帝国大学総長	委員	1943.10.2		委員	1944.12.15
竹越 與三郎	枢密顧問官	委員	1943.10.2		委員	1944.12.15
西田 直二郎	京都帝国大学教授	委員	1943.10.2		委員	1944.12.15
山田 孝雄	神宮皇学館長	委員	1943.10.2		委員	1944.12.15
中村 孝也	東京帝国大学教授	委員	1943.10.2		委員	1944.12.15
平泉 澄	東京帝国大学教授	委員	1943.10.2		委員	1944.12.15
内ヶ崎 作三郎	衆議院副議長	委員	1943.10.2		委員	1944.12.15
佐佐木 行忠	貴族院副議長・侯爵	委員	1943.10.2		委員	1944.12.15
酒井 忠正	貴族院副議長・伯爵	-	-	-	委員	1944.12.15
龍 肅	史料編纂所長	委員	1943.10.2		委員	1944.12.15
矢野 仁一	京都帝国大学教授	委員	1943.10.2		委員	1944.12.15
辻 善之助	東京帝国大学名誉教授	委員	1943.10.2		委員	1944.12.15
安岡 正篤	-	委員	1943.10.2		委員	1944.12.15
稻田 周一	内閣書記官	幹事	1943.10.2		幹事	1944.12.15
入江 俊郎	法制局参事官	幹事	1943.10.2		幹事	1944.12.15
渡邊 渡	企画院部長	幹事	1943.10.2	1943.11.1	-	-
安積 得也	総合計画局部長	-	-	-	幹事	1944.12.15
迫水 久常	大蔵省総務局長	幹事	1943.10.2	1943.11.1	-	-
	内閣参事官	幹事	1944.1.24		-	-
松田 令輔	大蔵省総務局長	幹事	1943.12.18		-	-
山際 正道	大蔵省総務局長	-	-	-	幹事	1944.12.15
藤野 惠	文部省総務局長	幹事	1943.10.2		-	-
永井 浩	文部省総務局長	-	-	-	幹事	1944.12.15
近藤 壽治	文部省教学局長	幹事	1943.10.2		幹事	1944.12.15
富海 敏夫	-	書記	1943.10.8		書記	1944.12.20
服部 貞藏	-	書記	1943.10.8		書記	1944.12.20
渡邊 是	-	書記	1943.10.8		書記	1944.12.20

6.2.2 諮問と問題提起

国史編修準備委員会の第1回総会は1943年12月13日、第2回総会は同21日に、それぞれ文相官邸で開かれている。各会合は原則として秘密会とされていた⁽⁴⁴⁵⁾。

第一回総会では最初に、岡部長景が文相及び会長として挨拶した後、幹事の近藤壽治教学局長が司会として文相の諮問を朗読した。諮問は、

国史編修ニ関シ之ガ実施準備上留意スベキ重要事項如何

というものであり、またその説明は

我が国ノ世界的使命ニ鑑ミ肇国ノ精神ノ具体的顕現タル国史ノ成迹ヲ詳カニシ、以テ政教ノ基
ツクトコロヲ明カナラシムルハ現下喫緊ノ要務ナルニ依リ政府八十五箇年ヲ以テ国史ヲ編修セ
ントス仍テ編修ノ方針・方法其ノ他実施準備上特ニ留意スベキ事項ニ付其ノ大綱ヲ決定スルノ
要アリ即チ本問ヲ諮問ス

となっていた⁽⁴⁴⁶⁾。

この諮問に沿って、まず最初に近藤壽治より叙述方法上の重要な問題点が提起された。まず最初に挙げられたのは「叙述スベキ範囲」である。すなわち、その最初を「肇国」に置くか、それとも「六国史ノ後ヲ承ケ」、宇多天皇の践祚した仁和3(887)年8月以降とするか、また、終りを「明治ノ御代ニ止メ」るか「大正ノ御代ニ及ブ」か、ということが問題とされたのである。また、「叙述ノ方法体裁」を編年体にするのか記事本末体にするのか、また、文体を文語体にするか口語体にするか、といった問題も同時に提起された⁽⁴⁴⁷⁾。

なおこの他にも、羽田亨から、この歴史書は「官撰」なのか「勅撰」なのかという問題が提起されている。近藤壽治はこの点について「官撰トシテ茲デ撰修サレル歴史モ勅撰ト同様ナモノデハアルマイカ」と答えており、また岡部は、天皇への奏上について説明した上で近藤に同意しているが、「此ノ問題ハ非常ニ重要」であり、後で審議すべき問題の一つとしている⁽⁴⁴⁸⁾。つまり、官撰ではあるが、天皇に奏上していることで勅撰的な性格を有している、という位置づけであったと思われる。なお平泉澄は「勅撰ニ擬スルト云フコトハ畏多イコトデハナイカ、私ハヤハリ官撰ト云フ点ヲ明白ニサレルコトガ宜シイノデハナイカト思ヒマス」と主張している⁽⁴⁴⁹⁾。

この問題提起の後、2回の総会を通して、近藤幹事の司会のもとに各委員が一通り意見を述べ合うことになる。

その後、答申案を作成するための特別委員会が設置されることになり、会長の指名により中村・山田・白根松介(宮内次官)・平泉・龍・安岡・西田・辻・竹越の八名が特別委員に選出されている。宮内次官の白根と枢密顧問官の竹越が選ばれたのは、この事業が皇室と密接な関連性を持つと見なされていたことを示している。

辻を特別委員長とする特別委員会は、1944年2月21日・3月8日・28日の三度にわたって開かれ、ここでは近藤壽治ら幹事が総会での議論をもとにまとめた試案を叩き台として答申案が作成された。この答申案は、3月29日に開かれた第3回総会において全会一致で可決され、翌30日に公表されている。この経緯からもわかるように、事業の主導権をにぎっていたのは教学局であった。

6.2.3 編纂の目的

総会では、主として政府系の委員から、この事業が「思想戦」にあたっての重要な武器になるよう期待する意見が寄せられた。

たとえば内ヶ崎作三郎は、「大東亜共栄圏ヲ指導スル為ニ、共栄圏各国各民族ヲシテ日本帝国ノ国体又其ノ歴史的發展及ビ国家トシテ、或ハ指導国家トシテノ使命ヲ諒解セシメルコトノ出来ルヤウナ立派ナ国史」⁽⁴⁵⁰⁾を編修し、これを翻訳して大東亜共栄圏諸国に対する思想宣伝の材料とすることに期待している。

また内務次官の唐澤俊樹は、歴史書を検閲する際に「ドウ云フ態度ヲ以テ之ニ臨ンデ宜イカ非常ニ苦シム場合ガ多イ」が、「其ノ意味カラ申シテモ今度ノ仕事ハ極メテ有難イコトデ、之ニ依ツテ本當ニ日本ノ正史ガ決リマスレバ、ソレニ基ツイテ思想ノ指導ヲ致スニモ基準ガ出来ルノデアリマス」と、言論統制の立場よりあからさまな期待を語っており、しかも警察の業務上「現代ニ近イ部分ガ時ニ實際ノ仕事ノ上ニ、非常ニ重大ナ關係ヲ持ツ」ことから「成ベク近くマデ下ツテ書カレルコトヲ」求めている⁽⁴⁵¹⁾。「正史」というものが言論統制にあたってどのような機能を果たすのか、そのことを露骨に示した発言といえよう。

さらに、富永恭次陸軍次官の代理として出席した那須義雄陸軍兵務局長は、この書を「天皇陛下ノ御作り遊バサレタ皇国史」「恭シイ、神々シイ所ガ入ツタモノ」として、「国民必読ノモノトシテ、必勝ノ信念又戦意ノ高揚、愈 報国ノ志ヲ以テ此ノ戦争ヲ完遂スルト云ウ風ニ持ツテ行ツテ貰ヒタイ」⁽⁴⁵²⁾と、神聖なる「正史」の創出への期待を述べている。

6.2.4 叙述対象期間をめぐる議論

しかしながらその一方で、総会では、この歴史書の性格をどのように位置づけるのか、という点が大きな問題となった。

委員会において最大の問題とされたのは、叙述の対象となる期間、とりわけ「其ノ初メヲ肇国ニ置キマスルカ、或ハ六国史ノ後ヲ受ケテ宇多天皇ノ践祚アラセラレマシタ仁和三年八月ニ求メルカ」⁽⁴⁵³⁾という点である。なお明治の修史事業においては、『大日本史』を「正史」扱いとした上で、それ以後を対象期間とする取り決めがなされていたのであるが、ここではそのような考えは全く問題にされていない。

まず、明治天皇宸翰御沙汰書の理念に従い、六国史を受け継いだ正史だと考えるならば、当然、叙述期間は『日本三代実録』以後、すなわち仁和3(887)年以後でなければならない。岡部会長ほか、西田直二郎・竹越與三郎・山田孝雄などがこの意見に与している。たとえば西田直二郎は、六国史以後「万人ガ依拠致ス歴史ガ欠ケテ居リマスコトハ、洵ニ国民ト致シマシテモ遺憾」なのだから、「国民ノ之ニ依リ万世後代是ニ依拠スルモノヲ一日モ早く拵ヘ」ることが望ましい、と主張し、その立場から「六国史ノ後ヲ承ケル」ことが望ましい、と主張している⁽⁴⁵⁴⁾。ただし山田は、『日本書紀』と『大日本史』の差異、すなわち『日本書紀』が神功皇后を一代として扱っていることと、弘文天皇(大友皇子)の即位を認めていないことを挙げて、多少の留保をつけている⁽⁴⁵⁵⁾。

ところが、これではいくつか不都合が生じることになる。まず第一の問題は、御沙汰書に基づく歴史書としてはすでに『大日本史料』の編纂が行われており、これと重複することになるのではないかと、という点である。たとえば平泉澄は、『大日本史料』は「明治天皇ノ御沙汰ニ基イテ起リマシテ、七十年ノ間国家ノ多大ノ経費ヲ以テ、又幾多ノ学者ガ心血ヲ注イデ編纂シ来リマシタ所ノ大日本史料ヲ除外視シマシテ考ヘルト云フコトハ私ハ穩カデナイヤウニ思フノデアリマス」⁽⁴⁵⁶⁾と述べ、『大日本史料』こそが明治天皇宸翰に基づく修史事業であるとしている。また龍肅も、『大日本史料』は「体裁ハ六国史トハ大イニ違ツテ」いるし、「無論勅撰デモ何デモ」ない、と断りつつも、『大日本史料』は明治天皇宸翰に基づいたものであり、「六国史ト同様ノ性質ヲ持ツテ居ルモノ」としている⁽⁴⁵⁷⁾。また辻善之助や矢野仁一も同趣旨の発言を行っている。

ただし、この件に関して教学局側は、明治の修史事業は「欧米史学ノ風潮瀾漫シ徒ラニ考証ノ未ニ趨ツテ国体ノ精華ヲ明ラカニセントスル日本書紀以来ノ我が国修史ノ精神ト相懸隔スルコト甚ダシク遂ニ世論ノ糾弾ヲ招キ」、つまりはつまりは欧米思想の悪影響のために中絶したものであり、また『大日本史料』についても「史料ノ編纂ニ過ギズシテ国史ノ編修ニ非ズ」、また南北朝正閏問題の際にも「南北朝両立論ノ一支柱」となったなどの問題があり、「明治天皇ノ御沙汰書ニ拝スル大御心ト相隔ルコト通シト断ゼザルベカラズ」として、「御沙汰書ノ 聖旨ハ未ダ実現セラレヲズ」と認識していた⁽⁴⁵⁸⁾。後述するように、これは山田孝雄の意見とほぼ一致する。

それ以上に問題なのは、これでは「肇国」それ自体は叙述できないということである。このため、中村孝也が的確に述べているように、

勅撰ノ歴史日本三代実録ヲ継承スルモノトシテハ、宇多天皇ノ御代カラ始メラルベキモノト思ヒマスケレドモ、宇多天皇以後撰政関白政治ガ行ハレ、下ツテ武家政治ガ行ハレルヤウニナツタ時代ハ、日本国家生活ガ肇国精神ヲ具体的ニ顕現スル力量ノ寧ろ乏シカツタ時デアリマス、此ノ時代ニ於テ国家ノ総意ヲ以テスル所ノ世界的対外的発展トカ活動ト云フモノハ見ラレナクナツテシマツテ居ルノデアリマス、ソレハ個人的ニ或ハ民族的ニ出テ行クコトハアリマシテモ、国家ノ意志ヲ以テスル行動ト云フモノハ殆ドナクナリマシテ、豊臣秀吉ノ明国征伐ト云フヤウナコトモ、天皇ノ勅命ヲ載イテ国家ノ総意ヲ以テ行ハレタモノトハ理解シ兼ネルノデアリマス、ソコデ撰政関白、武家政治ヲ主題ト致シマスル場合ニハ、我が国ノ世界的使命ガドノヤウナモノデアルカ、肇国精神ガドノヤウナモノデアルカト云フコトヲ説明スルニハ甚ダ不便ダト考ヘルノデアリマス⁽⁴⁵⁹⁾

という問題が生じることになる。もっともこの中村の発言は、文部省が主張するような「肇国の精神」の一貫性、ないしは「皇国史観」なるものは、実際の日本の歴史に照らし合わせてみると成り立たない、と暴露してしまっているようなものである。

ちなみに中村は、新聞の取材に対してはこの事業を口を極めて褒め称え、「日本国家は皇室中心の国体でありこれは神武天皇の昔から一貫し今日に及んでゐる」⁽⁴⁶⁰⁾と答えている。また、委員会においても、日本の「政治ハ天皇親政ガ正シイノデアリマスカラ、当然〔政治史は〕皇室中心ニナツテ行カレル」⁽⁴⁶¹⁾と述べている。それでいて中村は、幕府時代などの天皇不親政期間において「肇国精神ガ顕現サレ」た時期、すなわち建武中興のような時期を「反動」「消極的」と見なしている。これは一面では、「肇国精神」を見出そうとすると、同時にそれを押さえつけた「国体に悖る」幕府の存在もまた強調されてしまうことに配慮したものであると思われる。ここでの中村の立場は、むしろ「皇国史観」が虚構であることを理解しつつも、国民教化のために都合のよい歴史書を編纂しようとするものである。その意味で中村の立場は文部省の立場に近いところにあったといえよう⁽⁴⁶²⁾。

さらに辻善之助は、「六国史ト云フモノハ今日ノ時代カラ見マスト、歴史其ノモノデハナクテ、歴史ノ材料ト見ルベキモノデハナイカト思ヒマス」⁽⁴⁶³⁾と述べて「六国史」の「正史」としての価値を否定し、「肇国」から始めることを主張している。

とはいえ、辻は「国体ノ本義ニ鑑ミマシテ、天皇中心主義ハ勿論其ノ内容ニ十分盛ラレナケレバナラヌ」とも述べているし、中村も「中心ハ政治ニ置イタ、其ノ政治ハ天皇親政ガ正シイノデアリマスカラ、当然皇室中心ニナツテ行カレル」ように叙述することを主張している⁽⁴⁶⁴⁾。要するに、ここで問題になっているのは、実際の歴史が、「皇国史観」に基づいたあるべき歴史の姿とは乖離していることをいったん認めたと上で、両者をどのように辻褄を合わせるのか、ということである⁽⁴⁶⁵⁾。

しかしながら、「肇国」から書き出すとすると、今度は六国史、とりわけ「肇国」について書かれた『日本書紀』の価値を貶めることになるのではないか、という問題が生じる。たとえば竹越與三郎は、「世間ノ人ハ六国史ヨリ溯ツテ肇国カラ書クノデハナイカト云フヤウニ、甚ダ心配シテ居リマス」⁽⁴⁶⁶⁾と述べている。どのような「心配」なのかははっきり述べられていないが、おそらく六国史の価値を貶めることになるのではないか、という不安を背景としたものであろう。

ところで、委員会設置以前に「六国史を軽んずるの嫌あり」として事業を批判した平泉は、委員会では逆に「肇国」から書き出すことを主張している。これは彼が意見を変えたということではない。彼はまず、御沙汰書に基づいて六国史を継承したものとしてはすでに『大日本史料』が存在するとして、この歴史書はそのような「正史」ではなく、「現下喫緊ノ要請ニ応ジテ国体ノ成迹ヲ大觀シ国民ヲ嚮フベキ方向ヲ明確ニ示サウ」⁽⁴⁶⁷⁾というものとして捉え直す。このことによって、この歴史書は単なる官撰史書に矮小化され、六国史とは無関係な存在となる。つまり平泉は辻とは逆に、勅撰正史である六国史の神聖性を護持しようとするが故に、「肇国」からの書き出しを主張したのである。なお、そのような歴史書としてはすでに『国史概説』が存在するはずであるが、委員の中には編纂に関与した者が多く加わっていたにもかかわらず、どういうわけか誰一人として同書の存在を取り上げた者はいない。

もっとも、平泉とは対照的にこの事業には意欲的だった山田孝雄は、南北朝正閏問題のことを挙げて「決シテ名分ヲ正シクシテ居ルトハ申スコトハ断ジテ出来」ておらず、「明治天皇ノ思召通りノモノニハ、アノ大日本史料ハナツテ居リマセヌ」と反撃しており、平泉自身も「明治天皇ノ思召ガアノ大日本史料編纂ノ行キ方ニ於テ決シテ正シク実現サレテ居ルト云フコトハ、私モ考ヘテ居リマセヌ」と、この点には同調している⁽⁴⁶⁸⁾。

6.2.5 答申

以上のような議論を経て出された答申⁽⁴⁶⁹⁾では、まず「編修ノ方針」として、

- (一) 宏遠ナル肇国ニ淵源シ無窮ノ皇統ノ下ニ顕現セル国史ノ神髓ヲ明カニシ、歴代天皇ノ御鴻業ヲ謹記シ且ツ皇謨ヲ翼賛シ奉レル臣民ノ事蹟ヲ叙述シ、以テ君臣ノ大義ヲ顕揚ス。
- (二) 万邦ニ卓越セル皇国生成ノ本姿ヲ明カニシ、国運発展ノ成迹ヲ審カニシ、以テ八紘為宇ノ皇謨ノ世界ニ具現スベキ所以ノ識得ニ資ス。

の二点が掲げられた。「叙述ノ範囲」としては、

国史ガ宏遠ナル肇国ニ淵源シテ生々発展セル所以ヲ明カニセンガタメニ、肇国ヨリ光孝天皇ノ御治世ニ至ル大觀ヲ述べ、宇多天皇ノ御治世ヨリ明治天皇ノ御治世ニ至ル間、即チ六国史以後ニツイテハ、コレガ叙述ニ詳審ヲ期スルモノトス。

という妥協的な結論に達している。辻善之助特別委員長は、この点を、六国史は「漢文デ記シテアリマスノデ、国民ノ理解ニ困難デアリマス」⁽⁴⁷⁰⁾と説明しているが、これは辻の個人的な意見に近く、実際の議論を正しく反映したものではない。なお「叙述ノ方法」は

歴代天皇ノ御鴻業ヲ謹記シ、皇謨ヲ翼賛シ奉レル臣民ノ業績ヲ述ブルト共ニ国勢発展ノ迹ヲ大觀ス。

という程度の簡単な規定にとどまっている。これについて辻は、

御歴代天皇ノ御代ヲ中心トシ奉ツテ記スノデアリマスガ、更ニ臣民ノ皇謨翼賛ノ事項及ビ經濟、學問、宗教、芸術等、國運發展ノ途ヲ述ベテ、從來ノ修史ノ形式ニ捉ワレナイ叙述ノ形式方法ヲ採ツタナラバ宜シカラウト云フコトニナリマシタ。唯詳細ノコトハ将来編修ノ實際ニ当ル人々ガ更ニ研究シマシテ其ノ要目ヲ決定シタ方ガ便宜デアラウト云フコトデ、茲ニ八大綱ヲ掲ゲタ次第デアリマス。⁽⁴⁷¹⁾

と補足しているが、具体的な方針は特に決まらなかったというべきであろう。また「文体」については、口語文では時代の変化に流される恐れがあるとして、「厳正且ツ平易ナル文語文ヲ用フ」とされた。

6.3 国史編修調査会

この答申の後約半年の間、事業は表向き何の進展も見せない。この間、1944年7月にマリアナ諸島のサイパン島が陥落し、東條内閣は戦況の悪化に危機感をいだいた宮中グループなどの倒閣工作によって総辞職に追い込まれ、小磯國昭内閣が成立している。また、マリアナ陥落によりアメリカ軍の本土直接空襲が可能となり、11月24日から東京への本格的な空襲が始まった。

1944年11月1日、二宮治重文相は、編修を実際に行う「国史編修官」と、準備委員会に代わり「国史編修ニ関スル企画竝ニ史料ノ調査及蒐集ニ関スル重要事項ヲ調査及審議スル」「国史編修調査会」の設置に関する閣議開催を請求している⁽⁴⁷²⁾。その後、12月14日付（公布15日）の勅令第六六四号「文部部内臨時職員設置制中改正」で、文部省臨時職員に新たに国史編修官等（教学局所属）が加えられた。また、同日の勅令第666号「国史編修調査会官制」で、国史編修準備委員会が廃止されるとともに、新たに同じく文相の諮問機関として国史編修調査会が設置されている。

準備委員会と調査会とは、政府系委員の顔ぶれこそ更迭により大きく入れ替わっているものの、学識経験者委員の顔ぶれは全く同じであり、両委員会は実質的に同じものと見てよい。

調査会では、歴史書の「名称」「要目」「分量、冊数、図録ノ取扱」等⁽⁴⁷³⁾が議論される予定であった。同会は1944年12月28日に第一回総会を開いている。近藤壽治幹事は、15年後の1959年に完成するはずのこの歴史書について、「将来ノ稽古照今ノ資トナリ、上世ノ惟神ノ道ヲ明カニスルト云フ國策ノ方向ニモ副フコトトナリ、又國民精神昂揚ノ為メノ全般ノ教育ニモナルト云フコトモ固ヨリ期待シテ計画サレタ」ものであるが、それだけでなく、15年間の編修事業それ自体が「一ツノ活キタ大キナ歴史教育」であり「一ツノ國民精神ノ昂揚デアリ、國民教化運動」になるべきものであった。しかも近藤は、「日本ガ斯ウ云フ事ヲヤツテ居ルト云フコトガ、同時ニ又大東亞共榮圈全体ニ対シテモ何等カ精神的ニ一ツノ繋リ或ハ感激ヲ与ヘルヤウニ、此ノ仕事ヲ持ツテ行カネバナラヌ」と述べた⁽⁴⁷⁴⁾。

しかし、この総会は準備委員会の出した答申の内容を確認するために形式的に開かれたものに過ぎず、議論らしい議論は特に行われていない。実際問題として、空襲の激化や交通状況の悪化もあって、総会の継続的な開催は困難な状況になりつつあった。このため近藤幹事から、今後の作業は事務局が中心となって行う、という提案が出され、了解を得ている⁽⁴⁷⁵⁾。このとき、必要に応じて特別委員会を設置して審議を行うことが決定されたが、実際に特別委員会が設置された様子はない。また、名称や要目などについての取り決めも全くなされなかった。そして、以後の事業は完全に教学局中心で進められることになる。

6.3.1 国史編修官

一方、総会に先立ち、12月20日附で山田孝雄⁽⁴⁷⁶⁾・小島小五郎・福尾猛市郎・坂本太郎・森末義彰の5名が国史編修官に任命されている(表6.3)。うち、山田は神宮皇学館長、坂本は東京帝国大学助教授・史料編纂官、森末は史料編纂官とのそれぞれ兼任であった。また国史編修調査会委員でもある山田は、勅任官として他の国史編修官を指導する立場にあった。さらにその後、1945年3月23日付で、文部省国宝監査官補の田山信郎(号は方南)が、文部省国宝監査官と兼任の形で国史編修官に任命されている⁽⁴⁷⁷⁾。

山田の兼任理由は、

同人八現代ニ於ケル国学ノ最高権威者ニシテ国史ニモ其ノ学識頗ル深く皇国史観ニ透徹セル稀ニ見ル碩学ナリ国家業務タル修史ノ術ニ当ル中核タル地位ニハ最適任者ニシテ他ニ適当ノ人物無キニ依リ同人ヲ兼任セシメ国史編修ニ関スル全般的事務ニ従事セシメ度ニ由ル⁽⁴⁷⁸⁾

というものである。彼は準備委員会において、この歴史書は「天皇ヲ中心ニ致シマシテ、記事ハ極メテ正確公明ヲ期スル必要ガアルト思ヒマス、此ノ場合ニ於テハ正邪善悪ヲ明確ニシテ記述スベキデアルト思ヒマス」⁽⁴⁷⁹⁾と発言し、御沙汰書の理念に基づき、大義名分論に基づく国体論的歴史書を編修することを熱烈に主張していた。歴史学の専門家の場合は国体論者からの攻撃を受ける可能性が高かった⁽⁴⁸⁰⁾が、国語・国文学者にして日本史にも造詣が深く、その上国体論者として広く名の知られていた山田は、その点では適任者であったといえる。しかしその一方、山田の国体論は「大和民族」の内側にとどまる閉鎖的なものであった。福間良明は、山田の「国語」認識は「伝統」に依拠した「大和民族」の均質な言語空間内にとどまるものであり、その外部への「国語」の普及には関心が乏しく、その点で「八紘一宇」論とは異質であったことを指摘している⁽⁴⁸¹⁾。したがって、「八紘一宇」を重要な軸とする文部省側の「皇国史観」との間には、思想的なズレが存在していた。とはいうものの、文部省側がこの思想的なズレをどの程度認識していたかどうかは疑わしいし、また1944年12月という、すでに敗色が濃厚になり、「八紘一宇」の実現などよりもむしろ「国体護持」の方に関心が集まっていた時期においては、それほど重大な差異とは認識されなかったとも考えられる。

なお、坂本太郎・森末義彰・田山信郎の兼任理由は、それぞれ「東京帝国大学ニ於テ上世史ヲ講シ其ノ学識頗ル深く識見誠ニ穩健中正ナリ尚又史料編纂所ニ於テ多年史料蒐集調査ノ経験アリ」、「詔勅ニ関スル権威者ニシテ国史編修上詔勅力正史ノ中核トナルハ論ヲ俟タヌ所ナリ」⁽⁴⁸²⁾、「国宝及重要美術品ノ指定又ハ認定ニ関スル事務ノ中文書、典籍及書蹟類ノ鑑査ニ従事シ、是等ノ古文書類ノ鑑査ハ最モ困難ナルモノニシテ多年ニ亘ル経験ト蘊蓄セル学識トニ俟タザルベカラズ」⁽⁴⁸³⁾というものであった。ちなみに坂本自身は回想の中で、この事業には「史料編纂所取潰し、もしくはジリ貧案を推進める危険があると感じた」ことと、「山田孝雄博士への義理」から止むを得ず引き受けた、と述べている⁽⁴⁸⁴⁾。

この時期の状況について、坂本太郎の回想には以下のようにある。

〔1944年12月頃の〕こんな本土空襲の始まるうという頃に落着いて仕事の出来るはずはない。部屋は何でも目黒〔正しくは品川区上大崎〕の国民精神文化研究所〔教学錬成所に改組された際に小金井に移転していた〕の中に設けられたが、編修官たちは一週何回か集まって食料買出しのことや疎開のことなどを話すだけで、本題の編修などほとんど相談したおぼえはない。ただ辻〔善之助〕博士が蔵書を整理して編修局に渡してもよいというようなお話で、その目録を作ったのがまじめな仕事の一つでもあったろうか。

もっとも山田博士は大へんはり切っていて、曠古の大業を始めるに当っては、一同神宮から神武天皇陵を拝し、京都御所を拝観すべきであるというので、防空頭巾などを持ちながら関西への出張に出た。神宮に参拝し、皇学館大学にも寄って感慨を深めたが、たしか神武天皇陵に参拝して八木の旅館に泊った夜、警戒警報にあい、薄暗闇の一室に集まって山田博士の講話を聞いたように思う。(485)

ちなみに、1945年2月14日に山田ら国史編修官6名が奈良県に赴き、「古事記、日本書紀纂録功神を奉祀した」小杜神社(太安万呂を祀る)と賣太神社(稗田阿礼を祀る)に参拝したことが新聞報道に見える(486)。

6.3.2 教学局側の認識

それでは、教学局ではどのような認識を持って準備を行っていたのだろうか。教学局では、事業準備にあたって、日本における歴史書編纂の歴史をまとめた「修史ノ時代的背景」と題する文書(487)を作成している。作成者は示されていないが、教学局側の価値判断をうかがうことができる。

まず、「推古天皇ノ御代」には「国内事情乱脈ヲ極メ、蘇我氏等閥族跋扈シ」、また「対外関係モ頗ル多事」であった。そこで聖徳太子は「諸外国ニ冠絶セル皇国ノ本姿ヲ明ニシ、君臣ノ名分ヲ正シ、国民精神ヲ昂揚シ、国力ノ発展ヲ期センガタメ」『天皇記』『国記』『臣連等記』を編修した。また、『古事記』『日本書紀』は、「大化改新以来ノ国民思想ノ動揺」や、「我が属邦百済」を失うという対内・対外的危機の中で、天武天皇が人心の統一と国力の充実を図るため、「国体ノ淵源ニ遡リ、国史ノ成迹ヲ詳ニセント」して編修したものであり、奈良時代の繁栄は両書の編修によるところが大きい。そしてその後続く勅撰正史は、「旺盛ナル国家的自覚ノ下ニ広ク諸外国ト通交シ皇国文化ノ逞シク興隆セル」時代背景の下で編修されたものであった。

しかしその後、「対外的ニ無関心トナリ国民ノ志操弛緩シ、諸方面ニ国家的活動ノ衰微」したために勅撰正史は途絶えてしまい、そしてそのために「国内秩序ハ混乱シ末法思想・皇統百王説等ノ国体ト相容レザル志操瀾漫スルニ至」り、ついには『愚管抄』のような「国体ト容レザル思想ヲ奉ゼル」歴史書が生まれた。このように「歴史観ガ時勢ノ背景ヲ負ヘルハ驚クベキモノアリ」とされる。

また、六国史以降の史書については、『元亨釈書』を「各方面ヨリ外国ト比較シ、我が国体ノ冠絶セル所以ヲ力説」した書、『神皇正統記』を「後世ニ不滅ノ光ヲ投ゼル」国体論を確立した書、『大日本史』を「最モ明確ナル国体論ヲ展開セル」書として高く評価する一方、『本朝通鑑』『徳川実記』『読史餘論』などは「国体上遺憾尠カラザル幕府政治ヲ背景トスル史観ニ立脚スル為ソノ価値ニツキテモ疑ナキ能ハズ」と低く評価している。

しかしながら、当然問題となるであろう点、たとえば北朝の扱い方などについては、特に検討がなされた様子はない。

6.4 国史編修院と敗戦後の経過

6.4.1 国史編修院の設置と敗戦

小磯内閣は1945年4月に総辞職し、代わって鈴木貫太郎内閣が成立する。4月19日、太田耕造文相は、「現下ノ世界ニ鑑ミ歴代天皇ノ皇謨ヲ仰ギ奉リ国体ノ本義ニ徹シ君臣ノ名分ヲ正シ臣民忠誠ノ遺風ヲ顕彰シテ現代施策ノ鑑ト為シ以テ国運隆昌ノ基礎ニ培フ為ニ国史ヲ編修スル機関ヲ設置

スル」ための閣議開催を請求した。ここでは、これまで掲げられてきた「我が国ノ世界的使命」などといった表現が消え、その代わりに「歴代天皇ノ皇謨」「国体ノ本義」といった表現が現れている。戦況の悪化を反映して、「世界的使命」から「国体護持」へと、微妙に意図が変化していることがうかがえる。

この案件はその後しばらく棚上げされていたようであるが、8月1日に法制局の答申が出され、同日の閣議で設置が決定されている。この閣議決定に基づき、8月15日付（公布16日）の勅令第476号「国史編修院官制」、及び16日付の勅令第477号「文部省官制外二勅令中改正等」により、国史編修院が設置された。また国史編修調査会は勅令第477号により廃止されている⁽⁴⁸⁸⁾。

この間、7月26日に日本の無条件降伏を求めるポツダム宣言が発せられており、8月6日には広島に原爆が投下され、8日にはソ連が対日宣戦布告を行った。9日、日本政府は御前会議において「国体護持」を条件にポツダム宣言の受諾を決定、10日に連合国側に申し入れを行った。以後、「国体護持」をめぐる数日間にわたり議論が紛糾するが、結局、14日の御前会議によって無条件降伏が最終的に決定され、このことは翌15日の「玉音放送」によって国民に伝えられた。同日、鈴木内閣は総辞職し、17日に東久邇宮稔彦内閣が組閣されている。つまり国史編修院は、日本が敗北する直前に設置が決定され、敗北が決定した直後に設置されたことになる。結果的にこれは、8月15日以後に文部省がとった最初の具体的施策となった⁽⁴⁸⁹⁾。

一見するとこれは、降伏という事態の急変にもかかわらず、それを無視してかねてからの計画をそのまま進めたかのようにも見える。たしかに、閣議決定の時点ではまだ降伏は決まっていなかった。しかし、すでにこの時点で日本の敗北が時間の問題であることは、政府首脳部にとっては明白であった。また、もしこれが単なる文化事業として考えられていたのであれば、不要不急と見なされて中止されてもおかしくはない⁽⁴⁹⁰⁾。そもそも、国史編修調査会の総会はまだ一度しか開かれておらず、正式には何の作業方針も決定されていないのだから、ただちに編修作業を開始することは不可能だったはずである。したがってこれは、敗戦にもかかわらず、というよりはむしろ敗戦を見越した上で、それに伴って生じると予測された「国体」の危機に対処するために、敢えて国史編修院の設置に踏み切った、と考えるべきであろう。

事実、8月18日付の新聞各紙は、この件を乏しい紙面を割いて「国体護持の信念昂揚はこの国難時代にあつてます 強調されねばならぬが、それには光輝ある正しい国史を国民に示すにある」⁽⁴⁹¹⁾「いまこそ国体護持の信念は全日本民族の行くべき大道として明らかとなつたが、これにより一そう推進するため国民は光輝ある皇国三千年の国史を正しく把握せねばならぬ」⁽⁴⁹²⁾等々と報じている。また、敗戦から間もない時期に作成されたと見られる文部省の行政整理案の中にも、「国史ヲ編修シ国体護持ノ信念昂揚ヲ図ルハ終戦後ニ於ケル我国ニ於テ最モ必要トセルモノナルヲ以テ之ニ従事スル職員ヲ増加セントス」⁽⁴⁹³⁾という文言が見られる。修史事業は「国体護持」を図る上での重要な切り札と考えられていたのである。

ちなみに当時、郷里の屋代島（周防大島）に疎開していた奈良本辰也（1913-2001）は、後年の回想で、この新聞記事を見たときのことを、「占領軍が上陸しないうちに、泥縄で手を打っておこうというのかも知れないが、こんなものは直ぐに吹き飛ばされてしまうだろうな」「〔山田孝雄が〕総裁〔正しくは院長〕として任命されるような国史編修院では、とてものこと、これからの時代を泳ぎ切ってゆくことはできないだろうと思った」⁽⁴⁹⁴⁾と述べている。

これを受けて、まず8月17日付で佐佐木行忠が国史編修院総裁、山田孝雄が国史編修院長に任命され、文部省国史編修官であった坂本・森末・小島・福尾・田山の5人はそのまま国史編修院国史編修官となった。なお佐佐木は、8月30日付で特に親任官の待遇を賜っている。その後、9月6日付で文部理事官の北浦静彦が事務官となり、9月26日付で下村富士男（神祇院考証官補）、10月26日付で時野谷勝が新たに国史編修官に任じられている⁽⁴⁹⁵⁾（表6.3）。また平田俊春は、9月

表 6.3: 国史編修院名簿⁴⁹⁹⁾

人名	役職	就任	官位	専門	備考
佐佐木 行忠	国史編修院総裁	1945.8.17		神道家、貴族院議員	1945.8.30 親任官待遇
山田 孝雄	国史編修官(兼任)	1944.12.20	高等官一等	国語学、国文学、 日本史	神宮皇学館長と兼任
	国史編修院長	1945.8.17			1945.11.7 依願免官
關口 泰	国史編修院事務取扱	1945.11.7	-	文部官僚	社会教育局長 (1945.10.26-1946.3.6)
坂本 太郎	国史編修官(兼任)	1944.12.20	高等官三等	日本古代史	東京帝国大学助教授兼史料編纂官と兼任
森末 義彰	国史編修官(兼任)	1944.12.20	高等官四等	日本中世芸能史	史料編纂官と兼任
小島 小五郎	国史編修官	1944.12.20	高等官五等	長崎県史	元広島女子専門学校教授
福尾 猛市郎	国史編修官	1944.12.20	高等官六等	日本近世史	前職は文部省教学官
田山 信郎 (方南)	国史編修官(兼任)	1945.3.23	高等官七等	美術史、文化財	文部省国宝監査官と兼任
下村 富士男	国史編修官	1945.9.26	高等官六等	日本近現代史	前職は神祇院考証官補
時野谷 勝	国史編修官	1945.10.26	高等官七等	日本近現代史	-
服部 貞藏	国史編修官補	1944.12.20	判任官		
渡邊 是	国史編修官補	1944.12.20	判任官		
中田 易直	国史編修官補	1945.8.17	判任官		
塩田 嵩	国史編修官補	1945.11.1	判任官		
北浦 静彦	国史編修院事務官	1945.9.6	高等官四等	文部官僚	前職は文部理事官
坂下 清	国史編修院書記	1945.8.31	判任官		
林 則友	国史編修院書記	1945.11.10	判任官		

5日付で山田院長より国史編修官への就任を求める手紙を受け取ったという⁴⁹⁶⁾。なお、国史編修院は引き続き旧国民精神文化研究所の建物内に置かれていた⁴⁹⁷⁾。また、山田孝雄は9月9日に伊勢神宮に参拝し、事業計画について報告している⁴⁹⁸⁾。

この間の事情について、山田孝雄は次のように回想している。時期はおそらく9月中のことであろう。

私はその新内閣〔東久邇宮内閣〕とは何の交渉も無いものでもあり、又新内閣の意向も分らぬのであるから一往交渉の上、進退すべきことと思ひ、直ちに上京して文部大臣〔前田多門〕及び次官にあひ国史編修準備委員会以来の経過とその方針、又国史編修官の間で審議して得た事の概要を語り、之を是認せらるゝか如何と申し出たところ、之に賛成せられたから一往はお受けしたが、当時既に聯合軍が東京に進駐した上いる 国事に干渉するであらう事が予想せられてゐたので、更に問ふに、若し、それらが、この国史の編修に対して指図する様な事が生じたらどうするつもりかと問うたら、さういふ事が生じた場合は何ともいはれぬといふ答であつた。それで私は上述の方針は国史編修の第一の道であり之を曲げることは出来ぬ。若し之が行はれぬとあらば私は自ら信ずる正しい道によりて進退せねばならぬ。それ故に若しさういふ場合となつたらば腹藏なく知らせ戴きたいと約束して院長の任を受けた。⁵⁰⁰⁾

国史編修院内には総務部(庶務課・調査課)・第一編修部・第二編修部・第三編修部・第四編修部の5つの部局が置かれ、勅任編修官が各部の部長に就任することになっていた。各部の分担は、第一編修部が「神代—光孝天皇」、第二編修部が「宇多天皇—花園天皇」、第三編修部が「後醍醐天皇—孝明天皇」、第四編修部が「明治天皇御宇」であつた⁵⁰¹⁾。なお坂本太郎によれば、鈴木貫太郎内閣(1945年4月—8月)の時期に河原春作文部次官に呼び出され、「国史編修院総務部長になれと勧められたことがある」という。「大学の方は兼任で教授にしてやるというのである」。坂本

は「教授には何の魅力もないし、総務部長という行政官的な仕事に適任だとも思わぬので、これははっきりことわった」が、「古代を担当する第一部長にはなったと思う」と回想している⁽⁵⁰²⁾。

なお、山田孝雄門下の佐藤喜代治によれば、山田は「年号の読み方の研究は国史編修院での最初の仕事にしたい」と語っていたという⁽⁵⁰³⁾。

この間、10月3日の枢密院本会議で、深井英伍枢密顧問官は「国史編修ノ方針ニ付再検討ノ上之ニ反省ヲ加フルノ要アルベシト思料スルモ政府ノ所見果シテ如何」と問い質した。深井は「終戦に伴ひ、再検討及び反省を為すべき事項多」く、「此の計画は固より際物にあらずと雖、多分に戦時色の影響ありたり」という点を疑問としていたのである。これに対して前田多門文相は、「内閣更迭ノ間際ニ前内閣ニ於テ定メタル所ヲ引継ギタリ国史ノ編修ハ結局ニ於テ国体明徴ニ寄与スルコト謂ウ迄モナキ所ナルガ其ノ研究ヲ進ムルニ当リテハ検討ヲ要スルモノアルベキ今後慎重ナル態度ヲ以テ此ノ業ニ当ルコトト致シタシ」と回答している⁽⁵⁰⁴⁾。つまり、「慎重ナル態度」が必要であることは認めているものの、事業自体は「国体明徴」に寄与するものとして必要なものだと考えられていたのである。11月はじめまで続く国史編修院の組織拡大は、このような文部省の立場を反映したものだと考えられる。

10月2日には連合軍最高司令官総司令部(GHQ/SCAP)が設置され、4日にGHQ覚書(SCAPIN-93)「政治的、公的及び宗教的自由に対する制限の除去に関する司令部覚書」(人権指令)が出されると、東久邇宮内閣をこれを実行不可能として5日に総辞職し、代わって9日に幣原喜重郎内閣が成立した。

なお、先述の通り、東久邇宮内閣が総辞職した10月5日には、教学局編纂図書の使用停止と絶版・廃棄処分が取られている。もっとも、10月に文部省が作成した資料の中には、「国体ノ本義」ニ付テハ改訂ニ必要ナル措置ニ着手シ「臣民ノ道」ハ絶版シ「国史概説」ニ付テハ改訂再版セントス⁽⁵⁰⁵⁾という記述があり、文部省が当初、『国体の本義』と『国史概説』の改訂版を作成するつもりであったことがうかがえる。

また、10月13日付(公布15日)の勅令第570・571号で教学局は廃止され、社会教育局に改組された。このため、国史編修院の事務取扱は社会教育局に移管されている。さらに、これと同時に教学錬成所も廃止され、教育研修所に改組された。なお、元文相の橋田邦彦教学錬成所長は、これに先立つ9月14日、A級戦犯容疑者として逮捕される直前に服毒自殺を遂げている。

しかし、この時点ではまだ国史編修院の去就は決定されていなかった。そのことは、このときに国史編修院自体は廃止されていないことからわかる。10月15日の改組で新設された教科書局長に就任した有光次郎が、翌16日付の日記で触れている大村清一文部事務次官の発言の中には、「国史編修院——流シテ見テイルコト」⁽⁵⁰⁶⁾という記述がある。

6.4.2 山田孝雄院長の辞任と国史編修院の解体

一方、GHQ/SCAP、特にその中でも教育問題を担当していた民間情報教育局(CIE)は、10月22日付の覚書・SCAPIN-178「日本教育制度ニ対スル管理政策」を皮切りに、教育行政への介入を本格的に開始することになる。

こうした中で、11月5日、山田孝雄国史編修院長は辞表を提出した。この辞表は受理され、山田は7日付で依願免官となっている⁽⁵⁰⁷⁾。後任は置かれず、暫定的に社会教育局長の關口泰が事務取扱となった。

このときの事情について、山田は後年の回想で、

十月の半頃に或る人から教科書も大分模様がへになる様だから編修院も考へをかへて見てはど

うかといふ忠告を受けた。私はこれ以外の道は無いと信じてゐるし、又教科書と我々の国史編修と同一のものでは無い。若し政府から何か指示とか要求とかあればその時はじめて考へを立てるべきであり、我々から迎合して態度を変へることは出来ぬと答へた。下旬に至り文部次官〔大村清一か〕から面会を求められ、三十日に会うたら進駐軍からいろいろいふ事があり、かねての方針は通りさうに無い有様になつたから約束により有のままに話すといふことであつた。然らばといふので即日辞表を提出した。⁽⁵⁰⁸⁾

と述べている。この山田の辞任によって、国史編修院の機能は事実上停止したといつてよい。

10月30日にはSCAPIN-212「教育及び教育関係官ノ調査、除外、認可ニ関スル件」(教職追放指令)、12月15日にはSCAPIN-448「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」(神道指令)、そして12月31日にはSCAPIN-519「修身、日本歴史及び地理停止ニ関スル件」が出されている。特に神道指令においては、国家神道を否定したのみならず、「国体の本義」、「臣民の道」乃至同種類ノ官発行ノ書籍論評、評釈乃至神道ニ関スル訓令等ノ頒布」(『国史概説』も当然含まれる)や「公文書ニ於テ「大東亜戦争」、「八紘一宇」ナル用語乃至ソノ他ノ用語ニシテ日本語トシテソノ意味ノ連想ガ国家神道、軍国主義、過激ナル国家主義ト切り離シ得ザルモノハ之ヲ使用スルコト」の禁止が指示されていた。

12月13日には、貴族院予算委員会において大河内輝耕委員がこの事業を取り上げ、「ドウモ是ハ政府ガオヤリニナルノハ如何カト思フノデス、其ノ時ノ時流ニ依ツテアツチニ引張ラレタリ、コツチニ引張ラレタリシテ、結局公平ナモノハ出来ナイダラウト思ヒマス」と批判している。これに対する前田文相の答弁は、「目下検討致シタイ」というごく簡単なものであつた。

結局、1946年1月25日の閣議で決定された官庁行政整理に伴う文部省官制改正によって、国史編修院は廃止されることが決定された⁽⁵⁰⁹⁾。30日付(公布31日)の勅令第60号「行政整理実施ノ為ニスル文部省官制中改正等」で、国史編修院と国史編修官はともに正式に廃止されている。国史編修院の設置からわずか5ヶ月半後のことであつた。一大国家プロジェクトとして計画された昭和の国史編修事業は、ここに、結局何の成果も残さぬまま、あっけない終末を迎えたのである。

坂本太郎は、国史編修院についての回想を次のような言葉で結んでいる。

思えばはかない国史編修院の運命であつた。そして政府が歴史編修を企てることが、いかに無益な徒勞であるかを、このくらいはっきり示した事例はほかにあるまいと思う。⁽⁵¹⁰⁾

おわりに

「天壤無窮の神勅」に基づくゆるやかな枠組みとして明治期に確立された近代国体論は、1930年代の対外的・対内的危機の進行過程で、より強固な束縛へと変質を迫られることになった。

この過程で、「万邦無比」なる日本の「国体」を絶対化する理念が急速に浮上し、1935年の天皇機関説事件により、この理念は一気に国是としての位置を占めるに至る。この結果、政治・教育・学問・思想などあらゆる分野において、「国体」に基づく再構築が迫られることとなった。文部行政においては、この目的を果たすための部局として教学局が設置される。また、日本が「万邦無比」であることを示すため、それまで用いられていた「皇帝」「帝国」という称号に代わり、「天皇」「皇国」という称号が浮上することになる。

この「国体」絶対化の要求は、日本の絶対性・独自性と優越性を主張するものではあったけれども、それだけでは「日本」の内側のみにとどまるものであった。文部省思想局が『国体の本義』という形で示した国体論は、この段階の議論を反映したものと見える。

しかしその一方、1931年以後の対外侵略の進行過程で、日本の「国体」を擬似普遍化し、あらゆる国家・民族を取り込んで無限に拡大することを正当化する「八紘一宇」の理念が持ち出される。日本による「満洲国」支配を正当化するため、日本が他の諸国・諸民族を指導することを自己正当化する理念として持ち込まれたこの「八紘一宇」は、1937年の日中全面戦争の勃発にともない国是化されるにいたる。ここに、日本の絶対の国是たる「肇国の精神」とは、「天壤無窮の神勅」に基づく「万世一系」の天皇による統治、という「皇国」日本の「国体」が、「八紘一宇」の理念に基づいて無限に拡大してゆくというものとされるに至り、また「国史」ないし「皇国史」とはその「肇国の精神」の実現過程とされることになった。このため、あらゆる歴史は——「国史」のみならず世界史に関しても——この国体観念に沿って書き直されることが要求されることになった。また、「天壤無窮の神勅」および「八紘一宇」の典拠である『日本書紀』の叙述と矛盾するような歴史認識は、たとえそれがいかに日本を讃美し、あるいは異民族支配や対外侵略を正当化するようなものであっても、排除されることになったのである。

そして、この「肇国の精神」の「体認」が、知識層を含めたあらゆる国民に要求されることになり、そのため「国史」が極度に重視されることになった。とりわけ、このことは天皇機関説排除後、受験者の国体観念審査のために「国史」が導入された高等試験において大きかった。

ところが、この段階に至ってもなお、その「肇国の精神」あるいは国体観念に基づく公定歴史書は存在していなかった。したがって文部省教学局は、『国史概説』および『大東亜史概説』という形で国体観念に基づいた歴史像を示し、さらに国史編修事業を打ちたてて絶対の「正史」を確立しようとしたのである。このため、多くの歴史学者が国策動員されることとなった。そして、これら一連の歴史書における歴史観を示す語として文部省が提唱したのが、「皇国史観」であった。文部省自身は、この歴史観は『古事記』『日本書紀』『神皇正統記』『大日本史』などの国体論の聖典とされてきた書物を貫流する歴史観だと主張したが、実際にはむしろ、1930年代以後の対外侵略と国民統合・国民動員の正当化の必要に応じて、これら一連の書物の内容を恣意的に取捨選択しながら作り上げられた歴史観というべきである。また、ファシズム体制を築き上げ戦争を引き起こしたイデオロギーというよりは、むしろ戦争という状況を事後的に追認し、自己正当化を図るために作

り出された国策イデオロギーとしての性格が強いものであった。

このようにして編纂された『国史概説』では、「肇国」以来の「国体」の絶対性・一貫性が強く主張されており、それに基づいて恣意的な史実の取捨選択がなされ、「国体」の危機については歴史叙述から排除されることとなった。さらに、「神勅」に基づく天皇親政こそが日本の正しいあり方だとする理念と、長期間にわたって天皇不親政の状態が続いたという歴史的事実との齟齬を回避するため、武家政権は委任統治機関ないし「翼賛」機関として位置づけられることとなった。これは、「天皇親政」の要求が体制批判・体制変革のイデオロギーとして機能してしまうことを回避し、あくまで「国体」を国民統合・国民動員のイデオロギーとしてのみ機能させるための操作であったと考えられる。

また、日本民族・日本文化については、純粋性よりもむしろ混成性を強調し、外来文化や異民族を「国体」に合致させる形で積極的に取り込んできたことが高く評価され、そのような「日本」の国体は（擬似）普遍性を持ち、それゆえ新しい世界秩序の基軸となるべき「世界史的使命」を持つと主張されることになる。このような理念は、「大東亜」の通史である『大東亜史概説』においてさらに詳細に展開されることになる。これは、対内的には異民族支配・異民族統合を正当化するとともに、対外侵略を正当化する理念であった。また、ここで展開される国体論は決して排外主義的なものではなく、むしろ積極的に他者の取り込みを認める曖昧で融通無碍なものであったというべきであろう。

さらにいえば、この融通無碍さは、政治史のみならず対外交渉史、社会経済史、文化史などの高度に学問的な成果を取り込む際にも発揮されることになった。確かに、「神話」（正確には神話を恣意的に取捨選択したもの）を基軸に据え、あらかじめ正統なものとして定められた価値判断によって恣意的に取捨選択した史実を「正しい歴史」として語ることでしか自己正当化をなしえないという点で、「皇国史観」は非科学的なものでしかなかった。しかしながら、そのことは科学的・実証的研究が常に排除されることを意味するのではなく、むしろ「国体」に反しないとされたものは積極的に取り込まれたのである。

この正統的歴史観としての「皇国史観」をさらに「徹底」させ、「正しい」国史を確立するとされたのが、1943年8月より本格的に始まる国史編修事業であった。しかし、この事業計画の喧伝により一般的にも広まった「皇国史観」という言葉は、文部省の思惑を越えて次第に一人歩きをはじめ、国体観念が最初から抱えていた曖昧さ、内容の空疎さと相まって、様々に解釈されることになる。

そして、アジア太平洋戦争の戦況が悪化する中で、文部省自身も次第に、修史事業の意味づけを「世界史的使命」の明徴化から「国体護持」へと変化させてゆく。そして、敗戦がついに決定的になった段階で、敗戦にともない引き起こされると予想された「国体」の危機を切り抜けるべく、「国史編修院」が設置されたのである。もっとも、GHQ/SCAPの介入による教育改革が始まる中で、このような組織が存続を許されるわけもなく、国史編修院は設置後半年も経たずに廃止されることになった。

戦後における文部省の国体論

国史編修院の設置にも見られるように、文部省は敗戦という事態の急変にもかかわらず、というよりはおそらくむしろそれゆえに、独自の国体論を維持しようとし続けていた。

1945年11月7日付で、文部省は「国史教育ノ方針（案）」という7項目からなる方針案を作成した⁽⁵¹¹⁾。この方針案においては、第2項で「独善偏狭ノ史観ヲ払拭シ広大ナル視野ニ立チ史実

ヲ客觀的ニ取扱ヒ事實ノ歪曲ト隱蔽トヲ避ケ歴史ノ發展ヲ総合的合理的ニ會得セシメ」ること、第3項で「治乱興亡、政權移動ヲ主トスル政治史ニ偏ニ偏スルコトナク広く社会經濟的文化的史実ヲ重視シ特ニ庶民生活ノ具体的展開ノ様相ヲ明ニス」ること、第4項では「上代史ニツキテ八伝承ト史実トノ區別ヲ明カニスル」ことが求められていた。一見すると、これは従来の『初等科国史』に代表されるような歴史教育の問題点のある程度認め、その反省の上に立って歴史教育の再建をしようとしていたように見える。しかしながら第5項は、「我が国家社会ノ發展ガ皇室ヲ中心トスル一大家族国家形成ノ過程タル史実ヲ明ニス」となっており、結局のところ文部省は依然として、天皇中心の歴史観に基づく教育を維持し続けようとしたことがうかがえる。

しかし、本論文で述べてきた「皇国史観」歴史書の問題を考える際には、第3項の政治史偏重の是正、社会經濟史・文化史・庶民の重視という意見にも注意しておく必要があるであろう。この点は、戦後歴史教育改革にあたっては、神話の排除と考古学の重視、国粹主義の是正と国際性の強調などとともに重要な点として強調されることになった。しかし、これは実際には『国史概説』にそのまま当てはまってしまうのである。

1945年12月26日、文部省は新教科書編纂のため「歴史家専門委員会」を組織した。委員は今井登志喜・和田清・河野省三・龍肅・山中謙二・板澤武雄・肥後和男・和辻哲郎・土屋喬雄・尾佐竹猛の10名であった⁽⁵¹²⁾。おそらくこれは、当時東京にいた主だった歴史学者をとりあえず集めて編成したものと思われるが、今井や和辻、土屋あたりはまだしも、つい数ヶ月前まで「天壤無窮」だのといったことを雑誌に書き連ねていた板澤や肥後、河野などのような学者までが参加しているところに、当時の歴史学界の状況と、当時の文部省の限界が現れていると言えよう。

この専門委員会の監修のもと、1946年3月までに豊田武らが作成した『暫定初等科国史上案』は、戦後的な教科書というよりはむしろ『初等科国史』の神話重視路線を受け継いだ内容となっており、書き出しこそ考古学的叙述から始まってはいるものの、「今残つてあるいちばん古い歴史の書物古事記や日本書紀」に基づくものとして「伊弉諾、伊弉冉の二神」から始まる神話を記し、さらに天壤無窮の神勅を依然として掲げ、あまつさえ神武天皇の即位をもって「この年がわが紀元元年であります」と記していた⁽⁵¹³⁾。この草稿を見た家永三郎は、「記紀の神話伝説を離れ、考古学の研究成果と大陸の文献とによって日本古代史を再建するという科学的態度に立つとき、とうてい容認できないものであった⁽⁵¹⁴⁾」と評している。当然のことながらこれはCIEの受け入れるところとはならず、豊田は更迭され、代わって家永らが国民学校教科書（『くにのあゆみ』）、関晃らが中等学校教科書（『日本の歴史』）、竹内理三らが師範学校教科書（『日本歴史』）の編纂にそれぞれあたることになった。特に『くにのあゆみ』は、かむやまといはれひこのすめらみこと過渡期的な教科書として多くの問題点と限界を抱えていたとはいえ、神話を排除した——といっても「神日本磐余彦天皇」すなわち神武天皇には言及しているのだが——最初の（そして最後の）国定国史教科書として、その後の歴史教育のひとつの指針を形作ってゆくことになる。

戦後教育改革が進む中、教員用の手引きの作成に迫られた文部省は、1946年から47年にかけて『新教育指針』と題した参考書を編纂・刊行している。1946年5月に刊行されたその第一分冊には、

教育においても「国体明徴」とか、「教学刷新」とか、「皇国の道に則る国民錬成」とかがさかんに説かれて、制度も教科書も方法もあらためられ、また教学局や国民精神文化研究所といふやうな機関がつくられたり、「国体の本義」、「臣民の道」、「国史概説」などの書物が出されたりした。これらは、日本国民がいつまでも西洋のまねをすることをやめて、自主的態度をもつて、国体を自覚し国史を尊重し、国民性の長所を生かして、特色ある文化を發展させ、世界人類のためにつくさうとするものであるかぎり、正しい運動であつた。しかしながら、軍国主義者や極端な国家主義はこの運動をあやまつた方向に導いた。すなはち、国民としての自覚や

国民性の長所をあまり強くいひすぎて、もはや外国から何事をも学ぶ必要がないかのやうに説き、西洋諸国は東亜をうばひ取つたものであるからこれを追ひはらはねばならぬと教へ、日本固有の精神をもつて大東亜諸民族を指導し支配することが、皇国の道を実現することであると主張した。⁽⁵¹⁵⁾

という記述が見られる。ここでは、教育を誤らせ、日本を戦争へと導いたのは「軍国主義」であり「極端な国家主義」であって、「国体明徴」や「皇国の道」それ自体は「正しい運動」だったとされている。「日本固有の精神をもつて大東亜諸民族を指導し支配する」という「八紘一宇」論こそ否定されているものの、「国体」の維持は正しいものとして捉えられていた。

戦後における国体論の変容

敗戦により、近代国体論は大きく揺れ動くことになる。1946年の年頭詔書（「新日本建設に関する詔書」）では、「朕ト爾等国民トノ間ノ紐帯ハ、終始相互ノ信賴ト敬愛トニ依リテ結バレ、単ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ以テ現御神トシ、且日本国民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念ニ基クモノニモ非ズ」とされ、「八紘一宇」の理念が否定されるとともに、「天壤無窮の神勅」という「神話ト伝説」を基軸としていた国体論の読み替えが始められた。日本国憲法（1946年11月3日公布・1947年5月3日施行）および新皇室典範（1947年1月16日法律第3号）により「万世一系」の理念は法令上から削除され、1948年6月19日には衆議院において「教育勅語等排除に関する決議」、参議院において「教育勅語等の失効確認に関する決議」が出された。こうした一連の動きにより、「天壤無窮の神勅」はひとまず「国体」の究極的根拠としての位置付けを失うことになる。憲法改正によって「大日本帝国」という称号が葬り去られたことも付け加えておこう。

しかし、これをもって国体論自体の衰退と考えるべきではない。むしろこれは、1930～40年代の“強い”国体論が放棄され、それ以前の“ゆるやかな”国体論が形を変えつつ復活してきたと見るべきであろう。「天壤無窮の神勅」という国体論のタブーが解消されたことは、かえって天皇中心主義の立場からも、より合理的な形でのナショナリズムを再構築する機会を得ることにもつながったのである。

植民地を喪失したことにより、「八紘一宇」の理念を持ち出して対外侵略・異民族支配を自己正当化する必要はなくなった。このことは、「日本」の純粋性・同質性・均一性を主張する型のナショナリズムにとってはむしろ好都合なことともいえる。『日本書紀』の神聖性は失われたが、このことは『日本書紀』を絶対の聖典と見なすことにより生じる多くの不合理が解消され、より合理的な形で天皇を中心とした歴史を再構築することを可能とした。「万世一系」は「天壤無窮の神勅」によって規定されたものではなく、国民の信念に基づくものとして読みかえることも可能となった。天皇親政のタテマエより低く評価されなければならなかった中世・近世の武家政権は、かえって高く評価されるきっかけを生むこととなった。

なお、敗戦による植民地の喪失は、排外主義的で日本一国的な平泉澄の歴史観にとっては、ある意味で——もとより、国体論者平泉澄自身の主観的な認識とは反するものであるが——適合するものであったといえよう。最初に述べたように、平泉の文部省への影響力は戦前・戦中においてはそれほど強いものではなく、むしろ戦後、1950年代後半になってから門下生の入省という形で強まっている。このことは、戦前・戦中において平泉の歴史観が必ずしも国策に適合するものではなかったのに対し、戦後における支配層、ことに文部省側のイデオロギーとは適合し、むしろ好都合であったことを示しているのではないか。

また、このことを考慮すれば、戦後において「皇国史観の復活」とされてきた諸問題は、単純な戦前・戦中への回帰などではなく、むしろ、国体論がその時々状況に合わせて都合のよいように変質していることを示しているものといえよう。

ついでにいえば、外来要素の受け入れや日本民族・日本文化の混成性を認めることは、それだけでは「皇国史観」を批判することにはならず、かえって異文化の集約点としての「日本」の優越性を主張するナルシスティックな議論につながりかねない、ということは注意しておかなければならない。

「歴史学の戦争責任」について

最後に、歴史学ないしは歴史家の戦争責任という重い問題について触れておかなければならない。

本稿では、一連の修史事業の主導権を握っていたのは一貫して教学局側であったことも考慮し、教学局がいかなる歴史観に立ち、それに基づいていかなる歴史像を築こうとしたのか、という点に主眼をおいたため、事業に動員させられた個々の歴史学者との関係についてはほとんど踏み込まなかった。また、本論文で取り上げたのは、文部省教学局という政府機関による歴史学の国策動員であって、その限りにおいて、これは積極的というよりもむしろ消極的な戦争協力の事例に属する。さらにいえば、日本の大学の政治的自立性の弱さや、当時の大学の置かれていた状況を考慮すれば、戦争協力それ自体をもって断罪するのは酷ではないか、と考えられるかもしれない。

しかしながら問題なのは、戦争協力それ自体もさることながら、戦争協力が存在したということ自体がきちんと認識されてこなかったことであろう。中村孝也や板澤武雄、西田直二郎や肥後和男など、戦争協力の比較的明白なケースですら、平泉澄の影に隠れてきちんと論じられてこなかったこと、また、戦時協力を批判する場合でも、「皇国史観」といったレッテルを貼るだけで思考停止し⁽⁵¹⁶⁾、その思想的な内容にまできちんと踏み込むことが乏しかったことは批判されねばならないであろう。

ドイツにおける歴史学者の戦争責任問題について論じたペーター・シェットラーは、「ドイツにマルク・ブロックに相当する歴史家は一人もいなかった」と批判し、「一九四五年に長期的に職を失ったのはほんの少数のナチ歴史教授だけだった」と指摘している⁽⁵¹⁷⁾。もとより、ドイツと日本ではファシズム体制それ自体にも、また歴史学の置かれていた状況にもかなり差異があり、単純な比較検討はできないが、しかしながらこうした状況は基本的には日本においても当てはまる。戦時下における歴史学の筆禍事件として取り上げられるのが常に津田左右吉であり、あるいは羽仁五郎など一部のマルクス主義歴史学者でしかないことは、他の歴史学者が戦時体制に迎合していたか、少なくとも実証主義の殻に閉じこもっていたことを示している——とはいうものの、家永三郎がいうように、やはり五十歩と百歩では決定的に異なっていることは認めねばなるまいが。

また、シェットラーは、「ある学者が[...]学問的体裁で書いたすべての文章は、その仕事の本当の狙いが体制を合理的に見せかけることでなかったかと問う前に、それだけですでに体制に距離を置いていた証拠とみなされた」⁽⁵¹⁸⁾ことを批判している。このことは、たとえば宮崎市定と『アジア史概説』との関係にも当てはまるであろう。ついでにいえば宮崎は、この他にも1942年2月から1945年7月にかけて、海軍の一部と京都学派の哲学者たちが開いていた秘密会合に参加し、「国民全体は今後どうなるかといふ将来の希望の面を知る事を欲してある故、大東亜共栄圏の将来の希望の面(ユートピア的)を説く事も必要」⁽⁵¹⁹⁾などと発言したことが知られており、決して礪波護や今谷明などが主張している⁽⁵²⁰⁾ような、政治から常に距離を置いていた歴史家だったわけではない。

いずれにせよこの種の問題については安易な弁護も、また安易な断罪も決して許されるものではない。戦時下において歴史学がどのような機能を果たしていたのか、ということ、それこそ歴史学的に慎重に解き明かさなければならない問題であろう。

歴史家は弾劾もしなければ有罪判決も下さないが、それだからといって事を美化してはならない。とくにもっとも慎むべきは、自らの同業者を美化することである。⁽⁵²¹⁾

註

- (1) 廣瀬重見「いはゆる皇国史観に関する一考察」(上)『日本』(日本学協会)第41巻第5号(1991年5月)37頁。1966年刊行の初版にはこの項はない。
- (2) 主要な事典類での「皇国史観」の項の執筆者を、以下に刊行順に挙げる。『大百科事典』第5巻(平凡社、1984年) = 中島三千男、『日本史大事典』第3巻(同、1993年) = 大隅和雄、『昭和史の事典』(東京堂出版、1995年) = 山田朗、『歴史学事典』第6巻(弘文堂、1998年)及び『日本歴史大事典』第2巻(小学館、2000年) = 永原慶二、『日本思想史辞典』(ペリかん社、2001年) = 桂島宣弘、阿部猛 + 西垣晴次〔編〕『日本文化史ハンドブック』(東京堂出版、2002年) = 阿部猛。ちなみに、『國史大辞典』(吉川弘文館、1979-97年)には「皇国史観」の項目はない。
- (3) 新村出〔編〕『広辞苑』第4版(岩波書店、1991年)860頁。第5版(1998年)も同文。
- (4) 日本国語大辞典第二版編集委員会 + 小学館国語辞典編集部〔編〕『日本国語大辞典 第二版』第5巻(小学館、2001年)274頁。用例は挙げられていない。
- (5) とりわけ古代史研究の分野では、『日本書紀』に基づく「任那日本府」説や、日鮮同祖論的な歴史叙述などを指して「皇国史観」と呼ぶことも多い。たとえば金達寿「わが内なる皇国史観——「任那日本府」をめぐる」『展望』第188号(1974年8月)、李進熙「歪められた朝鮮史像と皇国史観——古代朝・日関係史研究の歪み」『経済評論』第23巻第12号(1974年11月)等。
- (6) 渡辺治「国体」(原武史 + 吉田裕〔編〕『岩波天皇・皇室辞典』岩波書店、2005年、所収)177頁。
- (7) 阿部猛『太平洋戦争と歴史学』(吉川弘文館、1999年)39頁。
- (8) 註2に挙げた事典のうち、平泉の名を挙げていないのは『昭和史の事典』のみである。
- (9) 座談「民衆は歴史家に何を望むか」『日本史研究』第3号(1946年12月)72-73頁。藤谷は、同誌第5号(1947年9月)に掲載された論文「歴史教育と歴史観」でも、「戦時中は「皇国史観」などという怪しげな歴史観が国史教育に強制せられた」(54頁)と述べている。
- (10) 高橋碩一「『日本の歴史』批判——中学生のレポートより」『歴史評論』第9号(1947年9月)53頁。のち「中学生の『日本の歴史』批判」と改題の上、高橋『新しい歴史教育への道』(誠文堂新光社、1949年)に再録。ここでは初出記事より引用した。このレポートの執筆者は丸山幸三。なお、当時学生の一人であった佐藤伸雄は、「高橋先生から、けしかけられて、これを批判した」と回想している(『インタビュー記録』歴史教育体験を聞く 佐藤伸雄先生)『歴史教育史研究』第2号、2004年10月、41頁)。
- (11) 井上清「時評」『歴史学研究』第122号(1946年6月)34頁。
- (12) 『大学新聞』第45号(1945年12月1日付)「国史学はどうかつてゐるか / 「実証の学」死せず 東大 / 初旬・幕本版画陳列展開く」。
- (13) 井上「時評」36頁。
- (14) 石母田正「実証主義への復帰」(『石母田正著作集』第16巻、岩波書店、1990年、所収。初出1946年)7頁。
- (15) 井上清(司会) / 中野重治 + 小池喜孝 + 藤間生大 + 大久保利謙 + 岡田章雄 + 羽仁五郎「“くにのあゆみ”の検討——共同研究」『朝日評論』第2巻第3号(1947年3月)31頁。久野収 + 神島二郎〔編〕『天皇制』論集(三一書房、1976年)に再録、27頁。
- (16) 『歴史』(史学社)創刊号(1947年12月)65頁。文責は岩月英男。この雑誌については、『歴史学研究』第133号(1948年5月)掲載の匿名記事「歴史学雑誌の最近の動向について」で批判的な紹介がなされている。
- (17) 「史界展望」『日本歴史』第1巻第4号(1946年10月)92頁によれば、西田は「史学関係者で本令〔教職追放令〕の適用を受けた最初の人」である。
- (18) 鈴木良一「清水三男『ぼくらの歴史教室』——研究者の戦争責任」(鈴木『中世史雑考』校倉書房、1987年、所収。初出1974年)309頁。
- (19) 井上「時評」40頁。なお、土屋の戦後の歴史学・歴史教育批判については第4章を参照。
- (20) 一例を挙げれば、井上が名指し批判している秋山謙蔵は歴研の前身である庚午会(1931年結成)以来のメンバーの一人であり、『歴史学研究』という誌名の名付け親でもある(松島栄一〔司会〕 / 秋山謙蔵 + 松田久雄 + 三島一 + 旗田巍 + 永原慶二「座談会 “歴研” 創立の前後」1971年、歴史学研究会〔編〕『歴研半世紀のあゆみ』歴史学研究会、1982年、所収)。秋山の戦時中の言動については、とりあえず阿部『太平洋戦争と歴史学』89-96頁を参照。
- (21) 「戦後の歴研の歩みについて」『歴史学研究』第212号(1957年10月)48頁。「座談会には遠山茂樹、野原四郎、柴田三千雄、太田秀通の諸氏のほか、委員会側から江口朴郎、松島榮一、金澤誠、西嶋定生、荒井信一が参加した」。なお文責は荒井信一。
- (22) 荒井信一 + 平田哲男「《対論》歴史家の戦争責任をめぐる」『歴史評論』第460号(1988年8月)86-87頁。
- (23) 今井修「戦争と歴史家」をめぐる最近の研究について——阿部猛氏『太平洋戦争と歴史学』と今谷明氏の平泉澄論を中心に」『年報・日本現代史』第7号(2001年5月)339頁。
- (24) 坂本太郎『日本の修史と史学』(至文堂、1958年。のち『坂本太郎著作集 第5巻 修史と史学』吉川弘文館、1989年、に再録)260-261頁。
- (25) たとえば遠山茂樹『戦後の歴史学と歴史意識』(岩波書店、1968年)5-8頁など。ただし戦後歴史学の立場からは、「実証主義史学」が「歴史教育にたいする国家統制に何の抵抗も示さなかった」(同、7頁)ことも批判されるのであるが。
- (26) 家永三郎「大正・昭和の歴史思想——太平洋戦争前後における歴史思想の変化」(日本思想史研究会〔編〕『日本における歴史思想の展開——日本思想史研究会紀要 I』吉川弘文館、1965年、所収)287頁。

- (27) 永原慶二『20世紀日本の歴史学』(吉川弘文館、2003年)118頁。
- (28) 阿部『太平洋戦争と歴史学』17-18頁。たとえば小葉田^{こはたあつし}淳(1905-2001)のように、植民地大学である台北帝国大学文政学部の助教授であり、しかも中世交易史という大東亜共栄圏論と結びつきやすい分野を専門としていたにもかかわらず、年齢も研究分野も近い秋山謙蔵とは対照的に、『中世南島通交貿易史の研究』(1939年)・『中世日支通交貿易史の研究』(1941年)などの学術書だけでなく、『日本と金銀島』(1943年)のような啓蒙書にすら特に時局的な記述が見られない、という例もある。
- (29) 敗戦直後の1945年10月8日付で、当時東大国史学科の学生だった青村眞明(1924-53)が同級生の色川大吉に送った手紙の中に、「国史も随分変わるだろう。平泉さんは田舎に引込んでしまつたようだ。とにかく現在の皇国史観などは根底から覆されるにちがいない」という記述がある(青村眞明『青村眞明遺稿集』青村眞明遺稿集刊行会、1954年、58頁。色川大吉「よみがえる研究室」色川『わだつみの友へ』岩波書店同時代ライブラリー、1993年、所収、61頁)。しかし文脈上、この「皇国史観」が平泉史観を指しているのかどうかは判断し難い。
- (30) 松島榮一「日本における歴史学の発達——とくに近代の歴史学の形成を中心に」(松島〔編〕『日本歴史講座 第1巻 歴史理論篇』河出書房、1952年、所収)223頁。
- (31) 「特輯・正史編輯と皇国史観」(6.1.3参照)中の一記事。同記事については、若井敬明「平泉澄論のために——田中卓『平泉史学と皇国史観』を得て」『皇學館論叢』第34巻第3号(2001年6月)25頁が取り上げている。
- (32) 亀井勝一郎「現代歴史家への疑問」『文藝春秋』第34巻第3号(1956年3月)59頁。大門正克〔編著〕『昭和史論争を問う——歴史を叙述することの可能性』(日本経済評論社、2006年)に再録。昭和史論争の経緯については同書に詳しい。
- (33) 遠山茂樹「現代史研究の問題点——『昭和史』の批判に関連して」『中央公論』第71年第6号(1956年6月)55頁。大門〔編著〕『昭和史論争を問う』に再録。
- (34) 和歌森太郎「歴史観の自由をままれ——歴史教育をめぐる諸問題を通じて」『自由』第6号(1960年5月)57-58頁。なお和歌森は東京文理科大学の出身であり、平泉に直接師事した経験を持たない。
- (35) 佐藤伸雄「皇国史観——その動向と役割」『歴史学研究』第309号(1966年2月)56頁。のち、「皇国史観」の動向とその役割」と改題の上、佐藤『歴史教育の課題と皇国史観』(あずみの書房、1989年)に再録。ここでは主として初出記事を参照した。
- (36) 第24回国会衆議院文教委員会における平田ヒデ委員(日本社会党)の発言(1956年2月29日)。紀元節復活問題に関連して、「戦後の歴史教育は、皇国史観に基いた誤り、歪曲あるいは誇張、そういう教育のはなはだしい偏向や支配者中心の叙述を改めて、そうして総じて科学性を重視して発足いたしましたのであります」と発言した。国会会議録検索システム[<http://kokkai.ndl.go.jp/>]による。
- (37) 「特別リポート 官報指導要領下の教科書検定」『歴史地理教育』第50号(1960年3月)66頁。
- (38) 徳武敏夫「皇国史観で貫かれる教科書検定——国家基準の学習指導要領と検定調査官」『アカハタ』1959年12月25日付。「三羽鳥」の残り二人は、同時期にそれぞれ視学官と教科書調査官に就任した鳥巢通明(1911-91)と山口康助(1921-)だとされる。毎日新聞社〔編〕『教科書検定——教育を追う』(毎日新聞社、1982年)71頁、茶本繁正「『朱光会』の系譜——教育に面舵をとる」『世界』第441号(1982年8月)243頁等を参照。
- (39) 朱光会については、茶本「『朱光会』の系譜」、および若井敬明『平泉澄——み国のために我つくさなむ』(ミネルヴァ書房、2006年)144-157頁等を参照。
- (40) 佐藤「皇国史観」56頁。
- (41) 『歴史地理教育』編集部「特別リポート 教科書問題大論争」『歴史地理教育』第51号(1960年4月)27頁。論争の具体的な経緯については同記事、および同誌第52号(1960年5月)の「特別リポート 教科書論争続行中」に詳しい。
- (42) 佐藤「皇国史観」56頁。
- (43) 朝日ジャーナル編集部「教科書調査官を調査する——検定の“実力者”の実体はなにか」『朝日ジャーナル』第44巻第7号(1965年10月24日)14頁。
- (44) 板澤武雄『天壤無窮史観』(日光書院、1943年)序、4頁。
- (45) 松島榮一「『皇国史観』について」『朝日ジャーナル』第7巻第46号(1965年11月7日)5頁。
- (46) 佐藤「皇国史観」56頁。
- (47) 阿部『太平洋戦争と歴史学』3頁。なお池田智文「『皇国史観』研究序説——日本近代史学史研究の前提的問題として」『龍谷大学大学院文学研究科紀要』第22集(2000年12月)44頁も参照。
- (48) 斎藤孝『昭和史学史ノート——歴史学の発想』(小学館、1984年)88-110頁、阿部『太平洋戦争と歴史学』38-47頁に主立った回想の紹介がある。なお、「豚に歴史がありますか」はふつう単純に民衆軽視発言としてのみ語られることが多いが、若井敬明はその背景に柳田民俗学への対抗意識があることを指摘している(若井『平泉澄』96-104頁)。
- (49) 平田哲男「新反動史学の特質——現代的皇国史観について」『歴史評論』第205号(1967年9月)6-11頁。
- (50) 田中卓「皇国史観、何が悪い」(『神社新報』1968年8月31日付、『田中卓評論集 2 平泉史学と皇国史観』青々企画、2000年に再録、17-18頁)。田中によれば、「皇国護持」は平泉の造語である。
- (51) 田中卓「皇国史観について」(『田中卓著作集 11-II 私の古代史像——付録目次』国書刊行会、1998年、所収)10頁。初出は皇學館大學出版部〔編〕『高原先生喜壽記念 皇學論集』(皇學館大學出版部、1969年)。ここで取り上げられた用例は、吉田三郎「皇国史観」『教学』(1943年6月)、肥後和男「皇国史観」『知性』第6巻第11号(1943年10月)、紀平正美「皇国史観」(皇国青年教育協会、1943年11月刊)および板澤武雄『天壤無窮史観』。なお、このうち吉田論文については、昆野伸幸「吉田三郎の 皇国史観 批判」『日本思想史研究』第33号(2001年3月)が詳しく検討を加えている。
- (52) 同、24-25頁。
- (53) 田中「平泉史学の特色」(『田中卓評論集 2』所収、初出1995年)27-30頁。
- (54) 毎日新聞社〔編〕『教科書検定』68頁。
- (55) のち、大幅な改稿の上「検定の歴史観と国際批判——その源流としての皇国史観」と改題し、永原『歴史教科書をどうつくるか』(岩波書店、2001年)に再録。また、永原『20世紀日本の歴史学』(吉川弘文館、2003年)124-138頁も参照。
- (56) 永原慶二『皇国史観』(岩波ブックレット、1983年)18-31頁。
- (57) 同、45-57頁。

- (58) この点は、『歴史学事典』の「皇国史観」の項(註2参照)でより明確に主張されている。
- (59) 高野邦夫『天皇制国家の教育論——教学刷新評議会の研究』(あずみの書房、1989年)396-397頁。高野は、平泉が特別委員から外された理由について、三上参次委員と専門分野(国史)が重なっており、かつ「平泉の極端な理論を抑えきる自信が文部省になかったのではないかと考えられる」と指摘している。
- (60) 若井『平泉澄』172頁。なお田中卓は翌1984年に刊行した『皇国史観の対決』(皇學館大學出版部、のち『田中卓著作集 11-II』に再録)で『国史概説』の編纂経緯を考証し、同書執筆の中心は平泉ではなく西田直二郎だとして永原説への反論を試みている。しかし、平泉についての考証はおおむね妥当ではあるものの、西田を執筆陣の中心だとする根拠は薄弱であるし、また、永原はそもそも平泉史観よりもむしろ歴史観の国家統制の方に関心をはらっているのであり、両者の問題意識はすれ違っている。
- (61) たとえば松島榮一は、戦後すぐに西田直二郎と竹岡勝也を批判した文章の中で、「ほとんどの軍人の学校の部屋や庭に、東京帝大の教授であつた平泉澄博士の文字が、額に、石に飾られてあつたのに対し、西田は「文部省・(国民)精神文化研究所・教学局などの官僚層に大きな力をもつて」おり、また秋山は「一とこの言論界に雄飛した」と記している(まつしまえいichi「歴史教育——とくに国史教育について」『歴史評論』第2号、1946年11月、23頁)。また清沢冽『暗黒日記』の1945年4月5日の項には「大東亜戦争に導いた民間学者で最たるものが二人ある。徳富蘇峰と秋山謙蔵だ。この二人が在野戦争責任者だ」(清沢冽/橋川文三〔編〕『暗黒日記 昭和17年12月9日——20年5月5日』評論社、1979年、625頁)という記述があり、他の箇所にも秋山に対する批判が繰り返し記されている。
- (62) 尾藤正英「皇国史観の成立」(相良亨+尾藤正英+秋山虔〔編〕『講座 歴史思想 第4巻 時間』東京大学出版会、1984年、所収)300頁。尾藤は、用例として小沼洋夫「皇国史観の確立と『国史概説』」『文部時報』第789号(1943年5月10日)、紀平正美『皇国史観』、牧健二『日本国体の理論』(有斐閣、1940年)を挙げている。
- (63) 同、303-304頁。
- (64) 安良城盛昭「世界的範疇としての「天皇制」——網野善彦氏の「中世天皇論」についての批判的検討」(安良城『天皇・天皇制・百姓・沖縄——社会構成史研究よりみた社会史研究批判』吉川弘文館、1989年、所収。初出1985年)81頁。
- (65) 1990年代後半以降の、「新しい歴史教科書をつくる会」(1997年1月創立)を中心とするいわゆる第三次教科書攻撃においても、「つくる会」の編纂した『新しい歴史教科書』(扶桑社、初版2001年、改訂版2005年)を「皇国史観」として批判する議論が数多く見られる(たとえば、上杉聰「誤った戦争観と「皇国史観」による歴史教科書」上杉+君島和彦+越田稜+高嶋伸欣『「つくる会」教科書はこう読む!——隠された問題点の数々』明石書店、2001年、所収)。ただし『新しい歴史教科書』についていえば、確かに天皇中心主义的な性格はある程度見られるものの、その中心となるのは天皇ではなくむしろ「公」=「国家」であるという差異があり、むしろ今日におけるナショナリズムに対応し、その正当化を目的とした内容になっている(小森陽一+安丸良夫〔監修〕『歴史教科諸問題 その全体像を検証する』小森+坂本義和+安丸〔編〕『歴史教科書 何が問題か——徹底検証Q&A』岩波書店、2001年、86-90頁)。
- (66) 近年の研究動向については、今井「戦争と歴史家をめぐる最近の研究について」を参照。また、特に平泉については、中原康博+宇都宮めぐみ+塙慶一郎「平泉澄研究文献目録」『日本思想史研究会年報』第20号(2003年1月)、野木邦夫「平泉澄博士研究文献目録(稿)」(田中卓〔編〕『平泉澄博士全著作紹介』勉誠出版、2004年、所収)等も参照。その後に出された主要な平泉関係文献としては、植村和秀『丸山眞男と平泉澄——昭和期日本の政治主義』(柏書房、2004年)、立花隆『天皇と東大——大日本帝国の生と死』(下)(文藝春秋、2005年)第45-50章、若井『平泉澄』等がある。
- (67) 宇都宮めぐみ+中原康博「戦後平泉澄は如何に語られたか——平泉澄「批判」を考える一試論」『日本思想史研究会年報』第20号、394頁。
- (68) なお、田中卓の議論に基づいて「皇国護持史観」を用いようとする傾向も見られるが、いずれにせよ平泉澄を典型的事例と見て他を軽視する点では同じである。
- (69) なお近年、平泉史観ないしは「皇国史観」を認識論的構成主義として把握し、その上で同じ構成主義的な性格をもつ(とされる)マルクス主義史学と比較しようとする議論も出されている(小路泰直『「邪馬台国」と日本人』平凡社新書、2001年、成田龍一『歴史学のスタイル——史学史とその周辺』校倉書房、2001年、同『歴史 はいかに語られるか——1930年代「国民の物語」批判』日本放送出版協会、2001年、など)が、「皇国史観」を平泉で代表させることの問題を措くとしても、「純正史学」と「応用史学」とを区分する議論や、「皇国史観」と「唯物史観」とをともに政治的歴史観として捉えようとする1940年代以来の議論を十分に踏まえたものとはなっていない。
なお成田龍一は、1930年代の日本史学界における黒板勝美ら『岩波講座 日本歴史』(1933-35年)グループ=アカデミズム史学、羽仁五郎ら『日本資本主義発達史講座』(1932-33年)グループ=マルクス主義史学、平泉澄ら『日本精神講座』(1933-35年)グループ=ナショナリズム史学の三派鼎立、という構図を示している(成田『歴史学のスタイル』62-70頁、同『歴史 はいかに語られるか』26-27頁)。この理解は同時代の当事者の認識を踏まえたものでもあるが、西田直二郎などの文化史学や本庄榮治郎などの非マルクス主義社会経済史学、津田左右吉など、いずれの分類にもなじみにくい研究者が少なからず出てくるという問題がある。
- (70) 阿部『太平洋戦争と歴史学』、永原『20世紀日本の歴史学』等。
- (71) 昆野伸幸「大川周明の日本歴史観」『日本思想史学』第32号(2000年9月)、同「吉田三郎の 皇国史観 批判」、同「昭和期における平泉澄の「日本人」観」『日本思想史研究』第34号(2002年3月)、同「大川周明『日本二千六百年史』不敬書事件再考」『日本歴史』第677号(2004年10月)、同「平泉史学と人類学」『季刊 日本思想史』第67号(2005年12月)等。
- (72) 吉田孝『日本の誕生』(岩波新書、1997年)、網野善彦『日本の歴史 00 「日本」とは何か』(講談社、2000年)、神野志隆光『「日本」とは何か——国号の意味と歴史』(講談社現代新書、2005年)等。
- (73) 安丸良夫『近代天皇像の形成』(岩波書店、1992年)12頁。この意味で、近代国体論は「創られた伝統」(エリック+ホブズボウム+テレンス+レンジャー〔編〕/前川啓治+梶原景昭+他〔訳〕『創られた伝統』紀伊國屋書店、1992年。原著1983年)としての性格を強く持っている。
- (74) 坂本太郎+家永三郎+井上光貞+大野晋〔校注〕『日本書紀』(一)(岩波文庫、1994年)458頁、132頁。
- (75) 「神勅」の前半に類似する文章はあるが、「天壤無窮」への言及がないことから見て、性格の異なる文章と捉えるべきである。「此豊葦原水穂国者、汝将知国言依賜。故、随命以可天降(此の豊葦原水穂国は、汝が知らさむ国ぞと言依し

- 賜ふ。故、^{かれ}命の随に天降るべし」(山口佳紀+神野志隆光〔校注・訳〕『新編日本古典文学全集 1 古事記』小学館、1997年、114-115頁)。
- (76) 家永三郎「神代紀の文章に及したる仏教の影響に関する考証」家永『家永三郎集』第2巻(岩波書店、1997年。初出1948年)7頁。なお、同論文は家永が1937年に東京帝国大学文学部国史学科に提出した卒業論文の一部をまとめ直したものであるが、「天壤無窮の神勅」の成立過程に直接触れた内容であるため、筆禍事件を引き起こす恐れが強いとして『歴史地理』誌と『歴史学研究』誌から相次いで掲載を拒否され、ついに敗戦まで公表できなかったものという(家永三郎「近代日本における学問の自由」『歴史学研究』第270号、1962年11月、13頁、他)。
- (77) 家永「神代紀の文章に及したる仏教の影響に関する考証」10-14頁。
- (78) 尾藤「皇国史観の成立」308-313頁。
- (79) 家永「神代紀の文章に及したる仏教の影響に関する考証」6-10頁。神話の一元化については、神野志隆光『古事記と日本書紀——「天皇神話」の歴史』(講談社現代新書、1999年)第7章を参照。なお従来、『古事記』・『日本書紀』正文・異文(「一書曰」として引用されている文章)に記された神話は、単一の神話(日本神話、記紀神話)の異文として捉えられてきたが、近年では、相互に似通ってはいるがそれぞれ異なる別の神話と捉えるべきだとする説が有力となっている。神野志『古事記と日本書紀』、水林彪「古事記と日本書紀」(原+吉田〔編〕『岩波天皇・皇室辞典』所収)等を参照。
- (80) 「此国の神霊として、皇統一種たゞしくまします事、まことにこれらの勅に見えたり」(岩佐正〔校注〕『神皇正統記』岩波文庫、1975年、37頁)。
- (81) 子安宣邦『国家と祭祀——国家神道の現在』(青土社、2004年)75頁。
- (82) 「大御神の勅命に、宝祚之隆当與天壤無窮者矣とありし、此勅命はこれ、道の根元大本なり」(本居宣長『玉くしげ』、天明6年=1786年頃成立、寛政元年=1789年刊。村岡典嗣〔校訂〕『玉くしげ・秘本玉くしげ』岩波文庫、1934年、14頁)。なお、この一文を「天壤無窮の神勅」と呼んだのは宣長である(同、17頁)。
- (83) 神野志『古事記と日本書紀』198-202頁。
- (84) 伊藤博文『大日本帝国憲法義解』(国家学会、1889年)2頁。なお「天祖」は天照大神を指す。この概念については子安『国家と祭祀』第4章を参照。
- (85) 文部省『小学日本歴史』(一)(文部省、1903年)1頁。
- (86) 国定第6期(『初等科国史』上、1943年)は、冒頭で「伊弉諾尊・伊弉冉尊は、山川の眺めも美しい八つの島をお生みになりました」と「国生み」に言及しており、天照大神が生まれた時点で「日本の国の基をおさだめになりました」とされている(1頁)。なお伊弉諾尊・伊弉冉尊は国定第5期でも天照大神の両親として言及されている。
- (87) 『大日本編年史』については、大久保利謙『大久保利謙著作集 7 日本近代史学の成立』(吉川弘文館、1988年)、田中彰+宮地正人〔校注〕『日本近代思想大系 13 歴史認識』(岩波書店、1991年)、小路田泰直「日本史の誕生——『大日本編年史』の編纂について」(西川長夫+渡辺公三〔編〕『世紀転換期の国際秩序と国民文化の形成』柏書房、1999年、所収)、東京大学史料編纂所〔編〕『東京大学史料編纂所史料集』(東京大学史料編纂所、2001年)第1章、東京大学史料編纂所〔編〕『歴史学と史料研究』(山川出版社、2003年)等を参照。また、特に久米事件については、宮地正人「近代天皇制イデオロギーと歴史学——久米邦武事件の政治史的考察」(宮地『天皇制の政治史的研究』校倉書房、1981年、所収。初出1979年)、宮川康子「歴史と神話の間——考証史学の陥穽」『江戸の思想』第8号(1998年6月)等も参照。
- (88) 厳密にいえば、その後も10世紀半ばに『新国史』の編纂が試みられ、また久安6年(1150)より信西(1106-59)によって『本朝世紀』の編纂が行われているが、いずれも未完のまま散逸している。
- (89) 『東京大学史料編纂所史料集』3頁。ただし、東京国立博物館+東京大学史料編纂所〔編〕『時を超えて語るもの——史料と美術の名宝』(東京大学史料編纂所、2001年)166頁所載の原本写真に従い、一部用字を訂正した。
- (90) 機構的な変遷は以下の通り。史料編輯国史校正局(明治2年3月) 国史編輯局(同年10月) 廃止(同年12月) 太政官正院歴史課(明治5年10月) 太政官正院修史局(1875年4月) 廃止(1877年1月) 修史館(1877年1月) 【内閣制移行】内閣臨時修史局(1886年1月) 【帝国大学に移管】臨時編年史編纂掛(1888年10月) 史誌編纂掛(1891年3月) 廃止(1893年4月)。なお、この他に『復古記』等の編纂も行われている。
- (91) 厳密に言えば、1877年4月に東京大学が設立された当初は文学部内に史学科が設置されていたが、わずか2年半後の1879年9月に廃止されている。
- (92) 久米邦武「神道は祭天の古俗」(田中+宮地〔校注〕『日本近代思想大系 13 歴史認識』所収)447頁、465頁。
- (93) 「史誌編纂掛廃止につき明治三三年段階の史料編纂掛説明」『東京大学史料編纂所史料集』41頁。
- (94) 宮地「近代天皇制イデオロギーと歴史学」183頁。
- (95) 宮内省臨時帝室編修局の『明治天皇紀』(1915-33年編纂)、宮内省図書寮の『天皇皇族実録』(史料集、1920-36年編纂)、朝鮮総督府朝鮮史編修会の『朝鮮史』(1932-40年刊)、帝国学士院の『帝室制度史』(史料集、1937-45年刊)、文部省維新史料編纂会の『維新史』(1939-41年刊)、日本文化大観編修会の『日本文化大観』(1942年第1巻刊、未完)などが挙げられる。
- (96) 久野収「日本の超国家主義——昭和維新の思想」(久野+鶴見俊輔『現代日本の思想——その五つの渦』岩波新書、1956年、所収)131-134頁。
- (97) 井上清『くにのあゆみ批判——正しい日本歴史』(解放社、1947年)27-28頁。なお、井上「天皇制の歴史」(歴史学研究会〔編〕『歴史家は天皇制をどう見るか』新生社、1946年、所収。のち井上『天皇制』東京大学出版会、1953年、に再録)3頁や井上『私の現代史論』(大阪書籍、1982年)121-122頁などにもほぼ同趣旨の記述がある。
- (98) 工藤雅樹「明治前半期における紀年論の史学史的意義」(工藤『東北考古学・古代史学史』吉川弘文館、1998年、所収。初出1979年)372頁。
- (99) 平泉澄+恩地久夫〔編〕『改訂 国史概説(完)——昭和十八年版 東京帝国大学文学部講義』(啓明社、1943年)40-41頁。ちなみに平泉は、晩年に書かれた少年向け日本通史『少年(物語)日本史』(1970年)においても、「我が国の古代史に、年の延びすぎがあったとしても、[...]それは讒緯の説の責任であって、我が国の歴史自体の責任ではないのです」「そのような間違いが出るほど、我が国の歴史は古いので、それはむしろ楽しいことで、少しも心配する必要はないです」(平泉『物語日本史』上、講談社学術文庫、1978年、38頁)と、全く同じ議論を展開している。
- (100) 内務省神社局〔編〕『国体論史』(内務省神社局、1921年)緒言1-2頁。

- (101) 玉沢光三郎『所謂「天皇機関説」を契機とする国体明徴運動』(司法省刑事局、1940年、復刻、東洋文化社、1975年) 76頁。
- (102) 三谷太一郎「天皇機関説事件の政治史的意味」(三谷『近代日本の戦争と政治』岩波書店、1997年。初出1995年) 254頁。
- (103) 同、170頁。
- (104) 同、214頁。
- (105) 天津教は竹内巨磨(1874?-1965)を教祖とする御嶽教系新宗教。『竹内文献』は、巨磨が先祖代々伝えてきた古文書として1920-30年代に公開した文書の総称で、特に1928年に公開された『神代文字神霊宝巻』が中核をなす。この事件で証拠物件として押収され、のち東京大空襲により焼失したとされる。これら1930年代の偽史については、とりあえず長山靖生『偽史冒険世界——カルト本の百年』(ちくま文庫、2001年。原著1996年)、藤原明『日本の偽書』(文春新書、2004年)等を参照。
- (106) 教学刷新評議会については、高野『天皇制国家の教育論』を参照。
- (107) 前田一男「「教学刷新」の設計者・伊東延吉の役割」(寺崎昌男+編集委員会〔編著〕『近代日本における知の配分と国民統合』第一法規出版、1993年、所収)368頁。
- (108) 伊東延吉については、前田「「教学刷新」の設計者・伊東延吉の役割」を参照。
- (109) 国民精神文化研究所については、前田一男「国民精神文化研究所の研究——戦時下教学刷新における「精研」の役割・機能について」、『日本の教育史学』第25集(1982年9月)、宮地正人「天皇制ファシズムとそのイデオログたち——「国民精神文化研究所」を例にとりて」、『季刊 科学と思想』第76号(1990年4月)等を参照。
- (110) 有光次郎/辻清明+三沢潤生+赤木須留喜+升味準之輔〔聞き取り〕『有光次郎氏談話速記録』〔内政史研究資料第64・65集〕(内政史研究会、1968年)32-33頁。
- (111) 藤原喜代蔵『明治・大正・昭和教育思想学説人物史 第四巻 昭和前期篇』(日本経国社、1944年)550頁。
- (112) 前田「「教学刷新」の設計者・伊東延吉の役割」373-374頁。橋田はのち第2次近衛内閣から東條内閣にかけて文相をつとめた(在任1940年7月-43年4月)。
- (113) 高野『天皇制国家の教育論』603-614頁。
- (114) 前田「「教学刷新」の設計者・伊東延吉の役割」375頁。
- (115) 高野邦夫によれば、この「国体」の定義は、枢密顧問官の上山満之進委員の主張を取り入れたものという(高野『天皇制国家の教育論』517-527頁、530-532頁、541-543頁)。
- (116) 1937年7月21日勅令第347号「教学局官制」。教学局については、高橋陽一「教学局とその雑誌・叢書」(戦時下教育学説史研究会『日本語学振興委員会の研究——戦時下における教育学の転換』東京大学教育学部教育哲学教育史研究室、1991年、所収)、久保義三『昭和教育部——天皇制と教育の史的展開 上 戦前・戦時下篇』(三一書房、1994年)第6章を参照。
- (117) 藤原『明治・大正・昭和教育部思想学説人物史』第4巻、556頁。
- (118) 有光『有光次郎氏談話速記録』33頁。
- (119) 前田「「教学刷新」の設計者・伊東延吉の役割」370-371頁。有光『有光次郎氏談話速記録』8-9頁。
- (120) 『国体の本義』編纂の経緯については、土屋忠雄「「国体の本義」の編纂過程」『関東教育学会紀要』第5号(1978年11月)、久保『昭和教育部』(上)372-394頁を参照。
- (121) 土屋忠雄「「国体の本義」の編纂過程」2頁。
- (122) 貝塚茂樹『昭和16年文部省教学局編纂『臣民の道』に関する研究(1)——志水義障文庫』資料を中心とした成立過程の分析』『戦後教育史研究』第10号(1995年3月)102頁。
- (123) 米谷匡史「解題 文部省編『国体の本義』」(神野志隆光〔編〕『古事記・日本書紀必携』學燈社、1996年、所収)180頁。
- (124) 大正期に宮内省図書寮において六国史の校訂が計画されたことはあるが、未刊に終わっている。
- (125) 『国体の本義』13-14頁。
- (126) この一字は飯田武郷が永享本(玉屋本)『日本書紀』に基づいて付け加えたもので、他の系統の異本にはなく、また『日本書紀通釈』以外の主要な校訂本にも採用されていない(飯田武郷『日本書紀通釈』上篇之六、飯田武郷、1895年、巻之十七、1371-1372頁。遠藤芳信『社会科古代史教育における神話と祭祀の位置づけ』『北海道教育大学紀要(第一部C)』第43巻第1号、1992年7月、267-268頁)。これを、荘重なイメージを作り出すために『古事記』にある「豊原之千秋長五百秋之水穂国」と合成したものとする説もある(土屋忠雄「記・紀判読——古代教育史断章」『教育学雑誌』第12号、1978年3月、4頁、大江志乃夫『靖国神社』岩波新書、1984年、94頁)が、当時、権威ある校訂書とされていた『日本書紀通釈』の内容を単純にそのまま引き写したものと見るのが妥当であろう。なお、『大日本史』巻之一・神武天皇紀所引の「神勅」も「豊」のついた形となっている。
- (127) 井上孚磨「国体本義第二次草案二対スル意見」(1936年7月25日付)、久保『昭和教育部』(上)388頁。
- (128) 国立教育政策研究所所蔵『志田延義文書』(マイクロフィルム)所収。久保『昭和教育部』(上)386頁。
- (129) たとえば「皇室・国体・国家」の項には、日本=ユダヤ同祖論を説いた小谷部全一郎(1867-1941)の奇書『日本及日本国民之起原』(1929年)なども含まれている。
- (130) 小熊英二『単一民族神話の起源——日本人の自画像の系譜』(新曜社、1995年)第8章、駒込武『植民地帝国日本の文化統合』(岩波書店、1996年)を参照。
- (131) 鯉坂真「「和」の思想と日本精神主義——『国体の本義』の成立過程」(日本科学者会議思想・文化研究委員会〔編〕『日本文化論』批判——「文化」を装う危険思想』水曜社、1991年、所収)180-185頁。
- (132) 『第七回帝國議會説明材料』(教学局、1940年。『志田延義文書』所収)215-217頁。
- (133) 1930年代における国号・元首称号の統一問題については、吉村道男「昭和初期における国号呼称問題——国体明徴運動との関連において」、『国史学』第119号(1983年3月)、長谷川伸「昭和初期国号及び元首の称号統一に関する一考察」、『法政史学』第44号(1992年3月)、于紅「第二次幣原外交期における中国の国号呼称問題——「支那共和国」から「中華民国」へ」、『お茶の水史学』第46号(2002年11月)94-98頁を参照。また史料として『本邦国号及元首呼称関係一件』第1巻(外務省外交史料館蔵、JACAR(アジア歴史資料センター <http://www.jacar.go.jp/>) ref. B02031471700) 同第2巻(JACAR ref. B02031473400)がある。
- (134) 『本邦国号及元首呼称関係一件』第1巻「2 昭和2年1月から昭和2年6月」(JACAR ref. B02031472000)第12画像目。

- (135) 岩村成充『日本、満洲、支那の国号に関する研究』(東亜同文会、1937年)7頁(『本邦国号及元首称呼関係一件』第2巻所収、JACAR ref. B02031473800、第7画像目)。なお岩村は、Japanについては、ヨーロッパ人が「南支那海沿岸にて日本の名を聞き、其支那音にて「ジャパン」「ジャボン」等と記せるものなるべし」(9頁、第8画像目)としている。これは今日の通説と同じである。
- (136) 外務省條約局第一課「我国国号及元首御称呼二関スル件」(1936年4月)『本邦国号及元首称呼関係一件』第2巻「1昭和11年4月」(JACAR ref. B02031473600)所収、第8画像目。吉村道男「昭和初期における国号呼称問題」18-19頁、長谷川伸「昭和初期国号及び元首の称号統一に関する一考察」111頁。
- (137) 「我国国号及元首御称呼二関スル件」第7画像目。
- (138) 山室信一『キメラ——満洲国の肖像 増補版』(中公新書、2004年)231頁。
- (139) 「我国国号及元首御称呼二関スル件」第4-5、7-8画像目。條約局第一課「擬問擬答」(1937年7月15日)『本邦国号及元首称呼関係一件』第2巻「1昭和11年4月」所収、第39画像目。
- (140) 小山常実『天皇機関説と国民教育』(アカデミア出版会、1989年)143-144頁、396-398頁。
- (141) 『各種情報資料・陸軍省発表』「訓示」(国立公文書館蔵、JACAR ref. A03023787900)。
- (142) 秦郁彦『軍ファシズム運動史』増補再版(河出書房新社、1972年。初版1962年)73頁、高橋正衛『昭和の軍閥』(講談社学術文庫、2003年。初版1969年)243頁。
- (143) 『大日記乙輯』昭和9年「昭和8年に於ける関東軍の行動に就て」及「皇国は太平洋時代の世界軸心に立つ」発行の件」(防衛庁防衛研究所蔵、JACAR ref. C01006571200)、同「国際輿論を通して観る皇国日本の立場」発行の件」(JACAR ref. C01006572000)。
- (144) 『大日記乙輯』昭和9年「国防の本義と其強化の提唱」発行の件」(JACAR ref. C01002049000)。
- (145) 出口王仁三郎『肇国皇道の精神』(池田昭〔編〕)『大本史料集成 II 運動篇』三一書房、1982年、所収)721-722頁。
- (146) 四宮憲章『皇国か帝国か』(龍宿山房、1943年)102頁。この請願については同書101-131頁、および『請願建議関係文書』内閣所管・貴衆両院請願(2)・自第67回至第70回(国立公文書館蔵)を参照。
- (147) 四宮『皇国か帝国か』108-113頁。
- (148) 四宮自身は請願提出に際し、「大日本帝国憲法」の「帝国」は単に「制度上ニ於ケル君主制タルノ意義ヲ表ス」ものであって、「本請願書ニ論ズルトコロノ「国体号」トシテノ帝国ハ、帝国憲法ニ於ケル制度上ノ帝国トハ、自カラ別義ニ属スルモノニシテ、毫モ相関係スルモノニアラズ」(四宮『皇国か帝国か』118-119頁)と予防線を張っていたが、この点は無視された。
- (149) 石川準吉『国家総動員史 資料編 第二』(国家総動員史刊行会、1975年)1012頁。第53条。
- (150) 小山『天皇機関説と国民教育』396頁、高橋陽一「皇国ノ道」概念の機能と矛盾——吉田熊次教育学と教育勅語解釈の転変」『日本教育史研究』第16号(1997年8月)9頁。文部省訓令第8号「師範学校教授要目中修身、公民科、教育、国語漢文、歴史及地理ノ要目改正」(近代日本教育制度史料編纂会〔編〕『近代日本教育制度史料』第5巻、講談社、1964年、540頁)同第9号「中学校教授要目中修身、公民科、国語漢文、歴史及地理ノ要目改正」(第2巻、361頁)、同第10号「高等女学校及実科高等女学校要目中改正」(同、585頁)、同第11号「実業学校教授要目」(第3巻、162頁)。
- (151) 久保『昭和教育史』(上)375-384頁。
- (152) 『国体の本義』143頁。
- (153) 「教育勅語の中に「斯ノ道ハ」とあるが、「斯ノ道」とはどんな道のことか、との疑問に対し、それは「皇国ノ道」であると解答したのは伊東であつた」(藤原喜代蔵『明治・大正・昭和教育思想学説人物史』第4巻、552頁)。なお、「皇国ノ道」概念については、高橋陽一「皇国ノ道」概念の機能と矛盾」を参照。
- (154) 岡崎茂樹『時代を作る男 塩原時三郎』(大澤築地書店、1942年)163頁。宮田節子「皇民化政策の構造」『朝鮮史研究会論文集』(第29集、1991年10月)42-43頁も参照。
- (155) 岡崎『時代を作る男 塩原時三郎』164頁、石田雄「同化」政策と創られた概念としての「日本」(石田『記憶と忘却の政治学——同化政策・戦争責任・集合的記憶』明石書店、2000年、所収。初出1998年)106-107頁。
- (156) 「大日本皇国ノ称呼普及二関スル請願ノ件」『公文雑纂』昭和13年・第42巻・帝国議會7・帝国議會7(請願4)(国立公文書館蔵)。
- (157) 同。
- (158) 石川準吉『国家総動員史 資料編 第四』(国家総動員史刊行会、1976年)468頁。
- (159) 『岸幸一コレクション』(アジア経済研究所図書館デジタルアーカイブス [http://www.ide.go.jp/Japanese/Library/DI/]) B1-184。
- (160) 牧健二『日本国体の理論』(有斐閣、1940年)311-312頁。
- (161) 福間良明『辺境に映る日本——ナショナリティの融解と脱構築』(柏書房、2003年)334頁。
- (162) 小熊『単一民族神話の起源』、同『日本人の境界——沖繩・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』(新曜社、1998年)、駒込『植民地帝国日本の文化統合』、石田『「同化」政策と創られた概念としての「日本」』等を参照。
- (163) 岩波文庫版『日本書紀』(一)489頁、238頁。
- (164) 哲学の三男である里見岸雄によれば、「八紘一宇」の造語の経緯は以下の通りである。「明治三十七年〔1904〕二月六日発行の「妙宗」巻頭の「吾人の祈」中に、[...]「天地一宇」の文字を出してある。極めて正確に言へば、即ち、文献としては之を「一宇」の初見とすべきであらう。「吾人の祈」も次で著された「世界統一の天業」も共に「八紘」は難解であるからといふので、之を「天地」とし「為宇」を「一宇」と明瞭化したものである。後、大正二年〔1913〕三月の国柱新聞紙上の「神武天皇の建国」といふ論文の中には、原語の「八紘」をそのまま用いて始めて「八紘一宇」としてゐる」(里見『田中哲学の国体開頭』錦正社、1940年、69-70頁)。ただし、「神武天皇の建国」の当該記事(第23回、『国柱新聞』第31号、1913年3月11日付。のち田中巴之助『師子王全集 師子王国体篇』師子王全集刊行会、1932年に再録)には「八紘一宇」という熟語が記されているだけで、その説明はない。なお、哲学自身の「八紘一宇」の理解については、大谷栄一『近代日本の日蓮主義運動』(法蔵館、2001年)同「日蓮主義・天皇・アジア——石原莞爾における世界統一のヴィジョン」『思想』第943号(2002年11月)等を参照。
- (165) 『日本国語大辞典』第2版第10巻(小学館、2001年)1212頁、「八荒」の項。
- (166) 田中巴之助『世界統一の天業』(田中『師子王全集 師子王国体篇』所収)85-87頁。

- (167) 同、96頁。「天(大)業恢弘」は『日本書紀』巻第三・神武天皇即位前紀。「余謂、彼地、必当足以恢弘大業、光宅天下(余謂ふに、彼の地は、必ず以て大業を恢弘べて、天下に光宅るに足りぬべし)。(岩波文庫版『日本書紀』(一)479頁、200頁)。なお『日本書紀通釈』は「大業」を「天業」としている。
- (168) 同、87頁。
- (169) 田中巴之助『日本国体の研究(普及版)』(天業民報社、1922年)661頁。
- (170) たとえば平田篤胤/子安宣邦〔校注〕『靈の真柱』(岩波文庫、1998年。原著は文化9年=1812年)110頁。篤胤の汎神道主義については、子安宣邦『平田篤胤の世界』(ベリかん社、2001年)228-234頁を参照。
- (171) 前坊洋〔校注〕『混同秘策』尾藤正英+島崎隆夫〔校注〕『日本思想体系45 安藤昌益 佐藤信淵』(岩波書店、1977年)426頁。
- (172) 村岡典嗣〔校訂〕『玉くしげ・秘本玉くしげ』13頁。ただし、「皇国」の絶対化という点では共通しているとはいっても、絶対的聖典である『古事記』を徹底的に検討することで古代史を解明しようとする宣長と、全世界の古伝承をもとに古代史を「実証」的に再構成しようとする篤胤とでは、その方法論は大きく異なっていることも付け加えておく。
- (173) 『官報』号外(1893年2月10日) 原田勝正「八紘一宇」日本歴史大辞典編集委員会〔編〕『日本歴史大辞典』第15巻(河出書房新社、1959年)137頁。
- (174) もっとも、のちにはこれも後代の「八紘一宇」と同じ意味だと解釈されるようになるのであるが。
- (175) 『滿洲事変勃発滿四年 日滿關係の再認識に就て』(陸軍省、1935年)7頁、9頁。
- (176) 斎藤三郎『右翼思想犯罪事件の総合的研究(血盟団事件より二・二六事件まで)』(思想研究資料特輯第53号)(司法省刑事局、1939年。社会問題資料研究会〔編〕『社会問題資料叢書』第1輯、東洋文化社、1975年)317頁。
- (177) 新田均『「現人神」「国家神道」という幻想——近代日本を歪めた俗説を糾す。』(PHP研究所、2003年)87頁。
- (178) 内閣情報部『何故の支那事変』(内閣+内務省+文部省、1938年)1頁。
- (179) 文部省『八紘一宇の精神——日本精神の発揚』(内閣+内務省+文部省、1937年)6頁。
- (180) 栄沢幸二『「大東亜共栄圏」の思想』(講談社現代新書、1995年)107頁。「八紘一宇」論における「各々其の処を得しめる」論理については、同書第3章を参照。
- (181) 『東京朝日新聞』1937年11月3日付「至誠の声「愛国行進曲」/きのふ輝く当選者を発表」。
- (182) 内閣情報部『国民精神総動員実施概要』(内閣情報部、1938年。長浜功〔編〕『国民精神総動員運動——民衆教化動員史料集成』第一巻、明石書店、1988年、所収)83頁。
- (183) 同、34頁。なお三輪公忠は、1940年の「基本国策要綱」において「「八紘一宇」という概念がはじめて公式文書に表現された」(三輪『日本・1945年の視点』東京大学出版会、1986年、10頁)としており、他にも多くの文献に同趣旨の記述があるが、これは明らかな誤りである。
- (184) 河西晃祐『外務省「大東亜共栄圏」構想の形成過程』『歴史学研究』第798号(2005年2月)。
- (185) 外務省〔編〕『日本外交年表並主要文書』(下)(原書房、1965年)436頁。
- (186) 『東京朝日新聞』1940年7月25日付「“帝国”を改め“皇国”/閣議の話題に」。
- (187) 『官報』号外(1940年9月27日)。
- (188) 1938年11月に当時の相川勝六宮崎県知事(在任1937年7月-39年9月)が発案し、1939年より建設を開始したものである。「平和の塔」の史実を考える会〔編〕『石の証言——みやざき「平和の塔」を探る』(本多企画、1995年) 千田稔『高千穂幻想——「国家」を背負った風景』(PHP新書、1999年)等を参照。
- (189) 『臣民の道』編纂の経緯については、久保『昭和教育史』(上)394-405頁、貝塚「昭和16年文部省教学局編纂『臣民の道』に関する研究(1)」を参照。
- (190) なお、『国体の本義』『臣民の道』ともに、「八紘一宇」という成句は用いられていない。
- (191) 戦前・戦時中における混合民族論が、対外侵略・異民族支配を正当化するための論理として機能していたことについては、小熊『単一民族神話の起源』を参照。ただし小熊は、『臣民の道』等の教学局編纂図書については言及していない。
- (192) 昆野「大川周明『日本二千六百年史』不敬書事件再考」68-72頁。
- (193) 「教育審議会第十回総会議録」、『近代日本教育制度史料』第15巻(講談社、1964年)271頁。
- (194) 同、327-328頁。
- (195) 同、341頁。なお、山田は「愛国行進曲」の歌詞自体も「私八国民ノ一人トシテ是認出来ナイ」としている(342頁)。
- (196) 同、337-338頁。また荒木貞夫文相もほぼ同趣旨の主張を行っている。
- (197) 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』(岩波書店、1996年)346-347頁。まず、1940年2月8日の衆議院予算委員会で堤康次郎がこの問題を取り上げ、ついで13日に北畠吉が蒸し返し、さらに14日に再び堤が議題として取り上げている。
- (198) なお、同じ答弁で、「東亜新秩序」の「新秩序」は「ニュー・オーダー」(new order)、「東亜」は「イースト・エーシア」(east Asia)と訳されていることが説明されている。
- (199) これについて、里見岸雄は「文部大臣として聊か一知半解のそりを免れないであらう」(里見『田中智学の国体開闢』70頁)と批判している。
- (200) なお、二荒は「天壤無窮の神勅」の訓読にも疑義を表明している。
- (201) 里見岸雄「「八紘一宇」と「八紘為宇」、『東亜聯盟』第3巻第12号(1941年12月)31頁。
- (202) 教学局〔編〕『大東亜戦争とわれら』(内閣印刷局、1942年)24頁。
- (203) 駒込『植民地帝国日本の文化統合』346-347頁、351-352頁。
- (204) 「思想懇談会(標語の検討)」(大久保達正+永田元也+前川邦生+兵藤徹〔編〕『昭和社會經濟史料集成 第14巻 海軍省資料(14)』大東文化大学東洋研究所、1989年、所収)264-265頁。この懇談会については、有馬学「誰に向かって語るのか——大東亜戦争と新秩序の言説」(酒井哲哉〔編〕『岩波講座「帝国」日本の学知 第1巻「帝国」編成の系譜』岩波書店、2006年、所収)254-255頁が取り上げている。
- (205) 佐々木亨「大学入試の歴史(第10回)戦時体制化の入試(1)」『大学進学研究』第47号(1987年1月)63頁。
- (206) 水谷三公『日本の近代13 官僚の風貌』(中央公論新社、1999年)123-124頁。
- (207) Robert M. Spaulding, Jr., *Imperial Japan's Higher Civil Service Examinations*, Princeton: Princeton University Press, 1967, p. 171. 行政科の口述試験科目は「行政法及受験者ノ受験シタル筆記試験ノ科目中其ノ志望ニ係ル其ノ他ノ二科目」とされていた。なお、倫理学・論理学・哲学概論等はこれよりも少なく、国文及漢文に至ってはゼロであった。

- (208) 辻善之助「高文国史勉学の為めに——大綱を賢明に把握せよ」『受験界』第22巻第11号(1941年11月)59頁。
- (209) 平泉「特ニ御注意ヲ願ヒタイト思ヒマスノ八高等文官試験ニ日本ノ学問ヲ入レルト云フコトデアリマス、一國ノ政治ニ参与シ参画スル者ガ一國ノ歴史ヲ知ラズ其國ノ伝統ヲ正シク受ケテ居ナイ、是ハ実ニ驚クベキコトデアリマス」(第2回総会、1935年12月19日。高野『天皇制国家の教育論』337頁)。牧「矢張り日本ノ国家史、国体ヲ中心トシタ国家ノ歴史ト云フモノハ是非トモ高等文官ノ試験科目トシテ入レネバナラヌ学問デアル」(第3回総会、1936年1月15日。同、361頁)。
- (210) 柳瀬良幹「官吏制度」『国家学会雑誌』第53巻第9号(1939年9月)70頁。
- (211) 『枢密院御下附案』昭和15年「高等試験令中改正ノ件」(国立公文書館蔵、JACAR ref. A03033247100)。なお、直前の米内光政内閣のときにも改革案がいったん作成されているが、すぐに取り消されている(『枢密院御下附案』昭和15年「高等試験令中改正ノ件」JACAR ref. A03033242200。1940年6月15日請議、7月25日返上)。このときは外交科の廃止は盛り込まれていたが、国史は選択科目のままとされていた。
- (212) 和田善一「文官銓衡制度の変遷」(IV)『試験研究』第15号(1956年1月)32頁。
- (213) 竹内洋『大学という病——東大紛擾と教授群像』(中央公論新社、2001年)186頁。
- (214) 高等試験令中改正ノ件外九件第六回審査委員会(1946年11月25日)、『枢密院委員会録』昭和15年「高等試験令中改正ノ件外八件」(国立公文書館蔵、JACAR ref. A03033304300)第35画像目。なお、第一回審査委員会(10月8日)でもほぼ同趣旨のやりとりがある(同、第8画像目)。
- (215) 第七回審査委員会(12月6日)。同、第39画像目。村瀬法制局長官も、第六回審査委員会において「試験ノ程度ハ高等学校以上ノモノヲ求ムルモ細微ナル問題ハ避ケ国体觀念ヨリ觀タル政治經濟上ノ歴史觀ヲ試験」すると述べている(同、第36画像目)。
- (216) 『受験界』『国家試験』両誌をもとに作成。
- (217) 鷗翼生「新制度下行政科受験戦記」『受験界』第23巻第5号(1942年5月)56頁。
- (218) 中山達郎「行政科合格の体験記」『国家試験』第14巻第11号(1942年11月)116頁。なお、このとき平泉は「物部氏は(神武天皇に従って)行きましたか」「[「もののふ」の語源は]物部氏から出たといふ説が正しいと思ひます」(115頁)と発言しているので、物部氏の先祖とされる饒速日命との関係を問おうと誘導していたことがうかがえるが、この受験生はそのことを知らなかったため苦戦を強いられている。
- (219) 五住義之「「国史」口述試験所感並に問答」『国家試験』第15巻第1号(1943年1月)134-135頁。
- (220) 竹内『大学という病』186頁。
- (221) 廣陵健児「国史と経済地理」『国家試験』第14巻第11号(1942年11月)20頁。
- (222) 土井清「高文行政科「国史」受験感想記」『国家試験』第15巻第1号(1943年1月)126頁、129頁。
- (223) 志田延義「「国史概説」の意義」『京都新聞』1943年2月19日付朝刊。なお、『受験界』誌や『国家試験』誌などに掲載された受験体験記などを見ると、このころ高文国史の受験参考書とされていたのは、西田直二郎『日本文化史序説』『国史通記 国民版』、黒板勝美『国史の研究』など、試験委員の執筆による日本通史であった。
- (224) 『帝国大学新聞』第862号(1941年6月23日付)6面「国史書の決定版/文部省 概説執筆要綱を発表」、『東京日日新聞』1942年3月18日付3面「悠久貴く勝利の姿/国史概説 編纂方針決る」、『大阪毎日新聞』同日付3面「国史の決定版/文部省で編纂」等。『国史概説』編纂の経緯についての先行研究としては、田中卓「文部省編『国史概説』と平泉史学」、『田中卓著作集 11-II』所収(初出は田中『皇国史観の対決』皇學館大學出版部、1984年)、および久保『昭和教育部』(上)415-420頁がある。
- (225) 事業予算は1941年度が6万円、1942年度が4万5000円であった(『公文類聚』国立公文書館所蔵)。
- (226) 『朝日新聞』1941年2月14日付「知識階級の国史教本」。
- (227) 『帝国大学新聞』第857号(1941年5月19日付)1面「国史の特異性生かし「概説書」を編纂/文部省教学局で準備進む」。
- (228) 『第八十一回帝国議会説明材料』(文部省教学局、1942年。国立教育政策研究所蔵)219-222頁、『文部省教学局要項』(文部省教学局、1943年)81-82頁。『日本諸学』創刊号(1942年3月)『彙報』307-310頁も参照。
- (229) 典拠は(A)『文部省職員録』1941年10月1日現在(文部大臣官房秘書課、1941年)、(B)『日本諸学』創刊号(1942年3月)、(C)『文部省職員録』1942年10月1日現在(文部大臣官房秘書課、1943年)、(D)『第八十一回帝国議会説明材料』(文部省教学局、1942年12月)。「」を付けたのはその名簿に記載されている人物、「-」は記載されていない人物。肩書については原則として名簿の記載に従った。
- (230) 板澤武雄(いたざわ・たけお、1895-1962)日本近世史・蘭学史。1919年7月東京帝国大学文科大学国史学専修卒業。同年8月宮内省図書寮勤務。1921年3月学習院講師、1922年6月同教授。1927年4月-29年2月オランダ留学。1938年3月東京帝国大学文学部助教授、1942年5月同教授。1948年1月-51年10月教職追放。1952年4月より没年まで法政大学文学部教授。1954年12月「日蘭文化交渉史」により法政大学より文学博士号授与。1958年10月より没年まで日本歴史地理学会会長。著書に学位論文の『日蘭文化交渉史の研究』(1959年)の他、『阿蘭陀風説書の研究』(1937年)、『シーボルト』(1960年)など。中学校歴史教科書に『新体皇国史』(盛林堂書店、1935年)。
- (231) 魚澄惣五郎(うおずみ・そうごろう、1889-1959)日本中世史。1914年東京帝国大学文科大学史学科卒業。中学校教諭などを経て1924年-46年大阪府立女史専門学校教授。1920年仏教大学(のち竜谷大学)講師、1945年竜谷大学教授。1946年、「建武中興を契機とせる政治社会情勢の推移についての考察」により京都帝国大学より文学博士号授与。1947年広島文理科大学教授、1953年-54年広島大学教授。1950年日本学術会議会員。1954年関西大学教授。著書に『古社寺の研究』(1931年)、『歴史地理の研究』(1937年)、『日本中世史の研究』(1944年)など。
- (232) 大塚武松(おおつか・たけまつ、1878-1946)日本近代史(特に幕末史)。1903年東京帝国大学文科大学史学科卒業。外務省の『大日本外交文書』編纂に従事、1911年維新史料編纂会の設置とともに文部省に転じ、常置委員を経て維新史料編纂官、1940年退官。ついで上智大学教授。『大日本維新史料』『維新史料綱要』の編纂を担当、『概観維新史』執筆主筆。没後刊行の著書に『幕末外交史の研究』(宝文館、1952年)。
- (233) 高橋俊乘(たかはし・しゅんじょう、1892-1948)日本教育史。1918年7月京都帝国大学文科大学教育学専攻卒業。1923年4月竜谷大学講師、1927年6月より没年まで同教授。1925年4月-28年臨済宗大学教授。1928年以降ほぼ毎年京都帝国大学講師を兼任。1935年5月-37年1月ドイツ留学。45年、「近世学校教育の源流」で竜谷大学より文学博士号授与。著書に学位論文の『近世学校教育の源流』(1943年)の他、『日本教育史』(1923年)、『日本教育文化史』(1933年)、『道の伝統』(1944年)など。

- (234) 竹岡勝也(たけおか・かつや、1893-1958) 神道・国学思想史。阿部次郎(1883-1959)の実弟。1918年東京帝国大学文科大学史学科国史学専修卒業。1923年法政大学予科教授。1927年九州帝国大学助教授、1929年同教授、1945年同法文学部長。1934年-36年ドイツ留学。1946年-50年公職追放。1951年北海道大学教授、1955年-57年東北大学教授、1957年国学院大学教授。著書に『近世史の発展と国学者の運動』(1927年)、『日本思想の研究』(1940年)、『日本思想史』(1943年)など。
- (235) 時野谷勝(ときのみや・まさる、1911-94) 日本近現代史(特に明治維新史)。1933年3月京都帝国大学文学部卒業。1939年12月維新史料編纂官補、1941年8月同編纂官。1945年10月国史編修院国史編修官。1946年3月福岡高等学校教授、1949年5月広島高等学校教授、1950年3月広島大学教授、1954年4月大阪大学教授、1974年3月同名誉教授。1975年4月-82年3月専修大学教授。『維新史』(1939-41年)の編纂に参加したほか、編著に『尊攘聚英』(1943年)、『日本近代史辞典』(1958年)など。
- (236) 肥後和男(ひご・かずお、1899-1981) 日本古代史・民俗学。1927年3月京都帝国大学文学部史学科卒業。1932年4月東京文理科大学講師、1933年2月同助教授、1943年5月同教授。1933年2月東京高等師範学校教授を兼任。1941年7月-42年4月応召。1946年9月-52年2月公職追放。1947年1月京都大学より文学博士号授与。1952年3月東京教育大学教授、1963年4月同名誉教授。1957年2月-63年10月大塚史学会会長。1963年4月-69年3月日本大学教授。『日本神話研究』(1938年)、『宮座の研究』(1941年)、『天皇史』(1949年)などの主著を収録した『肥後和男著作集』全17巻(教育出版センター、1985-93年)がある。また平田俊春との共著に、高校教科書『高等日本史』(日本書院、1967年)。
- (237) 福尾猛市郎(ふくお・たけいちろう、1908-90) 日本近世史。1932年京都帝国大学文学部史学科国史学専攻卒業。1936年-41年関西大学講師。1944年文部省教学官、文部省国史編修官。1945年国史編修院国史編修官。1946年山口高等学校教授、1945年山口大学教授、1954年広島大学教授、1972年同名誉教授。1962年「近世近江商人の活動に関する研究」で京都大学より文学博士号授与。1972年-79年関西大学教授。著書に『日本家族制度史』(1948年)、『大内義隆』(1959年)、『日本家族制度史概説』(1972年)など。
- (238) 藤岡蔵六(ふじおか・ぞうろく、1891-1949) 哲学。1916年東京帝国大学文科大学哲学科卒業。芥川龍之介とは第一高等学校時代以来の親友であった。1921年-24年、文部省在外研究員としてドイツに留学。帰国後、甲南高校教授。昭和初年に病に倒れ、約20年間の闘病生活の末、1949年死去。訳書にコーエン『純粹認識の論理学』(1921年)、自伝に『父と子』(私家版、1981年)。
- (239) 『龍史料』3-324「国史概説編纂全体協議会出席者氏名」の、龍によると思われる鉛筆による書き込みによる。時野谷と藤岡はこの全体協議会に出席していない。
- (240) 『龍史料』3-318「国史概説調査囑託予定者」。「外二未定七人」となっている。
- (241) 『龍史料』3-307「国史概説執筆要綱」、前掲『帝国大学新聞』第862号「国史書の決定版」。
- (242) 『日本諸学』創刊号「彙報」308頁。
- (243) 『朝日新聞』1941年12月13日付朝刊1面「大東亞戦争/大理想、直截に表現/対米英戦の呼称決す」。
- (244) 『東京日日新聞』1942年3月18日付「悠久貫く勝利の姿/国史概説 編纂方針決る」。
- (245) 『讀賣新聞』1942年3月18日付「独特の国史/新方針で編纂の基本書近く刊行」。
- (246) 前掲『讀賣新聞』1942年3月18日付「独特の国史」、前掲『東京日日新聞』同日付「悠久貫く勝利の姿」。『同盟時事年鑑』(昭和18年版)「學術」353頁、『帝国大学年鑑』(昭和19年版)「學術」88頁などにも同様の記事がある。
- (247) 『日本諸学』創刊号「彙報」310頁、前掲『讀賣新聞』1942年3月18日付「独特の国史」、同『東京日日新聞』同日付「悠久貫く勝利の姿」。『朝日新聞』同日付3面「“国史決定版”愈々今秋上梓」では、上梓は1942年秋となっている。
- (248) 前掲『東京日日新聞』1942年3月18日付「悠久貫く勝利の姿」。『同盟時事年鑑』(昭和18年版)「學術」353頁にも同様の記事がある。
- (249) 『龍史料』の草稿のうち送付日付のわかるものを見ると、初期稿は1941年12月27日から1942年4月30日にかけて送付されたものであり、また訂正稿は1942年7月27日から1943年3月9日にかけて送付されたものである。また、『志水文庫』の草稿には日付の書き込みが見られるが、初期稿では1941年9月29日から1942年4月16日にかけての日付が、訂正稿には1942年8月11日から1943年3月9日にかけての日付が書き込まれている。
- (250) 前掲『日本諸学』創刊号「彙報」pp.309-310。
- (251) 『龍史料』3-303「[国史概説第一回訂正原稿刷]最近世 第二章 大正時代」の付箋。
- (252) 『志水文庫』52「国史概説(四)(上世 第四章 奈良時代)」。この草稿の表紙には「一六、九、二九」という書き込みがあり、1941年9月頃に作成されたものと思われる。また同じ草稿からは、他にも宇井伯壽・河原春作・栗田元次・河野省三・辻善之助・久松潜一・藤井甚太郎・古田良一・穂積重遠・本庄榮治郎・中村孝也・宮地直一・龍肅・和辻哲郎(以上、調査囑託) 大塚武松(編纂囑託)らが意見を出していることが確認できる。
- (253) ちなみに、田中卓は「私は平泉(澄)博士に直接、[『国史概説』について]その間の事情を承ったことがあるが、「調査囑託」なるものの依頼を受けた覚えはないとのこと。博士の推測では、恐らく当時、この編纂事業を国会で通すため、どこかで全国の有名学者を網羅して書き上げたのでせう、とのことであつた」(田中「文部省編『国史概説』と平泉史学」50-51頁)と書いているが、実際にはこのように調査囑託は明らかに編纂に参加している。しかも『龍史料』3-324「国史概説編纂全体協議会出席者氏名」を見る限りでは、平泉は1943年3月9日に開かれた国史概説全体協議会に、調査囑託として出席している。従って、この証言は明らかな事実誤認である。
- (254) 『龍史料』3-333「第三回国史概説編纂協議会次第」、『朝日新聞』1942年10月29日付「国史概説上巻上梓へ」、『東京日日新聞』同日付3面「“国史概説”上巻/年末に上梓」、『大阪毎日新聞』同日付2面「国史観を徹底確立/知識層のための『国史概説』/文部省で編纂」。
- (255) 『毎日新聞』(大阪版)1943年2月4日付3面「定本『国史概説』成る/文部省・劃期的な国体明徴版」、『同盟時事年鑑』(昭和19年版)「學術」262頁、等。
- (256) 『帝国大学新聞』929号(1943年1月11日付)1面「国史概説上巻近く配本」。
- (257) 『第八十四回帝国議会説明材料』(文部省教学局、1943年)86-87頁より作成。上巻のみの数字。「皇国史観講習会」は「皇国史観錬成会」(3.4参照)のことか。なお、本史料については武蔵野美術大学助教授の高橋陽一氏の所蔵のものを閲覧させていただいた。特に記してお礼を申し上げる。
- (258) 『思想対策研究会運営の要項』(教学局、1940年)。

- (259) 近藤壽治『皇国史観』(大阪府思想指導委員会、1944年)23頁。同書「序言」によれば、この講演は大阪府の「全中等学校長、国民学校長等一千餘名」を対象に行ったものという。
- (260) 1944年6月6日付で教学局から枢密院に贈呈がなされている(「文部省教学局長ヨリ本院へ国史概説下巻贈付通知」『枢密院文書』宮内省往復・稟議・雑書・昭和十九年、国立公文書館蔵、JACAR ref. A06050878700)。ちなみに、戦後すぐに書かれた文献の中には、下巻が公開されなかったとしているものがある(土屋高雄『歴史教育論』河出書房、1947年、16頁、松島榮一「総論——一九四四年から一九四九年にいたる歴史学界の動向」『歴史学の成果と課題——一九四九年歴史学年報』岩波書店、1950年、4頁、等)。事実関係としては誤りであるが、発行が小部数にとどまった可能性はある。
- (261) 田中卓は、この索引は「公開されなかつたやうである」としている(田中「文部省編『国史概説』と平泉史学」41頁)。
- (262) 『第八十四回帝国議会説明材料』87頁。
- (263) 『受験界』第24巻第4号(1943年4月)の「受験顧問」欄、102頁。
- (264) 文部省「『国体の本義』廃棄/文部省より」『東京新聞』1945年11月13日付投書欄。なお、このことは当初報道されておらず、同紙11月8日付投書欄に掲載された波多野完治「教壇の昏迷」に、「終戦以後文部省が『国体の本義』を絶版にした、といふ話もきかない」という記述があったことに対する反論としてはじめて公表された。
- (265) 『大東亜史概説』については編纂当事者の回想があり、編纂過程をある程度知ることができる。宮崎市定「『アジア史研究』第二」はしがき」『宮崎市定全集 24 隨筆(下)』(岩波書店、1994年。初出1959年) 同「安倍健夫君遺著の序 その一」『宮崎市定全集 24』(初出1971年) 同「『アジア歴史研究入門』序」『宮崎市定全集 2 東洋史』(1992年。初出1983年) 同「自跋」『宮崎市定全集 18 アジア史』(1993年) 山本達郎「あるアジア史研究者の歩み」『国際基督教大学学報 III-A アジア文化研究』第13号(1981年11月) 市古宙三「近代中国研究と私」市古教授退官記念論叢編集委員会(編)『論叢近代中国研究』(山川出版社、1981年) 池田温(司会)/市古宙三+山本達郎+池田雄一+菊池英夫「先學を語る——鈴木俊先生」『東方學』第98輯(1999年7月)を参照。宮崎の回想については、宮崎『アジア史概説』(中公文庫、1987年)の礪波護による「解説」も参照。また、先行研究としては久保『昭和教育史』(上)427-431頁、奈須恵子「戦時下日本における『大東亜史』構想——『大東亜史概説』編纂の試みに着目して」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第35巻(1995年12月)がある。なお、関連する史料は『志水文庫』および『辻善之助関連史料』(東京大学史料編纂所蔵、以下『辻史料』と略記)に保存されている。
- (266) 『公文類聚』によれば事業予算は1942年度45000円、1943年度47894円、1944年度40350円であった。1945年度予算については註298参照。
- (267) 『帝国大学新聞』第885号(1942年1月19日付)1面「大東亜史を編纂(教学局で二年計画)」。
- (268) 『第八十四回帝国議会説明材料』233頁、237頁、『文部省教学局要項』88頁、139頁。
- (269) 『鈴木俊先生年譜』鈴木俊先生古希記念東洋史論叢編集委員会(編)『鈴木俊先生古希記念東洋史論叢』(山川出版社、1975年)5頁。「宮崎市定自訂年譜」『宮崎市定全集 24』754頁。
- (270) 『帝国大学新聞』第910号(1942年7月20日付)1面「『東亜史概説』/編纂、調査囑託の顔ぶれ決る」、『讀賣新聞』1942年7月22日付3面「東洋史書直し/日本中心の大東亜史を編纂」、『東京日日新聞』同日付4面「日本を中心に大東亜史の編纂/文部省の方針きまる」、『朝日新聞』同日付3面「『大東亜史』文部省で編纂」など。
- (271) 『第八十一回帝国議会説明材料』233-236頁、『文部省教学局要項』87-89頁、『志水文庫』76「[教学局]大東亜史編纂要項(及び)大東亜史編纂要目」、『日本諸学』第2号(1942年11月)「彙報」235-236頁も参照。
- (272) 前掲『帝国大学新聞』第910号「『東亜史概説』」。また鈴木俊は当時、「日本人に読ませる、延いては大東亜の諸民族に読ませる」と発言している(小林元+鈴木俊+松崎壽和+松田壽男+三島一「大東亜史の編纂 座談会」『現代』第23巻第9号、1942年9月、30頁)。
- (273) 宮崎「『アジア歴史研究入門』序」327頁。ただし、前掲『帝国大学新聞』第910号「『東亜史概説』」では「自主的見地から対外版は作成しないことになつてゐる」と報じられている。
- (274) 典拠は(A)「教学局東亜史概説編纂部職員名表(順不同)(昭和十七年七月二十日現在)」、『志水文庫』、(B)『文部省職員録』1942年10月1日現在、(C)『第八十一回帝国議会説明材料』(1942年12月)、(D)『文部省職員録』1943年11月1日現在(文部大臣官房秘書課、1944年)、(E)『第八十四回帝国議会説明材料』1943年12月20日現在(1943年12月)。「」を付けたのはその名簿に記載されている人物、「-」は記載されていない人物。肩書については原則として名簿の記載に従った。
- (275) 安部健夫(あべ・たけお、1903-59)東洋史。1928年京都帝国大学文学部史学科卒業。羽田亨の下で元代史を専攻。1929年東方文化学院京都研究所助手(のち研究員)、1936年第三高等学校教授、1940年京大助教授、1946年同教授。著書に博士論文の『西ウイグル国史の研究』(1955年)のほか、没後刊行の『清代史の研究』(1971年)、『元代史の研究』(1972年)など。
- (276) 鈴木俊(すずき・しゅん、1904-75)東洋史。1932年3月東京帝国大学文学部東洋史学科卒。1932年3月東京帝国大学助手。歴史学研究会の創設に参加し、1939年3月より1943年12月まで歴研の幹事長を務めた。1939年4月法政大学講師、1940年4月同教授。1940年12月陸軍予科士官学校講師、1941年7月-1942年6月陸軍教授。1944年6月-1945年2月、治安維持法違反容疑で拘留、1944年8月には一切の公職を退く。1945年6月-1949年10月東方文化学院図書主任、1949年10月-1954年3月九州大学教授、1954年4月中央大学教授、1975年3月同名誉教授。著書に『概説東洋歴史』(1950年)、『東洋史要説』(1953年)など。
- (277) 宮崎市定(みやざき・いちさだ、1901-95)東洋史。研究分野は中国史を中心に、満洲・朝鮮を除くほぼアジア全域にわたる。1925年3月京都帝国大学文学部史学科卒業。内藤湖南・桑原隲蔵・矢野仁一・羽田亨らに師事。1927年5月第六高等学校教授、1929年4月第三高等学校教授、1934年12月京都帝国大学文学部助教授、1944年5月同教授、1965年4月同名誉教授。1936年2月-1938年8月フランス留学。1945年2月-8月応召。1947年4月、「五大宋初の通貨問題」により文学博士号取得。1958年3月『九品官人法の研究』により学士院賞。1989年10月文化功勞者。著書に『東洋に於ける素朴主義の民族と文明主義の社会』(1942年)、『東洋的近世』(1950年)、『九品官人法の研究』(1956年)、『アジア史論考』(1976年)など多数。ほぼ全著作をまとめた『宮崎市定全集』全25巻(岩波書店、1991-94年)がある。
- (278) 山本達郎(やまもと・たつろう、1910-2001)東洋史。1933年3月東京帝国大学文学部東洋史学科卒業。1934年5月東方文化学院東京研究所助手、1937年5月同研究員。1940年3月東京帝国大学講師、1942年1月同助教授、1949年4月同教授、1972年5月同名誉教授。1951年文学博士。1952年、『安南史研究』で日本学士院賞。1972年4月-1981

- 年3月国際基督教大学教授。1986年文化功労者。1998年10月文化勲章。著書に『安南史研究1』(1950年)、『歴史の見方』(1957年)など。
- (279) 『志水文庫』75「〔東亜史概説編纂嘱託候補者名簿〕」によれば、当初、嘱託候補としては安部健夫(京大助教授)・田村實造(京大助教授)・鈴木俊(陸士教官・法政大教授)・山本達郎(東大助教授)・宮崎市定(京大助教授)・松田壽男(元東大講師)・三上次男(東大講師)・曾我部静雄(東北大講師)の8人の名前が挙がっていた。
- (280) 鈴木俊『東洋史と大東亜史』『地政学』第1巻第10号(1942年10月)40頁。池田+他「先學を語る——鈴木俊先生」162頁。
- (281) 宮崎「〔『アジア史研究』第二〕はしがき」496頁。
- (282) 宮崎『『アジア歴史研究入門』序』327頁、宮崎『『宮崎市定全集18』自跋』428頁。池田+他「先學を語る——鈴木俊先生」161頁。
- (283) 奈須「戦時下日本における「大東亜史」構想」4頁。
- (284) 奈須「戦時下日本における「大東亜史」構想」2-3頁。
- (285) 宮崎『『アジア歴史研究入門』序』329頁。
- (286) 宮崎「〔『アジア史研究』第二〕はしがき」496頁。なお、『国史概説』の編纂作業に関してもおそらく同様のことが行われていたと思われるが、詳細については不明である。
- (287) 大蔵公望/内政史研究会+日本近代史料研究会〔編〕『大蔵公望日記』第4巻(内政史研究会+日本近代史料研究会、1975年)53頁。
- (288) 「松崎寿和先生年譜」松崎寿和先生退官記念事業会〔編〕『考古論集——慶祝松崎寿和先生六十三歳論文集』(松崎寿和先生退官記念事業会、1977年)659頁。
松崎壽和(まつざき・ひさかず、1913-86)東洋考古学。1938年3月東京帝国大学文学部東洋史学科卒業。1939年4月-1940年12月興亜院嘱託、1941年4月-1942年3月東京都私立桜井高等女子学校教授。1943年4月-1944年9月東亜史概説編纂嘱託。1944年9月海軍司政官。1946年4月-12月文部省嘱託として『くにのあゆみ』『社会科指導要領』の編纂に従事。1946年12月広島高等学校講師、1948年3月同教授。1949年8月広島大学助教授、1965年4月-77年3月同教授。広島県史編さん委員。著書に『倭人伝』(1948年)、『新黄土地帯』(1960年)、『草土千軒』(1968年)など。
- (289) 市古「近代中国研究と私」615頁。
市古宙三(いちこ・ちゆうぞう、1913-)東洋史。1937年東京帝国大学文学部東洋史学科卒業。1943年文部省東亜史概説編纂嘱託、1944年東亜研究所所員。1946年中央大学予科教授、1949年中央大学教授。1951年お茶の水女子大学助教授、1958年同教授、1976-79年同学長。1979年中央大学教授。著書に『近代日本の大陸発展』(1941年)、『中国の近代』(1969年)、『近代中国の政治と社会』(1971年)など。
- (290) 1938年3月東京帝国大学文学部東洋史学科卒業。のち明治学院高等学校教諭。論文に「唐代織物工業雑考」『東亜論叢』第5輯(1941年11月)、「隋・唐」(昭和十六年度歴史学年報・東洋史)『歴史学研究』第99号(1942年5月)、「回教」『社会科事典』第2巻(平凡社、1948年)、「サラセンと唐」『歴史教育』第5巻第5号(1957年)などがある。
- (291) 『第八十四回帝国議会説明材料』92-93頁。
- (292) 『特高月報』(内務省警保局保安課)昭和19年6月分(1944年7月)「共産主義運動の状況」5頁。
- (293) 鈴木俊「私と東洋史五十年」『鈴木俊先生古希記念東洋史論叢』429頁。
- (294) 「鈴木俊先生年譜」5-6頁。
- (295) 池田+他「先學を語る——鈴木俊先生」162頁、164頁。市古「近代中国研究と私」615頁。「松崎寿和先生年譜」659頁。
- (296) 宮崎「安倍健夫君遺著の序 その一」580頁。ただし、「宮崎市定自訂年譜」(『宮崎市定全集24』)には嘱託解任に関する記事はない。
- (297) 市古宙三は、事件後に「たしか文理大の山崎〔宏〕さんが入った」と証言している(池田+他「先學を語る——鈴木俊先生」164頁)。
- (298) 『大学新聞』第20号(1945年2月11日付)1面「科学関係を増額/文部省関係の追加予算」。額は16700円。
- (299) 宮崎『『アジア歴史研究入門』序』329頁。
- (300) 池田+他「先學を語る——鈴木俊先生」163頁。
- (301) 宮崎『『アジア歴史研究入門』序』329-330頁。この出版は安部健夫の助言によったものという。
- (302) 宮崎「〔『アジア史研究』第二〕はしがき」496頁。
- (303) 池田+他「先學を語る——鈴木俊先生」162-163頁。
- (304) 本来は安部健夫が書き下ろす予定であったが、安部が病に倒れたために宮崎が担当することになったものという。
- (305) 安良城盛昭は「一九四〇年代前半になってやっと「皇国史観」といった表現が生れてきたのではない」(安良城「世界的範疇としての「天皇制」」81頁)としているが、その根拠は特に示されていない。
- (306) 牧『日本国体の理論』第6章「帝国憲法に見ゆる歴史観」311頁。同書については尾藤「皇国史観の成立」300頁に言及がある。なお、この文章は単行本に収録された際に加筆されたもので、初出記事(『法学論叢』第41巻第3号、1939年9月)には「皇国史観」の語はない。ちなみに「国体史観」という語については、これ以前にも武田杵太郎『国体史観——神代篇』(春秋社、1929年)などの用例がある。
- (307) 中村一良「歴史教育に関する覚書」『国民精神文化』第7巻第10号(1941年11月)15頁。のうち中村『国史と世界史』(聖紀書房、1942年)に再録、298頁。
- (308) 『昭和十七年六月二十二日 高等師範学校長、高等学校長、専門学校長、実業専門学校長会議ニ於ケル橋田文部大臣訓示要領』(国立教育政策研究所蔵)7-8頁。
- (309) 『第三回中央協力会議録(全)』(大政翼賛会、1942年。須崎慎一〔編〕『大政翼賛運動資料集成』第2集第4巻、柏書房、1989年、所収)24-25頁。『朝日新聞』1942年9月27日付「大規模な国史編纂/日本世界観を把握体得/文相闡明」も参照。なお『朝日新聞戦前紙面データベース』(朝日新聞社、2001-02年、CD-ROM)によれば、この記事が同紙上で「皇国史観」の初出用例である。
- (310) 久保『昭和教育史』(上)431頁。
- (311) 『文部省職員録』1943年11月1日現在による。
- (312) 『朝日新聞』1943年2月4日付2面「国史概説上巻を刊行」。
- (313) 『家の本義』については、久保『昭和教育史』(上)405-415頁を参照。

- (314) 『第八十四回帝国議会説明材料』145-148頁。「皇国史観錬成会」については文政研究会『文教維新の綱領』(新紀元社、1944年)334頁も参照。
- (315) 『昭和十八年 自四月至十月 錬成会要項綴』(国民錬成所企画課、国立教育政策研究所蔵)、『昭和十八年十一月以降 錬成会要項綴』(教学錬成所、国立教育政策研究所蔵)、戦時下教育研究会〔編〕『「総力戦体制と教育」の総合的研究資料集 2』(戦時下教育研究会、1984年)所収「国民錬成所錬成会実施状況」「教学錬成所錬成会実施状況」より作成。なお、1943年3月以前の同種の錬成会については史料がなく不明。
- (316) 『文部大臣謹話』『文部時報』798号(1943年9月25日発行)『彙報』73-74頁。
- (317) 詳しくは6.1.3を参照。この点については、すでに昆野「吉田三郎の 皇国史観 批判」123-126頁、若井「平泉澄論のために」26頁等の指摘がある。
- (318) 神田文人〔編〕『資料 日本現代史 7 産業報国運動』(大月書店、1981年)380-381頁。「皇国勤労観」については同書を参照。
- (319) 内閣制度百年史編纂委員会〔編〕『内閣制度百年史』(下)(内閣官房、1985年)252-254頁。
- (320) 農林大臣官房総務課〔編〕『農林行政史』第1巻(農林協会、1957年)616頁。皇国農村確立運動については同書、および同第2巻(農林協会、1957年)1239-1262頁等を参照。
- (321) 農地制度資料集成編纂委員会〔編〕『農地制度資料集成』第10巻(御茶の水書房、1972年)719-720頁。
- (322) 板澤「天壤無窮史観」7-8頁。鮎沢信太郎は、この時期の板澤の言動について、「私は、三崎町の日大講堂で、天壤無窮史観と題する先生の大講演をきいた。その時の先生の熱弁は大講堂を圧して、これを聴く者、いずれも深い感銘をうけたことだった」(鮎沢「先生をしのぶ——学恩の数々」『蘭学資料研究会研究報告』第148号、1963年8月、37頁)と書いている。
- (323) 肥後「皇国史観」3頁。
- (324) 宮地正人は、この論文について、「この天業を翼賛し奉り無比の国体を護持して来た我が生活伝統は、我が国民が世界を永遠の統一・大和の相に於いて生々発展するものとして把握してゐたといふ事実を物語つてゐる」とか「人間に本来的なる生む生まれるのはたらき」云々等、紀平正美のヴォキャブラリーがそのままに利用されている(宮地「天皇制ファシズムとそのイデオログたち」53頁)ことを指摘している。
- (325) 小沼洋夫「興亜政策と歴史教育」『政界往来』第14巻第6号(1943年6月)19-20頁。なお昆野伸幸は、小沼が「思想的文化的闘ひ」は「外に対しては固より至難のことである」(小沼「皇国史観の確立と『国史概説』」15頁)と書いていることを根拠として、小沼は「皇国史観」の「対外思想戦への応用を避け、内地に限定することを説いた」(昆野「昭和期における平泉澄の「日本人」観」29頁。また同「吉田三郎の 皇国史観 批判」125頁も参照)としているが、ここでの小沼は単に「思想戦」の困難さを説いているだけであり、小沼自身は(そして教学局も)「皇国史観」の対外応用を否定してはいない。このことは『国史概説』に翻訳計画が存在したことや、『大東亜史概説』の存在などからもうかがい知ることができる。
- (326) 小沼洋夫「自主的一体感の興亜教育」『興亜教育』第2巻第9号(1943年9月)26頁。
- (327) 永原『皇国史観』31頁。
- (328) 時野谷勝「国史の編修」『東洋文化研究』第7巻第4号(1944年4月)にも、「『皇国史観』の言葉はなほ一般に耳新しい響をもつてゐるが、その内容においては既に我々の祖先がかく観じかく行じて来たところのものである」(2頁)という記述がある。
- (329) 尾藤「皇国史観の成立」309頁。
- (330) 桂島宣弘「皇国史観」子安宣邦〔監修〕『日本思想史辞典』(ベリかん社、2001)168頁。
- (331) おそらく保田與重郎など日本浪漫派系知識人による批判を指すと思われる。
- (332) 土屋喬雄「神話のより科学的へ——封建的イデオロギーを脱却せよ」『日本読書新聞』第333号(1946年1月1日付)。土屋は他にも、「日本歴史に関する断想」『創建』第1巻第1号(1946年1月)や『歴史教育論』(1947年)、座談会「日本歴史の再検討」(1)、『讀賣新聞』1946年1月1日付)など、同時期に随所でほとんど同じ内容の批判を行っている。『国史概説』についての主要な先行研究および言及としては、北山茂夫「日本近代史学の発展」(『岩波講座日本歴史 22 別巻 1』岩波書店、1963年、所収)157-158頁、平田哲男「新反動史学の特質」、水野祐『日本神話教育論』(帝国地方行政学会、1971年)17-18頁、永原『皇国史観』、長野正『日本近代国家と歴史教育』(クオリア、1986年)135-137頁、磯田一雄『「皇国の姿」を追って——教科書に見る植民地教育文化史』(皓星社、1999年)324頁、330-331頁、などがある。
- (333) 小沼「皇国史観の確立と『国史概説』」22頁。
- (334) 『毎日新聞』(大阪版)1943年2月4日付「定本『国史概説』成る/文部省・劃期的な国体明徴版」。引用箇所は『国史概説』上巻、263頁。
- (335) 例えば、永原『皇国史観』29-31頁。
- (336) このことは執筆要綱の段階から確定していた。なお、編纂初期段階では「従来の執政者の名をとつた足利時代とか政治の中心地の地名をとつた鎌倉時代などの時代分に拘泥しない」(『読売新聞』1942年3月18日付「独特の国史/新方針で編纂の基本書近く刊行」といった報道が一部に見られるが、実際には「政治の中心地の地名をとつた」時代区分が採用されている。
- (337) 黒板勝美が『国史の研究』で用いた時代区分。鎌倉時代にあたる。
- (338) 志田「『国史概説』の意義」。
- (339) 年表の神武天皇即位の項の「外国事項」には「この頃アツシリヤ隆盛」とあり、また懿徳天皇32年(紀元182年=479 B.C.)の項には「孔子没す」、開化天皇12年(紀元515年=146 B.C.)の項には「カルタゴ滅ぶ」などとある。
- (340) 土屋忠雄「記・紀判読」2頁、長野『日本近代国家と歴史教育』137頁。
- (341) 初期稿「不幸にして壬申の乱起り、天下動揺して、その結果は近江朝廷の軍敗れ、こゝに於て、遂に天武天皇の即位を観る事になつた」(『志水文庫』51「国史概説(三)」〔上世 第三章 飛鳥時代と大化改新〕)。
- (342) 初期稿「(義満の) 卒去に当つては朝廷より太上法皇の尊号さへ贈られるとの御儀があつた」「義持は義満の死後贈られた太上法皇の尊号を拝辞し、その措置の賞すべきもがあつた」(『志水文庫』57「国史概説(八)」〔中世 第三章 室町時代〕)。
- (343) 小沼「皇国史観の確立と『国史概説』」20-21頁。
- (344) 平田「新反動史学の特質」8頁。

- (345) 『国体の本義』73頁。
- (346) 辻善之助「日本文化の発展とその中心」(辻『皇室と日本精神』大日本図書、1936年、所収)15頁、12頁。
- (347) 房内幸成「正史と国史観」『文藝春秋』第22巻第11号(1943年11月)。この文章は後述する国史編修事業を受けて書かれたものである。
- (348) 平泉澄「国史の威力」『日本諸学』第3号(1943年5月)95頁。
- (349) 平泉『改訂 国史概説(完)』42頁。昆野「昭和期における平泉澄の「日本人」観」27頁。
- (350) 平泉『改訂 国史概説(完)』61頁。
- (351) 昆野「昭和期における平泉澄の「日本人」観」29頁。ただし、平泉がまったく「八紘為宇」について言及していなかったわけではない。1939年に平泉は帝国在郷軍人会本部講師研究会において「八紘一宇」と題する講演を行っている。平泉はそこで、「八紘」とは全世界のことであり、「外国のものを一切排斥し拒絶して日本だけが孤立して小さく固まる」という「排他偏狭なる鎖国主義を否定」したものであると主張し、榎原莫都の詔は「日本畫全世界の光となり、その皇化に潤はすことに依つて、それの国それの民族が、その所を得、その最後の落ち着きを得る」意だとしている(平泉澄/下村敬三郎〔編〕『八紘一宇』帝国在郷軍人会本部、1939年、21頁、35頁)。しかしこの解釈は政府公式見解の引き写しに近いものであり、オリジナリティは乏しい。これは、平泉自身の内的な見解というよりは、状況追認発言と考えるべきものであろう。ちなみに平泉は同書の中で、朝鮮は「未だ曾て独立しなかつた国」なのだから「朝鮮人が独立を考へると云ふことは全く意味をなさないことである」(32-33頁)と主張している。
- (352) 辻「日本文化の発展とその中心」1-3頁。
- (353) ただし、下巻231頁の「北方要図」には「蝦夷地」と書かれている。
- (354) 「琉球国王」についての言及はこの箇所以外にはない。なお、初期稿では「琉球は島津氏の所領」だとしつつも、清国の「正朔を奉じ」「両属の關係に在つた」(『志水文庫』60「国史概説(十二)」〔最近世 第一章 明治時代〕)ことが明記されていた。
- (355) 土屋『歴史教育論』33頁。
- (356) 『国史概説』上、12-14頁より作成。原文は神武天皇紀元を用いているが西暦に換算した。なお、初版では室町時代が終わり安土桃山時代が始まる年が2229年(1569年)となっているが、普及版に従い訂正した。
- (357) 網野善彦「時代区分」『日本史大事典』第3巻、878頁。「近世」はもとも「近代」と同じくmodernの訳語として用いられたものである。三時代区分法自体は、17世紀ドイツの古典学者クリストフ・ケラー(Christoph Keller, 1638-1707。ラテン名ケラリウス Christophus Cellarius)が提唱して広まったものとされる(野々村戒三「じだいくぶん 時代区分」富山房国史辞典編集部〔編〕『国史辞典』四、富山房、1943年、所収、659頁、他)。
- (358) 中村「歴史教育に関する覚書」25頁。
- (359) 永原『皇国史観』23-24頁。
- (360) 永原『20世紀日本の歴史学』118頁。
- (361) 磯田『「皇国の姿」を追って』331頁。
- (362) 丸山眞男「日本の思想」『丸山眞男集』第7巻(岩波書店、1996年、初出1957年)217頁。
- (363) 例えば永原『20世紀日本の歴史学』118-120頁。
- (364) 北山「日本近代史学の発展」158頁。
- (365) 註265参照。
- (366) 『志水文庫』77-85、『辻史料』269「大東亜史原稿」。両者はほぼ同一内容だが、『志水文庫』所蔵草稿には加筆訂正の書き込みが見られる。
- (367) 『辻史料』には教学局から辻善之助に原稿を送った際の封筒が含まれており、その消印は昭和20年のものと判読できるほか、「本稿八訂正、未訂正ノ如何ニ拘ラズ四月二十日迄ニ必ず御返戻下サレ度候」という付箋も含まれている。
- (368) 奈須「戦時下日本における「大東亜史」構想」。
- (369) 小林元+鈴木俊+松崎壽和+松田壽男+三島一「大東亜史の編纂 座談会」『現代』第23巻第9号(1942年9月)。なお三島は当時歴史学研究会会長、鈴木は同幹事長であり、他のメンバーもすべて歴研会員であった。また、座談会以外の記事としては田中晃「大東亜史と「産み」の原理」・倉澤剛「大東亜教育圏の構想」・野村重臣「興亜経済史観」が掲載されており、巻頭コラムの「現代評言」にも「大東亜史の創建」という一文がある。
- (370) 鈴木「東洋史と大東亜史」、同「大東亜史の意義について」『東洋文化研究』第6巻第4号(1943年4月)。
- (371) 小林+他「大東亜史の編纂 座談会」29頁。
- (371) 『志水文庫』76「大東亜史編纂要項〔及び〕編纂要目」による。
- (372) 宮崎「『アジア史研究』第二)はしがき」495頁。
- (373) 宮崎『『アジア歴史研究入門』序」327頁。
- (374) 宮崎『『アジア歴史研究入門』序」327-328頁。
- (375) アメリカ人ジェームズ・チャーチワード(James Churchward, 1852-1936)が『失われたムー大陸』(*The Lost Continent of Mu*, 1931)など一連の著作で唱えた説。かつて太平洋に全人類の故郷「ムー大陸」が存在していたが、約1万2000年前、アトランティス大陸とほぼ同時期に海底に沈んだ、とする。
- (376) 藤野七穂「偽史と野望の陥没大陸——「ムー大陸」の伝播と日本の受容」(ジャパン・ミックス〔編〕『歴史を変えた偽書——大事件に影響を与えた怪文書たち』ジャパン・ミックス、1996年、所収)82-85頁、昆野「吉田三郎の 皇国史観 批判」125頁。
- (377) 「現代諸思潮ノ批判」(海軍省調査課、1944年3月28日)。大久保達正+永田元也+前川邦生+兵藤徹〔編〕『昭和社會経済史料集成 第23巻 海軍省資料(23)』(大東文化大学東洋研究所、1997年)所収、452頁。同文書はこれを「日本神話抹殺、古事記抹殺ヲ企図」したものと「表面国粹の革新団体ト見セカケ、事実八国体破壊ヲ目論ムモノ」と攻撃している。
- (378) 島田春雄+藤澤親雄+三浦一郎+小寺小太郎「偽史を撰ぶ——太古文献論争」『公論』第6巻第9号(1943年9月)、藤野「偽史と野望の陥没大陸」86-89頁。
- (379) 宮沢正典『増補ユダヤ人論考——日本における論議の追跡』(新泉社、1982年)、小熊『単一民族神話の起源』、長山『偽史冒険世界』他を参照。
- (380) この議論は、ハンガリーからトルコ・フィンランド・モンゴル・満洲・朝鮮・日本に至る諸民族をすべてトゥラン(ツラン)民族の子孫とし、その大同団結を説く「トゥラン主義」とも結びついている。永田雄三「トルコにおける「公定

- 歴史学」の成立——「トルコ史テーゼ」分析の一視角」寺内威太郎＋他『植民地主義と歴史学——そのまなざしが残したもの』(刀水書房、2004年)187-188頁。
- (381) これらの議論は、『世界的研究に基づける日本太古史』(1911-12年)以下一連の著作において、日本神話とギリシア・ローマ神話の比較などを根拠に、日本はかつて全世界を統治していたと説いた木村鷹太郎(1870-1931)に端を発している。さらには平田篤胤の汎神道主義にまで遡り得よう。なお子安宣邦は、近代日本精神論の「あらゆる雑多な思想・文化を受容し、そしてそれらを日本化する、そのことこそ世界に冠たるわが国体の発現であり、また日本精神の優越性の証拠だという主張」——『国史概説』もまたこの立場に立つわけであるが——は、平田篤胤の「汎神道主義イデオロギーの近代日本における残骸」だと述べている(子安『平田篤胤の世界』228-234頁)。
- (382) 小林＋他「大東亜史の編纂 座談会」28頁。
- (383) 『朝日新聞』1941年12月13日付朝刊「大東亜戦争/大理想、直截に表現/対米英戦の呼称決す」。
- (384) 小林＋他「大東亜史の編纂 座談会」28頁。
- (385) 『志水文庫』77「〔大東亜史概説〕序論 大東亜史の構想〔第一節～第三節〕」中、「第一節 大東亜史の理念」のうち「大東亜史学の性格」の節。「〔観に基く世界〕」の部分は手書きによる挿入。
- (386) 鈴木「大東亜史の意義について」3頁。
- (387) 小林＋他「大東亜史の編纂 座談会」28頁。
- (388) 同、36頁。
- (389) 『公文類聚』第64編・昭和15年・第13巻・官職11・官制11(文部省1)「国民精神文化研究所官制中ヲ改正ス」(JACAR ref. A20020301771) 第10-11画像目。
- (390) 志田延義『大東亜言語建設の基本』(国民精神文化研究所、1943年)254頁。志田「〔国史概説〕の意義」にも、「国史の立て方、整理の仕方はもとよりこれ〔『国史概説』〕に止まるものではなく、いよいよその神髓を顕揚すべく後来更に周到なる用意と大いなる識見とを以て、皇国世界史とでも名づけたい新しい構想を練ることを必要とする」という記述がある。
- (391) 鈴木「東洋史と大東亜史」44頁。
- (392) 『志水文庫』77中「第一節 大東亜史の理念」の「大東亜史の意義」の節。
- (393) 同上。
- (394) 『志水文庫』78「〔大東亜史概説 序論 大東亜の構想〕第四節～第六節」中「第六節 日本の使命」のうち「大東亜文化の共通性」の節。
- (395) 「亜細亜は一なり」(岡倉覚三/村岡博〔訳〕『東邦の理想』岩波文庫、1943年、21頁)。
- (396) 『志水文庫』77中「第一節 大東亜史の理念」のうち「大東亜史の意義」の節。
- (397) 『志水文庫』78中「第六節 日本の使命」。
- (398) 『志水文庫』77中「第一節 大東亜史の理念」のうち「大東亜史の意義」の節。
- (399) 『志水文庫』77中「第三節 大東亜の民族」のうち「三 乾燥地帯の諸民族」「日本民族」の節。
- (400) 『志水文庫』77中「第三節 大東亜の民族」のうち「一 民族・国家」「民族と言語」の節。
- (401) 『志水文庫』78中「第六節 日本の使命」のうち「日本の独自性」の節。
- (402) 『志水文庫』80「〔大東亜史概説 第一章 第一節〕二、開国説話より見たアジア」のうち「日本民族の神話」の節。
- (403) 『志水文庫』78中「第六節 日本の使命」のうち「日本の独自性」の節。
- (404) 宮崎市定『東洋における素朴主義の民族と文明主義の社会』(宮崎『宮崎市定全集2』)所収、初出1940年)127-128頁。
- (405) 『志水文庫』78中「第六節 日本の使命」のうち「日本の使命」の節。
- (406) 岡倉『東邦の理想』28-29頁。
- (407) 『志水文庫』85「〔大東亜史概説 第一章〕第五節 古代日本の国家とその比鄰」のうち「一 古代日本」「日本の位置と日本民族」の節。
- (408) 同、「神代の日本」の節。
- (409) 同、「日本の位置と日本民族」の節。
- (410) 同、「二古代日本の比鄰」「古代の日鮮関係」の節。
- (411) 小林＋他「大東亜史の編纂 座談会」30-36頁。
- (412) 小林元「史学報国の道——心構へのために」『歴史』第17巻第8号(1942年8月)24頁。のち小林『歴史眼』(四海書房、1943年)に再録。
- (413) 宮崎「〔『アジア史研究』第二〕はしがき」496頁。
- (414) 礪波「解説」507-508頁。
- (415) 「緒論」の「アジア史とは何か」の節(9頁)には「だが、余は歴史といふものを、さうは考へてゐない」という一人称を含んだ記述があり、これはこの「緒論」が明らかに『大東亜史概説』の原稿によるものではないことを示している。
- (416) 一例として「北京人類」についての記述を挙げる。
「次に大正の末から昭和の初にかけて、北京西南方の周口店から多数の古人骨が発見せられ、北京人類の名称が与へられた。その骨格は現今の人類に比し、なほ餘程大きな違いがあるが、直立猿人よりも人類形態に近く、既に火の使用を知り、石器を製作し、加工した獣骨をも使用してゐた。而してその頭蓋骨形の発達から見て、言語能力を有し、右利手であつたことも考へられ、更にその下顎骨の形状は、東亜民族に著しい特徴を具へてゐる。」(『志水文庫』79「〔大東亜史概説〕第一章 アジア諸文化の形成とその推移 第一節 アジアの黎明 一、考古学上から見たアジア」)
「次に大正末より昭和の初にかけ、北京西南方の周口店に於いて、洪積期初期地層中より、稍々進化したる人類の化石発掘が行はれた。その骨格は現今の人類となほ甚だ大なる差違を有するにも拘らず、この生物こそ類人猿より確実に分離した最初の人類形態に近きものであることが証明され、北京人類なる学名を与へられた。北京人類は既に火の使用を知り、石器を製作せし上に、獣骨にも加工して使用したことが確実である。而してその頭蓋骨型の発達より見て言語能力を具へ、右利手であつた事が推測され、更にその下顎骨の形状は東亜民族に顕著に表はるる特徴すらも具へてゐる。」(宮崎『アジア史概説』12頁)
- (417) 礪波「解説」509頁。
- (418) 宮崎『アジア史概説』154-155頁。
- (419) 本事業についての先行研究としては、倉沢剛『続学校令の研究』(講談社、1980年)1172-1174頁、久保『昭和教育史』(上)430-431頁、昆野『吉田三郎の 皇国史観 批判』123-126頁などがある。また、関係者の回想として、時

- 野谷勝「国史編修院」(国史大辞典編集委員会〔編〕『国史大辞典 15 上』吉川弘文館、1996 年、所収)、山田孝雄「日本書紀の精神」(日本文化研究会〔編〕『神武天皇紀元論』(立花書房、1958 年、所収)、平泉澄「明治は遠くなりけり——皇国正史編修の議」(平泉『平泉博士史論抄——歴史観を主として』青々企画、1998 年、所収。初出 1963 年)、坂本太郎『古代史の道——考証史学六十年』(読売新聞社、1980 年。のち『坂本太郎著作集 第 12 巻 わが青春』吉川弘文館、1989 年、に再録)145-148 頁、158-159 頁等がある。なお、『辻史料』と『龍史料』には関係する史料が収められており、その一部は『東京大学史料編纂所史料集』第 8 章に翻刻されている。なお本章は、「アジア太平洋戦争下における文部省の修史事業と「国史編修院」」『千葉史学』(千葉歴史学会)第 46 号(2005 年 5 月)14-37 頁として発表した旧稿に加筆訂正を加えたものである。
- (420) 森谷秀亮「決戦下「日本正史」の編纂」『教育』第 11 巻第 10 号(1943 年 10 月)46 頁。なお、時野谷勝「国史編修院」に、「昭和十年(一九三五)代に国体明徴運動が高まると、文部省教学局では国家主義思想鼓吹のため、通史の編修・刊行を計画した。しかし太平洋戦争のため、その実施は延期されていた」とあるが、その根拠は明らかにされていない。また、本事業は「大東亜戦争」遂行を目的として計画・立案されたものであり、戦争のために「延期」されたとは考えにくい。
- (421) 森谷「決戦下「日本正史」の編纂」46 頁。
- (422) 国立公文書館所蔵『公文類聚』第 67 編・昭和 18 年・第 71 巻・財政 4・会計 4(予算 1ノ3)。橋田は、第 81 回帝国議会衆議院予算委員会第二分科会(1943 年 2 月 9 日)で「国史ノ編修ヲ致シマスルガ為メ、是ガ準備ヲナスノ必要ガアリマス」と述べている。
- (423) 『公文類聚』第 67 編・昭和 18 年・第 19 巻・官職 13・官制 13(文部省 4)。
- (424) 同上。
- (425) 註 316 参照。
- (426) 『公文類聚』第 67 編・昭和 18 年・第 19 巻・官職 13・官制 13(文部省 4)より作成。
- (427) 『公文類聚』第 67 編・昭和 18 年・第 19 巻・官職 13・官制 13(文部省 4)。
- (428) 記事 = 龍肅「皇国の真姿を宣明——決戦下、大典編纂の成業を思ふ」、森清人「皇国文運興隆の精華——修史の心と読史の心」、利根川東洋「皇国史観の徹底」、小林健三「文化主義放擲——巡礼的史観から皇国史観へ」、竹下直之「史観と文献」、「皇国史観を培ふ新刊書抄」。
- (429) 記事 = 肥後和男「皇国史観」、坂本太郎「大化改新の本義」、藤直幹「武士道と皇国精神」、志田延義「中今の身証体現」、岡不可止「維新精神と国史の力——特に志士と国史の体認に就て」。
- (430) 記事 = 房内幸成「正史撰修の故実」、保田與重郎「日本正史の編修」、浅野晃「明治維新史に就て」、藤田徳太郎「ある維新史観」、荒木精之「神風連に対する史家の謬見を正す」、森本忠「史観を正す」、大崎勝澄「大國隆正の国学」、齋藤隆而「近代史観の二潮流」、蓮田善明「『のり』としての皇国文学史」、編輯部「有馬新七「古今の沿革」、高橋峻「古事記と歴史観」、難波田春夫「日本資本主義の研究について」、三浦義一「折々の歌(和歌)」、房内幸成〔選〕「八雲の道——八雲会詠草(和歌)」。
- (431) 記事 = 肥後和男「国史の発展と大東亜建設」、中村光「皇国世界史の設計」、原田敏明「皇国史観」。
- (432) 昆野「吉田三郎の 皇国史観 批判」126 頁、植村「丸山眞男と平泉澄」133 頁、147 頁。先述したように田口卯吉は久米事件の当事者の一人である。
- (433) 『読書人』誌については、兵藤正之助「『読書人』をめぐって」『文学』第 29 巻第 12 号(1961 年 12 月)を参照。
- (434) 『読売報知』1943 年 8 月 28 日付「国民生活の根柢培養 / 全世界に示す八紘為宇の大理想 / 正史編修 中村博士の感懐談」。
- (435) 保田與重郎「日本正史の編修」『読書人』第 3 巻第 11 号(1943 年 11 月)9 頁、13 頁。同論文は『保田與重郎全集』第 22 巻(講談社、1987 年)に再録。
- (436) 房内幸成「正史撰修の故実」『読書人』第 3 巻第 11 号、6 頁。なお、先に挙げた房内「正史と国史観」もほぼ同趣旨の内容。
- (437) 森本忠「史観を正す」『読書人』第 3 巻第 11 号、26 頁。
- (438) 『志水文庫』所収。同書については昆野「吉田三郎の 皇国史観 批判」130 頁、および拙稿「『偽史』と「皇国史観」のあいだ——木村鷹太郎～小谷部全一郎・酒井勝軍まで 偽史に憑かれた男たち」『別冊歴史読本』第 29 巻第 9 号「古史古伝と偽書の謎——「偽り」と「謎」が織りなす闇の歴史を暴く!」(2004 年 3 月)109 頁に言及がある。なお、本書の所在については昆野伸幸氏にご教示を頂いた。
- (439) 山崎長七『大日本帝国神代史の研究資料』(興亜技術同志会、1943 年)2 頁、11-12 頁。
- (440) 生方敏郎「日本言葉の字引編纂に就いて文相閣下に此議を奉る」『古人今人』第 85 号(1943 年 9 月)1 頁。
- (441) 『東洋経済新報』第 2108 号、8-9 頁、原記事は無署名。清沢 / 橋川文三〔編〕『暗黒日記』III(評論社、1973 年)に再録、218-221 頁。
- (442) 『官報』および『判任官進退』(文部省大臣官房秘書課作成、国立公文書館蔵)等により作成。
- (443) 平泉澄「明治は遠くなりけり——皇国正史編修の議」田中卓〔編〕『平泉博士史論抄——歴史観を主として』(青々企画、1998 年。初出 1963 年)385 頁。
- (444) 平泉澄「正史編修愚見」田中卓〔編〕『平泉博士史論抄』388-390 頁所収。提出の経緯については、同書の田中卓による「解題」(577-578 頁)を参照。
- (445) 国史編修準備委員会・調査会の議事録は『辻史料』79「国史編修準備委員会」に収められており、一部は『東京大学史料編纂所史料集』第 8 章に翻刻されている。以下、『国史編修準備委員会第一回総会議事録』は『準・総会 1』、『国史編修準備委員会第二回特別委員会議事録』は『準・特別委 2』、『国史編修調査会第一回総会議事録』は『調・総会 1』等々と略記する。
- (446) 『準・総会 1』5 頁。
- (447) 『準・総会 1』5-6 頁。
- (448) 『準・総会 1』6-7 頁。
- (449) 『準・総会 1』21-22 頁。
- (450) 『準・総会 1』25 頁。
- (451) 『準・総会 2』5 頁、2-3 頁。
- (452) 『準・総会 2』9 頁。なお、軍人として委員会に出席したのは彼一人のみである。

- (453) 『準・総会 1』 5 頁、近藤壽治の発言。
- (454) 『準・特別委 3』 7-8 頁。
- (455) 『準・総会 1』 14 頁、『準・特別委 2』 11 頁。
- (456) 『準・総会 1』 20 頁。
- (457) 『準・総会 1』 24 頁。
- (458) 『公文類聚』第 69 編・昭和 20 年・第 19 卷・官職 13・官制 13 (文部省 4)。
- (459) 『準・総会 1』 18 頁。
- (460) 前掲『讀賣報知』1943 年 8 月 28 日付「国民生活の根柢培養」。
- (461) 『準・総会 1』 17 頁。
- (462) 若槻泰雄は、中村孝也について「格別神がかった思想の持主というわけではない」としながらも、その『肇国精神』(大日本教化図書、1941 年)などの著書が、平泉澄のような「神がかりの学者と同じよう」な字句を連発しており、「はずかしげもなく「紀元二千六百年」を賛仰している」ことを指摘している(若槻『日本の戦争責任——最後の戦争世代から』下、小学館ライブラリー、2000 年、143-147 頁、原著 1995 年)。また阿部猛は、中村が楠木正成や南朝の忠臣を讃美する伝記を書いたりしていることを挙げ、また『肇国精神』の「天祖は永遠の存在、不朽の生命、果てしない御生命でおはします」といった文言を紹介して「中村孝也もまた、まさに「天皇教」の信者であり「皇国史観」の信奉者だったのである」と評している(阿部『太平洋戦争と歴史学』62-67 頁)。しかし、委員会での発言を見る限りでは、中村は文部省の立場に積極的に迎合し追隨しようとしている、と考えたほうが妥当と思われる。
- (463) 『準・総会 1』 15 頁。なお龍肅も同意見。
- (464) 『準・総会 1』 16 頁、17 頁。
- (465) 辻は「皇国史観」の被害者ないし抵抗者として語られることが多い(註 480 参照)が、戦時下の著作の問題を含め、慎重な再検討が必要であろう。
- (466) 『準・総会 1』 16 頁。
- (467) 『準・特別委 3』 4 頁。
- (468) 『準・特別委 3』 10 頁、11 頁。
- (469) 『東京大学史料編纂所史料集』874 頁。
- (470) 『準・総会 3』 3 頁。
- (471) 『準・総会 3』 2 頁。
- (472) 『公文類聚』第 68 編・昭和 19 年・第 12 卷・官職 12・官制 12 (文部省 5)。
- (473) 同上。
- (474) 『調・総会 1』 9 頁。
- (475) 『調・総会 1』 8 頁。
- (476) 山田孝雄(やまだ・よしお、1873-1958)国語学・国文学・国史学。富山県尋常中学校中退後、小・中学教諭を歴任しながら独学で国語学・国文学を研究。1907 年文部省国語調査委員会補助委員、1920 年日本大学講師、1925 年東北帝国大学法文学部講師、1927-33 年同教授。1929 年、『日本文法論』により東京帝国大学から文学博士の学位を取得。1940-45 年神宮皇學館大学長、1944 年貴族院議員、1945 年国史編修院長。戦後、公職追放。1953 年文化功労者、1957 年文化勲章。『日本文法論』(1908)他の著作でいわゆる「山田文法」を展開し、橋本進吉の「橋本文法」、時枝誠記の「時枝文法」と並び称された。著書に『仮名遣の歴史』(1929)、『国体の本義』(1933)、『桜史』(1941)、『国語学史』(1943)、『君が代の歴史』(1956)他多数。
- (477) 『官報』第 5382 号(1944 年 12 月 21 日付) 第 5455 号(1945 年 3 月 24 日付)。
- (478) 『任免裁可書』(国立公文書館蔵)昭和 19 年・任免巻 283。
- (479) 『準・総会 1』 14-15 頁。
- (480) 特に、当時の日本史学界の長老格であった辻善之助は、「足利尊氏の擁護者」として原理日本社系のグループから攻撃を受けていた。辻善之助先生生誕百年記念會(編)『辻善之助博士自歴年譜稿』(續群書類従完成會、1977 年)70-71 頁、90-91 頁。
- (481) 福岡『辺境に映る日本』55-67 頁、334 頁。
- (482) 『任免裁可書』昭和 19 年・任免巻 282。
- (483) 『任免裁可書』昭和 20 年・任免巻 51。
- (484) 坂本『古代史の道』146-147 頁。「義理」とは、以前に山田から神宮皇学館教授に就任するよう懇請されたのを断ったことを指す。
- (485) 坂本『古代史の道』147 頁。
- (486) 『読売報知』1945 年 2 月 15 日付「国史編修官両神社へ」。
- (487) 『公文類聚』第 69 編・昭和 20 年・第 19 卷・官職 13・官制 13 (文部省 4) 所収。なお、同文書中には「国史書内容事項」と題する勅撰・官撰史書のリストも収録されている。そこに「国史書」として挙げられているのは、『古事記』『日本書紀』『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『文徳実録』『三代実録』『類聚国史』『神皇正統記』『大日本史』『本朝通鑑』『復古記』『太政紀要』『大日本史料』『大日本維新史料』『国史概説』である。
- (488) 『公文類聚』第六十九編・昭和二十年・第 19 卷・官職 13・官制 13 (文部省 4)。
- (489) 山住正己+堀尾輝久『戦後日本の教育改革 第 2 卷 教育理念』(東京大学出版会、1976 年)15 頁。
- (490) 森谷「決戦下「日本正史」の編纂」46 頁には「不要と解せられ易い修史事業」とある。
- (491) 『朝日新聞』1945 年 8 月 18 日付「国難時代を乗切る書/新たに国史編修院を設置」。
- (492) 『讀賣報知』1945 年 8 月 18 日付「国史を正しく視よ/文部省に国史編修院設く」。
- (493) 『(各省及独立官庁)行政整理案 文部省』(内閣官房総務課長作成、国立公文書館蔵)。
- (494) 奈良本辰也『歴史家への道——昭和史と共に歩んだ青春』(旺文社文庫、1984 年。初刊 1978 年)200 頁。
- (495) 『官報』第 5583 号(1945 年 8 月 22 日付) 第 5593 号(9 月 3 日付) 第 5599 号(9 月 10 日付) 第 5613 号(9 月 26 日付) 第 5641 号(10 月 30 日付)。なお、時野谷「国史編修院」は国史編修官としてこの他に丸山二郎の名を挙げているが、『官報』等では確認できない。
- (496) 平田俊春「山田孝雄博士を想う」『歴史教育』第 7 巻第 1 号(1959 年 1 月)104-105 頁。
- (497) 時野谷「国史編修院」。

- (498) 杉谷房雄「大東亜戦争戦中戦後の神宮」神宮司庁〔編〕『神宮・明治百年史』中巻(神宮司庁文教部、1969年)257頁。
- (499) 『官報』および『判任官進退』による。
- (500) 山田「日本書紀の精神」170-171頁。
- (501) 『公文類聚』第69編・昭和20年・第19巻・官職13・官制13(文部省4)。
- (502) 坂本『古代史の道』148頁。
- (503) 佐藤喜代治「山田孝雄伝」(明治書院企画編集部〔編〕『日本語学者列伝』明治書院、1997年、所収。初出1983-84年)117頁。関連する山田の著作に『年号読方考証稿』(宝文館、1950年)がある。
- (504) 『樞密院會議議事録』第96巻〔昭和篇54〕(東京大學出版會、1996年)189頁、深井『樞密院重要議事覚書』(岩波書店、1953年)440-442頁。
- (505) 『当面ノ各省緊急施策要綱』(国立公文書館所蔵)「第二部 今後立案実施せんとする事項(文部省)」(1945年10月)。
- (506) 有光次郎『有光次郎日記』(第一法規出版、1989年)833頁。
- (507) 『任免裁可書』昭和20年・任免巻215。『官報』第5652号(1945年11月13日付)。
- (508) 山田「日本書紀の精神」171頁。
- (509) 『朝日新聞』1946年1月27日付「『国史編修院』廃止」。
- (510) 坂本『古代史の道』158-159頁。
- (511) 久保義三『占領と神話教育——占領軍による記・紀神話の排除過程』(青木書店、1988年)104-105頁。
- (512) 久保『占領と神話教育』105頁。
- (513) 高橋史朗+ハリリー・レイ『占領下の教育改革と検閲——まぼろしの歴史教科書』(日本教育新聞社出版局、1987年)255-256頁、260頁、269-270頁、274頁。
- (514) 家永三郎「『くにのあゆみ』編纂始末」(家永〔編著〕『くにのあゆみ』編纂始末』民衆社、2001年、所収)58頁。
- (515) 文部省『新教育指針』(近代日本教育制度史料編纂會〔編〕『近代日本教育制度史料』第3巻、講談社、1964年、所収)第1部前篇第2章第3節。読売新聞戦後史班『昭和戦後史 教育のあゆみ』(読売新聞社、1982年)135-150頁によれば、同書はCIEのJ・W・バーナードの監督のもとに石山侑平(当時、教科書局第二編修課長・東京文理大教授)が編集にあたったものであり、また、当該の章の執筆担当者は田中耕太郎であった。
- (516) 平泉澄の論文「歴史における実と真」(1925年)の「明治以来の学風は、往々にして実を詮索して能事了れりとした。所謂科学的研究これである。その研究法は分析である。分析は解体である。解体は死である。之に反し真を求むるは綜合である。綜合は生である。而してそは科学よりはむしろ芸術であり、更に究竟すれば信仰である」(『平泉博士史論抄』所収、42頁)という記述をもって、平泉の科学否定発言と見なす、というのが典型的なケースであろう。そもそもこの文章は、この後「まことに歴史は一種異様の学問である。科学的冷静の態度、周到なる研究の必要なるは、いふまでもない。しかもそのみにては、歴史は只分解せられ、死滅する」と続くのであり、若井敏明が指摘しているように、この記述は「けっして科学的研究を否定しているのではなく、そのうえに綜合がないと歴史は死滅すると言っているのである」(若井『平泉澄』67頁)。
- (517) ベーター・シェットラー「権力を正当化する学問としての歴史学——一九一八 一九四五年」(シェットラー〔編〕/木谷勤+小野清美+芝健介〔訳〕『ナチズムと歴史家たち』名古屋大学出版会、2001年、所収。原著1999年)4-5頁。
- (518) シェットラー「権力を正当化する学問としての歴史学」8頁。
- (519) 大橋良介『京都学派と日本海軍——新史料「大島メモ」をめぐって』(PHP新書、2001年)185頁、1942年3月2日の会合における発言。
- (520) 礪波護「宮崎市定」(今谷明+大濱徹也+尾形勇+榊山紘一〔編〕『20世紀の歴史家たち(1)日本編上』刀水書房、1997年、所収)。他。今谷明『戦時下の歴史家たち』(青木保+中村雄二郎+村上陽一郎+山折哲雄〔編〕『近代日本文化論4 知識人』岩波書店、1994年、所収)。
- (521) シェットラー「権力を正当化する学問としての歴史学」11-12頁。

参考文献

史料

- [1] 『志水義暉文庫』(国立教育政策研究所蔵)
- [2] 『志田延義文書』(国立教育政策研究所蔵、マイクロフィルム)
- [3] 『思想対策研究会運営の要項』(教學局、1940年)
- [4] 『第七十六回帝國議會説明材料』(教學局、1940年 / 『志田延義文書』所収)
- [5] 『第八十一回帝國議會説明材料』(文部省教學局、1942年 / 国立教育政策研究所蔵)
- [6] 『第八十四回帝國議會説明材料』(文部省教學局、1943年 / 高橋陽一氏所蔵)
- [7] 『文部省教學局要項』(文部省教學局、1943年)
- [8] 『昭和十八年 自四月至十月 鍊成會要項綴』(國民鍊成所企畫課、国立教育政策研究所蔵)
- [9] 『昭和十八年十一月以降 鍊成會要項綴』(教學鍊成所、国立教育政策研究所蔵)
- [10] 『昭和十七年六月二十二日 高等師範學校長、高等學校長、專門學校長、實業專門學校長會議ニ於ケル橋田文部大臣訓示要領』(国立教育政策研究所蔵)
- [11] 『文部省職員録』1941年10月1日現在(文部大臣官房秘書課、1941年)
- [12] 『文部省職員録』1942年10月1日現在(文部大臣官房秘書課、1943年)
- [13] 『文部省職員録』1943年11月1日現在(文部大臣官房秘書課、1944年)
- [14] 『公文類聚』(国立公文書館所蔵)
- [15] 『公文雜纂』(国立公文書館所蔵)
- [16] 『任免裁可書』(国立公文書館所蔵)
- [17] 『判任官進退』(文部省大臣官房秘書課作成、国立公文書館蔵)
- [18] 『枢密院文書』(国立公文書館所蔵)
- [19] 『枢密院御下附案』(国立公文書館所蔵)
- [20] 『枢密院委員会録』(国立公文書館所蔵)
- [21] 『請願建議關係文書』(国立公文書館蔵)
- [22] 『各種情報資料・陸軍省発表』(国立公文書館蔵)
- [23] 『(各省及独立官庁)行政整理案 文部省』(内閣官房総務課長作成、国立公文書館蔵)
- [24] 『当面ノ各省緊急施策要綱』(国立公文書館所蔵)
- [25] 『本邦国号及元首称呼關係一件』(外務省外交史料館蔵)
- [26] 『大日記乙輯』(防衛庁防衛研究所蔵)
- [27] 『岸幸一コレクション』(アジア經濟研究所図書館蔵)
- [28] 『辻善之助關係史料』(東京大学史料編纂所蔵)
- [29] 『龍肅關係史料』(東京大学史料編纂所蔵)

文献

- [30] —— [1946]「史界展望」『日本歴史』第1巻第4号(1946年10月)92-93頁
- [31] —— [1948]「歴史學雜誌の最近の動向について」『歴史學研究』第133号(1948年5月)41-47頁

- [32] Spaulding, Robert M., Jr. [1967] *Imperial Japan's Higher Civil Service Examinations*, Princeton: Princeton University Press.
- [33] 青村眞明 [1954] 『青村眞明遺稿集』(青村眞明遺稿集刊行会)
- [34] 朝日ジャーナル編集部 [1965] 「教科書調査官を調査する——検定の“実力者”の実体はなにか」『朝日ジャーナル』第7巻第44号(1965年10月24日)12-18頁
- [35] 鯉坂真 [1991] 「「和」の思想と日本精神主義——『国体の本義』の成立過程」日本科学者会議思想・文化研究委員会〔編〕『日本文化論』批判——「文化」を装う危険思想(水曜社)158-185頁
- [36] 阿部猛 [1999] 『太平洋戦争と歴史学』〔歴史文化ライブラリー 77〕(吉川弘文館)
- [37] 阿部猛 [2002] 「皇国史観」阿部猛+西垣晴次〔編〕『日本文化史ハンドブック』(東京堂出版)271-272頁
- [38] 網野善彦 [1993] 「時代区分」『日本史大事典』第3巻(平凡社)878-881頁
- [39] 網野善彦 [2000] 『日本の歴史 00 「日本」とは何か』(講談社)
- [40] 鮎沢信太郎 [1963] 「先生をしのぶ——学恩の数々」『蘭学資料研究会研究報告』第148号(1963年8月)37-39頁
- [41] 〔荒井信一〕[1957] 「戦後の歴研の歩みについて」『歴史学研究』第212号(1957年10月)47-52頁
- [42] 荒井信一+平田哲男 [1988] 「《対論》歴史家の戦争責任をめぐって」『歴史評論』第460号(1988年8月)78-93頁
- [43] 安良城盛昭 [1985 = 1989] 「世界史的範疇としての「天皇制」——網野善彦氏の「中世天皇論」についての批判的検討」安良城『天皇・天皇制・百姓・沖縄——社会構成史研究よりみた社会史研究批判』(吉川弘文館)61-83頁所収
- [44] 有馬学 [2006] 「誰に向かって語るのか——大東亜戦争と新秩序の言説」酒井哲哉〔編〕『岩波講座「帝国」日本の学知 第1巻「帝国」編成の系譜』(岩波書店)251-285頁所収
- [45] 有光次郎 [1968] 辻清明+三沢潤生+赤木須留喜+升味準之輔〔聞き取り〕『有光次郎氏談話速記録』〔内政史研究資料第64・65集〕(内政史研究会)
- [46] 有光次郎 [1989] 『有光次郎日記』(第一法規出版)
- [47] 李進熙 [1974] 「歪められた朝鮮史像と皇国史観——古代朝・日関係史研究の歪み」『経済評論』第23巻第12号(1974年11月)
- [48] 飯田武郷 [1889] 『日本書紀通釋』上篇之一(大八洲學會)
- [49] 飯田武郷 [1895] 『日本書紀通釋』上篇之六(飯田武郷)
- [50] 家永三郎 [1948 = 1997] 「神代紀の文章に及したる仏教の影響に関する考証」家永『家永三郎集』第2巻(岩波書店)3-28頁所収
- [51] 家永三郎 [1962] 「近代日本における学問の自由」『歴史学研究』第270号(1962年11月)12-21頁
- [52] 家永三郎 [1965] 「大正・昭和の歴史思想——太平洋戦争前後における歴史思想の変化」日本思想史研究会〔編〕『日本における歴史思想の展開——日本思想史研究会紀要 I』(吉川弘文館)273-292頁
- [53] 家永三郎 [2001] 「くにあゆみ」編纂始末」家永三郎〔編著〕『くにあゆみ』編纂始末(民衆社)51-66頁所収
- [54] 池田温〔司会〕[1999] 市古宙三+山本達郎+池田雄一+菊池英夫「先學を語る——鈴木俊先生」『東方學』第98輯(1999年7月)155-185頁
- [55] 池田智文 [2000] 「「皇国史観」研究序説——日本近代史学史研究の前提的問題として」『龍谷大学大学院文学研究科紀要』第22集(2000年12月)42-56頁
- [56] 石川準吉 [1975] 『国家総動員史 資料編 第二』(国家総動員史刊行会)
- [57] 石川準吉 [1976] 『国家総動員史 資料編 第四』(国家総動員史刊行会)
- [58] 石田雄 [1998 = 2000] 「「同化」政策と創られた概念としての「日本」」石田『記憶と忘却の政治学——同化政策・戦争責任・集合的記憶』(明石書店)
- [59] 石母田正 [1946 = 1990] 「実証主義への復帰」石母田『石母田正著作集』第16巻(岩波書店)7-11頁所収
- [60] 五住義之 [1943] 「「國史」口述試験所感並に問答」『國家試験』第15巻第1号(1943年1月)130-136頁
- [61] 磯田一雄 [1999] 『「^{みくに}皇国の姿」を追って——教科書に見る植民地教育文化史』(皓星社)

- [62] 板澤武雄 [1943] 『天壤無窮史観』(日光書院)
- [63] 市古宙三 [1981] 「近代中国研究と私」市古教授退官記念論叢編集委員会〔編〕『論集近代中国研究』(山川出版社) 611-632 頁
- [64] 伊藤博文 [1889] 『大日本帝國憲法義解』(國家學會)
- [65] 井上清 [1946a] 「時評」『歴史學研究』第 122 号 (1946 年 6 月) 34-40 頁
- [66] 井上清 [1946b] 「天皇制の歴史」歴史學研究會〔編〕『歴史家は天皇制をどう見るか』(新生社) 1-113 頁。のち、井上『天皇制』(東京大學出版會、1953 年) 1-119 頁に再録
- [67] 井上清 [1947] 『くにのあゆみ批判——正しい日本歴史』(解放社)
- [68] 井上清 [1982] 『私の現代史論』(大阪書籍)
- [69] 井上清〔司会〕[1947] 中野重治 + 小池喜孝 + 藤間生大 + 大久保利謙 + 岡田章雄 + 羽仁五郎 「“くにのあゆみ”の検討——共同研究」『朝日評論』第 2 巻第 3 号 (1947 年 3 月) 30-55 頁。久野収 + 神島二郎〔編〕『天皇制』論集』(三一書房、1976 年) 26-41 頁に再録
- [70] 今井修 [2001] 「「戦争と歴史家」をめぐる最近の研究について——阿部猛氏『太平洋戦争と歴史学』と今谷明氏の平泉澄論を中心に」『年報・日本現代史』第 7 号 (2001 年 5 月) 325-340 頁
- [71] 今谷明 [1994] 「戦時下の歴史家たち」青木保 + 中村雄二郎 + 村上陽一郎 + 山折哲雄〔編〕『近代日本文化論 4 知識人』(岩波書店) 所収
- [72] 色川大吉 [1993] 『わだつみの友へ』〔同時代ライブラリー〕(岩波書店)
- [73] 岩月英男 [1947] 「編集後記」『歴史』(史学社) 第 1 巻第 1 号 (1947 年 12 月) 65 頁
- [74] 岩村成充 [1937] 『日本、満洲、支那の國號に関する研究』(東亞同文會 / 外務省外交史料館蔵『本邦國号及元首稱呼關係一件』第 2 巻所収、JACAR ref. B02031473800)
- [75] 于紅 [2002] 「第二次幣原外交期における中国の国号呼称問題——「支那共和国」から「中華民国」へ」『お茶の水史学』第 46 号 (2002 年 11 月) 79-108 頁
- [76] 上杉聰 [2001] 「誤った戦争観と「皇国史観」による歴史教科書」上杉聰 + 君島和彦 + 越田稜 + 高嶋伸欣 『つくる会』教科書はこう読む! ——隠された問題点の数々』(明石書店) 13-39 頁所収
- [77] 植村和秀 [2004] 『丸山眞男と平泉澄——昭和期日本の政治主義』(柏書房)
- [78] 宇都宮めぐみ + 中原康博 [2003] 「戦後平泉澄は如何に語られたか——平泉澄「批判」を考える一試論」『日本思想史研究会年報』第 20 号 (2003 年 1 月) 393-399 頁
- [79] 生方敏郎 [1943] 「日本言葉の字引編纂に就いて文相閣下に此議を奉る」『古人今人』第 85 号 (1943 年 9 月) 1-2 頁
- [80] 栄沢幸二 [1995] 『「大東亜共栄圏」の思想』〔講談社現代新書〕(講談社)
- [81] 遠藤芳信 [1992] 「社会科古代史教育における神話と祭祀の位置づけ」『北海道教育大学紀要 (第一部 C)』第 43 巻第 1 号 (1992 年 7 月) 263-276 頁
- [82] 大江志乃夫 [1984] 『靖国神社』〔岩波新書〕(岩波書店)
- [83] 大門正克〔編著〕[2006] 『昭和史論争を問う——歴史を叙述することの可能性』(日本経済評論社)
- [84] 大久保利謙 [1988] 『大久保利謙著作集 7 日本近代史学の成立』(吉川弘文館)
- [85] 大久保達正 + 永田元也 + 前川邦生 + 兵藤徹〔編〕[1989] 『昭和社会経済史料集成 第 14 巻 海軍省資料 (14)』(大東文化大学東洋研究所)
- [86] 大久保達正 + 永田元也 + 前川邦生 + 兵藤徹〔編〕[1997] 『昭和社会経済史料集成 第 23 巻 海軍省資料 (23)』(大東文化大学東洋研究所)
- [87] 大蔵公望 [1975] 内政史研究会 + 日本近代史料研究会〔編〕『大蔵公望日記』第 4 巻 (内政史研究会 + 日本近代史料研究会)
- [88] 大隅和雄 [1993] 「皇国史観」『日本史大事典』第 3 巻 (平凡社) 59-60 頁
- [89] 大谷栄一 [2001] 『近代日本の日蓮主義運動』(法蔵館)
- [90] 大谷栄一 [2002] 「日蓮主義・天皇・アジア——石原莞爾における世界統一のヴィジョン」『思想』第 943 号 (2002 年 11 月) 147-167 頁
- [91] 大橋良介 [2001] 『京都学派と日本海軍——新史料「大島メモ」をめぐる』〔PHP 新書〕(PHP 研究所)
- [92] 岡倉覚三 [1903 = 1943] 村岡博〔訳〕『東邦の理想』〔岩波文庫〕(岩波書店)

- [93] 岡崎茂樹 [1942] 『時代を作る男 塩原時三郎』(大澤築地書店)
- [94] 〔岡部長景〕[1943] 「正史編修計畫に關する文部大臣談話」『文部時報』第798号(1943年9月25日)73-74頁
- [95] 〔岡部長景〕[1943] 「文部大臣謹話」『文部時報』第798号、74頁
- [96] 小熊英二 [1995] 『単一民族神話の起源——日本人の自画像の系譜』(新曜社)
- [97] 小熊英二 [1998] 『日本人の境界——沖繩・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復歸運動まで』(新曜社)
- [98] 小沼洋夫 [1943a] 「皇國史觀の確立と『國史概説』」『文部時報』第789号(1943年5月10日)15-25頁
- [99] 小沼洋夫 [1943b] 「興亞政策と歴史教育」『政界往來』第14卷第6号(1943年6月)16-22頁
- [100] 小沼洋夫 [1943c] 「自主的一體感の興亞教育」『興亞教育』第2卷第9号(1943年9月)19-27頁
- [101] 小沼洋夫 [1968] 平塚益徳〔編〕『小沼洋夫遺稿集』(小沼洋夫遺稿集刊行委員会)
- [102] 海後宗臣〔編〕[1962] 『日本教科書大系 近代編 第20巻 歴史(三)』(講談社)
- [103] 貝塚茂樹 [1995] 「昭和16年文部省教学局編纂『臣民の道』に關する研究(1)——志水義暉文庫」資料を中心とした成立過程の分析」『戦後教育史研究』第10号(1995年3月)85-103頁
- [104] 外務省〔編〕[1965] 『日本外交年表並主要文書』(下)〔明治百年史叢書〕(原書房)
- [105] 桂島宣弘 [2001] 「皇國史觀」子安宣邦〔監修〕『日本思想史辞典』(ペリカン社)168-169頁
- [106] 龜井勝一郎 [1956] 「現代歴史家への疑問——歴史家に「総合的」能力を要求することは果して無理だろうか」『文藝春秋』第34巻第3号(1956年3月)58-68頁
- [107] 河西晃祐 [2005] 「外務省「大東亜共栄圏」構想の形成過程」『歴史学研究』第798号(2005年2月)1-21頁
- [108] 神田文人〔編〕[1981] 『資料 日本現代史 7 産業報国運動』(大月書店)
- [109] 北畠親房 [1339 = 1975] 岩佐正〔校注〕『神皇正統記』(岩波文庫)(岩波書店)
- [110] 北山茂夫 「日本近代史学の発展」『岩波講座 日本歴史 22 別巻 1』(岩波書店)105-163頁
- [111] 金達寿^{キムタカス} [1974] 「わが内なる皇國史觀——「任那日本府」をめぐる」『展望』第188号(1974年8月)84-95頁
- [112] 教學局〔編〕[1941] 『臣民の道』(内閣印刷局/復刻版 = L Y U工房、2000年)
- [113] 教學局〔編〕[1942] 『大東亜戦争とわれら』(内閣印刷局)
- [114] 清沢洌 [1944] 「大東亜各地日本人の品位を高めよ」『東洋經濟新報』第2108号(1944年2月5日)8-9頁(原記事は無署名。清沢/橋川文三〔編〕『暗黒日記』評論社、1979年、778-781頁所収)
- [115] 清沢洌 [1979] 橋川文三〔編〕『暗黒日記 昭和17年12月9日——20年5月5日』(評論社)
- [116] 近代日本教育制度史料編纂会〔編〕[1964] 『近代日本教育制度史料』全35巻(講談社)
- [117] 工藤雅樹 [1979 = 1998] 「明治前半期における紀年論の史学史的意義」工藤雅樹『東北考古学・古代史学史』(吉川弘文館)334-374頁所収
- [118] 久野収 [1956] 「日本の超国家主義——昭和維新の思想」久野収 + 鶴見俊輔 『現代日本の思想——その五つの渦』(岩波新書)(岩波書店)117-182頁所収
- [119] 久保義三 [1988] 『占領と神話教育——占領軍による記・紀神話の排除過程』(青木書店)
- [120] 久保義三 [1994] 『昭和と教育史——天皇制と教育の史的展開 上 戦前・戦時下篇』(三一書房)
- [121] 久米邦武 [1891 = 1991] 「神道は祭天の古俗」『日本近代思想大系 13 歴史認識』(岩波書店)445-466頁所収
- [122] 倉沢剛 [1980] 『続学校令の研究』(講談社)
- [123] 神野志隆光 [1999] 『古事記と日本書紀——「天皇神話」の歴史』(講談社現代新書)(講談社)
- [124] 神野志隆光 [2005] 『「日本」とは何か——国号の意味と歴史』(講談社現代新書)(講談社)
- [125] 廣陵健兒 [1942] 「國史と經濟地理」『國家試験』第14巻第11号(1942年11月)19-26頁
- [126] 小路田泰直 [1999] 「日本史の誕生——『大日本編年史』の編纂について」西川長夫 + 渡辺公三〔編〕『世紀轉換期の國際秩序と国民文化の形成』(柏書房)127-145頁所収
- [127] 小路田泰直 [2001] 『「邪馬台国」と日本人』(平凡社新書)(平凡社)

- [128] 小林元 [1942] 「史學報國の道——心構へのために」『歴史』第17巻第8号(1942年8月)14-25頁。のち小林元『歴史眼』(四海書房、1943年)に再録
- [129] 小林元 + 鈴木俊 + 松崎壽和 + 松田壽男 + 三島一 [1942] 「大東亞史の編纂 座談會」『現代』第23巻第9号(1942年9月)18-36頁
- [130] 駒込武 [1996] 『植民地帝国日本の文化統合』(岩波書店)
- [131] 小森陽一 + 安丸良夫〔監修〕[2001] 「歴史教科諸問題 その全体像を検証する」小森陽一 + 坂本義和 + 安丸良夫〔編〕『歴史教科書 何が問題か——徹底検証Q & A』(岩波書店)55-144頁所収
- [132] 子安宣邦 [2001] 『平田篤胤の世界』(ペリかん社)
- [133] 子安宣邦 [2004] 『国家と祭祀——国家神道の現在』(青土社)
- [134] 小山常実 [1989] 『天皇機関説と国民教育』(アカデミア出版会)
- [135] 近藤壽治 [1944] 『皇國史觀』〔思想叢書第26編〕(大阪府思想指導委員會)
- [136] 近藤壽治 [1967] 『ひとすじの道』(学校図書)
- [137] 昆野伸幸 [2000] 「大川周明の日本歴史観」『日本思想史学』第32号(2000年9月)155-172頁
- [138] 昆野伸幸 [2001] 「吉田三郎の 皇國史觀 批判」『日本思想史研究』第33号(2001年3月)115-130頁
- [139] 昆野伸幸 [2002] 「昭和期における平泉澄の「日本人」観」『日本思想史研究』第34号(2002年3月)16-36頁
- [140] 昆野伸幸 [2004] 「大川周明『日本二千六百年史』不敬書事件再考」『日本歴史』第677号(2004年10月)67-84頁
- [141] 昆野伸幸 [2005] 「平泉史学と人類学」『季刊 日本思想史』第67号(2005年12月)115-133頁
- [142] 斎藤三郎 [1939] 『右翼思想犯罪事件の総合的研究(血盟團事件より二・二六事件まで)』〔思想研究資料特輯第53號〕(司法省刑事局/復刻版=社会問題資料研究会〔編〕『社会問題資料叢書』第1輯、東洋文化社、1975年)
- [143] 齊藤孝 [1984] 『昭和史学史ノート——歴史学の発想』(小学館)
- [144] 坂本太郎 [1958] 『日本の修史と史学』〔日本歴史新書〕(至文堂)。のち『坂本太郎著作集 第5巻 修史と史学』(吉川弘文館、1989年)1-184頁に再録
- [145] 坂本太郎 [1980] 『古代史の道——考証史学六十年』(読売新聞社)。のち『坂本太郎著作集 第12巻 わが青春』(吉川弘文館、1989年)1-208頁に再録
- [146] 坂本太郎 + 家永三郎 + 井上光貞 + 大野晋〔校注〕[1994] 『日本書紀』(一)〔岩波文庫〕(岩波書店)
- [147] 佐々木亨 [1987] 「大学入試の歴史(第10回)戦時体制化の入試(1)」『大学進学研究』第47号(1987年1月)62-66頁
- [148] 佐藤喜代治 [1983-84 = 1997] 「山田孝雄伝」明治書院企画編集部〔編〕『日本語学者列伝』(明治書院)94-119頁所収
- [149] 佐藤伸雄 [1966] 「皇國史觀——その動向と役割」『歴史學研究』第309号(1966年2月)55-60頁。のち「“皇國史觀”の動向とその役割」と改題の上、佐藤『歴史教育の課題と皇國史觀』(あずみの書房、1989年)2-18頁に再録
- [150] 佐藤伸雄 [2004] 茨木智志 + 鈴木正弘〔聞取〕「《インタビュー記録》歴史教育体験を聞く 佐藤伸雄先生」『歴史教育史研究』第2号(2004年10月)36-52頁
- [151] 里見岸雄 [1940] 『田中智學の國體開顯』(錦正社)
- [152] 里見岸雄 [1941] 「八紘一宇」と「八紘爲宇」『東亞聯盟』第3巻第12号(1941年12月)29-31頁
- [153] シェットラー, ペーター [1999 = 2001] 「権力を正当化する学問としての歴史学——一九一八 一九四五年」シェットラー, ペーター〔編〕/木谷勤 + 小野清美 + 芝健介〔訳〕『ナチズムと歴史家たち』(名古屋大学出版会)1-19頁所収
- [154] 志田延義 [1943a] 「「國史概説」の意義」『京都新聞』1943年2月19日付朝刊
- [155] 志田延義 [1943b] 『大東亞言語建設の基本』(國民精神文化研究所)
- [156] 四宮憲章 [1943] 『皇國か帝國か』(龍宿山房)
- [157] 島田春雄 + 藤澤親雄 + 三浦一郎 + 小寺小太郎 [1943] 「偽史を攘ふ——太古文献論争」『公論』第6巻第9号(1943年9月)82-112頁
- [158] 新村出〔編〕[1991] 『広辞苑』第4版(岩波書店)

- [159] 新村出〔編〕[1998]『広辞苑』第5版(岩波書店)
- [160] 杉谷房雄[1969]「大東亜戦争戦中戦後の神宮」神宮司庁〔編〕『神宮・明治百年史』中巻(神宮司庁文教部)207-384頁
- [161] 須崎慎一〔編〕[1989]『大政翼賛運動資料集成』第2集第4巻(柏書房)
- [162] 鈴木俊[1942]「東洋史と大東亞史」『地政學』第1巻第10号(1942年10月)40-46頁
- [163] 鈴木俊[1943]「大東亞史の意義について」『東洋文化研究』第6巻第4号(1943年4月)1-3頁
- [164] 鈴木俊[1975]「私と東洋史五十年」『鈴木俊先生古希記念東洋史論叢』417-432頁
- [165] 鈴木俊先生古希記念東洋史論叢編集委員会〔編〕[1975]『鈴木俊先生古希記念東洋史論叢』(山川出版社)
- [166] 鈴木良一[1974 = 1987]「清水三男『ぼくらの歴史教室』——研究者の戦争責任」鈴木『中世史雑考』(校倉書房)297-311頁所収
- [167] 戦時下教育研究会〔編〕[1984]『「総力戦体制と教育」の総合的研究 資料集 2』(戦時下教育研究会)
- [168] 千田稔[1999]『高千穂幻想——「国家」を背負った風景』(PHP新書)(PHP研究所)
- [169] 高野邦夫[1989]『天皇制国家の教育論——教学刷新評議会の研究』(あずみの書房)
- [170] 高橋史朗+レイ, ハリー [1987]『占領下の教育改革と検閲——まぼろしの歴史教科書』(日本教育新聞社出版局)
- [171] 高橋碩一[1947]「日本の歴史」批判——中學生のレポートより『歴史評論』第2巻第6号通巻第9号(1947年9月)53-57頁。のち「中學生の「日本の歴史」批判」と改題の上、高橋『新しい歴史教育への道』(誠文堂新光社、1949年)に再録
- [172] 高橋正衛[1969 = 2003]『昭和の軍閥』(講談社学術文庫)(講談社)
- [173] 高橋陽一[1991]「教学局とその雑誌・叢書」戦時下教育学説史研究会『日本諸学振興委員会の研究——戦時下における教育学の転換』(東京大学教育学部教育哲学教育史研究室)32-47頁
- [174] 高橋陽一[1997]「「皇国ノ道」概念の機能と矛盾——吉田熊次教育学と教育勅語解釈の転変」『日本教育史研究』第16号(1997年8月)1-23頁
- [175] 高柳光寿+竹内理三〔編〕[1974]『角川日本史辞典』第2版(角川書店)
- [176] 竹内洋[2001]『大学という病——東大紛擾と教授群像』(中公叢書)(中央公論新社)
- [177] 武田杵太郎[1929]『國體史觀——神代篇』(春秋社)
- [178] 立花隆[2005]『天皇と東大——大日本帝国の生と死』(下)(文藝春秋)
- [179] 田中彰+宮地正人〔校注〕[1991]『日本近代思想大系 13 歴史認識』(岩波書店)
- [180] 田中卓[1968 = 2000]「皇国史觀、何が悪い」田中『田中卓評論集 2』15-20頁所収。初出 = 『神社新報』1968年8月31日付
- [181] 田中卓[1969 = 1998]「皇国史觀について」田中『田中卓著作集 11-II』1-38頁所収、初出 = 皇學館大學出版部〔編〕『高原先生喜壽記念 皇學論集』(皇學館大學出版部)277-316頁
- [182] 田中卓[1984 = 1998]「文部省編『国史概説』と平泉史学」田中『田中卓著作集 11-II』39-57頁所収、初出 = 田中『皇国史觀の対決』(皇學館大學出版部)42-63頁
- [183] 田中卓[1995 = 2000]「平泉史学の特色」田中『田中卓評論集 2』22-34頁所収
- [184] 田中卓[1998]『田中卓著作集 11-II 私の古代史像——付総目次』(国書刊行会)
- [185] 田中卓[2000]『田中卓評論集 2 平泉史学と皇国史觀』(青々企画)
- [186] 田中巴之助[1904 = 1932]『世界統一の天業』田中『師子王全集 師子王國體篇』(師子王全集刊行會、1932年)75-103頁所収
- [187] 田中巴之助[1912-13 = 1932]「神武天皇の建國——日本國體の内容は 神武天皇の大思想なり」田中『師子王全集 師子王國體篇』110-202頁所収
- [188] 田中巴之助[1922]『日本國體の研究(普及版)』(天業民報社)
- [189] 玉沢光三郎[1940]『所謂「天皇機關説」を契機とする國體明徴運動』(思想研究資料特輯第72号)(司法省刑事局/復刻版 = 社会問題資料研究会〔編〕『社会問題資料叢書』第1輯、東洋文化社、1975年)
- [190] 辻善之助[1930 = 1936]「日本文化の發展とその中心」辻『皇室と日本精神』(大日本圖書)1-26頁所収

- [191] 辻善之助 [1941] 「高文國史勉學の爲めに——大綱を賢明に把握せよ」『受験界』第 22 卷第 11 号 (1941 年 11 月) 58-60 頁
- [192] 辻善之助先生生誕百年記念會〔編〕[1977] 『辻善之助博士自歴年譜稿』(續群書類從完成會)
- [193] 土屋喬雄 [1946a] 「神話的より科學的へ——封建的イデオロギーを脱却せよ」『日本讀書新聞』第 333 号 (1946 年 1 月 1 日)
- [194] 土屋喬雄 [1946b] 「日本歴史に関する斷想」『創建』第 1 卷第 1 號 (1946 年 1 月) 25-28 頁
- [195] 土屋喬雄 [1947] 『歴史教育論』〔教育文庫〕(河出書房)
- [196] 土屋忠雄 [1978a] 「記・紀判読——古代教育史断章」『教育學雜誌』第 12 号 (1978 年 3 月) 1-10 頁
- [197] 土屋忠雄 [1978b] 「「国体の本義」の編纂過程」『関東教育学会紀要』第 5 号 (1978 年 11 月) 1-14 頁
- [198] 出口王仁三郎 [1934 = 1982] 「肇国皇道之精神」池田昭〔編〕『大本史料集成 II 運動篇』(三一書房) 720-726 頁所収
- [199] 土井清 [1943] 「高文行政科「國史」受験感想記」『國家試験』第 15 卷第 1 号 (1943 年 1 月) 125-130 頁
- [200] 東京国立博物館 + 東京大学史料編纂所〔編〕[2001] 『時を超えて語るもの——史料と美術の名宝』(東京大学史料編纂所)
- [201] 東京大学史料編纂所〔編〕[2001] 『東京大学史料編纂所史史料集』(東京大学史料編纂所)
- [202] 東京大学史料編纂所〔編〕[2003] 『歴史学と史料研究』(山川出版社)
- [203] 遠山茂樹 [1956] 「現代史研究の問題點——『昭和史』の批判に關連して」『中央公論』第 71 年第 6 号 (1956 年 6 月) 52-61 頁
- [204] 遠山茂樹 [1968] 『戦後の歴史学と歴史意識』〔日本歴史叢書〕(岩波書店)
- [205] 時野谷勝 [1944] 「國史の編修」『東洋文化研究』(東洋文化研究會) 第 7 卷第 4 号 (1944 年 4 月) 1-4 頁
- [206] 時野谷勝 [1996] 「国史編修院」国史大辞典編集委員会〔編〕『国史大辞典 15 上』(吉川弘文館) 70 頁
- [207] 徳武敏夫 [1959] 「皇国史観で貫かれる教科書検定——国家基準の学習指導要領と検定調査官」『アカハタ』1959 年 12 月 25 日付
- [208] 礪波護 [1987] 「解説」宮崎市定『アジア史概説』〔中公文庫〕(中央公論社) 505-519 頁
- [209] 礪波護「宮崎市定」今谷明 + 大濱徹也 + 尾形勇 + 樺山紘一〔編〕『20 世紀の歴史家たち (1) 日本編 上』(刀水書房) 203-215 頁所収
- [210] 内閣情報部 [1937] 『何故の支那事変』〔國民精神總動員資料第二輯〕(内閣 + 内務省 + 文部省)
- [211] 内閣情報部 [1938] 『國民精神總動員實施概要 (第一輯)』(内閣情報部 / 長浜功〔編〕『國民精神總動員運動——民衆教化動員史料集成』第一卷、明石書店、1988 年、所収)
- [212] 内閣制度百年史編纂委員会〔編〕[1985] 『内閣制度百年史』(下)(内閣官房)
- [213] 内務省神社局〔編〕[1921] 『國體論史』(内務省神社局)
- [214] 中島三三男 [1984] 「皇国史観」『大百科事典』第 5 卷 (平凡社) 383 頁
- [215] 永田雄三 [2004] 「トルコにおける「公定歴史学」の成立——「トルコ史テーゼ」分析の一視角」寺内威太郎 + 永田雄三 + 矢島國雄 + 李成市『植民地主義と歴史学——そのまなざしが残したもの』(刀水書房)
- [216] 長野正 [1986] 『日本近代国家と歴史教育』(クオリ)
- [217] 中原康博 + 宇都宮めぐみ + 塙慶一郎 [2003] 「平泉澄研究文献目録」『日本思想史研究会年報』第 20 号 (2003 年 1 月) 414-419 頁
- [218] 永原慶二 [1983] 『皇国史観』〔岩波ブックレット 20〕(岩波書店)
- [219] 永原慶二 [1998] 「皇国史観」『歴史学事典【第 6 卷 歴史学の方法】』(弘文堂) 169-171 頁
- [220] 永原慶二 [2000] 「皇国史観」『日本歴史大事典』第 2 卷 (小学館) 23 頁
- [221] 永原慶二 [2001] 「検定の歴史観と国際批判——その源流としての皇国史観」永原『歴史教科書をどうつくるか』(岩波書店) 19-74 頁 (永原 [1983] の改稿)
- [222] 永原慶二 [2003] 『20 世紀日本の歴史学』(吉川弘文館)
- [223] 中村一良 [1941] 「歴史教育に関する覺書」『國民精神文化』第 7 卷第 10 号 (1941 年 11 月) 11-26 頁、中村『國史と世界史』(聖紀書房、1942 年) に再録、291-318 頁
- [224] 中山達郎 [1942] 「行政科合格の體驗記」『國家試験』第 14 卷第 11 号 (1942 年 11 月) 96-117 頁

- [225] 長山靖生 [1996 = 2001] 『偽史冒険世界——カルト本の百年』〔ちくま文庫〕(筑摩書房)
- [226] 奈須恵子 [1995] 「戦時下日本における「大東亜史」構想——『大東亜史概説』編纂の試みに着目して」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第35巻(1995年12月)1-9頁
- [227] 奈良本辰也 [1978 = 1984] 『歴史家への道——昭和史と共に歩んだ青春』〔旺文社文庫〕(旺文社)
- [228] 成田龍一 [2001a] 『歴史学のスタイル——史学史とその周辺』(校倉書房)
- [229] 成田龍一 [2001b] 『歴史はいかに語られるか——1930年代「国民の物語」批判』〔NHKブックス〕(日本放送出版協会)
- [230] 西尾幹二 + 他 [2001] 『市販本 新しい歴史教科書』初版(扶桑社)
- [231] 西岡虎之助 + 土屋喬雄 + 比屋根安定 + 伊豆公夫 + 羽仁五郎 [1946] 「日本歴史の再検討 本社座談會」(1) ~ (8) 『讀賣新聞』(1946年1月1日、3-4日、6日、8-10日、12日)
- [232] 新田均 [2003] 『「現人神」「国家神道」という幻想——近代日本を歪めた俗説を糾す。』(PHP研究所)
- [233] 日本国語大辞典第二版編集委員会 + 小学館国語辞典編集部〔編〕[2000-02] 『日本国語大辞典』第2版(全13巻・別巻1)(小学館)
- [234] 〔日本史研究会〕座談 [1946] 「民衆は歴史家に何を望むか」『日本史研究』第3号(1946年12月)72-81頁
- [235] 日本歴史学会〔編〕[1999] 『日本史研究者辞典』(吉川弘文館)
- [236] 農地制度資料集成編纂委員会〔編〕[1972] 『農地制度資料集成』第10巻(御茶の水書房)
- [237] 農林大臣官房総務課〔編〕[1957] 『農林行政史』第1巻(農林協会)
- [238] 農林大臣官房総務課〔編〕[1957] 『農林行政史』第2巻(農林協会)
- [239] 野木邦夫 [2004] 「平泉澄博士研究文献目録(稿)」田中卓〔編〕『平泉澄博士全著作紹介』(勉誠出版)
- [240] 野々村戒三 [1943] 「じだいくぶん 時代区分」富山房國史辭典編纂部〔編〕『國史辭典』(四)(富山房)658-660頁所収
- [241] 長谷川伸 [1992] 「昭和初期国号及び元首の称号統一に関する一考察」『法政史学』第44号(1992年3月)97-118頁
- [242] 長谷川亮一 [2004] 「「偽史」と「皇国史観」のあいだ——木村鷹太郎～小谷部全一郎・酒井勝軍まで偽史に憑かれた男たち」『別冊歴史読本』第29巻第9号「古史古伝と偽書の謎——「偽り」と「謎」が織りなす闇の歴史を暴く！」(2004年3月)
- [243] 長谷川亮一 [2005] 「アジア太平洋戦争下における文部省の修史事業と「国史編修院」」『千葉史学』第46号(2005年5月)14-37頁
- [244] 秦郁彦 [1962 = 1972] 『軍ファシズム運動史』増補再版(河出書房新社)
- [245] 波多野完治 [1945] 「教壇の昏迷」『東京新聞』1945年11月8日付投書欄
- [246] 原田勝正 [1959] 「八紘一宇」日本歴史大辞典編集委員会〔編〕『日本歴史大辞典』第15巻(河出書房新社)137頁
- [247] 肥後和男 [1943] 「皇国史観」『知性』第6巻第11号(1943年11月)1-7頁
- [248] 尾藤正英 + 島崎隆夫〔校註〕[1977] 『日本思想体系 45 安藤昌益 佐藤信淵』(岩波書店)
- [249] 尾藤正英 [1984] 「皇国史観の成立」相良亨 + 尾藤正英 + 秋山虔〔編〕『講座 歴史思想 第4巻 時間』(東京大学出版会)299-349頁
- [250] 兵藤正之助 [1961] 「『読書人』をめぐる」『文学』第29巻第12号(1961年12月)67-77頁
- [251] 平泉澄 [1925 = 1998] 「歴史に於ける実と真」田中卓〔編〕『平泉博士史論抄——歴史観を主として』(青々企画)19-42頁
- [252] 平泉澄 [1939] 下村敬三郎〔編〕『八紘一宇』(帝國在郷軍人会本部)
- [253] 平泉澄 [1943a] 恩地久夫〔編〕『改訂 國史概説(完)——昭和十八年版 東京帝國大學文學部講義』(啓明社)
- [254] 平泉澄 [1943b = 1998] 「正史編修愚見」『平泉博士史論抄』388-390頁
- [255] 平泉澄 [1963 = 1998] 「明治は遠くなりけり——皇国正史編修の議」『平泉博士史論抄』381-390頁
- [256] 平泉澄 [1970 = 1978] 『物語日本史』(上)〔講談社学術文庫〕(講談社/旧題『少年日本史』)
- [257] 平田篤胤 [1812 = 1998] 子安宣邦〔校註〕『靈の真柱』〔岩波文庫〕(岩波書店)

- [258] 平田哲男 [1967] 「新反動史学の特質——現代的皇国史観について」『歴史評論』第205号(1967年9月)1-14頁
- [259] 平田俊春 [1959] 「山田孝雄博士を想う」『歴史教育』第7巻第1号(1959年1月)104-105頁
- [260] 廣瀬重見 [1991] 「いはゆる皇国史観に関する一考察」(上)『日本』(日本学協会)第41巻第5号(1991年5月)34-41頁
- [261] 深井英伍 [1953] 『樞密院重要議事覚書』(岩波書店)
- [262] 福間良明 [2003] 『辺境に映る日本——ナショナル리티の融解と脱構築』(柏書房)
- [263] 房内幸成 [1943a] 「正史撰修の故實」『讀書人』第3巻第11号(1943年11月)1-7頁
- [264] 房内幸成 [1943b] 「正史と國史観」『文藝春秋』第22巻第11号(1943年11月)
- [265] 藤谷俊雄 [1947] 「歴史教育と歴史観」『日本史研究』第5号(1947年9月)54-57頁
- [266] 藤野七穂 [1996] 「偽史と野望の陥没大陸——“ムー大陸”の伝播と日本の受容」『ジャパン・ミックス』(編)『歴史を変えた偽書——大事件に影響を与えた怪文書たち』(ジャパン・ミックス、1996年)64-89頁
- [267] 藤原明 [2004] 『日本の偽書』(文春新書)(文藝春秋)
- [268] 藤原喜代蔵 [1944] 『明治・大正・昭和と教育思想學説人物史 第四巻 昭和前期篇』(日本經國社)
- [269] 文政研究會 [1944] 『文教維新の綱領』(新紀元社)
- [270] 「平和の塔」の史実を考える会〔編〕[1995] 『石の証言——みやざき「平和の塔」を探る』(本多企画ブックレット)(本多企画)
- [271] 鵬翼生 [1942] 「新制度下行政科受験戦記」『受験界』第23巻第5号(1942年5月)
- [272] ホブズボウム, エリック+レンジャー, テレンス〔編〕[1983 = 1992] 前川啓治+梶原景昭+他〔訳〕『創られた伝統』(紀伊國屋書店)
- [273] 毎日新聞社〔編〕[1982] 『教科書検定——教育を追う』(毎日新聞社)
- [274] 前田一男 [1982] 「国民精神文化研究所の研究——戦時下教学刷新における「精研」の役割・機能について」『日本の教育史学』第25集(1982年9月)53-81頁
- [275] 前田一男 [1993] 「「教学刷新」の設計者・伊東延吉の役割」寺崎昌男+編集委員会〔編著〕『近代日本における知の配分と国民統合』(第一法規出版)368-388頁
- [276] 牧健二 [1939] 「帝國憲法に見ゆる歴史観」『法學論叢』第41巻第3号(1939年9月)1-38頁
- [277] 牧健二 [1940] 『日本國體の理論』(有斐閣)
- [278] 松崎寿和先生退官記念事業会〔編〕[1977] 『考古論集——慶祝松崎寿和先生六十三歳論文集』(松崎寿和先生退官記念事業会)
- [279] まつしまえいいち [1946] 「歴史教育——とくに国史教育について」『歴史評論』第1巻第2号通巻第2号(1946年11月)22-27頁
- [280] 松島榮一 [1950] 「總論——一九四四年から一九四九年にいたる歴史學界の動向」歴史學研究會〔編〕『歴史學の成果と課題——一九四九年歴史學年報』(歴史學研究別冊)(岩波書店)1-24頁
- [281] 松島榮一 [1952] 「日本における歴史學の發達——とくに近代的歴史學の形成を中心に」松島榮一〔編〕『日本歴史講座 第一巻 歴史理論篇』(河出書房)187-226頁
- [282] 松島榮一 [1963] 「歴史教育の歴史」『岩波講座 日本歴史 22 別巻1』227-310頁
- [283] 松島榮一 [1965] 「「皇国史観」について」『朝日ジャーナル』第7巻第46号(1965年11月7日)5頁
- [284] 松島榮一〔司会〕[1971 = 1982] 秋山謙蔵+松田久雄+三島一+旗田巍+永原慶二「座談会 「歴研」創立の前後」歴史学研究会〔編〕『歴研半世紀のあゆみ』(歴史学研究会)164-180頁
- [285] 丸山眞男 [1957 = 1996] 「日本の思想」『丸山眞男集』第7巻(岩波書店)191-244頁
- [286] 水谷三公 [1999] 『日本の近代 13 官僚の風貌』(中央公論新社)
- [287] 水林彪 [2005] 「古事記と日本書紀」原武史+吉田裕〔編〕『岩波天皇・皇室辞典』(岩波書店)1-8頁
- [288] 水野祐 [1971] 『日本神話教育論』(帝国地方行政学会)
- [289] 三谷太一郎 [1995 = 1997] 「天皇機関説事件の政治史的意味」三谷太一郎『近代日本の戦争と政治』岩波書店、1997年)225-261頁所収
- [290] 宮川康子 [1998] 「歴史と神話の間——考証史学の陥穽」『江戸の思想』第8号(1998年6月)18-35頁

- [291] 宮崎市定 [1940] 『東洋における素朴主義の民族と文明主義の社会』 宮崎 『宮崎市定全集 2 東洋史』 (岩波書店) 3-130 頁所収
- [292] 宮崎市定 [1947] 『アジア史概説 正篇』 (人文書林) のち宮崎 『宮崎市定全集 18 アジア史』 に収録
- [293] 宮崎市定 [1959 = 1994] 「『アジア史研究』 第二) はしがき」 『宮崎市定全集 24 随筆 (下)』 (岩波書店) 494-498 頁所収
- [294] 宮崎市定 [1971 = 1994] 「安倍健夫君遺著の序 その一」 『宮崎市定全集 24 随筆 (下)』 578-582 頁所収
- [295] 宮崎市定 [1983 = 1992] 「『アジア歴史研究入門』 序」 宮崎 『宮崎市定全集 2 東洋史』 323-333 頁所収
- [296] 宮崎市定 [1993] 「自跋」 宮崎 『宮崎市定全集 18 アジア史』 (岩波書店) 427-431 頁
- [297] 宮崎市定 [1994] 「宮崎市定自訂年譜」 『宮崎市定全集 24 随筆 (下)』 747-759 頁
- [298] 宮沢正典 [1982] 『増補ユダヤ人論考——日本における論議の追跡』 (新泉社)
- [299] 宮田節子 [1991] 「皇民化政策の構造」 『朝鮮史研究会論文集』 第 29 集 (1991 年 10 月) 41-59 頁
- [300] 宮地正人 [1979 = 1981] 「近代天皇制イデオロギーと歴史学——久米邦武事件の政治史的考察」 宮地 『天皇制の政治史的研究』 (校倉書房) 150-184 頁所収
- [301] 宮地正人 [1990] 「天皇制ファシズムとそのイデオログたち——「国民精神文化研究所」を例にとって」 『季刊 科学と思想』 第 76 号 (1990 年 4 月) 50-80 頁
- [302] 三輪公忠 [1986] 『日本・1945 年の視点』 (UP 選書) (東京大学出版局)
- [303] メール, マーガレット [1993] 「明治国家と日本近代史学の成立——現東京大学史料編纂所をめくって」 伊藤隆 [編] 『日本近代史の再構築』 (山川出版社) 127-149 頁
- [304] 本居宣長 [1934] 村岡典嗣 [校訂] 『玉くしげ・秘本玉くしげ』 (岩波文庫) (岩波書店)
- [305] 森谷秀亮 [1943] 「決戦下「日本正史」の編纂」 『教育』 第 11 巻第 10 号 (1943 年 10 月) 44-47 頁
- [306] 森本忠 [1943] 「史観を正す」 『讀書人』 第 3 巻第 11 号 (1943 年 11 月) 25-27 頁
- [307] 文部省 [1903] 『小學日本歴史』 (一) (文部省 / 復刻版 = 大空社、1987 年)
- [308] 文部省 [編] [1937a] 『國體の本義』 (文部省)
- [309] 文部省 [1937b] 『八紘一宇の精神——日本精神の発揚』 (国民精神総動員資料第四輯) (内閣 + 内務省 + 文部省。外務省外交史料館蔵 『国民思想善導教化及団体関係雑件』 第 2 巻 「9. 昭和十二年国民精神総動員実施状況 分割 1」 所収、JACAR ref. B04013005600、第 93-107 画像目)
- [310] 文部省 [1940] 『小学國史 尋常科用』 (上) (文部省 / 復刻版 = 大空社、1987 年)
- [311] 文部省 [編] [1943a] 『國史概説』 上・下 (内閣印刷局)
- [312] 文部省 [1943b] 『初等科國史』 (上) (文部省 / 復刻版 = 大空社、1987 年)
- [313] 文部省 [1945] 「「國體の本義」 廢棄 = 文部省より = 」 『東京新聞』 1945 年 11 月 13 日付投書欄
- [314] 文部省 [1972] 『学制百年史』 (帝国地方行政学会 / 文部科学省のウェブサイト [<http://www.mext.go.jp/>] で全文公開)
- [315] 保田與重郎 [1943] 「日本正史の編修」 『讀書人』 第 3 巻第 11 号 (1943 年 11 月) 8-13 頁、『保田與重郎全集』 第 2 巻 (講談社、1987 年) 579-597 頁に再録
- [316] 安丸良夫 [1992] 『近代天皇像の形成』 (岩波書店)
- [317] 柳瀬良幹 [1939] 「官吏制度」 『國家學會雜誌』 第 53 巻第 9 号 (1939 年 9 月) 68-100 頁
- [318] 山口佳紀 + 神野志隆光 [校注・訳] [1997] 『新編日本古典文学全集 1 古事記』 (小学館)
- [319] 山崎長七 [1943] 『大日本帝國神代史の研究資料』 (興亞技術同志會、『志水義暉文庫』 所収)
- [320] 山住正己 + 堀尾輝久 [1976] 『戦後日本の教育改革 第 2 巻 教育理念』 (東京大学出版会)
- [321] 山田朗 [1995] 「皇国史観」 佐々木隆爾 [編] 『昭和史の事典』 (東京堂出版) 154 頁
- [322] 山田孝雄 [1958] 「日本書紀の精神」 日本文化研究会 [編] 『神武天皇紀元論』 (立花書房) 170-182 頁所収
- [323] 山室信一 [2004] 『キメラ——満洲国の肖像 増補版』 (中公新書) (中央公論新社)
- [324] 山本達郎 [1981] 「あるアジア史研究者の歩み」 『国際基督教大学学報 III-A アジア文化研究』 第 13 号 (1981 年 11 月) 3-30 頁

- [325] 吉田孝 [1997] 『日本の誕生』〔岩波新書〕(岩波書店)
- [326] 吉村道男 [1983] 「昭和初期における国号呼称問題——国体明徴運動との関連において」『国史学』第119号(1983年3月)1-22頁
- [327] 米谷匡史 [1996] 「解題 文部省編『国体の本義』」神野志隆光〔編〕『古事記・日本書紀必携』(學燈社)180頁
- [328] 読売新聞戦後史班 [1982] 『昭和戦後史 教育のあゆみ』(読売新聞社)
- [329] 〔陸軍省〕[1935] 『滿洲事變勃發滿四年 日滿關係の再認識に就て』(陸軍省)
- [330] 〔『歴史地理教育』編集部〕[1960a] 「特別リポート 官報指導要領下の教科書検定」『歴史地理教育』第50号(1960年3月)66-76頁
- [331] 『歴史地理教育』編集部 [1960b] 「特別リポート 教科書問題大論争」『歴史地理教育』第51号(1960年4月)21-30頁
- [332] 『歴史地理教育』編集部 [1960c] 「特別リポート 教科書論争続行中」『歴史地理教育』第52号(1960年5月)33-45頁
- [333] 若井敏明 [2001] 「平泉澄論のために——田中卓『平泉史学と皇国史観』を得て」『皇學館論叢』第34巻第3号(2001年6月)20-35頁
- [334] 若井敏明 [2006] 『平泉澄——み国のために我つくさなむ』〔ミネルヴァ日本評伝選〕(ミネルヴァ書房)
- [335] 若槻泰雄 [1995 = 2000] 『日本の戦争責任——最後の戦争世代から』下〔小学館ライブラリー〕(小学館)
- [336] 和歌森太郎 [1960] 「歴史観の自由をまもれ——歴史教育をめぐる諸問題を通じて」『自由』第6号(1960年5月)52-61頁
- [337] 和田善一 [1956] 「文官銓衡制度の変遷」(IV)『試験研究』第15号(1956年1月)
- [338] 渡辺治 [2005] 「国体」原武史 + 吉田裕〔編〕『岩波天皇・皇室辞典』(岩波書店)177-182頁
- [339] 渡部宗助 [1986] 「解題——「志水義暉文庫」について」国立教育研究所〔編〕『志水義暉文庫目録』(国立教育研究所)

新聞

- [340] 『新聞集成昭和編年史』(明治大正昭和新聞研究会、1955-)
- [341] 『東京朝日新聞』『朝日新聞』〔縮刷版〕
- [342] 『官報』
- [343] 『帝國大學新聞』『大學新聞』〔復刻版(1923-48) = 不二出版、全17巻別冊1、1984-85〕
- [344] 『日本讀書新聞』〔復刻版(1937-60) = 不二出版、全15巻別冊1、1987-88〕
- [345] 『東京日日新聞』『毎日新聞』
- [346] 『讀賣新聞』

雑誌

- [347] 『國家試験』(育成洞)
- [348] 『受験界』(受験界社)
- [349] 『同盟時事年鑑』(同盟通信社)
- [350] 『特高月報』(内務省警保局保安課)
- [351] 『日本諸學』(内閣印刷局)

データベース、ウェブサイト

- [352] 朝日新聞社電子電波メディア局データベースセクション〔編〕『朝日新聞戦前紙面データベース』(朝日新聞社、2001-02年、CD-ROM)
- [353] アジア経済研究所図書館デジタルアーカイブス [<http://www.ide.go.jp/Japanese/Library/DI/>]
- [354] アジア歴史資料センター(国立公文書館) [<http://www.jacar.go.jp/>]

- [355] 国立公文書館デジタルアーカイブ [<http://www.digital.archives.go.jp/>]
- [356] 国会会議録検索システム (国立国会図書館) [<http://kokkai.ndl.go.jp/>]
- [357] 閣議決定等文献リスト及び本文 (国立国会図書館議会官庁資料室)
[http://www.ndl.go.jp/horei_jp/kakugi/kakugi_main.htm]